

産業構造審議会環境部会

第13回廃棄物・リサイクル小委員会

配付資料一覧

- 資料1 議事次第
- 資料2 委員名簿
- 資料3 品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの改定及びフォローアップ(案)
- 資料3 - 1 リサイクルガイドラインの改定及びフォローアップ(案)の要旨
 - 資料3 - 2 品目別ガイドラインの概要版
 - 資料3 - 3 業種別ガイドラインの概要版
 - 資料3 - 4 品目別ガイドラインの本編
 - 資料3 - 5 業種別ガイドラインの本編
 - 資料3 - 6 産業廃棄物(鉱業廃棄物)・有価発生物の動向調査業種別調査結果(平成15年度実績)
- 資料4 - 1 各ワーキング・グループ等の審議状況について
- 資料4 - 2 国際資源循環ワーキング・グループ取りまとめ
「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現に向けて」(概要)
(別添)3Rイニシアティブ閣僚会合・国際シンポジウムの結果概要について
- 資料4 - 3 電気・電子機器リサイクルワーキング・グループ
自動車用バッテリーリサイクル検討会取りまとめ
「自動車用バッテリーの回収・リサイクル推進のための方策について」(概要)
- 資料4 - 4 製品3Rシステム高度化ワーキング・グループ取りまとめ
「グリーン・プロダクト・チェーンの実現に向けて」(概要)
- 資料5 - 1 容器包装リサイクル法の施行状況
- 資料5 - 2 家電リサイクル法の施行状況
- 資料5 - 3 自動車リサイクル法の施行状況

産業構造審議会 環境部会
第 13 回廃棄物・リサイクル小委員会

議事次第

日時： 平成 17 年 10 月 13 日（木）
14 時～ 16 時（2 時間程度）

場所： 東海大学校友会館 阿蘇の間
（東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 5 霞が関ビル 3 3 階）

議題： (1) 品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの改定及びフォローアップについて

(2) 各ワーキング・グループ等の審議状況について

- ・ 廃棄物・リサイクルガバナンス
- ・ 国際資源循環ワーキング・グループ
- ・ 電気・電子機器リサイクルワーキング・グループ
自動車用バッテリーリサイクル検討会
- ・ 製品 3 R システム高度化ワーキング・グループ

(3) 各種リサイクル法の施行状況について

- ・ 容器包装リサイクル法
- ・ 家電リサイクル法
- ・ 自動車リサイクル法

産業構造審議会 環境部会
 廃棄物・リサイクル小委員会委員名簿

敬称略(50音順)

(小委員長)

永田 勝也 早稲田大学理工学部教授

(委員)

浅野 直人 福岡大学法学部教授
 石井 和男 社団法人全国都市清掃会議専務理事
 石井 邦夫 社団法人全国産業廃棄物連合会副会長
 今泉 嘉久 社団法人日本オフィス家具協会副会長
 岩坂 光富 日本鋳業協会理事・技術部長兼環境保安部長
 岡田 元也 日本チェーンストア協会環境委員会委員長
 角田 禮子 主婦連合会副会長
 加藤 仁 社団法人日本アルミニウム協会会長
 喜連 元昭 日本百貨店協会環境委員会委員長
 郡 孝 同志社大学経済学部教授
 河野 光雄 内外情報研究会会長
 小山 達治 日本ガラスびん協会会長
 坂戸 誠一 全国中小企業団体中央会評議員
 佐藤 芳明 財団法人家電製品協会環境担当役員会議委員長
 篠原 徹 日本商工会議所専務理事
 篠原 善之 社団法人日本化学工業協会環境安全委員長
 白井 芳夫 社団法人日本自動車工業会環境委員会委員長
 関沢 秀哲 社団法人日本鉄鋼連盟環境・エネルギー政策委員会委員長
 辰巳 菊子 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事
 寺田 範雄 全国商工会連合会専務理事
 内藤 博光 全国商店街振興組合連合会専務理事
 永松 恵一 社団法人日本経済団体連合会専務理事
 新美 春之 石油連盟環境安全委員会委員長
 服部 拓也 電気事業連合会環境委員会委員長
 久本 千春 板硝子協会環境・技術委員会委員長
 細田 衛士 慶應義塾大学経済学部長
 榊井 成夫 読売新聞社論説委員
 松尾 正洋 日本放送協会解説委員
 三輪 正明 日本製紙連合会パルプ・古紙部会長
 森 浩志 東京都環境局廃棄物対策部長
 吉田 靖男 社団法人日本貿易会専務理事
 米田 謙之輔 千葉県庁環境生活部長
 寄本 勝美 早稲田大学政治経済学部教授

品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの改定 及びフォローアップ(案)

要旨

平成 17 年 10 月 13 日
産業技術環境局リサイクル推進課

品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインは、事業者の自主的な取組を促進することを目的として、事業者が廃棄物処理・リサイクルとして取り組むべき事項を整理したものであり、平成 2 年に初めて策定された。その後、本ガイドラインは、累次の改定を経る中で対象品目・業種の拡大を図るほか、品目別・業種毎の取組内容の充実を図ってきている。特に、前回(平成 15 年)の改定においては、製品の生産から消費・廃棄までの幅広い段階での 3 R 対策を取り入れた資源の有効な利用の促進に関する法律の施行から 2 年を経たことを踏まえ、リユース、リデュースに関する事項の大幅な拡充と目標設定を行い、これらにより、個別品目・業種毎の 3 R 対策を質・量ともに高めてきている。

本ガイドラインの対象としている品目・業種は、一般廃棄物量の約 70%、産業廃棄物量の約 40% をカバーしている。

また、リサイクル関連法対象である品目・業種についての実施指針の性格も有している。

今回の改定においては、平成 15 年度改定からの状況の変化、目標達成状況等を踏まえて、必要に応じて目標値の新設・改定を行うとともに、3 R のより一層の推進に向けて必要な改定を行っている。併せて、個別品目・業種毎のこれまで 1 年間の 3 R 対策の進捗状況について点検を行うものである。

< ガイドラインの改定について >

・改定ガイドラインの特徴

(1) 製品等を回収・リサイクルするシステムの構築・整備

自動車用鉛蓄電池、消火器、ぱちんこ遊技機について、廃棄物処理法の広域認定制度等の活用により、回収・リサイクルシステムの構築・整備を図ることとした。

(2) 製品の設計・製造に関する工夫

エアゾール缶、カセットボンベについて、製品の廃棄段階を考慮した設計・製造に関する工夫を行う。

(3) 3 R 関連目標の拡充

古紙、飲料用紙製容器、ガラスびん、ぱちんこ遊技機、塩ビ製床材、自動車部品製造業、流通業について、新たな数値目標の設定や目標値の見直しを行った。

(4) 産業廃棄物の最終処分量の削減目標の見直し

非鉄金属製造業(日本伸銅協会、日本電線工業会)、自動車部品製造業、流通業、石炭鉱業について、最終処分量削減目標の改定や新たな目標数値の設定を行った。

・個別事項

(1) 品目別ガイドライン

3 Rの推進

製品等を回収・リサイクルするシステムの構築・整備

- ◆ 自動車用鉛蓄電池及び二輪自動車用鉛蓄電池
資源有効利用促進法の指定再資源化製品に指定し、安定的な回収・リサイクルシステムの再構築を図る。
- ◆ 消火器
粉末消火剤及び消火器部品に係るリサイクル技術を確立し、100%近くのリサイクルが可能となったことから、今後は回収率の向上を目指す。
- ◆ ぱちんこ遊技機
 - ・ これまで関東エリアで行ってきた回収・リサイクルを、平成17年7月より全国を回収対象エリアとして稼働させる。
 - ・ 離島からの回収への取組、回収拠点の整備・拡充を進める。

回収・リサイクルを推進するための対策

- ◆ エアゾール缶
 - ・ 廃棄物の適正処理確保のため、中身排出機構（エアゾール缶が使用済となった際に、内容物を適切に使い切ることができる仕組み）の装置導入を推進するとともに、エアゾール缶の廃棄方法についての課題解決の検討を行う。
 - ・ 中身排出機構を使用した後にエアゾール缶の廃棄を行うよう啓発活動を実施。
- ◆ カセットボンベ
ガスを残さず使い切り易いカセットこんろの性能基準を作成し、工業会の自主基準化を目指す。
- ◆ オートバイ
昨年10月から、業界の自主的な使用済二輪車の回収・リサイクルシステムが稼働しているが、リサイクルシステムの運用において、二輪車製造業者等は、2005年10月1日以降に出荷する車両の100%にリサイクルマークを付して販売することを目指す。

- ◆ 建設資材
 - ・ 木質系建設資材のリサイクル阻害要因を多角的に調査・分析していく。
 - ・ ロックウール製品の多くを占める住宅用断熱材や天井材を材料としてリサイクルの検討を進める。
 - ・ 塩ビ製雨樋について、処理困難なリフォーム端材等のリサイクルの検討。
 - ・ 金属サイディングについて、材料同士を分離せずにリサイクル可能性を検討。
- ◆ 携帯電話・PHS
 - ・ 携帯端末に保存した個人情報のバックアップ、データ移行措置や個人情報の消去に係るサポートを強化し、使用済端末の回収可能性を高める。
 - ・ 平成18年度を目途に、回収・リサイクル指標や算出方法を検討。

環境配慮設計・製品含有物質への対応

- ◆ 複写機
 - ・ 新規開発製品における要管理物質の削減取組として、2006年度中に、カドミウム、水銀、鉛、六価クロム、PBB（ポリブロモビフェニル）、PBDE（ポリブロモジフェニルエーテル）の全廃を目指す。
 - ・ リユース製品についても部品・材料の代替を進め、要管理物質の全廃に向けて努力し、2010年度中に要管理物質の全廃を目指す。

技術開発・調査等の実施

- ◆ 発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材
再生品の用途拡大に関し、公募制によるリサイクル技術・用途開発の開始。
- ◆ ガス・石油機器
設備機器の市場におけるリサイクルの実態を把握するため、定点観測システム調査を継続して実施。
- ◆ 潤滑油
使用済潤滑油の分別回収促進のため、使用済潤滑油の分別手法を検討し、リサイクルの効率化を図る。

リサイクル関連目標の拡充

新たに盛り込んだ目標値

- ◆ 紙
古紙他用途利用の拡大におけるRPFの使用促進 平成22年度 60万トン
(日本製紙連合会における平成15年度RPF使用量：19万トン)

見直した目標値

飲料用紙製容器（紙パック）回収率目標値の改定	35%（平成17年度）	50%（平成22年度）
ガラスびん（カレット利用率）	85%（平成17年度）	90%（平成22年度）
ぱちんこ遊技機 マテリアルリサイクル目標率	55%（平成17年度）	75%（平成19年度）
塩ビ製床材		
塩ビ製床材の特定部分（塩ビ樹脂含有層）の原材料に占める		再生樹脂の使用比率30%以上
		塩ビ製床材全体の原材料に占める再生樹脂の使用比率15%以上

（2）業種別ガイドライン

リサイクル関連目標の拡充

繊維工業（改定）

「国産エコ・ユニフォームマーク」（国内生産の再生ポリエステル繊維生地を使用し、国内事業所で縫製された製品に添付）の普及目標枚数

平成15年度目標 40万枚、平成16年度目標50万枚

「国産エコ・ユニフォームマーク」と「海外縫製エコ・ユニフォームマーク」（国内生産の再生ポリエステル繊維生地を使用し、海外で縫製された製品に添付）とを合わせて、

平成17年度目標 80万枚

平成21年度目標 100万枚

自動車部品製造業（新設）

生産工程から発生する産業廃棄物（金属くず、鋳物廃砂、廃プラ、廃油等）の再資源化率 70%（平成22年度）

産業廃棄物の最終処分量の削減目標の見直し

日本伸銅協会

平成10年度比で平成22年度の最終処分量（H14に達成）

61%削減 76%削減

日本電線工業会

平成10年度比で平成22年度の最終処分量（H14に達成）

40%削減 50%削減

電気事業

平成 22 年度の最終処分率を、平成 13 年度 (18.6%) と同程度に維持
(H15 に達成)

平成 15 年度 (15%) と同程度に維持

自動車部品製造業

平成 2 年度比で平成 22 年度の最終処分量

9.2% (9 万トンまで) 削減 (H14 に達成)

9.6% (4.5 万トンまで) 削減

電子・電気機器製造業

平成 10 年度比で平成 22 年度の最終処分量を 2.1% 削減 (H14 に達成)

平成 15 年比で平成 22 年度の最終処分量を 5% 削減

石炭鉱業

平成 10 年度比で平成 22 年度の最終処分量を 79.3% 削減 (H14 に達成)

80% 以上の削減量を継続

< 取組の進捗状況、今後講じる予定の措置 >

(1) 3R の推進

< リデュース >

◆ ガラスびん

びん軽量化への取組として、平成 9 年から平成 16 年までの 7 年間で 1 本当たりの平均重量 (出荷トン数 / 出荷本数) は 14.3 g 減少。

◆ 建設資材

金属屋根においては長寿命製品 (高耐食性の金属屋根) の使用比率を昨年度の 60% 台から 70% 台まで引き上げ、金属サイディングにおいては表面材を耐久性に優れた表面処理鋼板へ移行中。

◆ 流通業

- ・ 「少数点数をお買い求めのお客様へのシール対応でのお願い」の実施、「レジ清算の際、『レジ袋削減に、ご協力下さい。』等の声掛け運動」の実施、「レジ袋の薄肉化」、「適正サイズの利用徹底」、「焼却時にも塩素等の有毒ガスが発生しない素材の使用」等の実施。((社)日本フランチャイズチェーン協会)
- ・ 百貨店の包装紙における再生紙の使用割合は、平成 15 年度実績で 51.2% となった。(日本百貨店協会)
- ・ 従来のダンボール箱納品から折りたたみコンテナ (通い箱方式) の導入促進。(日本百貨店協会)

オフィス家具

(社)日本オフィス家具協会会員の製品のうち、資源有効利用促進法の対象製品(指定省資源化製品、指定再利用促進製品)については当該法律に即している場合に表示することとしている[J0IFA番号]について、従来の回収機能に加え、保証・修理受付け機能等を付与することとする。

<リサイクル>

◆ 自動車

本年1月に施行された自動車リサイクル法において、9月末での使用済自動車の引取台数は約191万台、リサイクル料金が預託された車両はあわせて約2,964万台となっており、順調に立ち上がりつつある。

◆ オートバイ

- ・国内二輪車製造事業者(4社)を中心に輸入事業者等(12社)の協力も得つつ検討を進めてきたリサイクルシステムは、平成16年10月1日からの本格稼働を開始した。
- ・リサイクルマーク(リサイクルシステム稼働後、リサイクル料金を徴収せずに引き取るオートバイに貼付されるマーク)貼付車の市場投入数(本年6月末) 246機種
- ・引取り累計台数(本年6月末) 1,511台 リサイクル率 85.5%

◆ タイヤ

- ・廃タイヤのリサイクルの更なる促進のため、平成16年までに6プロジェクト(約20万トン/年)平成17年には1プロジェクト(約4万トン/年)が既に稼働、他1プロジェクト(8万トン/年)が10月に稼働予定。
- ・平成16年のリサイクル率は、前年より1%向上し88%となった。

◆ 紙

古紙標準品質規格の主要銘柄に「オフィスペーパー」、「雑がみ」を新設。併せて業界における分別排出基準を設定。(平成16年9月)

◆ 布団

平成16年度に行った「ふとんリサイクルに対するふとんメーカー等の意向調査」の結果を踏まえ、今後のふとん回収システムの検討や、日本防災協会が推進している繊維リサイクル研究会で、コンクリート型枠向けのふとん及びカーペットの回収費用、コスト等の調査研究と商業化に向けての検討を行う。

◆ エアゾール缶

エアゾール製品処理対策協議会及び(社)全国都市清掃会議中央適困協西部会内に設けられたWGにおいて、中身排出機構の導入、廃エアゾール缶処理機の譲与を中心とした中身残留缶の適正処理対策を検討。

◆ 複写機

国内生産量が減少している中で、国内における複写機の再生プラスチック使用量の実績は2001年1,100t、2002年1,200t、2003年度1,600tと順調に増加。

◆ 建設資材

新築系廃石膏ボード、窯業系サイディング、グラスウール、ロックウール及び畳について、事業者が廃棄物処理法の広域認定制度を活用することにより、回収・リサイクルに努めている。

◆ 非鉄金属製造業

非鉄金属製造業の特徴を生かした再資源化技術の開発を推進するとともに、現在最終処分されている非鉄金属含有廃棄物をリサイクルに誘導し、再資源化量の拡大を図るとともに最終処分量の低減に貢献する。

(2) 広報・普及啓発活動、環境学習などに対する取組

◆ 紙

小・中学生、学校教員等向け「再生紙原料使用の工場見学」を実施。

(16年度 250回実施 於：各社工場)

◆ スチール缶

平成17年度7月に記者説明会を経団連会館にて実施し、7月～10月都内地下鉄駅構内に子供にも人気のキャラクターを使用したポスターを掲出し、スチール缶リサイクルの普及啓発を実施。

◆ プラスチック

プラスチックの有用性とリサイクルに関する小中学生・教師向けのツールを作成し、ホームページ上で公開(平成15年)、本サイトを用いた教育現場での出前授業実施等普及活動を実施。(平成16年)

◆ 小型ガスボンベ

不用になった小型容器等の廃棄の取り扱いに関して、周知リーフレットの配布や新聞広告等により消費者に対し広報を実施。

(周知リーフレット：約800万枚、新聞広告：80回掲載)

◆ レンズ付きフィルム

小学校5年・社会科で学習する「我が国の工業生産」の単元や発展学習及び「総合的な学習の時間」で使用する、環境学習用ビデオ教材「調べてみよう！レンズ付フィルム工場の秘密～循環生産ってなんだろう～」と教師指導用ガイドブックを作成し、全国の小学校1,000校に配布。本件は平成17年度の第43回日本産業映画・ビデオコンクール奨励賞を受賞。

◆ リース業

「リース利用者向けパンフレット」を作成・配布して環境法制の周知とリース終了物件の適正な処分に関する理解と協力を求める。

(3) 環境配慮設計・製品含有物質への対応

◆ 生分解性プラスチック

平成16年度から、環境配慮製品の規格化としてグリーンプラ識別表示基準の環境JIS化に向けた作業を開始。

◆ 自動車

- ・鉛使用削減目標達成状況については、平成18年を目標年(*)としているところ、平成16年度市場投入新型モデル24のうち、目標達成モデルは17。
(*)平成18年末目標(平成8年比1/10以下減)達成
- ・水銀使用削減については、平成16年度市場投入新型車は全て達成。
- ・六価クロム、カドミウムについては代替材への切替を推進中。

◆ オートバイ

- ・鉛使用削減目標達成状況については、ホイールバランスの鉛フリー化等により、2004年市場投入新型モデルの全17モデルで達成。
- ・水銀、六価クロム、カドミウム代替材切替を推進中。

◆ 家電製品

- ・平成16年度は新たに推奨する材質マーク(例えば、難燃剤含有なしを示すマーク、プラスチック再生材使用とその割合を示すマーク)や解体性向上のマーク(例えば、金属インサートを示すマークなど)を制定し、製品アセスメントマニュアル第3版追補版を発行、合わせて、ホームページでも公表。
- ・2005年12月ごろ制定されるJIS規格「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示」に基づいた、グリーンマークを採用、貼付すべく、その家電製品に応じたガイドラインを作成予定。

◆ 複写機

2003年度で2物質(PBB、PBDE)については、全社全廃を達成済み。4物質(カドミウム、水銀、鉛、六価クロム)は順調に削減が進んでおり、全廃活動を継続中。

◆ ガス・石油機器

(社)日本ガス石油機器工業会において、平成17年度中に、「ガス・石油機器アセスメントガイドラインの実施状況と実施しての成果まとめ」をホームページで公表できるよう準備を進める。

◆ システムキッチン

システムキッチンのリサイクル容易設計に資するため、「システムキッチン 3 R 事例集（第一版）」を平成 17 年 2 月に発行、会員に配布すると共にホームページに掲載。

◆ 自動販売機

使用済み自販機を安全に処理できるように、要管理物質であるカドミウム、水銀、鉛、六価クロム、P B B 及び P B D E についての削減の検討を開始。

(4) 技術開発等の実施

◆ プラスチック

- ・ 廃塩ビの高炉原料化事業がスタート。(平成 16 年 5 月)
- ・ 自動車リサイクル法の施行に合わせ、ケミカルリサイクル技術のガス化及び有害な臭素化合物の無害化部分について 2 社でリサイクル事業が開始。(平成 16 年)

◆ 電線

平成 16 年から廃電線塩ビ被覆材の鉛除去技術に関する調査を開始。

◆ 鉄鋼業

- ・ 電気炉酸化スラグのコンクリート骨材等の普及については、JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材 - 第 4 部：電気炉酸化スラグ骨材) が平成 15 年 6 月 20 日公示され、平成 16 年 7 月には第 1 号の JIS 認定工場が誕生した。
- ・ 電気炉業界では、平成 17 年 4 月に「電気炉スラグ普及委員会」を設け、コンクリート用骨材の JIS 認定工場の拡大、電気炉スラグ製品の普及促進等に努めている。

◆ 繊維工業

- ・ 染色整理業における活性汚泥処理設備の運転方法を改良することにより、発生汚泥量の削減を図る。
- ・ 一般にはポリエステル綿が用いられているベッド・パッド(ベッドと敷布の間に敷く薄い敷物)について、側地・中綿とも綿 100% (落綿を使用)の製品を開発する。
- ・ 家具・自動車等で用いられるクッション材について、現在はウレタンが用いられているが、リサイクルが可能なポリエステル系繊維から、ウレタンと同等レベルの製品を製造する技術開発を行う。

廃棄物処理・リサイクルガイドラインに設定された個別目標値等の進捗状況
(品目別)

品目	設定項目	目標率 (*法定目標)	目標年	実績 (平成16年度)	参考実績 (平成15年度)
1. 紙	古紙利用率(紙・パルプ製造業)	60%	H17年度	60.3%	60.4%
2. ガラスびん	カレット利用率	90% (H15に前目標85%を達成)	H22年度	90.7%	90.3%
3. スチール缶	リサイクル率	85%以上		87.1%	87.5%
4. アルミ缶	回収・再資源化率	85%	H18年度	86.1%	81.8%
	再生資源利用率	55%	H18年度	52.3%	47.9%
5. プラスチック	PETボトル(飲料用、しょう油用)の回収率	80%以上	H26年度	62.3%	61.0%
	発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材のリサイクル率	40%	H17年度	41.0%	39.3%
	農業用塩化ビニルフィルムのリサイクル率	60%	H17年		55.0%
	塩ビ製の管・継手のリサイクル率	70%	H22年度	56.1%	52%
6. 自動車	新型車のリサイクル可能率	90%以上	H14年度以降	定量的絶対評価が難しく、各製造事業者が独自のリサイクル指標として表示	-
	新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)	H8年の概ね1/10	H18年以降	2004市場投入全24モデル中17モデルで達成済み	H12年末目標(H8年比1/2減)は全モデル達成済
	使用済自動車のリサイクル率	85%以上	H14年以降	84%~86%程度と推計される	-
95%以上		H27年以降			
7. オートバイ	新型車のリサイクル可能率	90%以上	H14年以降	2004市場投入モデルの全17モデルで90%以上を達成	2003年市場投入モデルの全10モデルで90%以上を達成
	新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)	60g以下 (210Kg車重量)	H18年以降	2004年市場投入新型モデルの全17モデルで達成	2003年市場投入新型モデルの全10モデルで達成
	使用済オートバイのリサイクル率	85%以上	H14年以降	-	-
95%以上		H27年以降			
8. タイヤ	リサイクル率	90%以上	H17年	88%	87%
9. 自転車	リサイクル可能率	67%			
10. 家電製品	エアコンの再商品化率	60%以上*	法定目標	82%	81%
	テレビの再商品化率	55%以上*	法定目標	81%	78%
	冷蔵庫の再商品化率	50%以上*	法定目標	64%	63%
	洗濯機の再商品化率	50%以上*	法定目標	68%	65%
13. カーペット	製造工程で発生する屑類の減量化	H13年度排出量比20%の減量化	H18年度	14.3%	9.8%
14. 布団	製造工程の原材料くずの発生率の削減	現在の約4.5%から4%以下		布団生地 1.4% 詰めもの 3.8%	
	詰めもの(中わた)の原材料くずの再生利用率	現在の約50%から約60%		75.7%	
16. 小型二次電池	小型制御弁式鉛電池の再資源化率	50%*	法定目標	50.0%	51.0%
	ニッケル水素電池の再資源化率	55%*	法定目標	77.0%	78.0%
	リチウム二次電池の再資源化率	30%*	法定目標	61.0%	62.0%
	ニカド電池の再資源化率	60%*	法定目標	74.0%	73.0%

網掛けは今年度のガイドラインの改定において、目標値の改定を行ったもの

品目	設定項目	目標率 (*法定目標)	目標年	実績 (平成16年度)	参考実績 (平成15年度)
21. 消火器	回収率	53% 60%	H15年 H17年	44%	44%
22. ぱちんこ遊技機	マテリアルリサイクル率	55%	H17年度	63.6% (H15年度)	51.9% (H14年度)
		75% (H17目標55% をH15に達成)	H19年度		
23. パーソナルコンピュータ及びその周辺機器	デスクトップ型パソコン本体の再資源化率	50%*	H15年度	76.8%	78.0%
	ノートブック型パソコンの再資源化率	20%*	H15年度	55.8%	50.3%
	CRTディスプレイ装置の再資源化率	55%*	H15年度	75.6%	72.8%
	LCDディスプレイ装置の再資源化率	55%*	H15年度	65.4%	64.8%
	デスクトップ型パソコン(CRTを含む)の資源再利用率	60%	H17年度	76.0%	74.8%
29. 建設資材	木質系建材廃棄物の減量化	20%低減 (1998年比)	2005年	55%低減	54%低減
	建設解体廃木材の利用率向上	60%向上 (1998年比)	2005年	57.1%向上	55%向上
	石こうボードリサイクル率	原料用 約60%使用		69%	63%
	石こうボード用原紙再生紙使用率	100%	—	100%	100%
	工場で発生する石こうボード端材のリサイクル率	100%		100%	100%
	グラスウールの原材料における板ガラスくず等再生資源利用率	85%程度 (前目標を H15,16に達成)		86.9%	85.3%
	塩ビ製床材全体の原材料に占める再生樹脂の使用比率	15%			
32. 携帯電話・PHS	携帯電話・PHS本体	目標なし		回収台数 8,528千台	回収台数 11,717千台
				再資源化率 19%	再資源化率 19%
	電池			回収台数 7,313千台	回収台数 10,247千台
				再資源化率 53%	再資源化率 55%
	充電器			回収台数 3,181千台	回収台数 4,387千台
				再資源化率 23%	再資源化率 24%

網掛けは今年度のガイドラインの改定において、目標値の改定を行ったもの

廃棄物処理・リサイクルガイドラインに設定された個別目標値等の進捗状況
(業種別)

業種	関係団体等	目標等			H15年実績	H14年実績	
		注：業種別の目標は、特段の記述がないものは、廃棄物の最終処分量の平成10年度と比較した削減率を目標として定めている。					
		H10年の最終処分量	削減率	H22年の最終処分量目標			
1	鉄鋼業	(社)日本鉄鋼連盟	100万トン	50%	50万トン	71万トン	72万トン
2	紙・パルプ製造業	日本製紙連合会	105.4万トン	57%	45万トン	60.4万トン	48.6万トン
3	化学工業	(社)日本化学工業協会	142.8万トン	70%	42.6万トン	65.9万トン	77.4万トン
4	板ガラス製造業	板硝子協会	5.17万トン	42%	2.98万トン	1.40万トン	0.41万トン
6	非鉄金属製造業	日本鋳業協会	70.5万トン	37%	44.1万トン	62.7万トン	54.9万トン
		日本伸銅協会	0.99万トン	76% (前目標をH14に達成)	0.24万トン	0.24万トン	0.37万トン
		日本アルミニウム協会	1.98万トン	14%	1.7万トン	1.0万トン	1.4万トン
		日本電線工業会	3.81万トン	50% (前目標をH14に達成)	1.90万トン	1.48万トン	2.28万トン
7	電気事業	電気事業連合会	最終処分率を平成15年度(15%)と同程度に維持(H22年目標)(前目標をH15に達成)			15%	17%
8	自動車製造業	日本自動車工業会	8.52万トン	87%	1.10万トン	1.8万トン	1.99万トン
9	自動車部品製造業	日本自動車部品工業会	114.3万トン (H2年)	96% (前目標をH14に達成)	4.5万トン	5.6万トン	6.9万トン
10	電子・電気機器製造業	電子・電気等4団体	6.52万トン(H15)	5% (前目標をH14に達成)	6.19万トン	6.52万トン	7.91万トン
11	石油精製業	石油連盟	5.30万トン	38%	3.28万トン	1.4万トン	2.4万トン
12	流通業	日本百貨店協会	H5年比で包装使用量を30%削減(H22年目標)			48.4%削減	43.9%削減
			包装紙における再生紙使用割合80%(H22年目標)			51.2%	54.5%

業種	関係団体等	目標等			H15年実績	H14年実績	
		注：業種別の目標は、特段の記述がないものは、廃棄物の最終処分量の平成10年度と比較した削減率を目標として定めている。					
		H10年の最終処分量	削減率	H22年の最終処分量目標			
14	セメント製造業	(社)セメント協会	セメント1トン当たりの廃棄物・副産物利用量 400kg (H22年度目標)		401kg (H16年度)	375kg (H15年度)	
15	ゴム製品製造業	日本ゴム工業会	4.71万トン (H13年度)	45% (H13年度比)	2.59万トン	2.41万トン	3.36万トン
16	石炭鉱業	石炭エネルギーセンター	224.7万トン	80%以上の削減を継続 (前目標をH14に達成)		33.6万トン	40.5万トン
17	ガス業	日本ガス協会	0.16万トン	25%	0.12万トン	0.06万トン	0.07万トン
18	工場生産住宅製造業	(社)プレハブ建築協会	工場生産段階における再資源化率	木くず	60%(H17年)	99.8%	95%
				コンクリート・アスファルト	60%(H17年)	100%	93%
				金属くず	100%(H17年)	99.7%	100%
				石膏ボード	30%(H17年)	94.1%	97%
		業界団体がリサイクルガイドラインとは別途自主的に策定した住宅生産ガイドライン「エコアクション21」における目標の改定	<ul style="list-style-type: none"> 生産段階(工場及び現場)廃棄物の再資源化率を2010年までに80%以上にする。(改訂前:工場80%以上、現場50%以上) 生産段階廃棄物発生量を2010年までに2001年比30%削減する(改訂前:15%削減) 				

網掛けは今年度のガイドラインの改定において、目標値の改定を行ったもの

業種別・品目別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの策定・改定等の経緯について

平成2年12月 産業構造審議会廃棄物処理・再資源化部会は、事業者が遵守すべき事項を提示することにより、事業者の自主的な取組を促すため、10の業種別、15の品目別ガイドラインを策定。その際、原則毎年フォローアップすることを併せて提言。

平成6年7月 「今後の我が国の廃棄物処理・リサイクルシステムのあり方について(意見具申)」の中で、ガイドラインを全面改定し、ニカド電池、オートバイ、タイヤ、自動車用鉛蓄電池等、小型ガスボンベ及び消火器を加えるなど、拡充・強化。

平成8年3月 「容器包装リサイクル法」の平成9年4月からの施行を見据え、品目別には、ガラスびん、スチール缶及びアルミ缶等について、リサイクル率の数値目標の向上を含むガイドラインの改定を行うとともに、業種別についても、新たに流通業に関するガイドラインを追加。

平成9年4月 自動車等の破砕物(シュレッダーダスト)に関する適正な処理・リサイクルを図るため、自動車、オートバイに関するガイドラインについて、数値目標の設定を含む大幅な改定を実施。

平成10年6月 平成9年9月に産業構造審議会廃棄物処理・再資源化部会企画小委員会で提示された、「電気・電子機器の今後のリサイクルのあり方について」を踏まえ、ぱちんこ遊技機等、パーソナルコンピュータ及びその周辺機器を追加するとともに、ガイドラインの見直しを行い、さらにその進捗状況等についてフォローアップを実施。

平成11年11月及び12月 同年7月に産業構造審議会廃棄物・リサイクル部会合同小委員会で提示された、「循環型経済システムの構築に向けて」を踏まえ、品目については、複写機、ガス・石油機器、繊維製品等の5品目を追加し、業種については、リース業、セメント製造業、建設資材製造業等の7業種を追加するとともに、従来のリサイクルに加え、リデュース及びリユースの概念を盛り込み、1Rから3Rに拡充。また、業種別には、産業廃棄物の減量化の目標値を設定。

平成13年7月 「資源の有効な利用の促進に関する法律」の施行を踏まえ、品目については、携帯電話・PHS、蛍光管等の7品目の追加(うち3品目は業種別からの移動)、有害物質の使用削減、数値目標の拡充・強化を含む3Rへの取組を強化し、業種については、最終処分量の削減率の見直しなど、ガイドラインの充実・強化を実施。

平成15年9月 「資源の有効な利用の促進に関する法律」の施行から2年を経過したことなどを踏まえ、自動車や家電製品などの設計・製造段階での3Rへの配慮及び取組の公表方法の具体化を図った。また、オートバイ、自動車用鉛蓄電池などについては、新たなリサイクルシステムを構築することとした。

業界団体における製品アセスメントガイドラインの策定・改定等の動向

(平成 17年9月末現在)

業界団体名	製品アセスメントガイドラインの動向	備考
(社)日本自動車工業会	1994.7月 「リサイクル促進のための製品設計段階における事前評価のガイドライン」作成	
	2001.12月 「使用済物品等の発生の抑制/再生資源又は再生部品の利用に関する判断基準ガイドライン」作成	
(財)自転車産業振興協会	1997.6月 「自転車製品アセスメント・マニュアルガイドライン」作成	環境配慮規格化の推進を視野に、現行ガイドラインの改定を検討する。
	2002.3月 「自転車製品アセスメント・マニュアルガイドライン」改定(3R対応及び電動自転車の追加)	
(財)家電製品協会	1991.10月 「家電製品・製品アセスメントマニュアル」作成	2005年12月頃制定されるJIS規格「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示」に基づいた、グリーンマークを採用、貼付すべく、その家電製品に応じたガイドラインを作成予定。
	1994.10月 「家電製品・製品アセスメントマニュアル」改定	
	1998.9月 「テレビジョンリサイクルのための設計ガイドライン」作成	
	2001.3月 「家電製品・製品アセスメントマニュアル」改定(3R対応)	
	2004.9月 「家電製品・製品アセスメントマニュアル」第3版追補版作成	
(社)日本オフィス家具協会	1996.4月 「オフィス家具の環境対策ガイドライン」作成	「オフィス家具の環境対策ガイドライン」及び「JIOFA環境自主行動計画」の改定について検討する。
	1998.4月 「JIOFA環境自主行動計画」作成	
	2001.4月 「オフィス家具の環境対策ガイドライン」改定(3R対応)	
	2001.4月 「金属家具製品アセスメントマニュアル」作成	
	2002.6月 「JIOFA環境自主行動計画」改定	
	2003.5月 「中古家具取扱いに関する考え方」を発表、普及のためのセミナーを実施する(東京・大阪)。	
	2004.3月 「JIOFA環境自主行動計画」の普及状況を追跡調査、「JIOFA環境自主行動計画フォローアップ報告書」として発表	
(社)日本照明器具工業会	1992.3月 「照明器具・製品アセスメントマニュアル」作成	
	1995.12月 「照明器具・製品アセスメントマニュアル」改定	
	2001.9月 「照明器具・製品アセスメントマニュアル」改定(3R対応)	
日本遊技機工業組合、日本電動式遊技機工業協同組合	1998.1月 「製品アセスメントマニュアル」作成	
日本遊技機工業組合	2001.7月 「製品アセスメントマニュアル」改定(3R対応)	
日本電動式遊技機工業協同組合	2001.8月 「製品アセスメントマニュアル」改定(3R対応)	
(社)電子情報技術産業協会 (旧:(社)日本電子工業振興協会)	1995.7月 「情報処理機器の環境設計アセスメントガイドライン」作成	
	2000.9月 「情報処理機器の環境設計アセスメントガイドライン」改定(3R対応) アセスメントの実施状況及び効果について、2003,2004年度結果をHPに公表	

業界団体名	製品アセスメントガイドラインの動向	備考
(社)ビジネス機械・情報システム産業協会 (旧:(社)日本事務機械工業会)	1994.1月 「地球環境保護を考慮した事務機器製品開発のための指針」作成	「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」を最新の内容にするため見直しを行う。
	2000.3月 「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン調査報告書(複写機等)」作成(3R対応)	
(社)日本ガス石油機器工業会及び (社)日本ガス協会	1993.4月 「ガス機器アセスメントガイドライン」作成	(社)日本ガス石油機器工業会において、平成17年度中に「ガス・石油機器アセスメントガイドラインの実施状況と実施しての成果のまとめ」をHPで公表できるように準備を進める。
	1997.2月 「ガス機器アセスメントガイドライン」改定	
(社)日本ガス石油機器工業会	1993.10月 「石油機器アセスメントガイドライン」作成	
	1998.9月 「石油機器アセスメントガイドライン」改定	
(社)日本ガス石油機器工業会及び (社)日本ガス協会	2001.3月 「ガス・石油機器アセスメントガイドライン」改定(3R対応)	
キッチン・バス工業会、強化プラスチック協会浴槽部会、日本浴室ユニット工業会	2001.6月 「浴室ユニット製品アセスメントマニュアル」作成(3R対応)	平成17年度において、「浴室ユニット製品アセスメントマニュアル」の改定を実施する。
	2003.6月 「浴室ユニット製品アセスメントマニュアル」改定	
	2005 浴室ユニット3R事例集をキッチン・バス工業会のHPで公表	
キッチン・バス工業会	2001.4月 「システムキッチン製品アセスメントマニュアル」作成(3R対応)	平成16年度の製品アセスメント実施状況調査結果を参考にしながら、マニュアルの見直しを行う。
	2003～ 製品アセスメント実施状況調査を行い、その結果をキッチン・バス工業会HPに掲載	
	2005～ 「システムキッチン3R事例集(第一版)」を発行、HPで公表	
(社)日本電球工業会	1992.7月 「ランプ及び安定器・製品アセスメントマニュアル」	
	2002.7月 「ランプ及び安定器・製品アセスメントマニュアル」改定(3R対応)	
日本自動販売機工業会	1997.8月 「自動販売機製品アセスメントマニュアル」作成	製品アセスメント実施状況を平成17年度中に日本自動販売機工業会HPに公表する。
	2002.3月 「自動販売機製品アセスメントマニュアル」改定(3R対応) 「自動販売機製品アセスメントガイドライン」に名称変更	
	2004.3月 「自動販売機製品アセスメントガイドライン」改定(評価表見直し)	
情報通信ネットワーク産業協会 (旧:通信機械工業会)	2001.3月 「携帯電話・PHSの製品環境アセスメントガイドライン」作成	
	2004.2月 「携帯電話・PHSの製品環境アセスメントガイドライン」改定	
	2004.11月 参加会社11社の代表機種について、ガイドラインの全評価項目の調査を実施	
(社)日本エアゾール協会	2002.8月 「エアゾール容器の易リサイクル設計ガイドライン」作成	

出典:業界団体へのヒアリング等をもとに作成

品目別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの改定 及びフォローアップ(案)

概要版

- | | | |
|-------------------|---------------------------------|-------------------|
| 1 紙 | 13 カーペット | 24 複写機 |
| 2 ガラスびん | 14 布団 | 25 ガス・石油機器 |
| 3 スチール缶 | 15 乾電池・ボタン電池 | 26 繊維製品 |
| 4 アルミ缶等 | 16 小形二次電池等 | 27 潤滑油 |
| 5 プラスチック | 17 自動車用鉛蓄電池
及び二輪自動車用
鉛蓄電池 | 28 電線 |
| 6 自動車 | 18 カセットボンベ | 29 建設資材 |
| 7 オートバイ | 19 エアゾール缶 | 30 浴槽及び浴室ユ
ニット |
| 8 タイヤ | 20 小型ガスボンベ | 31 システムキッチン |
| 9 自転車 | 21 消火器 | 32 携帯電話・PHS |
| 10 家電製品 | 22 ぱちんこ遊技機等 | 33 蛍光管等 |
| 11 スプリング
マットレス | 23 パーソナルコン
ピュータ及びその
周辺機器 | 34 自動販売機 |
| 12 オフィス家具 | | 35 レンズ付フィルム |

平成17年10月13日

産業構造審議会 廃棄物・リサイクル小委員会

1. 紙

ガイドラインの概要

1. 古紙利用の促進

数値目標

平成17年度に紙・パルプ製造業における古紙利用率60%の達成を図る。

古紙利用の拡大

再生紙等の利用の拡大

古紙他用途利用の拡大

2. 古紙回収の促進

オフィス古紙の回収の促進

集団回収等による家庭系古紙の回収の拡大

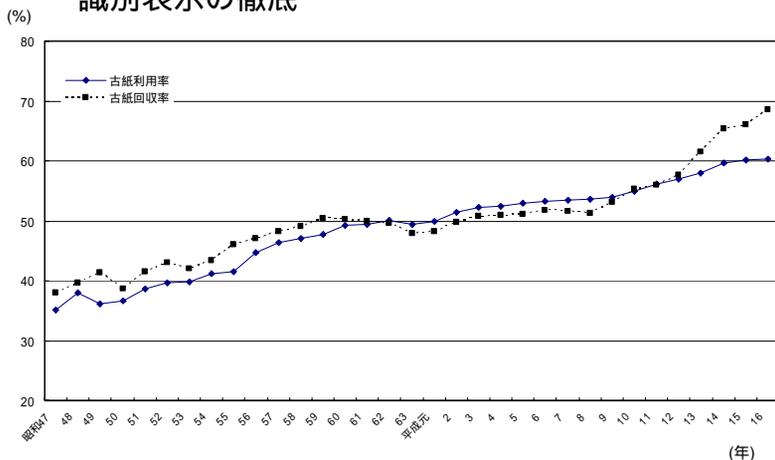
家庭、事業所からの雑がみ古紙の回収拡大

3. 紙製容器包装リサイクルの促進

飲料用紙製容器(紙パック)のリサイクル促進

その他紙製容器包装のリサイクルの促進

識別表示の徹底



取組の進捗状況(抜粋)

1. 古紙利用の促進

古紙利用率の推移

平成16年度 60.3%

平成15年度 60.4%

*平成18年度以降のリサイクル目標は、紙の種類ごとに回収量の見込み、利用技術等を考慮した上で、目標の是非を含め検討中。

リサイクルペーパーフェア、講習会、工場見学等を通じ、再生紙等の利用の拡大に向け普及・啓発を行った。

古紙他用途利用の調査を実施(古紙利用量 H16年度23.5万トン)

2. 古紙回収の促進

オフィス古紙・雑がみ古紙の回収拡大を目指し、古紙標準品質規格の主要銘柄と分別排出基準を設定した。

3. 紙製容器包装リサイクルの促進

紙パックの回収率の向上(平成15年度 34.3%)

ガイドラインの改定

古紙回収の促進

・雑がみ古紙の回収拡大

(財)古紙再生促進センターでは、異物混入防止を図りつつ、雑がみ古紙の回収の拡大を目指し、分別排出基準を新設。

紙製容器包装リサイクルの促進

・飲料用紙製容器の回収率目標の設定

全国牛乳容器環境協議会では、「平成22年度の回収率を50%以上に目標を改正。

古紙利用の促進

・古紙他用途利用の拡大

日本製紙連合会では平成22年度での固形燃料(RPF)の利用計画量を60万トンとした。

2. ガラスびん

ガイドラインの概要

1. リサイクルの促進

数値目標 平成22年度にガラスびんにおけるカレット利用率90%の達成を目指す。

異物除去装置等の導入・普及

リサイクルの推進に資するガラスびんの技術開発を推進

カレットをほぼ100%用いるエコロジーボトルの利用を推進

2. カレットの新規用途の開発、拡大

新規用途品の市場開拓及び供給能力を拡大

公共分門での需要拡大のための検討

3. カレットの品質向上

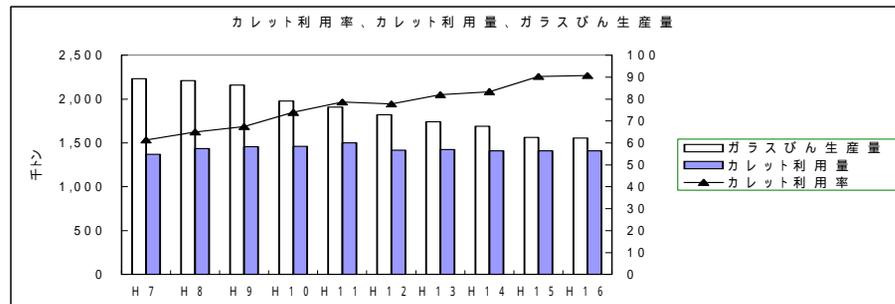
自治体、消費者に対しガラスびんの分別の品質の向上を図るよう要請、協力の呼びかけ

4. リデュース、リユースの推進

軽量びんの開発、普及

統一規格びんの普及方策及びリユースを考慮した目標を検討

ガラスびん生産量、カレット利用量、カレット利用率推移



	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16
ガラスびん生産量	2,233	2,210	2,160	1,975	1,906	1,820	1,738	1,689	1,561	1,554
カレット利用量	1,369	1,436	1,456	1,459	1,498	1,416	1,425	1,408	1,410	1,409
カレット利用率	61.3	65.0	67.4	73.9	78.6	77.8	82.0	83.3	90.3	90.7

単位：千トン、%

資料：「ガラスびん生産量」… 経済産業省「窯業・建材統計」
 「カレット使用量」… 日本ガラスびん協会（大手びんメーカー5社で組織）資料及び
 ガラスびんフォーラム（びんメーカー12社で組織）資料

「カレット利用率」… 「カレット使用量」÷「ガラスびん生産量」

（出典：ガラスびんリサイクル促進協議会HP（<http://www.glass-recycle-as.gr.jp/>））

取組の進捗状況(抜粋)

1. リサイクルの促進

数値目標

カレット利用率 平成16年度90.7% 平成10年度73.9%

9%

業界統一カレット受入品質規格改定（平成14年10月移行）

市中カレット100%使用の「エコロジーボトル」のPR（継続）

2. カレットの新規用途の開発、拡大

カレット需要動向把握システムの開発

3. カレットの品質向上

異物混入状況等に応じたランク付け、品質基準を示したパンフレットの配付（継続）

4. リデュース、リユースの推進

再使用促進の表示「R」マークの導入・統一規格びんの採用（継続）

ガイドラインの改定

1. リサイクルの推進

カレット利用率：平成22年度に90%の目標達成を目指す。

3. スチール缶

ガイドラインの概要

1. リサイクル・リデュースの推進

数値目標

スチール缶リサイクル率 85%以上

総合的リサイクルの推進、薄肉化・軽量化を促進

製鋼原料としての利用拡大

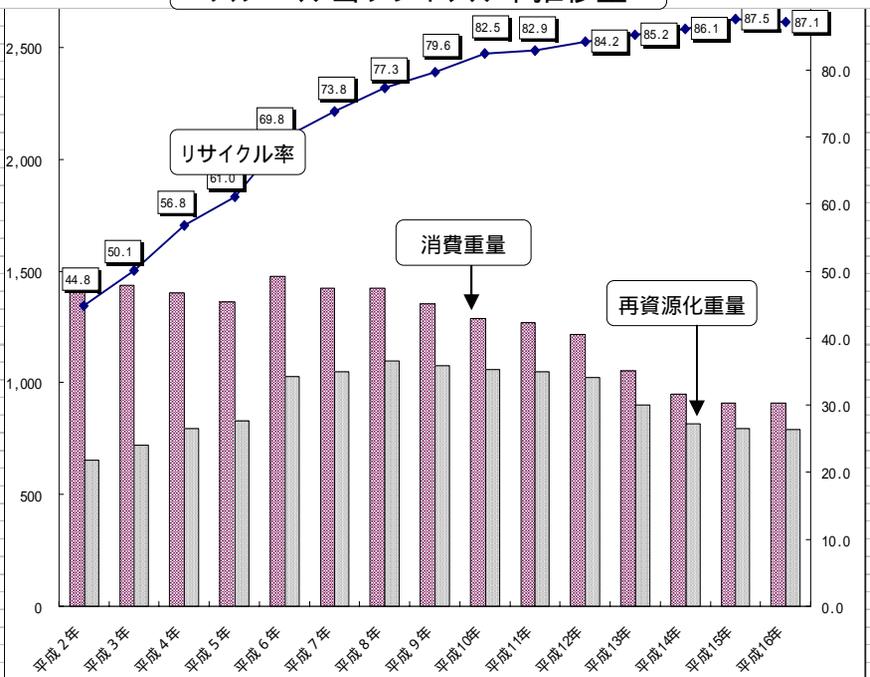
容器包装リサイクル法と連携したリサイクル対策の推進

2. 今後の事業活動について (スチール缶リサイクル協会)

容器包装リサイクル法と連携して、スチール缶リサイクル協会の推進してきた社会システム構築維持のため、啓発を重点推進

再資源化対策 美化・散乱対策 普及啓発対策

スチール缶リサイクル率推移量



取組の進捗状況 (抜粋)

1. リサイクル率の上昇

平成16年 87.1% 平成14年86.1%・平成15年87.5%

2. 普及・啓発活動

記者説明会、交通広告、インターネット、パンフレットなどを通じた広報活動
シンポジウム及び研究会の開催
(分別収集促進のため自治体清掃担当者向けに『廃棄物資源化研究会』開催 累計78回など)

3. その他

素材の薄肉化、軽量化を図り、過去30年間で重量を缶別2割～6割削減
自治体向け資源化設備などについてリサイクルマニュアルを作成、配布
相談室におけるコンサルティングの実施
美化キャンペーンや環境教育イベントを通じた啓発活動実施

ガイドラインの改定

特に取り組むべき事項

スチール缶リサイクルは既に目標値を達成し、再資源化体制は整備されたため、引き続き達成状況を維持すべく体制維持に重点をおくとともに、スチール缶リサイクルの普及・啓発に努めていく。

4. アルミ缶

ガイドラインの概要

1. 再資源化の促進

平成18年度までに、アルミ缶における回収・再資源化率を85%に引き上げる。

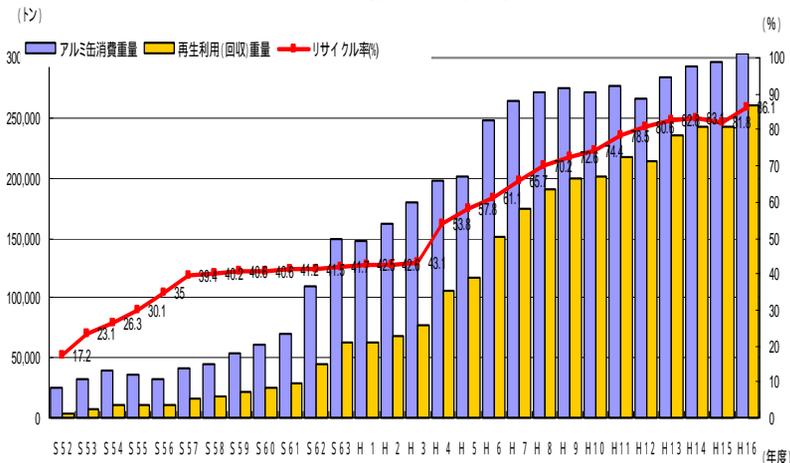
関係業界と連携した全国回収拠点リストの整備。分別収集推進への協力。その補完としての学校、スーパーマーケット等に対する拠点回収のノウハウの提供。薄肉化、軽量化によるリデュースの推進。

2. 持続性のある再生資源利用の促進

CAN TO CAN再生資源化の維持、拡大等を図り、アルミ缶用材料の製造段階での再生資源の利用を促進し、缶材への再生資源利用率を平成18年度に55%以上にする。

3. 国内外におけるリサイクル実態の調査

アルミ缶の消費量及び再生利用量



取組の進捗状況(抜粋)

1. 再資源化の促進

アルミ缶回収・再資源化率 平成16年度86.1%(平成15年度81.8%)

2. 回収ルート等の整備

自治体、学校、スーパーマーケット等回収協力者に対し、回収ルートの整備、啓発活動推進として、パンフレットビデオ等の貸出しを実施
回収ルートの整備及び回収拠点登録者(現在約2,000ヶ所)への情報提供

3. 持続性のある再生資源利用の促進

再資源利用率 平成16年度52.3%(平成15年度47.9%)

CAN TO CAN率 平成16年度61.7%(平成15年度63.7%)

4. その他

リサイクル活動優秀者(団体、個人及び学校)表彰(H16年度104件)
素材の薄肉化及び蓋の小径化の実施
再資源化率導入にあたって第三者評価を実施(平成11年以降)

ガイドラインの改定

1. 再資源化の促進

リサイクル率の維持及び更なる向上に取り組む。
分別収集の促進を図るため回収ルート等の整備活動の充実。
商品の品質と安定性を保持しつつ、薄肉化、軽量化によるリデュースを促進する。

2. 持続性のある再生資源利用の促進

引き続き、アルミ缶用材料における再生資源利用の確保に向けた活動を推進する。

5. プラスチック

ガイドラインの概要

1. リサイクルの促進

数値目標

飲料用・しょうゆ用ペットボトルの回収率 **80%**以上

(H26年度まで)。

発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材(EPS)の

リサイクル率75%(サーマルを含む)の達成(H22年度まで)。

農業用塩化ビニルフィルムの**リサイクル率60%**(サーマルを

含む)の達成(H17年度)。

塩ビ製管・継手の**リサイクル率70%**の達成(H22年度まで)。

2. ケミカルリサイクル等の推進

プラスチック原料化、油化、ガス化、高炉還元などを引き続き推進する。

ハロゲン含有プラスチックのケミカルリサイクルも含めたフォローアップを継続する。

3. エネルギー回収利用の推進

廃プラのエネルギー回収の普及。

エネルギー回収利用の手法をエコ効率的評価の中で他の手法と比較調査する。

4. プラスチック廃棄物の減量化

包装材料削減の推進(詰め替え製品の促進なども含む)。

広報・普及等の推進。

識別・材質表示の徹底・促進。

5. その他

組立加工製品製造業との連携。

バイオマスプラスチック・生分解性プラスチックの開発・利用。

取組の進捗状況(抜粋)

1. リサイクル率の上昇

EPSマテリアルリサイクル率 **H16年 41%**

(サーマルを含むリサイクル率 H16年 69.3%)

農ビリサイクル率 **H15年 約55%** (H11年 51%)

塩ビ管・継手マテリアルリサイクル率 **H16年度 56.1%**

2. リサイクルの促進

ペットボトル回収促進と回収予測に活用できる基盤整備を備えつつ、17年以降の回収率の予測の検討を行う。

ペットボトルのモノマー化リサイクルを活用したボトル製品の定着化。平成15年11月より、前処理なしの使用済み塩ビ管を適正な処理費で受入れ、リサイクルする契約中間処理会社の設置を開始。

スーパー・量販店店頭にてトレイの自主回収を実施(平成16年度 11,901t)

3. 普及・啓発活動

パンフレット作成・配布、メルマガの配信などによる普及・啓発。

プラスチックの有用性とリサイクルに関する小中学生・教師向けツールを作成し、ホームページ上で公開。

リサイクルイベント等の開催。

協会規格再生塩ビ管の普及(下水道協会認定資器材に登録等)。

「愛・地球博」へのバイオマスプラスチック・生分解性プラスチック製品導入による普及・啓発。

4. 技術開発

廃塩ビの高炉原料化を事業化し、平成16年5月からスタート。

サーマルリサイクル技術に関するデータベースを継続・充実。

一般系混合廃プラスチックは、エコ効率分析ではエネルギー回収が最も望ましいとの結論を得た。

EPSリサイクル技術及び用途開発について、公募制度をスタート。

強化プラスチックのセメント原・燃料化を推進し、全国5ヵ所で事業化済。

ガイドラインの改定

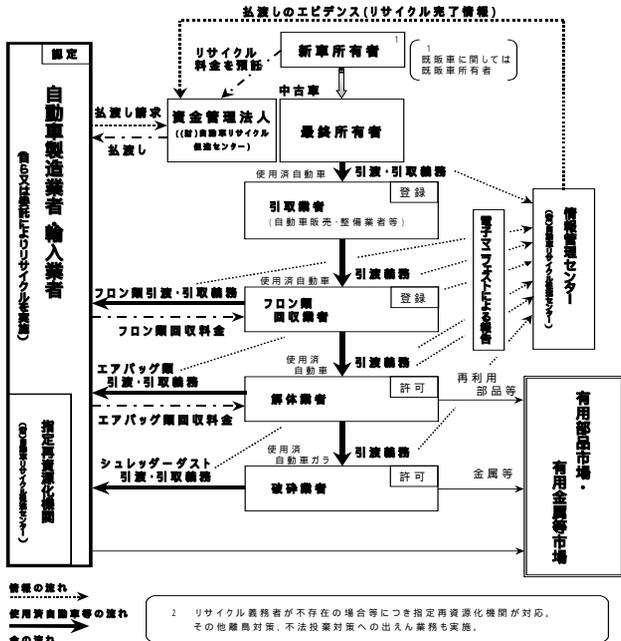
EPS及び塩ビ管・継手のリサイクル率目標値及び達成年度を変更。

6. 自動車

ガイドラインの概要

- (1)自動車リサイクル法の円滑な施行
- (2)数値目標
 - 新型車のリサイクル可能率目標 **90%以上**
 - 鉛使用量(バッテリーを除く)をH18年1月以降H8年比の**概ね10分の1以下(大型商用車は4分の1以下)**
 - 水銀使用(一部を除き)をH17年1月以降**禁止**
 - 六価クロム使用をH20年1月以降**禁止**
 - カドミウム使用をH19年1月以降**禁止**
 - 使用済自動車のリサイクル率目標 **85%以上**
 - H27年以降 **95%以上**
- (3)シュレッダーダストの発生抑制等の設計・製造段階での3Rへの配慮
- (4)シュレッダーダスト・エアバッグ類・フロン類のリサイクル法に基づく適正処理。
- (5)リユース部品の利用の促進。
- (6)回収段階における対策の推進。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図



取組の進捗状況(抜粋)

1. 自動車リサイクル法施行全般

関連事業者の登録・許可状況については、本年3月末時点において引取業者が約85,100社、フロン類回収業者が約22,700社、解体業者が約5,500社、破砕業者が約1,200社それぞれ都道府県等の登録又は許可を取得。関係事業者向け全国説明会(参加者9万3千人)を実施、リーフレット等の配布による普及広報を実施。シュレッダーダストのリサイクルについては、規模の利益によるコストの削減、破砕業者の業務の円滑化を背景に、ARTとTHチームの2チームに分かれ競争をしつつリサイクルを実施中。フロン類、エアバッグ類については、(有)自動車再資源化協力機構(以下「自再協」)を設立し、自再協が自動車メーカー等から委託を受け、一元的にフロン類、エアバッグ類を引き取り、リサイクルおよび破壊を実施中。

2. 自主的な取組み等

使用済自動車リサイクル率 **H15年 84~86%程度**
鉛使用量目標達成数 17モデル

(H16年度市場投入新型モデル数24)

環境負荷物質削減目標を公表。
 リサイクル部品の活用促進のため、国等が自動車リサイクル部品の利用を積極的に行うよう「グリーン購入法」の項目に“自動車整備”を追加。

ガイドラインの改定

自動車リサイクル法の円滑な運用に向けた取組。

リサイクル率の向上及びそれに資する環境負荷物質の使用量削減

7. オートバイ

ガイドラインの概要

1. オートバイのリサイクルシステムの構築

- ・二輪車製造業者等が関係事業者の協力を得て、リサイクルネットワークを自ら構築し、円滑に実施する。
- ・二輪車製造業者等は新たに販売する車輛にリサイクルマークを付して販売する。

2. リサイクル率の向上、有害物質の使用量削減

数値目標

新型車のリサイクル可能率目標 90%以上

新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)をH18年1月以降60g以下(210kg車重量)とする。

水銀使用をH16年以降禁止

六価クロム使用をH20年1月以降禁止

カドミウム使用をH19年1月以降禁止

全てのオートバイのリサイクル率目標: 85%以上

H27年度以降は全てのオートバイのリサイクル率目標: 95%以上

取組の進捗状況(抜粋)

1. H16年10月からリサイクルシステム稼働中

廃棄二輪車について指定引取窓口(190ヶ所)、廃棄二輪車取扱店(約15,000店)、処理・リサイクル施設(14ヶ所)を設置
リサイクルシステム稼働後、販売される車輛に二輪車リサイクルマークを付して販売する。稼働前に販売された二輪車は、廃棄時にリサイクル料金を支払って引き取る。

6月末 引取り累計数 1,511台

リサイクル率 85.5%

2. 「リサイクル・イニシアティブ自主行動計画」等の実施中

H16年市場投入モデルの全17モデルで90%以上のリサイクル可能率を達成(ISO基準のマテリアルリサイクル率)

H16年市場投入新型モデルの全17モデルで鉛使用目標達成

3. 新規開発モデルの3R事前評価を実施中

リデュース: 材質変更や部品小型化による軽量化

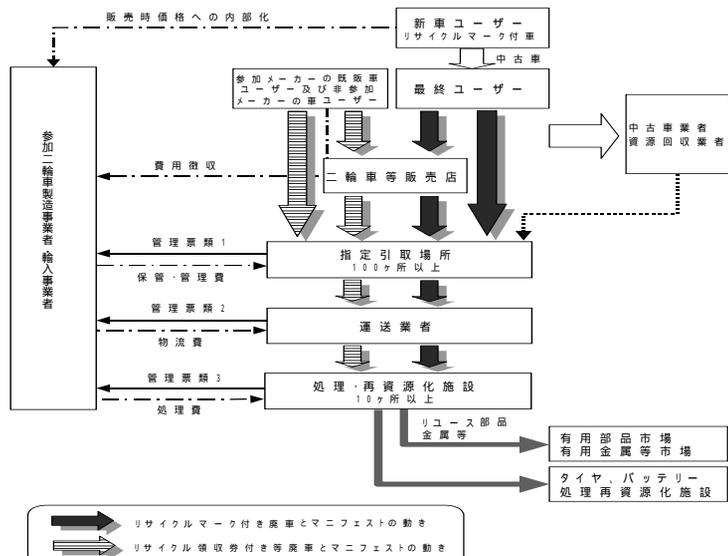
リユース・リサイクル: 廃バンパー材やリサイクルPP材等の適用や、樹脂部品の材料表示等による易解体性の向上

ガイドラインの改定

1. 二輪車リサイクル自主取組の更なる周知徹底

仕組みの広報・理解普及活動を継続して実施。

ユーザー利便性のため販売店店頭のリサイクルマーク掲出の徹底
ユーザー利便性のために廃棄二輪車取扱店名簿のHP公開
粗大ゴミ(50cc以下)としての引取りを中止する自治体に対して円滑な本システムへの移行に向けて住民への広報活動の協力
二輪車イベント等における二輪保有ユーザーへの広報活動の実施



8. タイヤ

ガイドラインの概要

1. 回収・処理ルート of 構築等

解体業者が収集・運搬業者などに円滑に廃タイヤを引き渡せるようネットワークへの参加等を促進。

廃タイヤの適正処理の促進、ネットワークにおけるマニフェスト制度の着実な推進。

回収・リサイクル実績の公表。

2. リサイクル・リユースへの取組の促進

目標

平成17年までにリサイクル率を90%以上に向上。

更生タイヤの使用促進等。

マテリアルリサイクルの拡大等。

タイヤの回収・リサイクルの状況

1. ルート別発生量

本数=百万本, 重量=千t, ()/前年比=%

		2000年		2001年		2002年		2003年		2004年		前年比
		本数	重量									
タイヤ取替時	本数	80	83	82	78	80	82	80	80	82	79	102.6
	重量	842 (82)	860 (81)	835 (80)	806 (78)	827 (79)	827 (79)	827 (79)	827 (79)	827 (79)	827 (79)	102.6
廃車時	本数	23	24	24	25	23	23	23	23	216	21	96.4
	重量	187 (18)	199 (19)	205 (20)	224 (22)	216 (21)	216 (21)	216 (21)	216 (21)	216 (21)	216 (21)	96.4
合計	本数	103	107	106	103	103	103	103	103	103	100.0	100.0
	重量	1,029 (100)	1,059 (100)	1,040 (100)	1,030 (100)	1,043 (100)	1,043 (100)	1,043 (100)	1,043 (100)	1,043 (100)	1,043 (100)	101.3

2. リサイクル状況

重量=千t, 構成比/前年比=%

		2000年		2001年		2002年		2003年		2004年		前年比		
		重量	構成比	重量	構成比	重量	構成比	重量	構成比	重量	構成比			
リサイクル利用	国内	再生・加工利用	更生タイヤ台用	50	5	43	4	41	4	36	4	33	3	91.7
			再生ゴム・ゴム粉	102	10	98	9	93	9	97	9	120	12	123.7
			その他	44	4	40	4	40	4	39	4	25	2	64.1
			小計(A)	196	19	181	17	174	17	172	17	178	17	103.5
リサイクル利用	国内	熱利用	セメント焼成用	361	35	316	30	284	27	240	23	213	20	88.8
			中・小ボイラー	75	7	70	7	66	6	23	2	15	2	65.2
			製鉄	57	6	90	8	55	5	48	5	52	5	108.3
			ガス化炉	-	-	-	-	-	-	-	-	8	1	-
			金属製錬	30	3	30	3	26	3	20	2	11	1	55.0
			タイヤメーカー工場用	39	4	55	5	56	6	42	4	30	3	71.4
			製紙	42	4	70	7	86	8	70	7	130	12	185.7
			発電(タイヤメーカー工場以外)	7	1	6	1	6	1	8	1	9	1	112.5
			小計(B)	611	60	637	61	579	56	451	44	468	45	103.8
			輸出(更生タイヤ台用・中古タイヤ等)(c)	95	9	120	11	148	14	268	26	270	26	100.7
リサイクル利用合計(A+B+C)	902	88	938	89	901	87	891	87	916	88	102.8			
その他	埋め立て	埋め立て			17	2	31	3	37	3	34	3	91.9	
		流通在庫等			104	9	108	10	102	10	93	9	91.2	
		小計(D)	127	12	121	11	139	13	139	13	127	12	91.4	
合計(総発生量A+B+C+D)	1,029	100	1,059	100	1,040	100	1,030	100	1,043	100	101.3			

出典：日本タイヤリサイクル協会(現：社団法人日本自動車タイヤ協会リサイクル事業本部)

取組の進捗状況(抜粋)

1. 回収・処理ルート of 整備等

解体業者状況調査等の実施。

排出者から再生・熱利用先までの管理名簿のパソコン処理の実施、大口利用先の維持・開発、野積タイヤの処理状況把握等、マニフェスト制度の指導。

適正処理体制の整備のため、インストラクターを養成し、更にフォローアップ研修を開始。

回収・リサイクル実績のプレス発表。

2. リサイクル・リユースへの取組の促進

平成16年リサイクル率 88%

3R推進委員会及びテーマ別部会の設置を検討。

ガイドラインの改定

以下の事項に対して、引き続き努力を行う

・適正処理体制の整備

・リサイクル・リユースの取組

9. 自転車

ガイドラインの概要

1. 設計・製造段階での3Rへの配慮

3R配慮設計の推進を図るとともに、長寿命化された部品の利用に努める。

2. リサイクルの推進

平成13年度に設定したリサイクル可能率67%の達成を図る。

3. 自転車の回収及び放置自転車処理対策の推進

自転車販売店と地方公共団体等の連携による
販売店における自転車引取りの推進
共同回収処理事業の実施地域拡大
プレスパッカー車の活用など、地方公共団体の協力

4. 普及・啓発活動の推進

駅周辺での放置自転車未然防止のためのキャンペーンを推進
学校、駅等で安全点検事業を推進

取組の進捗状況(抜粋)

1. 設計製造段階での3Rへの配慮

環境配慮型製品の技術開発を実施
環境規格化を検討するために必要な調査研究を実施

2. リサイクルの推進

製品全体の重量のうち、再資源化可能重要比をリサイクル可能率として設定した目標値67%を達成するための方策、問題点の抽出等について検討を行った。

3. その他

集団拠点・店頭巡回回収事業を119地域で実施
(平成4～16年度)
放置自転車未然防止のための広報活動を実施
(平成16年度40カ所)
全国の小売店、学校などで自転車安全整備事業を実施
(平成15年度 3,198会場、約58.3万台)

ガイドラインの改定

< 設計・製造段階での3Rへの配慮 >

- ・設計・製造段階での3Rへの取り組み状況について、ホームページ等を活用し引き続きPRを行う。
- ・放置自転車対策のためのキャンペーンを引き続き推進する。

10. 家電製品

ガイドラインの概要

1. 3Rへの設計・製造段階での配慮

製品アセスメントの実施

「家電製品アセスメントマニュアル」(平成13年3月改訂)

に基づいた製品アセスメントの実施

製品アセスメントの実施状況の広報

プラスチック等のリサイクル対策の促進

2. 廃棄段階における対策

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく体制

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機について、現行の同法上の再商品化率以上の再商品化を目指す。

特定家庭用機器からの冷媒フロン、断熱材フロン回収シュレッダーダスト対策

3. 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発

4. 長期利用の促進

家電製品の修理機会をより長期間提供するための方策の検討

家電修理技術者の育成による修理体制の充実

長期使用製品の安全点検の普及啓発

適正な修理価格の設定

保険の活用

5. その他

鉛使用量の削減

フロン使用量の削減

取組の進捗状況(抜粋)

1. 3Rへの設計・製造段階での配慮

取組事例集等について(財)家電製品協会のホームページの内容を充実させ公表。平成16年度新たに推奨する材質マークや解体性向上のマークを制定し、製品アセスメント第3版追補版を発行、合わせて、ホームページでも公表した。

2. 廃棄段階における対策

平成16年度実績(カッコ内は平成15年度の数値)

	処理台数	再商品化率
エアコン	181万台(158万台)	82%(81%)
テレビ	378万台(355万台)	81%(78%)
冷蔵庫	281万台(265万台)	64%(63%)
洗濯機	279万台(265万台)	68%(65%)
計	1119万台(1043万台)	

冷媒フロンについては、エアコン995トン、冷蔵庫311トンを回収。易解体性設計・リサイクル処理技術の検討など製品開発段階から環境適合設計(DfE)を推進している。

3. その他

長期利用の促進の一環として、消費者が製品を安全に使用するための「警告表示のあり方」についてガイドラインを策定した。

ガイドラインの改定

1. 廃棄段階における対策

平成16年4月より特定家庭用機器から冷媒フロンに加え、断熱材フロンの回収、破壊等が義務づけられており、フロンの適正な回収、処理を進める。

11. スプリングマットレス

ガイドラインの概要

1. 減量化・処理の容易化のための事前対策

製造メーカーにおける再生可能材料の使用、分離困難な部品の削減、部品の分離分解の容易化を考慮した「製品アセスメントマニュアル」の作成。

2. 廃棄段階における対策

指定一般廃棄物の処理に係る協力体制の構築に関して全都清との協議を進める。

合理的な処理方法を検討し、リサイクルシステムの構築を図る。

3. 広報活動の促進

処理に関する相談窓口を全日本ベッド工業会に設置。処理に関する広報を行う。

取組の進捗状況(抜粋)

1. 減量化・処理の容易化のための事前対策

全日本ベッド工業会において、会員経営者に対し、減量化、処理の容易化のための製品アセスメントの推進を要請。

2. 廃棄段階における対策

平成15年12月の廃棄物処理法施行規則改正に伴い、広域的な処理が可能となったため、工業会加盟各社が共同して実施する仕組みについて検討中。

国内における廃スプリングマットレスの市場実態及びリサイクル技術に関する調査により必要な情報を収集。

剥離機や圧縮梱包機等を活用した処理方法及びリサイクルシステムについて検討中。

3. 広報活動の促進

全日本ベッド工業会相談窓口において、消費者等からの問い合わせに対して説明を実施。

ガイドラインの改定

1. 廃棄段階における対策

合理的な処理方法を検討し、リサイクルシステムの構築を図る。

12. オフィス家具

ガイドラインの概要

1. 3R容易化のための事前評価の推進

JOIFA製品アセスメント第3版等に基づき、各事業者はオフィス家具のアセスメントを実施。

オフィス家具に使用されているプラスチックの材質表示の義務づけを実施。

2. 回収ルートの整備及び3Rの促進

「オフィス家具廃棄回収規定」を会員に徹底、国内全地区からの廃棄回収を実施。

製品の長期間使用促進のため、修理手続き方法の明確化等によりリデュースを推進。

JOIFA相談窓口において廃棄・回収に係る助言を行う。

3R基盤整備状況等に関する調査を行い3R促進に向けての今後の在り方について検討。

3. 表示に関する研究

JOIFA会員が製品アセスメントを実施した製品には「JOIFA番号」を表示。

「JOIFA番号」のPR方法について引き続き検討。

*JOIFA：(社)日本オフィス家具協会

(JAPAN OFFICE INSTITUTIONAL FURNITURE ASSOCIATION)の略

取組の進捗状況(抜粋)

1. 3R容易化のための事前評価の推進

「オフィス家具の環境対策ガイドライン」に基づき会員企業は製品アセスメント及びプラスチック材質表示を実施。

2. 回収ルートの整備及び3Rの促進

「オフィス家具廃棄回収マニュアル」を改訂。国内全地区からのオフィス家具の廃棄回収を実施。

修理手続きに関する方法について検討。「中古家具取扱いに関する考え方」配布等によりリユースを促進。

04年3月「JOIFA環境自主行動計画フォローアップ報告書」発表。

3Rの実施状況等に関する調査を行い05年3月に「3R整備促進活動中間報告」としてとりまとめ。

3. 表示に関する研究

金属製収納家具・事務用机等につき、資源有効利用促進法規定達成製品に「JOIFA番号」を表示。

JOIFAホームページで「JOIFA番号」制度等環境対策をPR。

ガイドラインの改定

1. 回収ルートの整備及び3Rの促進

製品の長期間使用促進のため、修理手続き方法の明確化等によりリデュースを推進。

3R基盤整備状況等に関する調査を行い3R促進に向けての今後の在り方について検討。

13. カーペット

ガイドラインの概要

1. リデュースの推進

- カーペット製造工程における発生屑類の減量化を推進するため、日本カーペット工業組合は、毎年組合員に対し、カーペット製造工程における発生屑類減量化の進捗状況の調査や、取組事例の調査を行い、達成状況の遅れている組合員に啓発・PRすることにより、平成18年度中に平成13年度排出量対比20%の減量化を行う。

<リデュースの推進(目標)>			
	平成13年度	平成18年度 (5年後)	削減率
年間生産量 (a)	194,216	194,000	---
製造工程における廃棄物量 (b)	10,875	8,698	20%
製造工程原料屑の発生率 (b/a)	5.6	4.5	---

5年後の数値は平成11～13年(3年間)のカーペット生産量の動向から推定しています。

2. リユースの推進

- 洗浄・クリーニングによるカーペットの再利用方法について、組合で調査し、技術の積極的な活用によりリユースを推進する。

3. リサイクルの推進

- 使用済みのカーペットについて、リサイクルを行うための調査・研究を行う。

4. 広報・啓発活動の推進

- 日本カーペット工業組合に「3R推進に関する相談窓口」を設置し、カーペットの3Rに関する相談等に応じる。
- 各地、各事業者のカーペットの3Rに対する取組事例調査等を、日本カーペット工業組合のリサイクル委員会を中心に行う。

取組の進捗状況(抜粋)

<リデュースの推進>

- カーペット製造工程における廃棄物量:平成16年度(平成15年度)
年間生産量 177,052t (186,370t)
廃棄物量 9,319t (9,319t)
発生率 5.3% (5.3%)
削減率(13年度比) 14.3% (9.8%)

<リサイクルの推進>

- グリーン購入法特定調達品目について、織りじゅうたんとニードルパンチに加え、タフトドカーペットとタイルカーペットも追加された。また、再生PET以外の再生原材料利用の改定も行われた。

<広報・啓発活動の促進>

- 日本カーペット工業組合において、平成16年度は、技術調査・勉強会を3回、リサイクル委員会を2回、WGを1回開催し、組合内の啓発に努めた。

ガイドラインの改定

<リデュースの推進>

- 「カーペット製造工程における廃棄物量」については、ガイドラインに従い、引き続き目標達成に向けて努力する。

<リサイクルの推進>

- 使用済みカーペットの回収方法及び回収したカーペットのリサイクル手段の調査・研究について、引き続き取り組む。

<その他>

- 「繊維製品3R推進会議」において、「カーペットの3R推進アクションプラン」のフォローアップを行い、進捗状況の把握及び公表に努める。

14. 布団

ガイドラインの概要

1. リデュースの推進

ふとんの製造工程における原材料くずの減量化、再生利用を推進する。具体的には、製造工程の原材料くずの発生率を平成13年度の約4.5%から4%以下へ、詰めもの(中わた)の原材料くずの再生利用率を、平成13年度の約50%から60%以上にする。

2. リユースの推進

関係業界と連携を図り、ふとんの打ち直し、リフォームを推進する。

3. リサイクルの推進

リサイクル配慮設計商品の基準策定及びマーク制度の導入と検討する。

使用済みふとんのリサイクル用途の開発を検討する。

使用済みふとんの回収システムの構築を検討する。

4. その他

消費者への普及啓発活動を推進する。

例)・「ふとんの日」(2月10日)、「ふとんを贈る日」(敬老の日)にあわせた、啓発活動の実施

・全日本寝具寝装品協会ホームページを通じた、ふとんリサイクル事業の情報提供

業界への啓発活動を推進する。

例)・全日本寝具寝装品協会の機関紙を通じた、リサイクルに関する情報提供

使用済みふとんの廃棄に関する、消費者や地方自治体の意識・行動の調査研究を行う。

取組の進捗状況(抜粋)

<リデュースの推進>

・平成16年度に行った実態調査での、原材料くずの発生量及び再生利用状況は、以下のとおり。

原材料くずの発生率

ふとん生地:1.4%、詰めもの:3.8%

詰めものの原材料くずの再生利用率:75.7%

<リデュースの推進>

・平成15年度に行った「ふとん回収実験」において、ふとんのリサイクルに関する消費者の動向が把握できたため、その結果をふとんメーカー等に提示し、ふとんリサイクルに対する各社の意向調査を行った。

・その他、ふとんの下取りの実施状況及び回収量、処理方法等に関する実態調査など、各種調査を実施。

ガイドラインの改定

<リデュースの推進>

・製造工程の原材料くずの発生率、詰めものの原材料くずの再生利用率については、引き続き達成状況を維持する。

<リサイクルの推進>

・通常の繊維製品と比べ、重量があり、かつかさばるという難点のある、ふとんの回収システムの確立に向け、引き続き検討を行う。

<その他>

・「繊維製品3R推進会議」において、ふとんのリサイクル等推進アクションプランのフォローアップを行い、進捗状況の把握及び公表に努める。

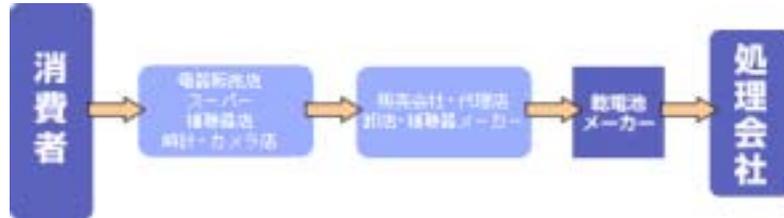
15. 乾電池・ボタン電池

ガイドラインの概要

広報・普及活動の促進

- ・乾電池
引き続き自治体を通じた収集・処理についての広報活動を実施する。
- ・ボタン電池
ボタン電池（水銀電池等）の回収促進をはかるため、販売店に回収箱を設置し、無償で回収を行うとともに、ボタン電池の回収・再資源化を促進する事項について、積極的に広報・普及活動を行う。

(ボタン電池の回収スキーム図)



取組の進捗状況(抜粋)

広報・啓発活動の促進

- ・乾電池
電池工業会HP等を通じて適正な処理についての広報を行っているところ。
- ・ボタン電池
昨年は、8000箱の回収箱を作成し、ボタン電池使用機器の販売店等に配布した。また、(社)電池工業会のHP上においても回収促進のためのPRを実施しているところ。

ガイドラインの改定

今後も適正処理・回収促進のために広報・啓発活動を行う。また、ボタン電池の回収については回収箱の設置により、引き続き無償で回収を行う。

16. 小形二次電池等

ガイドラインの概要

1. 回収量の確保

回収量の確保を図るため、回収システムの整備及び広報・啓発活動を積極的に推進する。

2. 回収システムの整備

JBRC回収対象外の小形制御弁式(小形シ - ル)鉛蓄電池については、検討中の密閉形鉛蓄電池リサイクルスキ - ムで回収システムの整備及び回収の効率化を進める。JBRCでは、引き続き事業系回収拠点の拡充・整備を続けるとともに、自治体回収拠点の設置について協力を要請する。

3. 表示の徹底及び広報・啓発活動の促進

小形二次電池4種の分別のための識別色表示を徹底。種々の媒体を介した広報・啓発活動を継続して行う。

4. 小形二次電池使用機器に係る対策

機器に組み込まれた小形二次電池の回収・リサイクルを容易にするため、機器からの取り外しの容易化等を行う。

リース方式の機器、業務用の機器等における回収システムの構築を検討する。

設計・製造での取組状況及び効果を公表等。

取組の進捗状況(抜粋)

1. 再資源化率(平成16年度実績)

<有限責任中間法人JBRC、電池工業会>

小形制御弁式鉛蓄電池 50% ニカド電池 74%
ニッケル水素電池 77% リチウム二次電池 61%

<モバイル・リサイクル・ネットワーク> リチウム二次電池 53%

2. 回収システムの整備及び回収量の向上

JBRCでは、従来のリサイクル協力店(電気小売店等)に加え、自転車販売店等を追加した。

JBRC会員加入事業者の拡大により、回収システムが強化された。平成17年7月現在216社となっている。

3. 表示の実施及び広報・普及啓発の促進

エコプロダクツ展等各種イベントへの出展及び広報・啓発資料(リサイクルガイド等)の制作等

ガイドラインの改定

<回収システムの整備及び回収量の確保>

回収量の確保を図るため、既に取得した産業廃棄物広域認定を活用し、新たに大手ユーザー(公共機関、鉄道、運輸、電力、ガス等の事業者)に協力を求め、事業系の回収拠点の確保に努める。

また、自治体の回収協力を得て、家庭からの小形充電式電池の回収に努めるとともに、啓発用ビデオの作成等、積極的な広報活動を実施する。

17. 自動車用蓄電池及び 二輪車用蓄電池

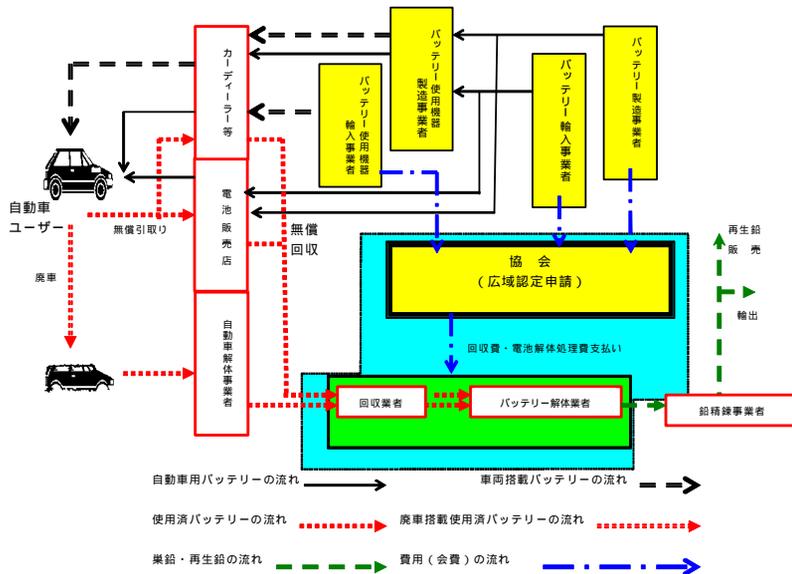
ガイドラインの概要

1. 広報・啓発活動の促進

製造事業者等が回収・再資源化に積極的に関与し、回収・再資源化ルート of 拡充に努める。
消費者に対し、販売店等が無償で引き取る体制の構築等について、電池工業会ホームページでの公表、関連イベントへの出展及び業界紙等への広告等の掲載を行う。

2. リサイクルシステムの検討

自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池を資源有効利用促進法の指定再資源化製品に指定し安定的な回収・リサイクルシステムの再構築を図る。



新たな回収・リサイクルシステムの検討案

取組の進捗状況(抜粋)

1. 広報・啓発活動の促進

自動車点検フェスティバル(H16.10.9埼玉)、東京モーターショー(H16.11.2~7千葉)で広報活動を実施。

2. リサイクルシステムの検討

有限責任中間法人 鉛蓄電池再資源化協会(SBRA)を設立し、資源有効利用促進法による事業推進を基本としたシステム再構築を検討中。
資源有効利用促進法の指定再資源化製品への指定については産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会 電気・電子機器リサイクルワーキンググループ自動車用バッテリーリサイクル検討会と中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車用鉛蓄電池リサイクル専門委員会との合同委員会で審議中。

ガイドラインの改訂

<リサイクルシステムの検討>

リサイクルシステムの再構築について平成18年度中実施を目標に継続検討する。

平成17年度下期に各団体、責務者及び販路販売店等に対して、新たな回収・再資源化リサイクルシステムについて説明を開始する。

18. カセットボンベ

ガイドラインの概要

1. 廃棄方法

全国統一した排出・回収方法に向けた全都清との協議と課題の整理。

「使いきってリサイクルへ」を徹底するための廃棄方法の広報。

2. 技術開発

内部のガスを残さず使いきり易いカセットこんろの性能基準作成及び工業会における自主基準化。

3. 中身残留缶対策(リサイクル対策)

費用負担も含め関係者の役割分担を明確にした残留缶処理・再資源化システムの検討。



取組の進捗状況(抜粋)

1. 廃棄方法

「使いきってから排出」の啓発活動

啓発ポスター、ホテルレストランへの出展、雑誌掲載、景品付安全啓発キャンペーン、カセットこんろにパンフレット同梱。

2. 技術開発

加温装置(ヒートパネル等)付カセットこんろの性能基準策定に向けて現在検討中。

加温装置付カセットこんろの販売普及。

3. 中身残留缶対策

加温装置付カセットこんろの普及を図るとともに、カセットボンベ破碎処理機譲与の提案など中身残留缶の適正処理対策について全都清と協議中。

ガイドラインの改訂

1. 技術開発及び普及促進

内部のガスを残さず使いきり易いカセットこんろの性能基準作成及び工業会における自主基準化。

19. エアゾール缶

ガイドラインの概要

1. 廃棄方法

廃棄方法の課題について解決の検討(中身排出機構の装着導入を推進など)

2. 中身残留缶適正処理対策

費用負担を含め関係者の役割分担の明確化、処理主体と処理設備の整備や事業者処理可能性の検討について、協会、事業者団体、自治体と話し合いを継続的に実施。

3. 広報活動

使いきり方法、排出方法、リサイクル状況の広報。
広報ビデオを作成し、自治体等も対象とした基本知識の広報。

4. 資源リサイクル対応

識別表示の検討。
ガイドラインに基づく製品開発。
エアゾール缶の易リサイクル設計ガイドラインに基づいた製品開発。

5. 在庫品等の回収

在庫品の事業者回収を進め、安全な処理を図る。

取組の進捗状況(抜粋)

1. 廃棄方法

(社)全国都市清掃会議と共に、中身排出機構導入を中心とした排出方法の検討。

2. 中身残留缶適正処理対策

(社)全国都市清掃会議と共に、中身排出機構導入、廃エアゾール缶処理機の譲与を中心とした対策の検討。

3. 広報活動

日本エアゾール協会HP広報。広報ビデオ作成、配布。

4. 資源リサイクル対応

小型化、中身排出機構等を含めた易リサイクル設計ガイドライン改正の調整開始。

5. 在庫品等の回収

製造・販売又は充填事業者が処理業者に委託して適正処理。

ガイドラインの改定

中身排出機構の装着導入を中心とした対策へ改定

20. 小型ガスボンベ

ガイドラインの概要

広報啓発活動

消費者に対して以下の項目について広報啓発活動を行う。

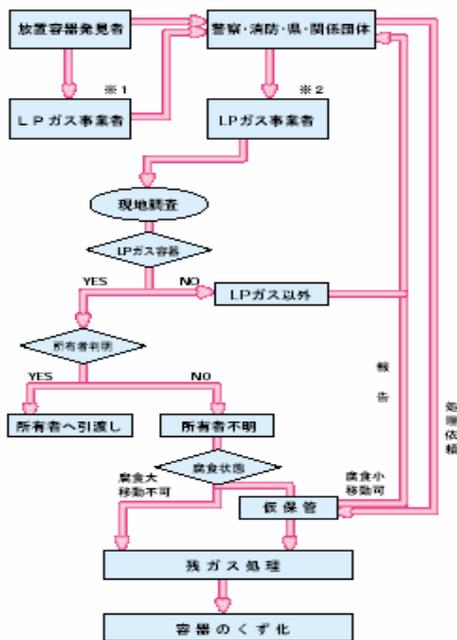
- ・残留液化石油ガスボンベの廃棄は罰則適用されること
- ・不要小型ガスボンベの購入店へ持ち込むこと
- ・購入店不明な場合は、最寄り店又はLPガス協会等へ連絡すること

取組の進捗状況(抜粋)

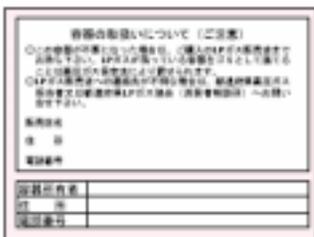
広報啓発活動

1. 販売業者に対して以下の協力要請
容器の取扱いシールの添付
消費者から容器の廃棄を依頼された場合、受け取り適正処理
2. 不用になった小型容器等の廃棄の取り扱いに関して、周知リーフレット配付、新聞広告等により広報を実施
(周知リーフレット:約800万枚配布 新聞広告:約80回掲載)

放置容器の処理手順



容器の取扱い注意事項



(出典) (社)日本液化容器工業会

※1 LPガス事業者とは、LPガスに携わる全ての事業者をいい、例えば、卸売・小売事業者等をいう。
※2 関係団体等から要請のあったLPガス事業者

(出典) 日本LPガス団体協議会作成 「所有者不明容器(放置容器を含む)の取扱基準」

ガイドラインの改定

広報啓発活動

引き続き、販売事業者及び消費者に対し、広報啓発活動を行う。

21 消火器

ガイドラインの概要

1. 回収・リサイクル体制の整備

平成17年度の回収率目標 60%

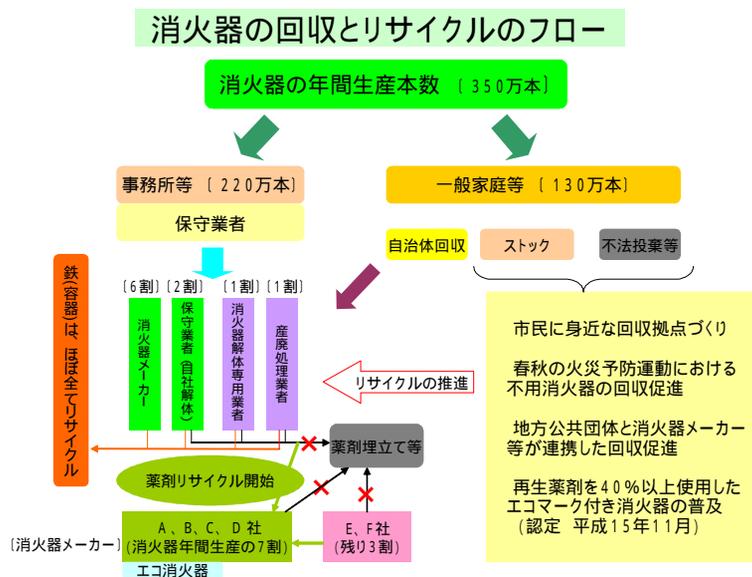
(不用消火器発生見込み数に対する日本消火器工業会回収率)

平成12年度当初約40%であったリサイクル率が、粉末消火薬剤及び消火器の部品に係るリサイクル技術を確立したことにより100%近くに上昇

2. 不法投棄対策に係る協力

処理マニュアルの作成・配布

地方公共団体からの処分依頼時の製造事業者による回収・処理等の推進



取組の進捗状況(抜粋)

1. 回収・リサイクル体制の整備

回収率:平成16年度 44% 平成12年度 27%

平成16年度には、消火器に使用されている金属部品分離工程をより細分化する技術を確立。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)の特定調達品目に再生消火薬剤使用率40%以上の消火器が追加。

2. 不法投棄対策に係る協力

処理マニュアルを作成し、配布。

地方公共団体からの処分依頼時の製造事業者による回収・処理

ガイドラインの改定

回収率目標60%を達成するために引き続き目標達成に向けて努力する

22.ぱちんこ遊技機等

ガイドラインの概要

1. 3Rへの設計・製造段階における配慮

- 製品アセスメントの実施
- 取組状況・効果の公表
- 修理機会の長期提供のため部品の共通・標準化
- 使用材料の種類削減、鉛使用料の削減
- 使用材料名を統一した方法で表示

2. マテリアルリサイクル目標

平成13年度35%、平成17年度55%、平成19年度75%

3. 流通・廃棄段階対策

回収・リサイクルシステムを全国エリアで稼働、回収拠点の整備・拡充

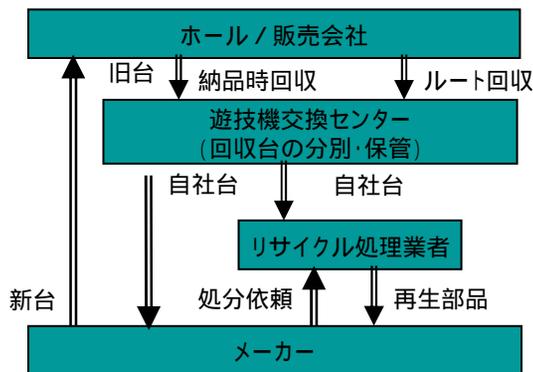
4. 技術開発の推進

処理の容易化、シュレッダーダスト減容化、不正防止規制を踏まえ部品リユースに関する技術開発

5. 広報啓発活動

適正処理の啓発指導、業界のリサイクル取組状況の広報

新回収システム



取組の進捗状況(抜粋)

1. 3Rへの設計・製造段階における配慮

- ・ABS樹脂、合板の減量化、枠用部品点数等を削減している。
- ・樹脂の種類及び鉛等環境負荷物質の使用量の調査を実施している。
- ・重量が100g以上の樹脂製部品については材料表示を実施中。100g以下のものについても可能な限り表示している。

2. マテリアルリサイクル

平成13年度実績 41.4%

平成14年度実績 51.9%

平成15年度実績 63.6%

3. 流通・廃棄段階対策

平成15年10月から東京都でブロック別回収拠点で製造事業者へ引き渡される回収システムを立ち上げ、現在はエリアを全国に拡大している。

4. 技術開発の推進

・業界広報誌又は展示会等を通じたリサイクル取組状況の広報を実施

5. 広報啓発活動

・一部の部品について、リユース体制の整備等を実施している。

ガイドラインの改定

リサイクルに係る数値目標の設定

- ・マテリアルリサイクル目標率を以下のとおり設定。
平成19年度 75%

流通・廃棄段階対策

- ・回収システムによる回収率向上のため、回収拠点の整備・拡充を進める。

23. パーソナルコンピュータ 及び周辺機器

ガイドラインの概要

1. 3Rへの設計・製造段階での配慮

環境設計アセスメントの実施・実施状況の広報
プラスチック等のリサイクル対策推進
要管理物質使用削減の自主的取組

2. 廃棄段階対策

事業系及び家庭系ルートを整備
平成17年度自主目標 **資源再利用率60%**

3. 技術開発

素材・構造・処理方法等の技術開発

4. 広報・普及活動

長期使用・再資源化及び家庭系パソコンの回収・再資源化
のPR推進

5. リデュース取組

アップグレードなどの取組推進

取組の進捗状況(抜粋)

1. 3Rへの設計・製造段階での配慮

パソコン及び周辺機器主要メーカー全社が3R設計ガイドライン適用
アセスメントの実施状況及び効果をJEITAのホームページで公表
PCグリーンラベル制度適合機種12社1880機種(PC)

2. 廃棄段階対策

事業系パソコンの回収・再資源化

16年度実績(JEITA加盟38社)	回収台数	再資源化率
デスクトップパソコン	238,397台	76.8%
ノートブックパソコン	131,093台	55.8%
CRTディスプレイ	235,416台	75.6%
LCDディスプレイ	44,171台	65.4%

自主目標(デスクトップ型本体+CRTディスプレイ)資源再利用率76.0%

家庭系パソコンの回収・再資源化

回収台数(JEITA加盟38社)

デスクトップパソコン	84,133台
ノートブックパソコン	19,096台
CRTディスプレイ	109,239台
LCDディスプレイ	8,379台

再資源化率 品目別再資源化率は事業系と同じ

3. 広報・普及活動

家庭系パソコン回収開始に際し、ポスター、パンフレット等でPRを推進

ガイドラインの改定

<3Rへの設計・製造段階での配慮>

要管理物質使用削減については、対象物質を6種とし取組を進める。

<リデュース取組>

製品リユース等の取組を推進する。

24. 複写機

ガイドラインの概要

1. 3R対策推進

リユース容易設計、リデュース配慮設計、リサイクル材・リユース部品利用、要管理物質使用削減
取組状況及び効果の公表方法の検討

2. 回収を目的とした静脈物流共同プロジェクト

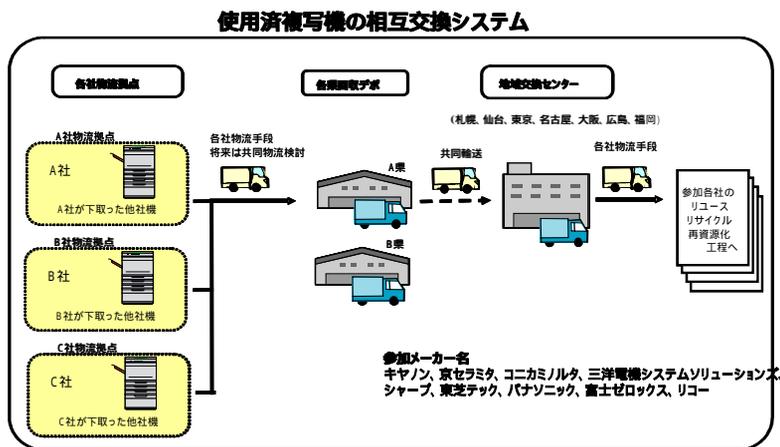
「使用済複写機の相互交換システム」の構築・地域拡大の推進

3. プラスチック再利用の促進

リサイクル材についての技術的課題の調査、リサイクルシステム構築に向けての調査、具体的方策の検討

4. 取組の公表

リユース・リサイクルに関する取組状況の公表



- ・参加メーカー各社が、販売段階で下取りを行い、回収した使用済複写機のうち、他社機を本システムによりリユース、リサイクルを促進する。
- ・全国各府県に回収デポを設置し、そこから地域交換センターまでの搬送を共同化している
- ・全国7ヶ所に地域交換センターを設置し、迅速に交換を行う

(社)ビジネス機械・情報システム産業協会

取組の進捗状況(抜粋)

1. 3R対策推進

「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」に従い、各社自主的な取組実施

2物質 (PBB, PBDE) は全社全廃達成。4物質 (Cd, Hg, Pb, Cr-) は順調に削減が進んでおり、全廃活動を継続中。

2. 回収を目的とした静脈物流共同プロジェクト

全国7ヶ所の交換センター、各府県庁所在地の回収デポ設置完了
月約8,500台の交換実績で運用定着した。

3. プラスチック再利用技術開発の促進

再生プラスチック導入量の実績は順調に増加してきた。

2001年/1,100t、2002年/1,200t、2003年/1,600t

4. 取組の公表

各社にてホームページ、環境報告書、製品カタログ等にて公開

ガイドラインの改定

1. 3R対策推進

「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」の見直しを行なう。

要管理物質(6物質)は2006年度中に全廃を目指す。また、リユース製品についても部品・材料の代替を進め要管理物質の全廃に向けて努力し、2010年度中に全廃を目指す。

2. 回収を目的とした静脈物流共同プロジェクト

回収をより促進するために、OEM製品の供給を受けている事業者、リース事業者、販売事業者との連携を図る。

3. 取組の公表

各社にて環境報告書、HPなどで公表する。

25. ガス・石油機器

ガイドラインの概要

1. リデュース・リサイクルの設計・製造への配慮

製品アセスメントの実施。
取組状況及び効果について公表。

2. 修理の機会の提供

長期間使用促進のため、修理の機会の確保など具体的な方策を検討。

3. 回収・リサイクルシステムの推進

「設備機器」について、市場におけるリサイクル実態を把握するための「定点観測システム」調査を継続実施。

ガス・石油機器の回収フロー（平成11年調査、単位：千トン）



〈以上出典〉(社)日本ガス石油機器工業会

取組の進捗状況(抜粋)

1. リデュース・リサイクルの設計・製造への配慮

ガス・石油機器アセスメントガイドラインの実施状況と成果調査。
工業会HP掲載準備。

2. 修理の機会の提供

修理相談窓口等の集中化、修理受付けの土日対応を実施。

3. 回収・リサイクルシステムの推進

< 設備機器 >

販売台数・引取り(回収)台数・処理業者への委託状況等に関する実態調査の実施。

< 非設備機器 >

不法投棄の実態と自治体での処理・処分上での問題点の調査、及び廃棄時の残油・乾電池抜き取りに関する啓発事業の展開。

全国の自治体の処理状況を把握するためのアンケート調査の実施。

ガイドラインの改定

1. 回収・リサイクルシステムの推進

「設備機器」について、市場におけるリサイクル実態を把握するための「定点観測システム」調査を継続実施。

26. 繊維製品

ガイドラインの概要

1. 回収リサイクルシステムの構築

「繊維製品3R推進会議」において、繊維製品の3Rへの自主的な取組の促進や共通認識の醸成、消費者への繊維製品の3Rの普及啓発、「繊維製品リサイクル懇談会」の報告書において今後の課題とされた項目についての具体化に向けた検討を行う。

2. 廃棄物減量化のための対策

繊維製品サプライチェーンにおける情報技術の活用により、生産・流通の効率化を通じ、中間・最終製品の不良在庫の削減等を図る。

3. 易リサイクル・用途拡大のための技術開発

繊維の製造事業者、故繊維事業者等は、再生用途開拓のための技術開発・新商品開発を積極的に推進する。また、繊維の製造事業者は、消費者のニーズを反映し、かつリサイクルに配慮した製品設計指針を策定するとともに、製品の企画にこれを反映していくよう努める。

4. 連携によるリユース・リサイクルの推進

- ・一般衣料品の中におけるモデル的なリサイクル・ネットワークの構築を行う。
- ・PETフレークの利用を一層促進する。

5. 広報・啓発活動の促進

- ・リサイクル製品の普及・啓発活動を実施する。
- ・消費者に対する繊維製品の適切な排出方法について、普及啓発を図る。

取組の進捗状況(抜粋)

< 回収リサイクルシステムの構築 >

- ・繊維製品のリサイクルの重要な手段のひとつであるウエスについて、現在の利用実態の調査を行うのと同時に、需要拡大方策の検討を実施した。
- ・平成14年度に当省委託による使用済み衣料品の回収実験を実施した百貨店は、15年度に引き続き、16年度も自主的にスーツの回収に取り組んでいる。
- ・日本古着小売業協同組合にて、ホームページを開設。また、組合員外も対象とした業界初の「情報交換会」を開催して業界内の意見収集を行い、国内市場が順調に拡大していること及び問題点を確認した。さらに、現状把握のために、故繊維業者へのアンケートを実施した。

< 連携によるリユース・リサイクルの推進 >

- ・中古衣料の輸入禁止国である中華人民共和国に対し、禁輸解除の働きかけを継続的に行っている。
- ・日本繊維屑輸出組合において、中古衣料の海外マーケット拡充のため、インドネシアにミッションを派遣した。

< 広報・啓発活動の促進 >

- ・日本化学繊維協会として「エコプロダクツ2004」に出展し、化合繊維業界の環境問題やリサイクルへの取組を紹介した。

ガイドラインの改定

- ・「繊維製品3R推進会議」において、各団体より発表されたアクションプランのフォローアップを行い、進捗状況の把握及び公表に努める。

27. 潤滑油

ガイドラインの概要

1. 連携強化及び広報、啓発活動等の拡充

関係業界団体の連携を推進し、潤滑油ユーザー等に対して使用済潤滑油の分別回収及び非塩素系潤滑油への使用転換に係る広報・啓発活動を推進。

2. 非塩素系潤滑油への転換の推進

塩素系潤滑油について、技術代替性がないものを除き、非塩素系潤滑油の製造及び使用転換に向けた取組並びに塩素系潤滑油の技術代替等を推進。

3. 使用済潤滑油の分別回収の促進

潤滑油ユーザーが塩素系潤滑油を容易に識別して分別し、適正な処分を行うことができるよう、塩素系潤滑油の製造事業者において、容器に塩素系潤滑油であることを表示するラベル貼付の取り組みを継続。

取組の進捗状況(抜粋)

1. 連携強化及び広報、啓発活動等の拡充

- ・潤滑油メーカー・ユーザー向けに、潤滑油リサイクル全般に関するハンドブックを作成・配布。(平成15年度～)
- ・潤滑油ユーザーによる塩素系使用済潤滑油の分別回収を促進するためのパンフレット・ポスターを作成・配布。(平成14・15・16年度改訂)
- ・一般工場を対象にした非塩素系潤滑油への転換推進に向けたリーフレットを作成・配布。(平成15年度～)

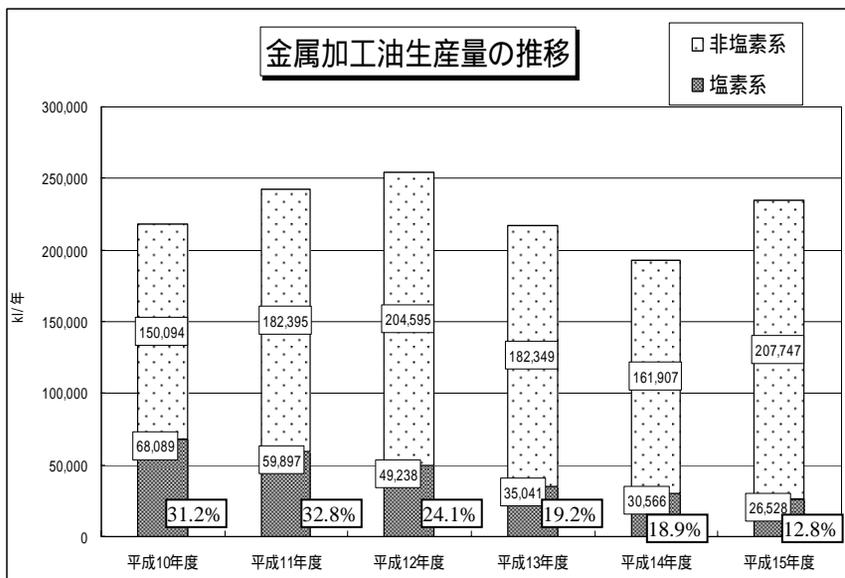
2. 非塩素系潤滑油への転換の推進

- ・関係業界団体を中心に、潤滑油メーカーによる非塩素系潤滑油の製造拡大依頼、ユーザーに対する使用協力依頼を推進。
- ・金属加工油を中心とした生産量調査を毎年実施し、非塩素系潤滑油と塩素系潤滑油の数量を把握。
 < 塩素系金属加工油生産量の推移 >

H10年度68千kl	H11年度60千kl	H12年度49千kl
H13年度35千kl	H14年度31千kl	H15年度27千kl

3. 使用済潤滑油の分別回収の促進

平成13年度から塩素系潤滑油容器へのラベル貼付を実施。



社団法人潤滑油協会調査

ガイドラインの改訂

・連携強化及び広報、啓発活動等の拡充

潤滑油ユーザー関連団体に対する非塩素系潤滑油への使用転換に係る積極的な広報・啓発活動を推進する。

・使用済潤滑油の分別回収の促進

使用済み潤滑油の分別手法を検討し、リサイクルの効率化を図る。

ガイドラインの概要

1. 回収促進のための措置

機器用電線、自動車用ハーネス等の回収を促進するため、家電、自動車、建築用電線等のリサイクル推進活動への協力方法を検討。

シュレッダーダストからの効率的な銅分回収技術の実用化に向けた検討。

2. リサイクル促進のための措置

電線の銅、塩ビ等のプラスチック被覆材のそれぞれについてリサイクル目標の設定を検討。

電線供給、回収・リサイクルの連携システムについてLCA的観点から環境影響低減について検討するとともに、リサイクル技術の開発を推進する。

リサイクルしやすい電線の設計やプラスチック被覆材の材質表示の可能性について検討。

廃電線塩ビ被覆材の鉛除去技術について実用化検討を行う。

取組の進捗状況(抜粋)

1. 回収促進のための措置

電線ユーザー及び非鉄金属回収業団体等の有識者を集めて電線リサイクルに対する意見交換会を開催するとともに、電線ユーザー業界（自動車、家電）における電線リサイクルの現状や関心事項等の調査を実施。

2. リサイクル促進のための措置

平成13年度において「電線・ケーブルのリサイクルの実態調査」を実施。家電、自動車に使用されている電線の回収量、回収ルート等の実態を調査し、マテリアルフローを作成。

平成14年度において、廃電線リサイクル処理の副産物として発生する被覆材廃棄物の実態を調査し、実効的で効率的なモデル循環システムの検討を実施。自動車・家電製品等に組み込まれている電線・ケーブルのリサイクルの実態を調査。

平成15年度において、廃電線が主たる発生源となる銅系スクラップについて現行のJIS（銅系スクラップ等分類基準）の問題点を抽出し、将来のJIS改正に際しての改正の方向性を検討。

平成16年にJIS改訂原案を作成・上申。

平成16年から廃電線塩ビ被覆材の鉛除去技術に関する調査開始。

ガイドラインの改定

2. リサイクル促進のための措置について、「 廃電線塩ビ被覆材の鉛除去技術について実用化検討。」を追加。

29. 建設資材

ガイドラインの概要

1. 木質系建材

建設解体廃木材の利用率向上
: 60%
リサイクル阻害要因調査・分析の
多角化

2. 窯業系建材

副生石膏と回収石膏の石膏原料
利用率: 約60%の維持・向上(石膏
ボード)

外壁の耐久性向上のための指導
等の実施(窯業系サイディング)

広域再生利用指定制度による回
収リサイクル(石膏ボード、窯業系サイ
ディング、ALCパネル、グラスウール、ロック
ウール)

3. プラスチック建材

リサイクル率目標: H22年度70%を達
成するため、受入拠点の拡充等を
実施(塩ビ管・継手)

リサイクルに向け、他業界を交えて意
見交換を実施(塩ビサッシ)

リサイクルの対象拡大(塩ビ製雨樋、
塩ビ製壁紙)

4. 金属系建材

易リサイクル化に向けた検討(アルミサ
ッシ、金属系外装材)

5. その他(畳)

廃材の原料投入への検討

取組の進捗状況(抜粋)

1. 木質系建材

廃棄物の減量化: 55%低減(2004年実績)

建設解体廃木材の利用率向上: 57.1%(2004年実績)

2. 窯業系建材

副生石膏と回収石膏の石膏原料利用率: 69%(平成16年度実績(石膏ボード))

リサイクルに向け、他業界を交えての意見交換等を実施(窯業系サイディング、ALCパネル、ロックウール、瓦)

易リサイクルのための乾式構法普及率がほぼ100%達成(ALCパネル)

広域再生利用指定制度による回収リサイクルを推進(石膏ボード、窯業系サイディング、ALCパネル等)

3. プラスチック建材

様々な取組の結果、マテリアルリサイクル率は56.1%まで向上(平成16年度実績(塩ビ管・継手))

4. 金属系建材

易リサイクル製品の実証試験の実施(アルミサッシ)

5. その他(畳)

廃材の原料投入への実施及び端材回収

ガイドラインの改定

1. 木質系建材

リサイクルの阻害要因を技術面以外にも焦点をあて、対策を検討する

2. 窯業系建材

外壁の耐久性向上に向け、施工技術者に対する講習会や実技教育を推進する(窯業系サイディング)

リサイクル品の利用率の維持・向上(石膏ボード)

3. プラスチック建材

リサイクル目標率目標に向け、使用済み塩ビ管・継手の受入拠点の拡充等を実施(塩ビ管・継手)
新築系端材に加え、リフォーム端材等もリサイクルの対象として検討する(塩ビ製雨樋、塩ビ製壁紙)
使用済み塩ビ製品の使用率の目標を15%以上とする(塩ビ製床材)

4. 金属系建材

締結材・締結部の易リサイクル化に向けた検討(アルミサッシ、金属系外装材)

5. その他(畳)

廃材の原料投入への検討

30. 浴槽及び浴室ユニット

ガイドラインの概要(平成17年9月改訂)

1. 指定再利用促進製品対応

リデュース・リユース・リサイクルに配慮した設計を進めるための製品アセスメントマニュアルを平成13年6月に発行。
各事業者において、このマニュアルに基づき製品アセスメントを実施する。

各事業者において実施した3Rの成果を「事例集」として発行する。

委員会会員会社において分別の為の表示方法及び解体時の部品取り外し方法の情報提供の検討を行い、浴室ユニット3R推進委員会において審議し、実施していく。

* 浴室ユニットに組み込む部品のうち、水栓金具・シャワーホース・換気扇・照明器具・バステレビ・バスオーディオ・窓等については、該当する業界団体においてアセスメントを推進・検討中である。

取組の進捗状況(抜粋)

1. 指定再利用促進製品対応

平成15年6月、浴室ユニット「製品アセスメントマニュアル」第二版を作成。また、各事業者の実施した3Rの成果を「事例集」として発行。

平成16年11月、浴室ユニット製品アセスメント実施のための判断基準を統一化。

平成16年度アセスメント実施状況調査を実施。

(原材料種類の減少等の成果あり。)

平成17年7月、「浴室ユニット3R事例集(第二版)」を発行。
浴室ユニット工業会のホームページを開設、情報の提供を開始。

ガイドラインの改定

1. 指定再利用促進製品対応

委員会会員会社において分別の為の表示方法及び解体時の部品取り外し方法の情報提供の検討を行い、浴室ユニット3R推進委員会において審議し、実施していく。

* 浴室ユニットに組み込む部品のうち、水栓金具・シャワーホース・換気扇・照明器具・バステレビ・バスオーディオ・窓等については、該当する業界団体においてアセスメントを推進・検討中である。

31. システムキッチン

ガイドラインの概要

1. 指定再利用促進製品対応

3R配慮設計推進のため、「システムキッチン・浴室ユニット製品アセスメント普及資料」をとりまとめ、各事業者において製品アセスメントを実施する。また、取組状況・効果について、会報・ホームページ等で公表する。

資源の有効な利用を促進するための表示方法について、業界指針により表示の推進を図る。

* 組み込み機器、木質材料については、適用除外とする。

取組の進捗状況(抜粋)

1. 指定再利用促進製品対応

人造(人工)大理石天板の材質表示(例)の作成

人造(人工)大理石天板のより具体的な材質表示方法(例)を作成し、平成17年10月1日より実施予定。(会員配布、工業会ホームページ掲載。)

リサイクル容易設計事例集の作成(3R事例集の作成)

システムキッチンのリサイクル容易設計に資するため、「システムキッチン3R事例集(第一版)」を平成17年2月に発行、会員に配布すると共にホームページに掲載した。

ガイドラインの改定

1. 指定再利用促進製品対応

* リサイクル対象部材の明確化

組み込み機器(電気機器、加熱機器、給水器具等)については、当該製品の業界団体が製品アセスメントを推進、または検討中。木質材料については水回りの使用であることから経年劣化が激しくリサイクルには馴染まないため、適用除外とする。

32. 携帯電話・PHS

ガイドラインの概要

1. 使用済端末の回収・リサイクル

専売店約8,700店舗における回収の実施
 無償回収実施店舗を示す統一ステッカーの表示
 認知度向上に向けた積極的な周知・啓蒙活動
 適切な個人情報保護施策の推進
 2次利用が高まっている実態調査結果を基に、回収・リサイクル目標値に相応しい指標と算出方法について平成18年度を目途に検討する。

2. 製品アセスメントの実施

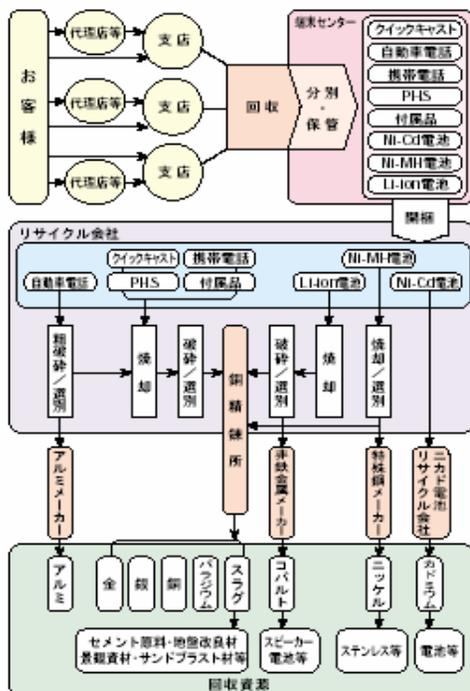
3. 小形二次電池使用機器としての取組

取り外しの容易化、機器本体及び説明書への小形二次電池使用機器であることの表示の徹底

電池負荷の少ない製品開発

設計・製造での取組状況を公表する方策検討

図2 携帯電話・PHSの回収フロー（A社事例）



取組の進捗状況(抜粋)

1. 使用済端末の回収・リサイクル

平成16年度実績「モバイル・リサイクル・ネットワーク」

	回収台数	回収重量	再資源化量	再資源化率
本体	8,528千台	677t	129t	19%
電池	7,313千台	159t	84t	53%
充電器	3,181千台	288t	52t	23%
回収店舗	約8,700店舗 (H17.3月時点)			

2. 製品アセスメントの実施

製品環境アセスメントガイドライン(H16.2月第2版)の全項目を実施して3Rを積極的に取り組んだ成果を得た。

3. 小形二次電池使用機器としての取組

製品環境アセスメントガイドライン(H16.2月第2版)に基づき、取り外し容易化、省電力化を考慮した製品設計に取り組んだ。

ガイドラインの改定

1. 使用済端末の回収・リサイクル

携帯端末に保存した個人情報、データ移行及び個人情報の消去に係る顧客サポートを強化し、使用済端末の回収可能性を高める。
 ユーザーの意識アンケート調査を行い、端末機能の高度化による使用済端末の2次利用が高まっていることが分かった。そこで回収・リサイクル目標値として相応しい指標及び算出方法について、平成18年を目途に改めて検討する。

2. 小形二次電池使用機器としての取組

設計・製造での取組状況を平成17年度を目途として公表する。

33. 蛍光管等

ガイドラインの概要

1. 「ランプ及び安定器・製品アセスメントマニュアル」(平成14年7月改正)に基づいた製品アセスメントを実施

・3Rに配慮した設計を進め、蛍光ランプの小形化、長寿命化、水銀使用量の減量化を更に進める。

2. 自治体による回収・リサイクルの支援等

(社)日本電球工業会内のリサイクル相談窓口を通じ、使用済蛍光管の処理に関する一般消費者や自治体からの問い合わせに対応する。

リサイクル事業者に対して製造者の立場からの情報を提供する。

3. 小形高効率の蛍光ランプの普及促進をはかり、一層の省エネルギー化を促進する

取組の進捗状況(抜粋)

1. 製品アセスメントの推進

- ・電球形蛍光ランプの大きさを白熱電球と同等に小型化
- ・普及率の高い従来形の環形蛍光ランプ3品種も寿命延長
平成17年6月に 6,000時間 9,000時間
- ・工業会規格「蛍光ランプ封入水銀量の測定方法」をレベルアップ改正し、平成17年3月にJIS原案として提案

2. 自治体による回収・リサイクルの支援等

- ・ホームページに掲載した「蛍光ランプ及び使用済み蛍光ランプに関するQ & A」を改定した(平成17年7月)。

3. 省エネルギー化の促進

- ・典型的な省電力光源である電球形蛍光ランプを初めて組み込んだ蛍光ランプの性能規定のJISが平成16年9月に正式制定され、これら省電力光源の一層の普及促進を図った。

ガイドラインの改定

1. 技術・製造面での開発

- ・水銀を始めとする代替材料が困難な要管理物質の使用量制限のガイドライン作成に取り組む。
- ・小形・高効率化、長寿命化開発を引き続き継続する。

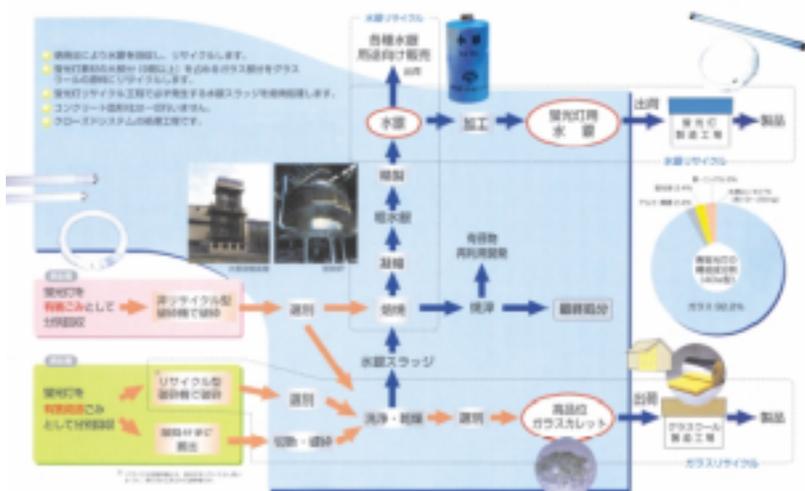
2. 自治体による回収・リサイクルの支援等

- ・自治体、処理業者及び一般使用者からの問い合わせに継続対応するとともに必要に応じてQ & Aのレベルアップ改正を行う。

3. 省エネルギー化の促進

- ・「あかりの日」(10月21日)の行事を主体として、高効率・長寿命を特長とした電球形蛍光ランプや高周波専用形蛍光ランプの有用性を一層PRして その普及促進に努める。

図2 蛍光管リサイクルフロー (社事例)



34. 自動販売機

ガイドラインの概要

1. リデュース・リユース・リサイクル対策の推進

平成9年8月に制定した日本自動販売機工業会の自主基準である「製品アセスメントマニュアル」(平成14年3月改正:「製品アセスメントガイドライン」に名称変更)に基づき、設計段階での製品アセスメント(有害物質の削減を含む)の実施を促進する。また、よりリユースの容易な機器設計、リデュースに配慮した機器設計を行うため、同ガイドラインの見直しを検討する。

リデュース・リユースの促進を図るため、自動販売機本体の構造改善による長寿命化、素材や部品の標準化・モジュール化、分解容易性等を推進する。

プラスチックの使用用途及び種類を調査し、種類数の削減、材質表示について検討する。

日本自動販売機工業会、日本自動販売協会、全国清涼飲料工業会、日本自動販売機保安整備協会が制定した「自販機の適正廃棄マニュアル」(平成13年2月制定)に基づき、リサイクルの向上とフロン回収等の適正処理に努める。

2. 技術開発の推進

使用済自販機の素材、部品に関して、関係業界との協力の下にリユース・リサイクルの促進のため、構造等の技術開発を推進する。

3. 取組の公表

業界のリデュース・リユース・リサイクルに関する取組状況を公表するとともに、関係者への啓発・PRを実施する。

取組の進捗状況(抜粋)

1. リデュース・リユース・リサイクル対策の推進

自販機メーカー各社の平成16年度の開発製品における製品アセス実施状況調査を行った。

自動販売機工業会技術委員会製品アセスメントWG委員会で先進企業の視察を行い、今後の自販機のリユースの可能性について検討を行うこととした。

マテリアルリサイクル可能性調査を実施した結果、自販機犯罪対策のため、プラスチック製部品に衝撃性などを強化する添加物が混入されているなどから、容易にリサイクル等ができないため、メーカー各社対応とし、引き続き検討していく。

「自販機の適正廃棄マニュアル」に則り「自販機マニフェスト」を活用し、鉄系金属の資源リサイクル推進に努めるとともに、使用済自販機からのフロン回収を実施している。

ガイドラインの改定。

引き続き目標達成に向けて努力する。

35. レンズ付きフィルム

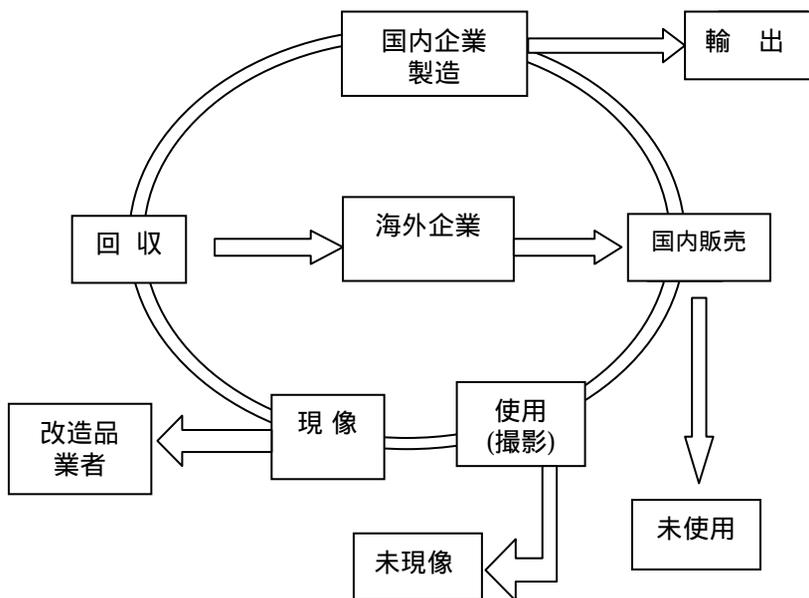
ガイドラインの概要

1. リデュース・リユース・リサイクル対策の推進

リユース・リサイクルに関する取組を推進するとともに、商品企画・設計段階から、省資源化(リデュース)し、リユース・リサイクル容易な設計を行う。

2. 回収の促進

現像所等の協力者を増加させ、より確実なシステムを構築する。



リサイクルシステムのスキーム図

取組の進捗状況(抜粋)

1. 回収キャンペーンの実施

- (1)店毎の協力者増加を狙った回収キャンペーンの実施。
- (2)メーカー間の交換プログラムの交換実施。

2. 各種啓蒙活動

- (1)外装容器へリサイクルシステム説明を記載(平成15年度～)。
- (2)写真業界誌に協力要請文掲載。
- (3)学校教育等。

3. 設計面でのアセスメントの実施

- (1)易分解構造設計・環境配慮設計。
- (2)使用材料の統一(共通部品化)。
- (3)省資源設計(コンパクト化)。
(具体例)
 - ・リサイクル時には易分解、フィルムが入っている状態では難分解。
 - ・ユニット化。
 - ・ボディ組立には、ネジや接着剤を使用していない。
- (4)リユース部品率のアップ、リサイクル材料の製品への再投入率のアップ

4. 詰替え品への対応

- (1)現像戻り詰替え品の調査(平成15、17年)。
- (2)詰め替え業者に対する法的措置(個別企業にて対応。平成15、16年に事例有)。
- (3)外装容器に「エコリーフ」タイプ の公開、「日本製」の記載(平成14年3月より開始)。

ガイドラインの改定

これまで行ってきた主要措置を引き続き実施していく。

1. 鉄鋼業

ガイドラインの概要

1. 最終処分量の削減目標

最終処分量を平成10年度比で平成22年度に**50%削減**

2. 鉄鋼スラグのリサイクル

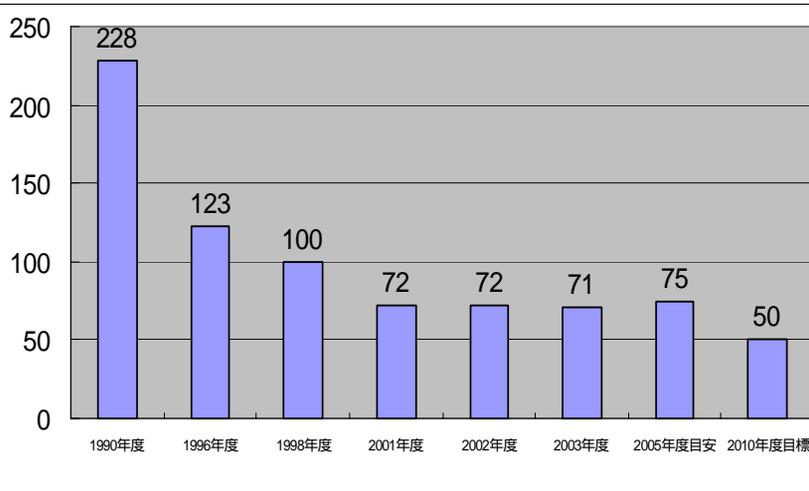
鉄鋼スラグの利用拡大のための調査研究の推進
利用拡大のためのPR活動等

3. 他産業から材の受入等

廃プラスチック等(廃プラ、廃タイヤ、ASR等)の受入については、集荷システム等の条件整備を前提として、平成22年に100万トンの受入目標を達成するべく、受入体制を整備。

最終処分量の実績と目標

(単位: 万トン)



(注)最終処分量: スラグ、ダスト、スラッジの合計量

取組の進捗状況(抜粋)

鉄鋼スラグのリサイクルの進展

鉄鋼スラグ生成量:平成16年度 3,674万トン(平成15年度 3,590万トン)

鉄鋼スラグ最終処分量:平成16年度 39万トン(平成15年度37万トン)

鉄鋼スラグの有効利用率:平成16年度 98.9%(平成15年度 99.0%)

利用用途拡大に向けた取組

- ・鉄鋼スラグの海洋利用を拡大し、環境修復や海流の改善による漁場環境の改善のための研究開発を開始した。
- ・グリーン購入法の特定調達品目指定(H17年度電気炉酸化スラグ骨材)

普及啓発

- ・鉄鋼スラグ製品の普及に向けて、ホームページのコンテンツの充実を努めており、入門者用にホームページを新たに作成した。

ガイドラインの改訂

最終処分量の削減目標

- ・最終処分量を平成10年度比で平成22年度に50%削減に向け、引き続き、目標達成にむけて努力する。

鉄鋼スラグのリサイクル

- ・鉄鋼スラグの利用拡大のための調査研究の推進に努める。
- ・利用拡大のためのPR活動等に努める。

他産業から材の受入等

- ・廃プラスチック等の受入については、集荷システム等の条件整備を前提として、平成22年に100万トンの受入目標を達成するべく、体制整備にむけて努力する。

2. 紙・パルプ製造業

ガイドラインの概要

1. 最終処分量の削減目標

産業廃棄物の最終処分量(有姿量)を平成10年度比で平成22年度に**57%削減**

2. 副産物のリデュース・リサイクル

技術開発による省資源化、副産物の排出抑制の推進
汚泥の焼却処理によるエネルギー回収の推進
副産物の新規利用分野開拓のための調査・情報交換

古紙利用の推進等

古紙利用の拡大
製材残材・建設発生木材由来のチップの製紙原料への利用

取組の進捗状況(抜粋)

1. 最終処分量の削減

平成15年度 60.4万トン
(平成10年度:105.4万トンに比べ **43%**)

2. 副産物のリデュース・リサイクル対策の進展

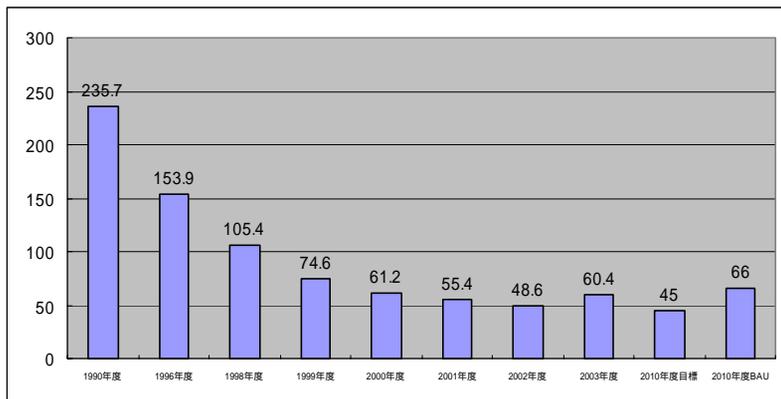
繊維分の回収強化、灰分の回収・再利用技術開発
廃棄物の性状・発生量に合わせた最適な廃棄物焼却炉や廃棄物ボイラーの導入・能力アップ

古紙利用の推進等

古紙利用率の推移 平成16年度 60.3% (平成15年度 60.4%)

日本製紙連合会パルプ・古紙部会では、達成状況を踏まえ、古紙利用が少ない紙分野について紙種別の古紙の利用技術等、さらに古紙の調達の両面から18年度以降の目標について検討中である。

(単位:万トン) 最終処分量の実績と目標



ガイドラインの改定

副産物のリデュース・リサイクル対策の進展

日本製紙連合会において、産業廃棄物有効利用調査や情報交換を通じて、引き続き、目標達成に向けて努力する。

3. 化学工業

ガイドラインの概要

1. 最終処分量の削減目標

最終処分量を平成10年度比で平成22年度に**70%削減**

2. 副産物の発生の抑制

原料の高純度化、中和剤・脱色剤・ろ過剤・触媒等の変更や使用量の削減、さらには製造プロセスの抜本的な見直しなどにより、製品収率の向上を図り、副産物の発生を抑制

3. 汚泥の最終処分量減量化

不燃性汚泥(無機性汚泥)は、石膏、セメント等に利用
可燃性汚泥(有機性汚泥)は、原料、肥料等に利用
脱水設備、焼却設備の設置等による減量化

取組の進捗状況(抜粋)

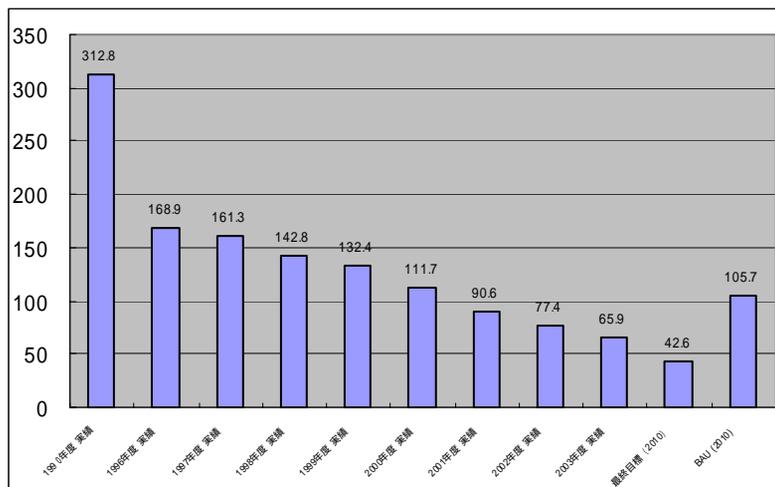
1. 最終処分量の削減

平成15年度は、平成10年度に比べ**54%削減**
(平成2年度に比べ79%削減、前年度と比べて15%削減)

2. 廃棄物等の適正処理

昨年までとほぼ同様の取組
・設備や運転条件の改善
・副産物の発生抑制技術の開発 等

(単位: 万トン) 最終処分量の実績と目標



ガイドラインの改定

化学業界の産業廃棄物最終処分量は発生量の5~6%までに削減されてきているが、化学産業の特徴を生かし更に一層の有効利用等改善を考えていきたい。

4. 板ガラス製造業

ガイドラインの概要

1. 最終処分量の削減目標

最終処分量を平成10年度比で平成22年度に42%削減

2. 副産物のリデュース・リサイクルの推進

製品の歩留まりの向上等により工程内カレットの発生抑制に努める。

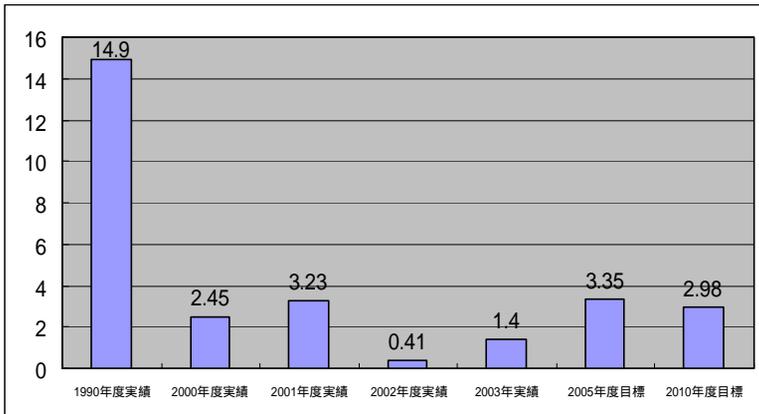
磨き砂汚泥(微粒珪砂)のガラス原料としての再利用及び新規用途へのリサイクルにより再資源化率(平成15年度96%)の維持・向上を図る。併せて、含水率のコントロール、脱鉄などにより原料としての高付加価値化を引続き図る。

3. 技術開発の推進等

建設廃棄物として排出される板ガラスについて、生産工程への再投入を基本としてリサイクルシステムの構築を図る。

自動車から排出されるガラスの内、自主的に取外し回収されたガラスについて、自動車メーカーと連携しリサイクルテストを実施する。

最終処分量の実績と目標 < 板硝子協会 > 単位: 万トン



取組の進捗状況(抜粋)

1. 最終処分量の削減

平成15年度 約1.4万トン(平成10年度:5.2万トンに比べ 73%)

2. 副産物のリデュース・リサイクルの推進

磨き砂汚泥発生量 平成15年度:74.6千t(平成14年度:81.3千t)

磨き砂汚泥最終処分量 平成15年度:3.0千t(平成14年度:0.7千t)

磨き砂汚泥再資源化率 平成15年度:96%(平成14年度:99%)

3. 技術開発の推進等

建設廃棄物として排出される板ガラスのリサイクルシステムの検討にあたり、業界においてリサイクルに向けて、技術面、流通面から検討を実施。

自動車から排出される廃ガラスについて、一部カーメーカーと回収ガラスのリサイクルテストを継続中で、受入基準に対する品質調査や窯への投入テストを実施。

ガイドラインの改定

1. 副産物のリデュース・リサイクルの推進

工程内カレットの発生抑制に努める。

再資源化率の維持・向上を図るとともに、原料としての高付加価値化を引続き図る。

2. 技術開発の推進等

建設廃棄物として排出される板ガラスについて、生産工程への再投入を基本としてリサイクルシステムの構築を図る。

自動車から排出されるガラスのうち自主的に取外し回収されたガラスについて、自動車メーカーと連携しリサイクルテストを実施する。

5. 繊維工業

ガイドラインの概要

1. リデュース・リサイクルの促進

汚泥等の減量化

繊維くず等の発生量の削減、発生したもののリサイクル

廃棄物処理・リサイクル等に関する技術開発

再生利用が容易な製品の「マーク」制度を推進

2. サプライチェーンにおける産廃減量化

情報技術の活用により、繊維製品サプライチェーンを効率化し、中間製品や不良在庫の削減等を図る。

3. 染色整理業における最終処分量の削減

染色整理業3団体とそれに関係する業界団体等が連携して、産廃の最終処分量の削減方策を検討するとともに、新たな削減目標の設定について検討。

取組の進捗状況(抜粋)

<リデュース・リサイクルの促進>

汚泥のリデュース・リサイクル

a. 化学繊維製造業:平成16年度(平成15年度)

発生量 14.2万t (14.6万t)

最終処分量 0.5万t (0.7万t)

再資源化量 10.4万t (2.8万t)

有効利用率 95% (80%)

b. 染色整理業:平成15年度(平成14年度)

発生量 36.7万t (38.5万t)

最終処分量 1.3万t (0.5万t)

再資源化量 1.1万t (1.3万t)

有効利用率 46% (72%)

繊維くずのリデュース・リサイクル

a. 化学繊維製造業:平成16年度(平成15年度)

発生量 9.7万t (9.3万t)

最終処分量 0.7万t (0.6万t)

再資源化量 7.7万t (6.8万t)

有効利用率 92% (92%)

b. 染色整理業:平成15年度(平成14年度)

発生量 0.15万t (0.21万t)

最終処分量 0.03万t (0.01万t)

再資源化量 0.07万t (0.14万t)

有効利用率 70% (93%)

国内生産の再生ポリエステル繊維使用生地を使用し、国内で縫製されたユニフォームに添付される「国産エコ・ユニフォームマーク」と、国内生産の再生ポリエステル繊維使用生地を使用し、海外で縫製されたユニフォームに添付される「海外エコ・ユニフォームマーク」をあわせて、平成16年度は73万枚に普及。

リサイクル配慮設計商品に添付する「ECOMATE」マークについて、平成16年度は7ブランド・50万枚に展開。

ガイドラインの改定

<リデュース・リサイクルの促進>

・繊維のリサイクルの大きな課題のひとつである、リサイクル技術及び用途の開発の調査・研究を進める。

<その他>

・「繊維製品3R推進会議」において、各団体より発表されたアクションプランのフォローアップを行い、進捗状況の把握及び公表に努める。

6. 非鉄金属製造業

ガイドラインの概要

1. 最終処分量の削減目標

- 日本鋳業協会 平成10年度比で平成22年度に37%削減
- 日本伸銅協会 平成10年度比で平成22年度に76%削減
- 日本アルミニウム協会 平成10年度比で平成22年度に14%削減
- 日本アルミニウム合金協会 平成10年度比で平成22年度に10%削減
- 日本電線工業会 平成10年度比で平成22年度に50%削減

2. スラグの有効利用

- スラグの用途開発研究
- 道路用・セメント用のスラグJIS化
- 官公庁用各土木建設用資材(港湾工事)利用の検討

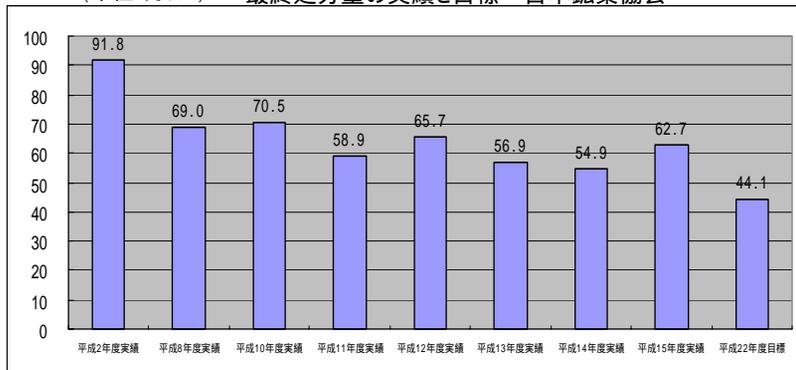
3. シュレッダーダストの有効利用

ASR(オートモビルシュレッダーレジデュ)等から非鉄金属を効率的に回収・利用するための研究開発

4. 副産物のリデュース・リサイクル強化

電線・ケーブルについて、リサイクル促進のための塩ビ被覆電線の非鉛化と廃電線塩ビ被覆材からの鉛除去技術の調査・検討。

(単位:万トン) 最終処分量の実績と目標<日本鋳業協会>



取組の進捗状況(抜粋)

1. 最終処分量の削減

平成15年度 62.7万トン(平成10年度:70.5万トンに比べ 11.1%)

2. スラグの有効利用

- ・スラグ類の分析方法に関するJIS委員会へ参加し、JIS K 0058「スラグ類の化学物質試験法」を制定
- ・道路用非鉄スラグJIS作成委員会立ち上げ、供用性評価のためスラグを用いた試験舗装実施

3. シュレッダーダストの有効利用

ASRから非鉄金属を回収する施設が5箇所稼働

4. 副産物のリデュース・リサイクル強化

- ・生産工程におけるアルミドロスの発生抑制に引き続き取り組むとともに、アルミドロス等の再資源化を図る。
- ・廃電線塩ビ被覆材の鉛除去技術に関する調査を開始

ガイドラインの改定

1. スラグの有効利用

スラグの有効利用促進を図る為に、業界としてスラグに関する共通パンフレットを作成し、普及活動に努める。また、非鉄金属製錬スラグの特性を生かした新規利用先の検討を行うと共に、官公庁土木建設用資材への利用促進を図る為の検討を行う。

2. シュレッダーダストの有効利用

ASR等から有用な非鉄金属等を回収利用する施設を建設すると共に、より一層効率的な回収・利用を行う為の研究開発を行う。

3. 副産物のリデュース・リサイクルへの取組

アルミドロスについては、生産管理の徹底によりその発生抑制に取り組むとともに、有効に再利用するための技術開発を実施。

銅系スクラップのリサイクル性向上のため、銅くず及び銅合金くず分類基準JISの規格改正を平成17年度中に実施。

これまで講じてきた措置により、産業廃棄物の最終処分量の削減目標の達成に向けた取組の推進や見直しを図る。

電線・ケーブルについて、リサイクル促進のための塩ビ被覆電線の非鉛化と廃電線塩ビ被覆材からの鉛除去技術の調査・検討の実施。

最終処分量の削減目標については、これまでの減量努力により平成15年度実績において既に達成しているところ。引き続き達成状況を維持する。

【日本伸銅協会、日本アルミニウム協会、日本電線工業会】

7. 電気事業

ガイドラインの概要

1. 廃棄物の最終処分量

平成22年度最終処分率を平成15年度と同程度に維持する
(平成15年度最終処分率:15%)

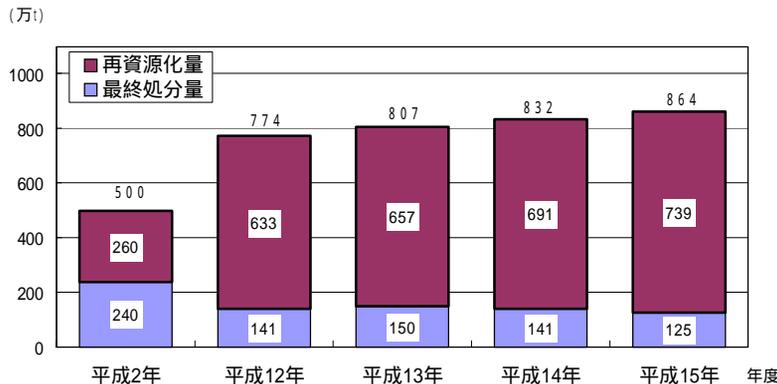
2. 石炭灰の有効利用

火力発電熱効率の向上等による石炭灰発生の抑制
利用拡大のための研究開発・マーケティング推進
社内工事などへの自社内利用
土地造成材としての石炭灰有効利用のための啓発活動

3. 脱硫石膏の有効利用

4. 建設廃材・金属屑等の有効利用

電気事業における産業廃棄物発生量・再資源化量、最終処分量の推移



取組の進捗状況(抜粋)

1. 石炭灰最終処分量実績

石炭灰の発生量 平成15年度:約640万t(平成13年度:約605万t)
石炭灰最終処分量 平成15年度:約114万t(平成13年度:約131万t)
石炭灰有効利用率 平成15年度:約82% (平成13年度:約78%)

2. 石炭灰の有効利用

- ・各電力で用途拡大のための技術的検討を継続して実施
- ・自治体等利用先に対し、パンフレット等を活用した普及啓発活動を継続して実施

3. 脱硫石膏の全量有効利用

4. 建設廃材・金属屑等の有効利用

建設廃材の再資源化率 平成15年度:96%(平成14年度:94%)
金属屑の再資源化率 平成15年度:97%(平成14年度:96%)

ガイドラインの改定

1. 廃棄物の最終処分量

平成22年度最終処分率を平成15年度と同程度に維持する
(平成15年度最終処分率:15%)

2. 石炭灰の有効利用

火力発電熱効率の向上等による石炭灰発生の抑制
利用拡大のための研究開発・マーケティング推進
社内工事などへの自社内利用
土地造成材としての石炭灰有効利用のための啓発活動

3. 脱硫石膏の有効利用

4. 建設廃材・金属屑等の有効利用

8. 自動車製造業

ガイドラインの概要

1. 最終処分量の削減目標

最終処分量を平成22年度に平成10年度比13%に削減

2. 副産物の発生抑制・再資源化

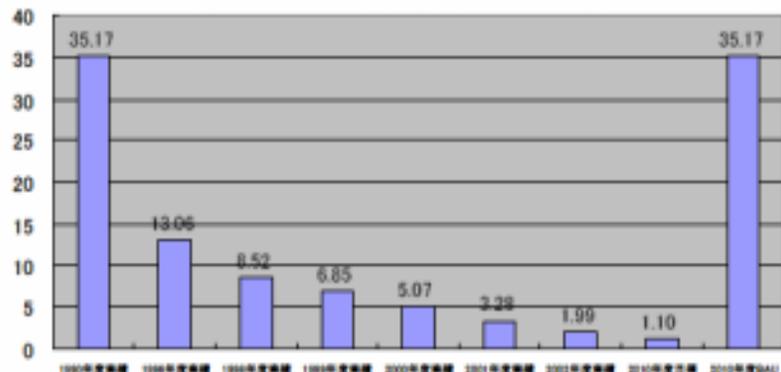
製造工程の効率化による金属くずの発生抑制、再資源化
鋳物廃砂の骨材、改良材等としての再利用等
その他の各製造工程における副産物発生抑制・再資源化
部品製造段階における製品設計・製造工程の工夫等

3. リユース・リサイクルしやすい設計・構造

4. 廃プラのリサイクル促進(技術開発・研究)

最終処分量の推移と目標 < 日本自動車工業会 >

(単位:万トン)



取組の進捗状況(抜粋)

1. 最終処分量の削減

2. 副産物の発生抑制・再資源化

副産物の総発生量:

平成15年度 約308万t(平成10年度 約361万tから 15%)

最終処分量:

平成15年度 約1.8万t(平成10年度 約8.5万tから 79%)

再資源化率:

平成15年度 約84%(平成10年度 約75%)

主要品目の発生状況について

金属くず

発生量:平成15年度 約201万t(平成10年度 約213万tから

5.6%)

最終処分量:

平成15年度 約200t(平成10年度 約3千tから 93%)

鋳物廃砂

発生量:平成15年度 約38万t(平成10年度 約44万tから 14%)

最終処分量:

平成15年度 約0.09万t(平成10年度 約2.5万tから 96%)

ガイドラインの改定

本年1月から自動車リサイクル法が本格施行されたことにより、機能不全となりつつあった従来のリサイクルシステムが適切に働くようになり、使用済自動車のリサイクル・適正処理の持続的な取組の環境整備が図られることも踏まえつつ、今後とも使用過程及び使用済みとなる全ての工程で、副産物のリユース・リサイクルに引き続き取り組んでいく。

9. 自動車部品製造業

ガイドラインの概要

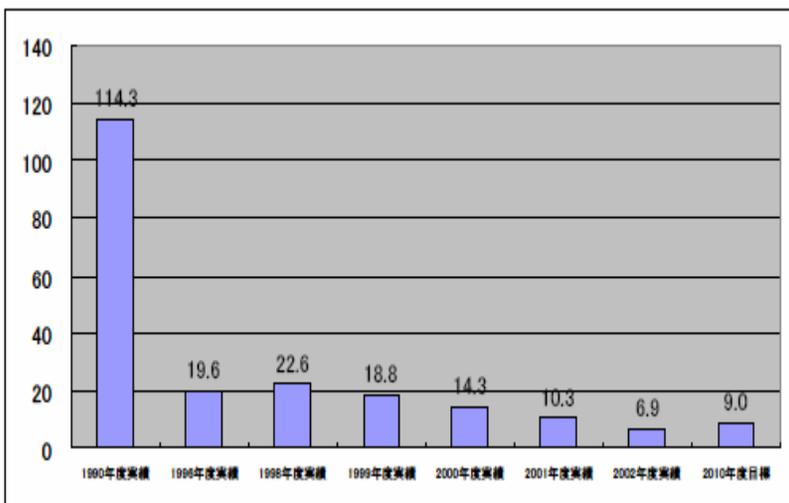
1. 副産物のリデュース・リサイクル

自動車部品製造業においては、生産工程から生じる産業廃棄物(金属くず、鋳物廃砂、廃プラ、廃油等)の最終処分量を平成22年度までに削減する目標値(4.5万トン、平成2年比96%減)を設定し、早期達成すべくリデュース・リサイクルを促進する。

金属くずについては、製造工程の効率化による発生抑制、再資源化の徹底

鋳物廃砂については、添加物や破碎された細砂の分離による再使用、コンクリート用骨材、粘性土の改良材等としての再利用

(単位: 万トン) 最終処分量の実績と目標



取組の進捗状況(抜粋)

1. 最終処分量の削減

平成15年度 5.6万トン(平成10年度:18.8万トン)

ガイドラインの改定

1. 最終処分量の削減目標

継続的な廃棄物に関する調査のフォローともに、会員各社の事例に基づく代替技術等の紹介を継続する。
あわせてISO14001に基づく継続的改善と新規認証取得に関する支援、助言。

10. 電子・電気機器製造業

ガイドラインの概要

1. 最終処分量の削減目標

最終処分量を平成15年度比で平成22年度に5%削減と設定し、これを達成すべく努力する。

2. 副産物のリデュース・リサイクル及び適正処理

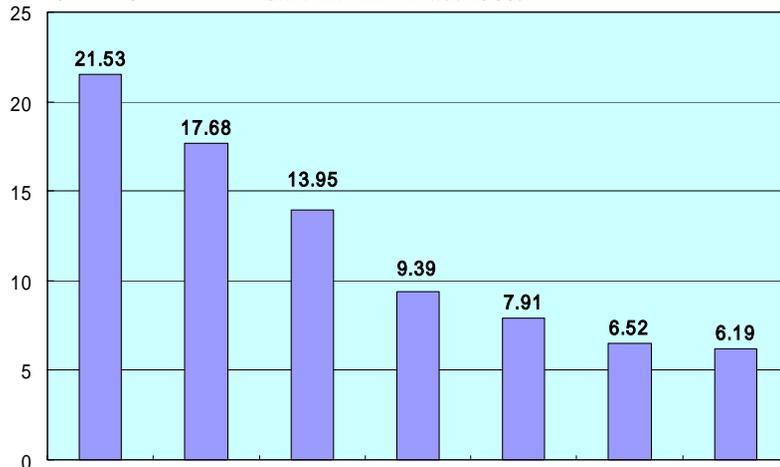
原材料の選定及び処理プロセス、加工方法、工程、生産設備等使用の最適化等による副産物の発生抑制を推進する。

副産物の分別徹底によるリサイクル容易化を推進するとともに、廃プラスチック、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油等の資源としての有効活用をより一層推進する。

副産物の再資源化用途拡大のため、セメント製造業、鉄鋼業界等との連携を図る。

廃酸、廃アルカリ、廃油等の処理を適正に行うための中間処理、無害化処理を、極力、自社内で行うとともに、処理施設の整備に努める。また適正な廃棄物処理が行われるよう管理体制の強化に努める。

(単位: 万t) 最終処分量の実績と目標



取組の進捗状況(抜粋)

最終処分量の削減

平成15年度 6.52万トン
(平成10年度:21.53万トンに比べ 70%)

原材料加工法、工程、生産設備改善による金属くず、廃プラスチック等の副産物発生抑制の推進
廃プラスチック、金属くず、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油等の分別の徹底、再資源化の推進
再資源化用途拡大のためのセメント業界、鉄鋼業界等との連携
廃酸、廃アルカリ等廃棄物の自社内処理・無害化処理の推進

ガイドラインの改定

1. 最終処分量の削減目標

今後ゼロエミッションを達成していない事業者を中心に上の取組を推進し、電機・電子4団体における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成15年度比で平成22年度に5%削減と設定し、これを達成すべく努力する。

2. 副産物のリデュース・リサイクル及び適正処理

原材料の選定及び使用の最適化等により副産物の発生を抑制する。とりわけ、汚泥については排水処理プロセスの最適化、金属くず、廃プラスチックについては加工方法の最適化等により、残材、成形屑の最小化を推進し、廃酸、廃アルカリ、廃油については工程や生産設備の改善等により、その発生抑制を推進する。

副産物の分別を徹底し、リサイクル容易化を推進するとともに、資源としての有効活用をより一層推進する。廃プラスチックの再生プラスチック原料化・セメント等の原燃料化、汚泥・鉱さいのセメント原料・路盤材化等の推進により副産物の再資源化を促進する。また、廃酸、廃アルカリ、廃油等の再生再利用を促進する。

11. 石油精製業

ガイドラインの概要

1. 最終処分量の削減目標

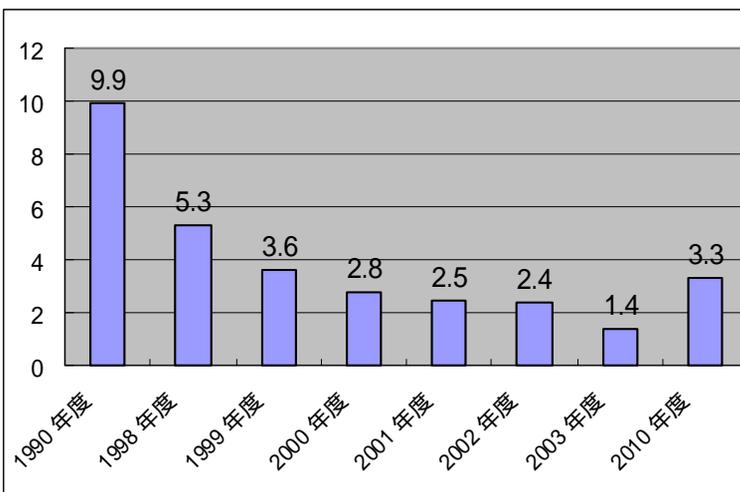
最終処分量を平成2年度比で平成22年度に67%削減)

2. 副産物のリデュース・リサイクル

汚泥等の減量化のための排水処理装置の管理徹底、脱水装置の改善及びこれら取組の更なる維持徹底
廃油、ダスト等の再資源化促進のための再利用先関連業界との連携強化

汚泥、廃油、ダスト等のリデュース・新規利用分野の拡大のための技術的調査研究、再利用先関連業界との情報交換の推進

建設廃材等のリデュース・リサイクルへの取組強化



取組の進捗状況(抜粋)

1. 最終処分量の削減

平成15年度 1.4万トン(平成2年度:9.9万トンに比べ 86%)

2. 副産物のリデュース・リサイクルの進展

汚泥・廃油等発生量:平成15年度 59.9万トン(平成14年度比20.5増)
(減量化後:平成15年度 26.1万トン(平成14年度比3.6%増)

最終処分量:平成15年度 1.4万トン(平成14年度比 41.7%)

再資源化量:平成15年度 23.2万トン(平成14年度比1.8%増)

再資源化率:平成15年度 38.8%(平成14年度 45.9%)

(減量化後:平成15年度 88.9%(平成14年度 90.5%))

ガイドラインの改定

- ・当面、数値目標の見直し等のガイドライン改訂は予定していない。
- ・今後ともいっそうの減量化に向けた努力を継続していく。

12. 流通業

ガイドラインの概要

1. 容器包装に対する取組の強化

- ・容器包装材の減量化推進
包装材使用量を平成5年比で平成22年に30%削減
- ・環境適合包装材の導入
再生紙使用包装紙の割合を平成22年までに80%に向上
- ・リサイクルへの取組

2. 環境問題に配慮した商品の販売

3. 家電リサイクル法への対応

4. 事業活動に伴う廃棄物の減量化

- ・食品廃棄物は、食品リサイクル法に適切に対応し、再生利用等の実施率を平成18年度までに20%に向上

5. 消費者に対するPR

6. 廃棄物排出状況やリサイクル状況について実態把握

取組の進捗状況(抜粋)

1. 包装材使用量の削減(日本百貨店協会)

平成15年度 48.4%(平成5年比)

2. 再生包装材使用割合(日本百貨店協会)

平成15年度 51.2%(平成14年度 54.5%)

3. リサイクル資源回収の取組(日本チェーンストア協会)

- ・アルミ缶:平成15年 3,116トン(平成14年:3,609トン)
- ・スチール缶:平成15年 1,925トン(平成14年:2,011トン)
- ・ガラス瓶:平成15年 1,914トン(平成14年:1,926トン)
- ・牛乳パック:平成15年 12,807トン(平成14年:10,004トン)
- ・ペットボトル:平成15年 11,867トン(平成14年:8,629トン)
- ・発泡スチロールトレイ:平成15年 12,807トン(平成14年:7,286トン)

4. 環境適合商品の購入及び販売促進(日本百貨店協会)

平成15年度リサイクル製品比率

- ・トレットペーパー 96.0%(平成14年度:93.8%)
- ・コピー用紙 82.5%(平成14年度:82.4%)
- ・名刺 80.4%(平成14年度:82.2%)

5. 消費者に対するPR(日本チェーンストア協会)

「毎月5日を「ノーレジ袋の日」と定めた」ポスターを会員企業の各店舗に掲示、
「レジ袋ご不要カード」の設置

6. 廃棄物排出及びリサイクルの状況(日本百貨店協会)

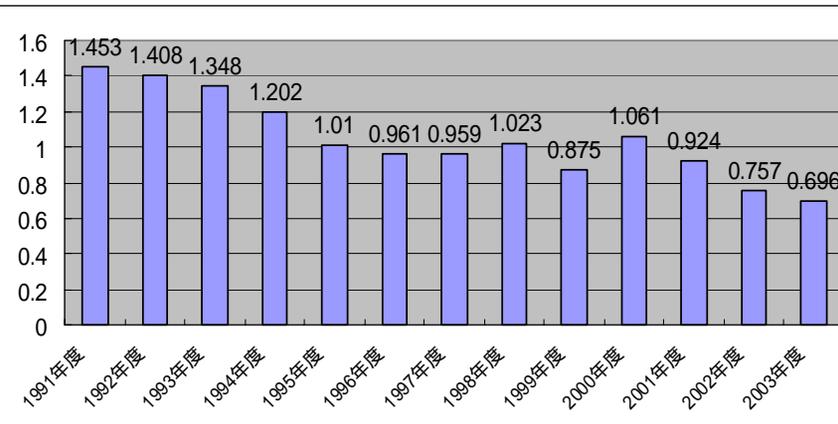
平成15年度における、店内から1ヶ月に排出される廃棄物の1㎡当たり量(推計値)は、平成5年度比で25.9%の削減(平成14年度 19.2%削減)

ガイドラインの改訂

- ・本年度のガイドラインの改訂は無し。
- ・ガイドラインに掲げている目標を達成していない項目については、特に目標達成に向けて努力する。

【包装紙の年間使用量】

(単位: 万トン)



13. リース業

ガイドラインの概要

リース業では、多種多様な製品を取り扱う特性を活かし、適正な廃棄物処理及び効率的なリサイクルをより一層推進するため、以下の施策等を講じる。

1. 会員企業におけるリース終了物件処理実態を継続して把握し、その問題点等を(社)リース事業協会に既設している環境・省資源委員会において検討する。
2. リースアップパソコン等のメーカーリサイクルシステムに対して、引き続き協力するとともに、関係業界団体等と連携して問題点の解決を目指す。
3. 環境リサイクルの知識向上、適正処理推進等を目的として会員企業を対象とした研修事業を実施する。
4. リース利用者に対して、環境法制、リース終了物件の適正処分に関する啓発活動を行う。

取組の進捗状況(抜粋)

リースアップパソコン等の処理実態及びメーカーリサイクルシステムの進捗状況を把握するため、(社)リース事業協会会員企業294社にアンケート調査を実施(H16.7)し、リースアップ後の実態(再リース、売却及び廃棄の動向)及び廃棄処分の実態(許可業者による廃棄、下取り等の動向)等リサイクルに関わる動向を把握。

「リース終了処理部門の責任者」を対象として、環境リサイクルの知識向上、適正処理推進に関する研修事業を実施(H16.12、約80名参加)。

ガイドラインの改定

リース業では、多種多様な製品を取り扱う特性を活かし、適正な廃棄物処理及び効率的なリサイクルをより一層推進するため、従来の施策に加え、「リース利用者向けパンフレット」を作成し、リース利用者に対して配布し、環境法制及びリース終了物件の適正処分に関する啓発活動を行っていく。

14. セメント製造業

ガイドラインの概要

1. 廃棄物・副産物利用量の目標

平成22年度におけるセメント1トン当たりの廃棄物・副産物利用量の目標を400kg(平成11年度311kg)に設定

具体的には、

他産業等から発生する廃棄物・副産物を原料・熱エネルギーとして受入れ、天然資源の使用量の削減、最終処分量の低減に貢献

可燃性廃棄物の燃料化等の技術開発事業の成果を基に廃プラのサーマルリサイクルを推進

肉骨粉等、社会的・技術的にセメント製造設備で処理することが適切なものの受入れを推進

セメント業界における主な廃棄物・副産物使用量

・高炉スラグ	9,231千t (前年度比:90.7%)
・石炭灰	6,937千t (同107.9%)
・副産石こう	2,572千t (同101.7%)
・汚泥・スラッジ	2,649千t (同109.8%)
・非鉄鉱滓等	1,305千t (同114.2%)
・建設発生土	1,692千t (同269.0%)
・廃プラスチック	283千t (同111.1%)

注1. 廃プラスチックは1996年度より調査開始

データ出所:「セメントハンドブック((社)セメント協会)」

取組の進捗状況(抜粋)

1. 廃棄物・副産物の利用量

1トン当たり廃棄物・副産物利用量 平成16年度401kg(平成15年度375kg)

他産業等から発生する廃棄物・副産物を原料・熱エネルギーとして受入れ、天然資源利用の削減、最終処分量の低減に貢献した

可燃性廃棄物の原料・熱エネルギーへの技術開発事業の成果を基に廃プラのサーマルリサイクルの推進に努めた

その他、肉骨粉等、社会的・技術的にセメント製造設備で処理することが適切なものの受入れを推進に努めた。

各種廃棄物リサイクル関連の調査研究会にセメント業界として参画し、セメント業界としての廃棄物の受入れ推進策等について意見交換を実施した

他産業から排出される廃棄物の受入促進のため、塩化物イオンの規格値の緩和のための普通ポルトランドセメントのJIS改正を行った

ガイドラインの改定

1. セメント業界の取組内容

1. 廃棄物・副産物利用量の目標を達成するべく努力する。

具体的には、

他産業から発生する廃棄物・副産物を原料・熱エネルギーとして受入れ、天然資源の使用量の削減に努めるとともに、最終処分量の低減に貢献する。都市ゴミ焼却灰や下水汚泥等の生活系廃棄物に属するものの受入れ・処理に努める。

(社)セメント協会が中心となって実施した可燃性廃棄物の原料・熱エネルギーへの技術開発事業の成果を基に廃プラスチック等のサーマルリサイクルを推進する。

その他、BSE問題に端を発する肉骨粉等のように、社会的・技術的にセメント製造設備で処理することが適切であるとされるものについて、受入れに努める。

2. 以上の活動に資するため、塩素等のセメント製品の性質に悪影響を及ぼす物質の除去に関する技術開発を引き続き積極的に行う。

15. ゴム製品製造業

ガイドラインの概要

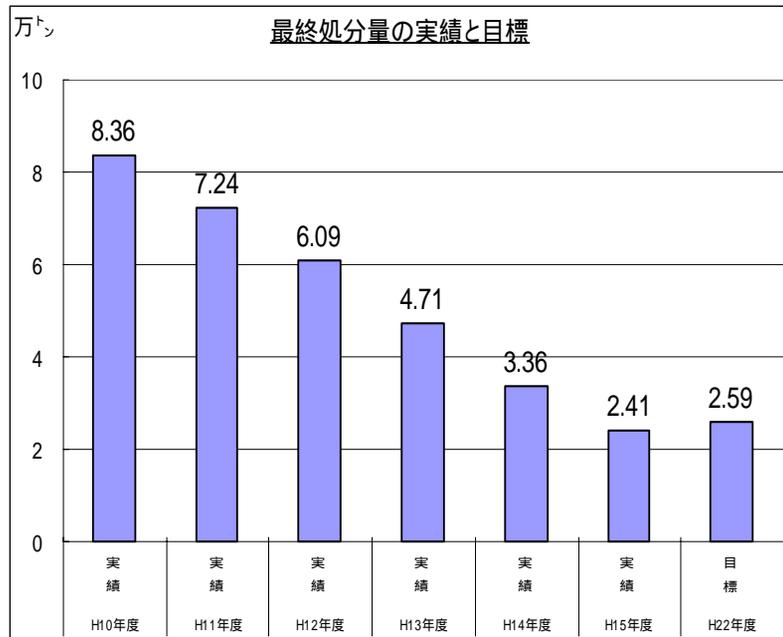
1. 最終処分量の削減目標

最終処分量を平成13年度比で平成22年度に45%以上削減。

2. ゴム廃棄物のリデュース・リユース・リサイクル

生産工程から発生するゴム廃棄物のリデュース・リユース・リサイクルの推進。

廃タイヤ等の製品廃棄物のリサイクルの取組。



取組の進捗状況(抜粋)

1. 最終処分量の削減

平成15年度 24,114トン

(平成10年度:83,597トンに比べ 71.2%)

(平成14年度:33,604トンに比べ 28.2%)

2. ゴム廃棄物のリデュース・リサイクル

バリロスの削減、セメントの原材料、建築材料、燃料等としての利用。

廃タイヤ等の処理に伴うもえがらのリサイクルとして、コンクリートの着色剤、土壌改良材、鉄鋼原料等の利用。

ガイドラインの改定

これまで行ってきたゴム廃棄物のリデュース・リサイクル対策に加え、リユース対策も行っていく。

16. 石炭鉱業

ガイドラインの概要

1. 最終処分量の削減目標

最終処分量を平成10年度(1998年度)比で平成22年度(2010年度)に80.0%以上削減

2. 副産物のリデュース・リサイクル

ボタの発生抑制の取組、路盤改良材・セメントの混和材等としての利用の推進

ボタの最終処分量等の実績と目標

*2003年度までは実績値

施策を実施せず

年度	ボタ 単位:千トン										
	1990	1995	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2010 (目標)	2010 (目標)
排出量	2561	2462	1,713	2,329	2,184	1,528	1,601	456	388	440	440
再資源化率%	19.7%	19.0%	3.7%	3.5%	0.5%	4.7%	3.9%	11.2%	13.5%	24.4%	11.5%
再資源化量	505	468	63	82	11	72	63	51	52.5	107	51
最終処分量	2,056	1,994	1,650	2,247	2,173	1,456	1,538	405	335.5	333	389

取組の進捗状況(抜粋)

1. 再資源化量・再資源化率の状況

平成15年度(平成14年度)

ボタ

排出量 38万トン(45万トン)

再資源化量 5.2万トン(5.1万トン)

再資源化率 13.5%(11.2%)

その他の金属系廃棄物については、全量再資源化を達成している。

ガイドラインの改定

1. 最終処分量の削減目標

最終処分量を平成10年度比で平成22年度に80%以上削減

2. 副産物のリデュース・リサイクル

石炭鉱業において、その副産物のリデュース・リサイクルを推進するため、坑道掘削による岩石、石炭の選別過程におけるボタについては、選炭設備の改良によりその発生を抑制する取組を行うとともに、路盤改良材、セメントの原料等としての利用を推進する。

17. ガス業

ガイドラインの概要(平成15年9月改訂)

1. 最終処分量の削減目標

最終処分量を平成10年度比で平成22年度に25%削減

2. 副産物のリデュース・リサイクル

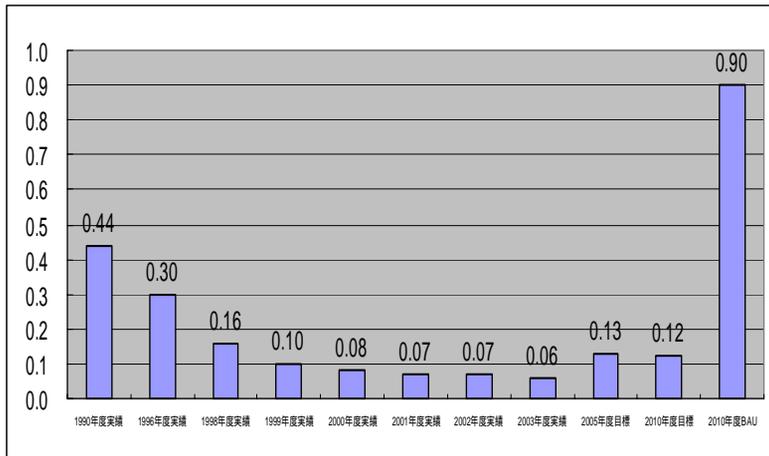
都市ガス原料を天然ガス等へ転換することにより、汚泥の発生抑制を推進

製造設備の管理の徹底及び改善による廃棄物の発生抑制の推進

汚泥の中間処理による減量化及びセメント原料等への再利用の推進

分別回収の徹底、優良処理事業者の情報の共有化による廃プラスチック類、金属くず等のリサイクルの推進

最終処分量の実績と目標(単位:万トン)



取組の進捗状況(抜粋)

1. 最終処分量の削減

発生量:平成15年度 4,600トン(平成14年度 5,000トン)

再資源化量:平成15年度 1,200トン(平成14年度 1,600トン)

最終処分量:平成15年度 600トン(平成14年度700トン)

2. 汚泥のリサイクルの進展

発生量の多い汚泥について、脱水・乾燥による減量化及び建設材料等への再利用を推進

発生量:平成15年度 790トン(平成14年度 1,200トン)

再資源化量:平成15年度 100トン(平成14年度 440トン)

最終処分量:平成15年度 340トン(平成14年度 300トン)

3. 廃プラスチック類、金属くずのリサイクルの進展

廃プラスチック類、金属くずについて、分別回収の推進及びに優良な処理事業者への委託により、最終処分量を削減

発生量:平成15年度 900トン(平成14年度 790トン)

再資源化量:平成15年度 860トン(平成14年度 850トン)

最終処分量:平成15年度 150トン(平成14年度 150トン)

ガイドラインの改定

・本年度、ガス業はガイドライン改訂を行わない予定である。ガイドラインは、最終処分量の削減目標を、「平成10年度比で平成22年度に25%削減」に設定している。

・平成10年度 of 最終処分量は1,600トンで、平成15年度は600トンと平成10年度比で63%の削減を行った。平成10年度比25%の削減(最終処分量1,200トン)を既に達成しており、引き続き達成状況を維持する。

18. 工場生産住宅製造業

ガイドラインの概要

1. リデュース・リサイクルの取組

工場生産住宅製造業においては、その特性を活かし、高耐久性等の性能を有し、循環型社会構築に配慮した快適な住宅の提供に努める。また、業界団体等において住宅のライフサイクル全般にわたるリデュース・リサイクルへの取組を盛り込んだ環境に配慮した住宅生産ガイドライン「エコアクション21」について、平成15年9月にH17年を中間目標として環境目標の見直しを実施し主に以下の項目について今後取り組むこととなった。

(検討中の主な項目)

- 生産段階廃棄物再資源化率(80%以上)
- 生産段階廃棄物発生量(H13年比80%以上削減)
- 解体工法にかかる解体工事指針の策定

取組の進捗状況(抜粋)

1. 排出量削減目標の進捗管理のための調査

「エコアクション21」について、平成15年9月に目標達成状況や建築基準法等改正に伴い、必要な項目等について環境目標の見直しを実施した。

<平成15年度実績>

生産段階で発生する廃棄物量は床面積当たり20.4kg
工場生産段階における再資源化率は木くず99.8%(2005年目標60%)、
コンクリート・アスファルト100%(同60%)、金属くず99.7%(同100%)、石膏
ボード94.1%(同30%)

<主な改訂項目>

生産段階(工場及び現場)廃棄物の再資源化率を2010年までに80%以上にする(改訂前:工場80%以上、現場50%以上)

生産段階廃棄物発生量を2010年までに2001年比30%削減する(改訂前:15%削減)

解体工事から排出される廃棄物の再資源化率を高めるための解体・分別技術開発等の実施

解体工法検討結果から解体工事指針の策定

ガイドラインの改定

1. リデュース・リサイクルの取組

工場生産住宅製造業においては、平成15年度実績に基づき、「エコアクション21」について、目標達成項目等、必要な項目等について環境目標の見直しを実施し、引き続き目標達成のために取り組むとともにH15年9月改訂時に新たに取組みの対象として解体時における解体工事指針を策定することを決めた。

品目別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの改定及びフォローアップ（案）

1	紙	19	エアゾール缶
2	ガラスびん	20	小型ガスボンベ
3	スチール缶	21	消火器
4	アルミ缶	22	ぱちんこ遊技機等
5	プラスチック	23	パーソナルコンピュータ及びその周辺機器
6	自動車	24	複写機
7	オートバイ	25	ガス・石油機器
8	タイヤ	26	繊維製品
9	自転車	27	潤滑油
10	家電製品	28	電線
11	スプリングマットレス	29	建設資材
12	オフィス家具	30	浴槽及び浴室ユニット
13	カーペット	31	システムキッチン
14	布団	32	携帯電話・PHS
15	乾電池・ボタン電池	33	蛍光管等
16	小型二次電池等	34	自動販売機
17	自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池	35	レンズ付きフィルム
18	カセットボンベ		

平成17年10月13日

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
1. 紙	<p>1. 古紙利用の促進</p> <p>(1) 目標: 「リサイクル60目標」 資源有効利用促進法における特定再利用業種として、古紙利用の一層の拡大を計画的に推進することとし、平成17年度に紙・パルプ製造業における古紙利用率60%の達成を図る。 (平成16年度 60.3%)</p> <p>(2) 古紙利用の拡大 各種紙製品分野において古紙利用率の拡大に努める。特に、従来、古紙の利用が少なかった印刷・情報用紙(平成15年度 紙・板紙生産量に占める比率37%、古紙利用率23%)の分野において古紙利用の拡大に努める。 このため、各企業において古紙再生設備の導入を進める。</p> <p>(3) 再生紙等の利用の拡大 (財)古紙再生促進センター等による普及啓発活動の推進などにより、古紙利用製品(トイレットペーパーなどの衛生紙、ノート、再生コピー用紙等)の購入への国民の意識の普及・啓発を推進する。また、各企業が実施している再生紙の表示、古紙利用率の表示をさらに進めるとともに、グリーンマーク制度について、更なる普及定着を図る。</p> <p>グリーン購入法に基づき、中央省庁における再生紙の使用拡大を</p>	<p>(1) 目標 ・資源有効利用促進法の特定再利用業種に製紙業が指定され、同法の省令に基づき、現在「リサイクル60目標」を実施中。 (古紙利用率(実績)平成16年度60.3%)</p> <p>(2) 古紙の利用の拡大 ・日本製紙連合会では、自主的目標として平成17年度までに古紙利用率60%に向上する目標を決定したが、平成15年度に前倒して目標達成となった。引き続き、更なる古紙利用の促進に努めている。 ・各企業に対して、再生紙製造設備(DIP設備等)の設置・増強計画等についてアンケート調査を実施。 ・印刷情報用紙への古紙利用率は平成15年度23.2%。</p> <p>(3) 再生紙等の利用の拡大 ・政府公報等による普及・啓発 - オンライン広報通信-古紙リサイクル週間(H16/10/3~9) ・(財)古紙再生促進センターの事業 - グリーンマーク表示の実施。 グリーンマーク協賛会員数 179(平成16年度末) - 児童や消費者団体等への啓発は、パルプリサイクル講習会を実施して補完。(平成16年度17カ所) - 古紙利用新規用途開拓委員会の開催。 - 再生紙利用促進のためのパンフレット等の配布。 - リサイクルペーパーフェアの開催(平成16年度2カ所) - 紙リサイクルセミナー、古紙利用新技術セミナーの開催。 - リサイクル対応型紙製商品開発調査の実施((社)日本印刷段業連合会と連携) ・日本製紙連合会の事業 古紙の利用拡大を図るための広報活動等の実施。 - インターネット(ホームページ)によるリサイクル関連広報 - 環境・リサイクル関係パンフレットの作成、配布 - 環境講演会の実施(年3回) - 小学校教職者を対象とした環境・リサイクル問題の理解促進のための工場見学会の実施(年4回) - リサイクル関連の雑誌広告の掲載(年12回) ・機械すき和紙連合会の事業 - 古紙リサイクル週間等に、ショールーム等でパネルや古紙利用製品サンプル展示、紙すき体験等の実施 - 小・中学生、学校教員等向けに再生紙原料使用の工場見学の実施。(16年度 250回実施 於:各社工場) - 古紙製品(家庭紙・書道用紙等)のPR用リーフレットの作成、配布、およびインターネットによるPRの実施 - 静岡県紙業協会の統一ブランド「トイレットペーパー-ふじのかみ」(100%再生紙使用)の製造・販売。 - 東京23区ブランド等、各都市との連携による古紙原料トイレットペーパー(100%再生紙使用)の普及拡大。災害放出用に備蓄するトイレットペーパー(100%再生紙使用)の利用拡大。 ・(社)日本印刷産業連合会の事業 - リサイクル対応型紙製商品の普及に向けて、リサイクル対応型印刷資材等(接着剤、インキ類、シール)の利用促進を図っている。なお、難細裂化ホットメルト接着剤のリサイクル適性評価試験方法を平成12年度に確立した。</p> <p>・グリーン購入法による再生紙の利用促進を図る。</p>	<p>・現在、平成18年度以降のリサイクル目標について、現在の目標の達成状況を維持するとともに、紙の種類ごとに回収量の見込み、利用技術等を考慮した上で、目標の是非を含め検討中。</p> <p>・さらに、日本製紙連合会パルプ・古紙部会では、達成状況を踏まえ、古紙利用が少ない紙分野について紙種別の古紙の利用技術等、さらに古紙の調達両面から18年度以降の目標について検討中である。</p> <p>・左記各団体において、古紙利用製品の購入への意識の向上を目指し、普及・啓発策を講ずる。</p> <p>・接着剤に続き、リサイクル対応型シール、ハイブリットUVインキにおけるリサイクル適性の統一標準試験方法と評価基準の確立とこれら資材の普及を目指す。(社)日本印刷産業連合会)</p>

図る。

(4) 古紙他用途利用の拡大

低級古紙のリサイクルを促進する観点から古紙の他用途利用のための技術開発及び施設整備等を進め、RPFの供給能力を整備する。

なお、日本製紙連合会は「環境に関する自主行動計画」において地球温暖化対策の一環としてRPFの使用の促進に努めることを掲げ、平成22年度において60万トン使用を計画している。

2. 古紙回収の促進

(1) オフィス古紙の回収の促進

増加しているオフィスから排出される古紙について、回収の促進を図る。

オフィス古紙回収マニュアルの民間企業への普及・啓発（研修会等）を進め、オフィス古紙の回収を促進する。

オフィス古紙の複数企業による効率的な共同回収・リサイクルを民間のリサイクルシステムを活用して構築するなど、オフィス古紙の効率的な回収システムの構築を促進する。

インターネットを活用したより効率的なオフィス古紙回収システムの普及を促進する。

(2) 集団回収等による家庭系古紙の回収の拡大

家庭から排出される古紙についても回収の拡大を図る。

集団回収等について、(財)古紙再生促進センターによる回収方法等の普及・啓発（講習会等）の一層の推進を図る。

(3) 家庭、事業所からの雑がみ古紙の回収拡大

回収への取組が増加しつつある雑がみ古紙について、異物混入防止を図りつつ、回収の促進を図る。

3. 紙製容器包装リサイクルの促進

(1) 飲料用紙製容器（紙パック）

回収率目標の設定（平成17年度全国牛乳容器環境協議会）

平成22年度 回収率50%以上

（平成15年度34.3%）

紙パックのリサイクル促進をはかるため、自治体、市民団体、関係事業者等と共同し普及啓発と回収活動の促進を図る。

(2) その他紙製容器包装

容器包装リサイクル法により、平成12年度から市町村で分別収集された飲料用紙容器・段ボール以外の紙製容器包装が再商品化されつつあるが、製紙原料以外の用途拡大を図るため、新規用途について技術開発を行い、施設の整備を図るとともに、新規用途品の市場開拓を図る。

(4) 古紙他用途利用の拡大

・(財)古紙再生促進センターによる古紙利用新規用途セミナーを開催し、新規用途の普及促進を図った。

・固形燃料(RPF)、パルプモールド、古紙ボード、家畜用敷料等といった古紙他用途利用における古紙利用量は、23.5万ト(平成16年度(財)古紙再生促進センター調べ)。

・日本製紙連合会では、RPFを平成15年度において19万トン使用。

(1) オフィス古紙の回収の促進

・(財)古紙再生促進センターの事業

- オフィス古紙リサイクル実態調査の実施（平成16年度）

（事業所からのオフィス古紙の排出量・資源化量等のデータを収集整理し今後のオフィス古紙回収と利用の促進に活用する）

- 平成14年度よりオフィス古紙回収システム普及のための研修会を実施。（平成16年度全国9カ所で開催。）

- 古紙標準品質規格の主要銘柄に「オフィスペーパー」を新設。併せて分別排出基準を設定した。（平成16年9月）

・全国製紙原料商工組合連合会の事業

- インターネットを活用したオフィス古紙回収システムを開始。（平成15年度）

(2) 集団回収等による家庭系古紙の回収の拡大

・(財)古紙再生促進センターの事業

- 家庭系古紙の適切な分別回収を促進するためのe-Recycle講習会の開催。平成16年度17カ所（15年度19カ所）

・全国製紙原料商工組合連合会の事業

- 古紙回収促進パンフレットの配布、ホームページによるPR

- 全国自治体の古紙回収事業への協力。

(3) 家庭、事業所からの雑がみ古紙の回収拡大

・モデル循環システム事業で「事業所から排出される雑紙古紙の効率的な回収・利用システム実証研究」を実施。（平成16年度）

・(財)古紙再生促進センターの事業

- 古紙標準品質規格の主要銘柄に「雑がみ」を新設。併せて分別排出基準を設定した。（平成16年9月）

(1) 飲料用紙製容器

・全国牛乳容器環境協議会の事業

- 従来目標（平成17年度35%）は前倒しで達成が見込まれることから、（平成15年度34.3%）回収率目標を「平成22年度50%以上」に設定した。（平成17年4月）

- 環境教育の推進を図る目的で、子ども向けホームページ「牛乳パックン探検隊」を開設した。（平成17年4月）

- （全国牛乳パックの再利用を考える連絡会と共同実施）

回収ボックス提供による、10,000箇所拠点拡大を実施し、平成16年度までに累計4,932個を設置した。

牛乳パックリサイクル促進地域会議を全国5カ所で実施した。（平成16年度）

(2) その他紙製容器包装

・(財)古紙再生促進センター

- 古紙利用新規用途セミナーの開催し、新規用途の普及促進を図った。（再掲）

- 地方公共団体古紙関連施策等実態調査を通じて、自治体の紙製容器包装の回収への取組状況を把握。

・紙製容器包装リサイクル推進協議会

- 紙製容器包装分別収集物実態調査の実施及び自治体へのヒア

・古紙他用途利用製品について、異業種への情報提供を実施するとともに、連携して普及拡大に向け検討を図る。（(財)古紙再生促進センター）

・新たに設定した古紙標準品質規格の主要銘柄である「オフィスペーパー」の分別基準の普及を通じて、オフィス古紙の回収促進を図る。（(財)古紙再生促進センター）

・家庭系古紙の適切な分別回収を促進するため、e-Recycle講習会を開催する。なお、平成17年度は26カ所を予定している。（(財)古紙再生促進センター）

・新たに設定した古紙標準品質規格の主要銘柄である「雑がみ」の分別基準の普及を通じて、雑がみ古紙の回収促進を図る。（(財)古紙再生促進センター）

・飲料用紙製容器の回収量の増加を目指し、全国製紙原料商工組合連合会と協力して、紙パックの回収状況について実態調査を行う。（全国牛乳容器環境協議会）

・古紙他用途利用製品について、異業種への情報提供を実施するとともに、連携して普及拡大に向け検討を図る。（(財)古紙再生促進センター）(再掲)

「紙製容器包装リサイクル推進協議会」等により紙製容器包装の回収に取り組んでいる市町村及び再商品化事業者に対する実態調査を実施し、その結果や市町村による分別収集及び再商品化事業者によるリサイクル施設の整備等の促進に向けた情報提供を行う。

(3) 表示

その他紙製容器包装が資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、その他紙製容器包装への識別マークの表示を徹底する。

紙パック、段ボール製容器包装についても、自主的取組としての識別表示を推進するとともに、今後の実施状況等を踏まえた上で、必要に応じ、表示率をフォローしつつ法制化を検討する。

リングと提言の実施。

(3) 表示

その他紙製容器包装を資源有効利用促進法指定表示製品に位置付けるとともに、紙パック、段ボールについては、業界における自主的なガイドラインの作成等、識別表示の取組を推進。

紙パックの表示実施率：98.7%（前年64.5%）
（平成15年5月末現在 全国牛乳容器環境協議会調査）
段ボール製容器包装の表示実施率：52.6%
（平成13年9月末現在 日本段ボール工業会調査）

・段ボールの使用状況を把握するため、家庭に入る段ボールの「経路」とその商品の「種別」に関する調査を実施するとともに、識別表示の実施率調査を実施する。（段ボールリサイクル協議会）

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
2. ガラスびん	<p>1. リサイクルの推進</p> <p>(1) ガラスびんにおけるカレット利用率の向上</p> <p>目標 資源有効利用促進法における特定再利用業種として、ガラスびんにおけるカレット利用率の向上を計画的に推進し、カレット利用率について平成13年度に65%との目標を達成するとともに、平成22年度に90%との目標達成を目指す。</p> <p>異物除去装置等の導入・普及を図る。</p> <p>リサイクルの推進に資するガラスびんの技術開発を推進する。</p> <p>カレットをほぼ100%用いるエコロジーボトルの利用を推進する。</p> <p>(2) カレットの新規用途の開発、拡大</p> <p>タイル、人工軽量骨材、道路舗装用骨材等カレットのガラスびん以外での新規用途を開発し、新規用途品の市場開拓及び供給能力の拡大を図る。</p> <p>公共部門での需要拡大のための検討を行う。</p>	<p>< ガラスびんにおけるカレット利用率の向上 ></p> <p>・平成14年3月29日告示により、資源有効利用促進法の省令(判断基準)を改正し、平成17年度までにカレット利用率80%とする目標を設定したところであるが、前倒して目標を達成したことに伴い、日本ガラスびん協会技術委員会、ガラスびんリサイクル促進協会で検討を行い、平成17年度までにカレット利用率85%達成とする新たな目標を設定した。</p> <p>・カレット利用率 平成16年度 90.7% 平成15年度 90.3% 平成14年度 83.3% 平成13年度 82.0% 平成12年度 77.8% 平成11年度 78.6% 平成10年度 73.9%</p> <p>・税制優遇措置、政策投資銀行等低利融資制度等を活用しつつ、関連設備の導入を図っている。</p> <p>・結晶化ガラスの自動選別システムの技術開発を実施(平成8年度及び9年度実施)。</p> <p>・再資源化に適した着色ガラスびんの製造技術の研究開発を実施。</p> <p>・カレット利用率の向上を図るため、日本ガラスびん協会では、業界統一カレット受入品質規格を改訂。平成14年度は暫定規格を適用し、品質データの集積を行い、平成15年10月より新規格に移行した。</p> <p>・主に緑、青、黒色の混色カレットを90%以上使用した「エコロジーボトル」を開発(平成3年度)、各社でPRを実施し需要拡大を図っている(平成15年出荷実績 約9,750万本(前年比+6.8%)平成16年出荷実績 約9,650万本)。</p> <p>< カレットの新規用途の開発、拡大 ></p> <p>・新規用途開発として道路用骨材への適用性に関する評価。(平成7年度~)</p> <p>・新規用途開発として超軽量多孔質土木材に関する技術開発の成果普及(平成8年度及び9年度実施)</p> <p>・民活法の支援対象に、ガラスびんリサイクル施設を追加。</p> <p>・自治体の道路工事等へのカレット粒状化製品利用を可能にするための移動式カレット粒状化設備の技術開発の成果普及。(平成8年度及び9年度実施)</p> <p>・ガラスカレット入りアスファルト舗装施工実績調査(平成9年度~)15年度施工実績220件</p>	<p>< 目標の設定 ></p> <p>・ガラス容器製造業は、資源有効利用促進法の特定再利用業種に指定されており、判断基準省令において、平成17年度までに、カレット利用率を80%に向上することとなっている。資源有効利用促進法におけるカレット利用率目標を既に達成していることを踏まえ、今年度中に新たな目標設定についての検討を行う。</p> <p>< エコロジーボトルの利用目標設定について ></p> <p>・ガラスびん業界として、エコロジーボトル拡大の努力を引き続き行っていく。</p>

	<p>(3) カレットの品質向上</p> <p>自治体に対し、ガラスびん（カレット）の分別の品質の向上を図るよう要請する。</p> <p>消費者に対し、ガラスびん（カレット）の分別の品質の向上のための協力を呼びかける。</p> <p>2. リデュース、リユースの推進</p> <p>軽量びんの開発、普及を図る。</p>	<p>・ガラスカレットの需要拡大に資する技術開発を実施。（新規技術開発予算・平成10年度～12年度）</p> <p>・ガラス入りアスファルト舗装の再生合材による試験舗装（平成12年度）</p> <p>・建設省「公共事業における試験施工のための他産業再生資材試験評価マニュアル案（平成11年）」の普及。</p> <p>・ガラスびんリサイクル促進協議会において、国の委託事業（ガラスカレット地域別需給動向把握システムの開発）として、カレットの需給動向把握システムの開発を行った。（平成13～14年度） 開発された「ガラスカレット需給動向把握システム」を活用することで、あきびんの回収実績及びカレットの購入実績を毎月把握することが可能となり、リサイクルを円滑に促進する上で有効。また、他用途利用の情報をインターネットを通じて発信することにより他用途利用の促進を図っている。</p> <p><カレットの品質向上></p> <p>・地方自治体を対象に回収システム、回収方法についてのアドバイスや普及・啓発活動を継続するとともに（昭和59年度～）、終了した事業の成果を全国の地方自治体等にパンフレット等で周知することにより、ガラスびんの分別収集に対する意識の向上を図る。（平成8年度～）</p> <p>・地方自治体が分別収集したガラスびんの品質について異物混入状況等に応じたランク付けを行うことにより、ガラスびんの品質向上に向けての努力を促した。その際、具体的な品質基準を示したパンフレットを配布し意識を高める。（平成9年度～）</p> <p>・厚生省「ガラスびん分別収集の手引き（平成12年3月）」の各自治体への配布により分別収集における品質向上を図る。 ・分別収集された空きびんに異物混入が多い市町村に対し、関係団体において品質調査を行い、品質要請を実施。その結果、 <i>陶磁器や耐熱ガラス、キャップなどの混入が多く見られた市町村について、各自治体の努力により、異物混入の減少や品質が改善された事例も見られている。</i></p> <p>・ガラスびんリサイクル促進協議会において、国の委託事業（モデルリサイクルシステム事業）として回収の実施、普及広報等のモデル事業を実施。分別収集における効果的な住民へのPR方法、収集方法等の成果の普及を図った。 平成8年度 東海、関西地区 平成7年度 関東地方 平成6年度 埼玉県内及び千葉県内</p> <p><リデュース、リユースの推進></p> <p>・びんメーカーと中身メーカーが連携して軽量びん化を推進。 ・ビールびん、牛乳びん、調味料びん等において、従来のびんに比べ、10～40%の軽量化を実現。</p>	<p>・「ガラスカレット需給動向把握システム」を活用し、あきびんの回収実績及びカレットの購入実績の把握を行うと共に、他用途利用の情報をインターネットを通じて発信することによって他用途利用の促進を図っていく。</p> <p>経済産業省が16年度に行った「その他用途需要拡大に向けた技術開発状況調査」等を基に需要拡大のための研究・普及活動を行う。</p> <p><リデュース・リユースの促進></p> <p>・ガラスびん業界として、軽量化の努力を引続き行っていく。</p>
--	---	--	---

	<p>リターナブルびんの利用促進のため、統一規格びんの普及方策を検討するとともに、リユース（リターナブル）を考慮したリサイクル目標を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・びん軽量化への取組みとして、平成9年から平成16年までの7年間で1本当たりの平均重量（出荷トン数/出荷本数）は14.3g減少 ・税制優遇措置、政策投資銀行等低利融資制度等を活用しつつ、洗びん・検びん、洗函装置の導入を図っている。 ・飲料メーカー及びびんメーカーの協力により再利用促進の表示として「R」マークを導入するとともに統一規格びんの採用を実施。（平成4年度開始）（平成15年出荷実績 約1,730万本（前年比+42.7%）、平成16年出荷実績 約1,960万本） ・リターナブルびんの利用促進を図るために必要な、問題点の把握、検討、解決策の提案を実施。（平成7年度開始） 業界団体においてリターナブルびんの現状分析、減少要因の分析を実施。 分析結果によると、主たる減少要因としては、ライフスタイルの変化や、流通の変革による影響が挙げられる。例えば、ビール瓶は、平成7年には42%のシェアを占めていたが、平成16年では18%のシェアとなっており、アルミ缶や業務用樽にシフトしている。 1.8Lびんについては、平成7年には68千万本が日本酒、焼酎、醤油等に使用されていたが、平成16年では33千万本と半減している。 	<p>リターナブルびんの環境面での良さを引き続きPRする。国のモデル事業による統一規格びんの普及を図る。</p>
--	---	--	--

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置																		
3. スチール缶	<p>・リサイクルの推進</p> <p>1. 目標値 目標：スチール缶リサイクル率85%以上 (飲料容器に加え、ペットフード缶の輸出入量を勘案した率により算定した値)</p> <p>平成13年ガイドラインにおいて、リサイクル率85%以上を目標としてきたところ、平成13年に目標を達成したことにより、翌年から新たな定義によるリサイクル率を掲げ、実質的に前倒しで目標値の見直しを実施。スチール缶リサイクルは、ほぼ再資源化体制は整備されたことから、今後は、体制の維持及び普及啓発に重点を置く。</p> <p>・今後の事業活動について スチール缶リサイクル率は既に目標値を達成し、再資源化体制は整備されたため、今後は体制維持に重点をおくとともに、スチール缶リサイクルの普及啓発に努めていくことにする。</p> <p>1. 再資源化対策 (1) リサイクルシンポジウムへの支援 (2) スチール缶リサイクル相談室でのコンサルティングの継続</p>	<p>・リサイクル率(実績)</p> <table border="0"> <tr><td>平成16年</td><td>87.1%</td></tr> <tr><td>平成15年</td><td>87.5%</td></tr> <tr><td>平成14年</td><td>86.1%</td></tr> <tr><td>平成13年</td><td>85.2%</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>84.2%</td></tr> <tr><td>平成11年</td><td>82.9%</td></tr> <tr><td>平成10年</td><td>82.5%</td></tr> <tr><td>平成9年</td><td>79.6%</td></tr> <tr><td>平成8年</td><td>77.3%</td></tr> </table> <p>(注)平成14年以降は新定義により、ペットフード缶の輸出入等を勘案した新しいリサイクル率により算定した値</p> <p>・市町村の分別収集促進のために昭和51年から平成12年まで2~5回/年自治体清掃担当者を集め『廃棄物資源化研究会』を開催。(計78回実施)</p> <p>・分別収集の拡大に向け、平成7年分別収集と資源化設備について、技術的な解説と設置計画の手順をまとめた『スチール缶リサイクルリングマニュアル』を作成し、全国自治体へ配付(平成9年に改訂版配布)</p> <p>・市町村の分別収集促進のために平成3年度から平成12年度まで全国132の自治体にリサイクル施設設置の経済支援を実施(リサイクルセンター新設への経済支援、磁力選別機・回収車・プレスカーなどの寄贈)</p> <p>・リサイクルルートに関する調査を実施 自治体の分別収集への取組みの現状把握等のため、平成8年より毎年2月に収集方法や資源化施設の状況等についてのアンケート調査を行い、結果を年次レポートに掲載し、データベースとして構築 その結果、自治体における収集量(461千ト(平成16年全国ベース))を把握した。</p> <p>・リデュース、省資源化の観点から、素材の薄肉化及び軽量化を図り、過去30年間で素材の厚みを削減</p> <p>内容量 350㍓缶 容器 75㍓(1970年) 28㍓(2004年) (缶ビールなど) 削減率：約63%</p> <p>内容量 190㍓缶 容器 40㍓(1970年) 32㍓(2004年) (缶コーヒーなど) 削減率：約20%</p> <p>更なる削減は缶自体の機能の問題から限界に達しつつあるが蓋の縮径化による省資源化含めた検討を引き続き推進中</p> <p>・高炉メーカーでの200千ト以上引き取りを目指し体制の整備を行ってきた結果、平成11年は208千ト、平成12年は255千トと目標の引取量を達成したため、受入体制の整備は完了(平成16年度は、164千トと減少したものの、発生量の減少に伴うもの)</p> <p>・スチール缶リサイクル相談室におけるコンサルティングを継続して実施(平成3年度開設) スチール缶リサイクルが円滑に行われるよう10~20件/月程度、相談に応じてリサイクルルートや缶スクラップ市況の情報提供や市民への啓発ツールを提供</p> <p>・容り法の分別基準に適合しているスチール缶スクラップについては、一部離島から輸送費を含めた場合の逆有償対策の相談があり実態調査にむけ対応した。</p>	平成16年	87.1%	平成15年	87.5%	平成14年	86.1%	平成13年	85.2%	平成12年	84.2%	平成11年	82.9%	平成10年	82.5%	平成9年	79.6%	平成8年	77.3%	<p>自治体による分別収集の体制はほぼ確立されているが、現在のリサイクル率を維持・向上を出来るよう、今後も引き続き、業界紙・情報誌によるPR活動、広告キャラクターを使用したPR等を中心に、更なるスチール缶リサイクルの体制の維持及び更なる普及啓発を行う。</p>
平成16年	87.1%																				
平成15年	87.5%																				
平成14年	86.1%																				
平成13年	85.2%																				
平成12年	84.2%																				
平成11年	82.9%																				
平成10年	82.5%																				
平成9年	79.6%																				
平成8年	77.3%																				

<p>2. 美化・散乱対策 「市街地におけるあき缶散乱防止対策調査」の結果等を踏まえ、以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 環境教育シンポジウム等の開催 ・美化リーダーの養成等を目的に実施</p> <p>(2) 美化ボランティア団体への支援活動</p> <p>(3) 合同美化キャンペーン等啓蒙活動の実施 ・全国の観光地におけるポイ捨て防止キャンペーン等を実施</p> <p>3. 普及啓発対策</p> <p>(1) 消費者、事業者、行政関係者への普及啓発の充実 ・資源化見学会の実施 ・リサイクルフェア等への協力、パンフレット等資料の提供</p> <p>(2) マスコミ関係者への理解活動の継続（記者発表会等）</p> <p>(3) アニュアルレポートの作成 ・協会活動内容、スチール缶リサイクルの現状等の情報提供</p>	<p>・自治体との共同作業による事業系資源化システム作りの実施（平成10年度京都市、平成9年度藤沢市・熊本市、平成8年度大宮市・岐阜市、平成7年度船橋市・川口市、平成6年度北九州市・千葉市）。</p> <p>平成10年度までに9都市で調査を行い、平成11年度はそれをもとにレビューを実施した結果、事業系資源化システム作りは着実に進捗していることを確認した。</p> <p>・市街地の美化に関する美化研究会を設置（平成9年）し、地域住民を主体とした美化活動の組織を行政の協力を得ながら構築する美化システムを検討。また、美化システム作りに関するマニュアルを作成し、全国自治体、ボランティア団体等へ配布</p> <p>・市街地の美化に関する先進事例を紹介する全国まち美化シンポジウムを開催（年1回美化活動に熱心な都市で開催）。</p> <p>平成14年度 愛知県名古屋市、平成15年度 東京都千代田区、平成16年度 東京都目黒区</p> <p>・美化ボランティア団体の連携、情報交換の場として全国まち美化連絡会議を設置</p> <p>・観光地におけるごみの散乱防止に関する合同美化キャンペーン等を実施（昭和48年から平成16年までに330カ所で開催し、開催回数としては464回）</p> <p>平成14年度 岩手 沖縄など16カ所 平成15年度 京都 熊本 北海道 平成16年度 徳島 北海道 東京</p> <p>・新聞広告、インターネット等を通じた啓発活動、ビデオ/パンフレット類の配布、リサイクルフェアへの協力、資源化施設見学会等を実施し、一般消費者、教師、生徒にスチール缶リサイクルの啓発活動を行う。</p> <p>・マスコミ関係者との懇談及びリサイクル率等発表の実施。</p> <p>・スチール缶リサイクルの現状、協会の活動等の情報提供を目的とした年次レポートを毎年7月頃に発行し、全国自治体へ配付</p>	<p>・まち美化シンポジウム 平成17年度秋頃 開催予定</p> <p>・合同美化キャンペーン 平成17年度 京都舞鶴（7/15開催済） 新潟長岡（8/3-4開催済） 愛知名古屋（11/8開催予定）</p> <p>・平成17年度7月に記者説明会を経団連会館にて実施し、鉄人28号を広告キャラクターとして7月～10月都内地下鉄駅構内にてポスターを掲出しスチール缶リサイクルの普及啓発を行う。</p>
---	---	--

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
4. アルミ缶	<p>1. 再資源化の促進</p> <p>(1)目標 アルミ缶における回収・再資源化率を平成18年度に85%に引き上げる (平成16年度86.1%)</p> <p>(2)回収ルート等の整備 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)に関して、分別基準及び保管施設の設置の基準を満たすアルミ製の容器包装について、その確実かつ円滑な引き取り体制の整備を図る観点等から、アルミ缶リサイクル協会は、関係業界と連携し、有償又は無償で引き取る全国の回収拠点リストの整備を行ってきた。 効率的な再資源化のためには、異物等の混入のない清浄な状態で回収する必要があり、そのための回収ルート等の整備、啓発活動等を引き続き推進する。</p> <p>イ)自治体の分別収集推進への協力 ロ)自治体の分別収集を補完するため、学校、ボランティア団体等による集団回収、スーパーマーケット等による拠点回収、回収事業者等に対し情報の提供、支援及び回収アルミ缶引取ルートの拡充を図る。 ハ)事業系回収への協力 事業系回収の調査研究を実施する。</p> <p>(3)リデュースの推進 薄肉化、軽量化の促進</p> <p>(4)広報・啓発活動の推進(散乱防止対策を含む) イ)講習会等の開催 ロ)ポスター・パンフレットの作成等 ハ)環境教育ビデオ「生まれかわる資源ゴミ」の貸出し等 ニ)リサイクル活動取組の優秀な団体、個人及び学校を表彰</p> <p>2. 持続性のある再生資源利用の促進 安定的に再生資源化を持続させるためには、再生資源の安定的な需要先の確保が重要であり、CAN TO CAN再生資源化の維持・拡大及びその他再生資源の利用の促進を図ることにより、アルミ缶用材料の製造段階での再生資源の利用率の向上を図る。 目標:アルミ缶用材料における再生資源利用率を平成18年度に55%以上にする。</p>	<p>1. 再資源化の促進</p> <p>(1)目標 イ)回収・再資源化率の実績 平成16年度 86.1% ・アルミ缶スクラップを使用する業界(自動車、鉄鋼、アルミ缶飲料)が好況であり、再生地金需要が旺盛であった。 ・再生利用事業者の見直しにより調査精度を向上させた。 ・リサイクルに係わる市民の意識の向上も追い風となった。 ・実績推移 平成15年度 81.8% 平成14年度 83.1% 平成13年度 82.8% 平成12年度 80.6% ロ)平成11年度より再資源化率算出にあたって、第三者評価を実施している。</p> <p>(2)回収ルート等の整備 イ)全国の自治体のアルミ缶の分別収集促進への協力として、自治体にて発行される各種啓発活動用パンフレット、イベント等への資料、情報の提供を行った。 ロ)自治体・学校・ボランティア団体・スーパーマーケットなど回収協力者に対し、回収ルート等の整備、啓発活動推進としてパンフレット、ビデオ、展示品の貸し出しを実施し、イベント等への協力を行った。(平成16年度363件) ハ)回収拠点登録者への情報提供、回収促進PR用品の提供。(回収拠点登録者は、現在約2,000ヶ所)</p> <p>(3)リデュースの推進 ・薄肉化、軽量化の促進 平成4年から現在に至るまで、各社における軽量化、薄肉化の取組が進められている。 <取組事例> ～缶胴重量削減、缶胴部薄肉化～ ・ビール350ml缶 15g/本 12g/本(20%減) ・ビール250ml缶 13.87g/本 13.75g/本(H17.1)(0.9%減) ・ビール350ml缶 12.20g/本 11.95g/本(2.0%減) ・ビール350ml缶 14.7g/本 12.1g/本(H17.1)(17.7%減)</p> <p>(4)広報・啓発活動の促進 イ)講習会の実施。(修学旅行時の総合学習向け中高生への講習、平成16年44校に実施) ロ)広告媒体の改定。(ホームページ、パンフレット、環境教育ビデオなどの改定作業実施) ハ)リサイクル活動取組の優秀な団体・個人及び学校を表彰。 16年度は、 ・団体・個人表彰は、52件 ・学校表彰は、52校 ニ)アルミ製ボトル缶のキャップ回収促進広報活動を実施した。</p> <p>2. 持続性のある再生資源利用の促進 ・アルミ缶用材料を製造するアルミ圧延メーカーで、再生資源利用の一層の促進に取り組んだ。 ・再生資源利用率 平成16年度 52.3% (平成15年度 47.9%) <参考値>・CAN TO CAN率 平成16年度 61.7%</p>	<p>1. 再資源化の促進</p> <p>(1)目標 平成16年度のリサイクル率は86.1%と、目標の85%をクリアした。今後も継続して85%を達成すべく活動してゆく。</p> <p>イ)事業系のリサイクル率向上 ビル、商店等の事業者から排出されるアルミ缶の回収は、低いと認識されている。実態の把握と回収を向上させるための対策を検討する。 ロ)調査の精度向上 再生利用事業者の事業内容の把握を通じ、事業者の把握と回答内容の精度向上を図る。</p> <p>(2)回収ルート等の整備 イ)全国の自治体におけるアルミ缶分別収集実施率は、平成15年度98.5%となっているが、更なる完全実施に向け自治体へのPRを行う。 ロ)自治体の分別収集を促進するための活動として、尚一層の啓発活動に取り組む。自治体、学校、ボランティア等の開催するイベント等にパンフレット、展示物の貸し出しを行う。 ハ)回収拠点登録者への情報提供、回収促進PR用品の提供を行う。</p> <p>(3)リデュースの推進 イ)薄肉化、軽量化の促進 商品の品質と安定性を保持するためには、現状は限界に近いと認識しているが、更なる研究開発に努める。</p> <p>(4)広報・啓発活動の促進 以下内容につき、着実に推進する。 イ)講習会等の実施。 ロ)表彰制度の改正 従来は、再表彰が出来なかったが、平成17年度より可能と改定した。 ハ)ホームページのパンフレット、ポスター等の作成、改良。 ニ)環境教育ビデオ「調べよう、考えよう、アルミ缶リサイクル」の改定。</p> <p>2. 持続性のある再生資源利用の促進 引き続きアルミ圧延メーカー等での再生資源利用の確保に向けた活動を推進する。</p> <p>3. 調査活動 再生利用量として把握できない量(約4.2万トン)の追跡調査。</p>

(平成15年度 63.7%)

3. 調査活動

国内外におけるリサイクル実態の調査。

3. 調査活動

- イ) 再生利用事業者のリストを整備した。全国における再生利用事業者は131社であった。
- ロ) リサイクル率の調査、公表。

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
5. プラスチック	<p>1. リサイクルの促進</p> <p>原材料としての利用が可能なプラスチック廃棄物については再商品化技術の開発、広報活動等、以下のような対策を講じ、再資源化の推進を図る。</p> <p>(1) 飲料用(酒類を含む)・しょうゆ用ペットボトル 目標:平成26年度 回収率80%以上</p> <p>なお、回収率目標値の前提条件(環境省の分別収集計画量等)が変動することも考え、今後必要に応じ目標値を見直すことがある。</p> <p>分別回収の問題点を把握するべく、関係省庁、自治体、調査機関と協力して情報収集を進め、特に回収率の低い大都市の実態調査を行い、回収率の向上に努める。</p> <p>推進協の自主設計ガイドラインに基づいた方針(ボトル本体の単一素材化、着色ボトルの廃止等リサイクル容易なボトルの製造)を推進する。</p> <p>a. 着色ボトルの廃止については、引き続き徹底する。</p> <p>b. また排出量削減のため、設計ベースからリデュースを着実に進める。</p> <p>モノマー化リサイクルを活用したボトルの製品の定着化を進める。</p>	<p>1. リサイクルの促進</p> <p>原材料としての利用が可能なプラスチック廃棄物については再商品化技術の開発、広報活動等、以下のような対策を講じ、再資源化の推進を図る。</p> <p>(1) 飲料用(酒類を含む)・しょうゆ用ペットボトル</p> <p>【回収率】</p> <p>平成14年 53.4% 平成15年 61.0% 平成16年 62.3%</p> <p>-1 東京23区のPETボトルリサイクル実態調査を行った。(平成15年度)</p> <p>-2 業界関係団体の協力を得て、PETボトルに使用されるPET樹脂量予測に関する調査をおこなった。(平成16年度)</p> <p>-3 市町村の協力を得て、PETボトルの分別収集コストに関する聞き取り調査をおこなった。(平成17年度)</p> <p>-4 平成16年度末におけるPET樹脂リサイクル推奨マークの認定商品数は、349であった。(平成15年度398)</p> <p>-5 回収促進のため、下記広報活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PETボトルリサイクル推進協議会(以下PET推進協という。)が平成16年度版の下記公表資料を配布。 「PETボトルリサイクル年次報告書」、「PETボトル分別収集のポスター」、「再利用品カタログ」広報誌「RING」等 ・PET推進協が以下の展示会に出展を行った。(平成16年度) 「NEW環境展・東京会場」、「エコライフアール」、「エコライフ展」、「暮らしとすまいの環境フェスタ」 ・また、分別収集をお願いするために、ポスター及び展示品の約50の市町村展示会への出展と約30箇所の市町村のリサイクルプラザへの再生品等のサンプル提供と啓発活動に努めた。 <p>自主設計ガイドラインに基づいた方針の推進</p> <p>a. 着色ボトルの廃止については、引き続き徹底する。 「指定PETボトルの自主設計ガイドライン」で着色ボトルを使用しないこととし、国産の着色品はほぼなくなった(平成14年度)。さらに大手の輸入品について、中身メーカーに再度要請を行い、概ね改善した(平成15年度)。</p> <p>b. また排出量削減のため、設計ベースからリデュースを着実に進める。リデュースのための軽量化の例をあげると以下のとおりである。(平成15年度)</p> <p>500mlボトル: 32g 23g(軽量化率 28%) 2000mlボトル: 63g 42g(軽量化率 33%)等</p> <p>ボトルtoボトルに関して、モノマー化商業プラント1社が平成15年11月より稼働し、食品安全委員会の承認を平</p>	<p>(1) 飲料用(酒類を含む)・しょうゆ用ペットボトル ・ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施。</p>

事業系廃棄物を分類し回収実態の把握度を高め、得られた成果を回収率に組み込む。

日本からの使用済みPETボトルの輸出量を把握するための調査を実施する。

(2) 発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材

目標：平成17年までにリサイクル率40%

主要市場への溶融固化設備の導入を促進する（魚箱）。

基準の改定により助成対象の拡大

リサイクル拠点（エプシープラザ）を拡充・強化する。

地域の効率的リサイクル体制の整備

回収システムの拡充を図る。

リサイクルピースおよび圧縮減容方式による回収リサイクルシステムの推進

再生品の用途拡大を図る。

公募制度を採用してリサイクル技術・用途の開発を促進する。

(3) 発泡スチロール製流通用トレイ

再生品の用途拡大を図るため、用途開発を促進する。

トレイトトレイ等、マテリアルリサイクル推進のため、マテリアルリサイクルに適した「白色発泡スチロールトレイ」の円滑な供給の確保を目的として、スーパー・量販店等を通じた自主的な回収活動に対する支援策等を引き続き検討するとともに、消費者等に対して需要喚起のための啓発に努める。

消費者や自治体に対する広報、啓発活動を行い、マテリアルリサイクルに適している「白色の発泡スチロール製食品用トレイ」の分別排出・収集の促進に努める。

成16年3月に得た後、4月にはそのボトルが市場に出回り始めた。他の1社は平成16年3月にプラントが完工し、食品安全委員会の承認を9月に得た。

PET推進協の調査では、確認できた事業系回収量は平成14年度32,062トン、平成15年度54,652トンであった。平成16年度のデータについても引き続き、調査を行っている。

(2) 発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材

・平成16年度のリサイクル率実績は、マテリアルリサイクル41%（サーマルリサイクルを含めて69.3%）

・平成17年度40%目標は一年前倒しで達成。

・平成16年度卸売り市場へのリサイクル処理設備の助成を5箇所を実施。

・助成累計件数は98件。

・エプシープラザへの設備貸与は、新設・更新増設を含めて20箇所（平成16年度）。

・エプシープラザ数は138箇所。

・インゴット・ペレットに加えて圧縮減容やリサイクルピース及び粉碎混合によるリサイクル各手法を推進（家電包装、水産分野などで採用実績）。

・EPSのリサイクル技術および用途開発について、新たに公募制度をスタート。

・平成16年度リサイクル開発テーマ成果発表は建材・土木他の分野で7件。

(3) 発泡スチロール製流通用トレイ

再生品の用途開発の促進

トレイトトレイ、屋外用椅子、テーブル、ボールペンのなどすでに市場が確立した用途に加え、ペン立て、合成木材など新しい用途開発のための試作、研究を行った。試作自体は問題ないものの、まだ営業生産品とはなっていない。

リサイクルの実績

スーパー・量販店等の店頭でトレイを回収する自主的回収量について、平成16年度は11,901トン（平成15年度12,398トン）であった。また、容器包装リサイクル法に基づき市町村が回収する「白色発泡スチロール製トレイ」は、（財）日本容器包装リサイクル協会の引取実績によると、平成16年度は1,125トン（平成15年度1,160トン）であった。

消費者に対する広報、啓発活動

発泡スチロール製流通用トレイのリサイクルの促進をはかるため、平成16年度は消費者団体との懇談会を6回開催し、リサイクル実績の説明と店頭回収ならびに容器包装リサイクル法で市町村が行っている分別収集に対する協力を依頼した。

輸出の実態を把握するための調査により、得られた成果を回収率に組み込む。

-1 海外（中国など）での入り口での調査

-2 日本での出口調査

(2) 発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材

・H18年度以降の新中期EPSリサイクル活動計画を検討中

・今後、卸売り市場の処理設備の老朽化に伴ない、更新申請が増える方向であるが、従来の助成基準を見直して対応する予定。

・エプシープラザの効率的運営を図るため、地域単位での取組方策を検討中。

・断熱材建材リサイクルシステムの構築の検討。

・海洋フロートのリサイクルシステム構築の検討。

・国内外でのリサイクル用途開発の検討。

・環境教育に対する支援活動。

・消費者・事業者などへの普及啓発活動。

(3) 発泡スチロール製流通用トレイ

現在行っている発泡スチロール製流通用トレイの自主的回収リサイクルを継続して推進する。

普及啓発・広報のための説明資料を充実させる。また、発泡スチロール製流通用トレイの分別排出・分別収集の促進のためホームページの開設を検討する。

(4) 塩化ビニル

農業用塩化ビニルフィルムについては、再生樹脂用途拡大を図りつつ、引き続き拠点整備のためのシステムを構築に対し支援を行っていく。ポリオレフィン系フィルムも農業用プラスチックの含めリサイクル率は向上しており、排出者である農業生産者への啓発活動を一層強化していく。こうした実状を踏まえ、平成17年度は60%のリサイクル率を目標とする(平成15年約55%の見込)。

塩ビ製管・継手

塩ビ管・継手については、資源有効利用促進法の特定再利用業種に指定されており、使用済み塩ビ管・継手のリサイクル率目標値を平成22年度70%と設定し、これを達成するために、使用済み塩ビ管・継手の受入拠点の拡充や再生塩ビ管の普及化など、塩化ビニル管・継手協会が推進中のマテリアルリサイクルを更に充実・拡充させると共に、高炉原料化やピニループ(有機溶剤を利用した塩ビコンパウンド回収)などの新規塩ビリサイクル事業に対して積極的に支援・協力してゆく。

塩ビ工業・環境協会によるリサイクルに関する普及・啓発を図る。

(4) 塩化ビニル

農業用塩化ビニルフィルム

- ・従来からの用途開発のテーマは、大半が実用化された。
- ・近年、東南アジアの近代化に伴う建築資材(床材)等の再生材料の需要が高まり、供給が不足している状況となっており、今後一層のリサイクルが期待される。
- ・弾性パネルはグリーン購入法の認定を引き続き申請中である。国での実績が無いとのことで申請を繰り返している(現在ロングリストの段階)。
- ・拠点整備は全国的に進み、農家段階での分別・回収するリサイクルシステムの拡充を図っている。

塩ビ製管・継手

- 使用済み硬質塩ビ管・継手のリサイクルを促進するため以下のことを実施した。その結果、マテリアルリサイクル率は平成16年度実績56.1%にまで向上した。
- ・リサイクル可能な状態に前処理された使用済み塩ビ管・継手を有償で購入する受入拠点として、リサイクル協力会社を15社20拠点、中間受入場を33拠点設置し、沖縄県を除く全都道府県に最低1カ所は有償購入受入拠点のある体制にした。
 - ・また、平成15年12月からは、現場で発生した前処理なしの使用済み塩ビ管・継手を適正な処理料金で受け入れ、排出者に代わって異物除去、泥落としを行った上、リサイクルする契約中間処理会社の設置を開始し、現在、5社7拠点で受け入れ中である。
 - ・受入対象製品及び受入量拡大のため、リサイクル協力会社に対する粉砕機の設備支援を累計13社に実施した。
 - ・リサイクルの出口となる協会規格再生塩ビ管3品種の普及を図るため、グリーン購入物品認定や標準仕様書記載を働きかけてきた。その結果、国のグリーン購入法特定調達品目、愛知県あいくる材、東京都等道府県や都市再生機構の標準仕様書などに認定・記載された。
 - ・塩ビ製品高炉原料化事業に対しては、塩ビ環境対策協議会を通じた支援の他、塩化ビニル管・継手協会のインターネットホームページやリサイクルパンフレットでPR実施中。また、ピニループ事業に関しては、提供した使用済み塩ビ管粉砕品から調製したコンパウンドを用いた押出成形テスト等を実施中である。

普及・啓発

- ・各種リサイクルに関するパンフレットの作成や地方自治体各種団体、ユーザー等関係先に説明会を開催、また、セミナーシンポジウム等の開催や各種展示会への展示、ジュニアコーナー等ホームページおよび、メルマガの配信など広報活動の充実を図ってきた。その他、家電リサイクル法にもとづく再商品化の試みとして回収冷蔵庫のドアパッキンのリサイクルシステムに

(4) 塩化ビニル

農業用塩化ビニルフィルム

- ・ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施。

塩ビ製管・継手

- ・契約中間処理会社の設置を全国に展開する。

普及・啓発

- ・塩ビ建材施工端材等の効率的な収集・再利用のシステム構築について検討を行う。
- ・この他、ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施。

2. ケミカルリサイクル等の推進

原料としてのリサイクルの可能性を拡大し、再商品化手法の多様化を図るため、プラスチック原料化、油化、ガス化、高炉還元、コークス炉原料化を引き続き推進する。今後はハロゲン含有プラスチックも含めたフォローアップを継続する。

3. エネルギー回収利用の促進

原材料としてリサイクルすることが困難な場合等について、エネルギーとしての回収利用を図る。

ついて家電製品協会のリサイクル部門と連携して構築中である。

2. ケミカルリサイクル等の推進

廃塩化ビニルのコークス炉原料化事業を行うために、以下の取組を行った。

- ・新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の助成を受け、製鉄会社、塩ビ工業・環境協会、(社)プラスチック処理促進協会が共同で廃塩化ビニルの高炉原料化実証事業を終了（平成 10-12 年）。引き続き研究開発を継続し、基本的な技術検討を終了した（平成 13 年）。
- ・事業化に向けた課題の抽出を実施した（平成 14 年）。
- ・廃掃法関連の許可を取得し、市場の実廃棄物を用いて実証試験を実施した（平成 15 年）。
- ・廃塩ビの高炉原料化事業がスタートした（平成 16 年 5 月）
- ・自動車シュレッダー中のプラスチックを既存の幅広いリサイクル施設で活用可能にする目的で、プラスチック中のハロゲンを分離する技術開発を日本自転車振興会の補助を得て実施し、技術開発の目処を得た（平成 15 年）。
- ・(社)プラスチック処理促進協会において、循環型社会構築に向け、家電リサイクル法等の再商品化技術拡大を目指し、臭素系難燃剤含有使用済みプラスチックのケミカルリサイクル技術に関する調査を開始した。平成 13 年はスタートの年としてラボスケールでのガス化基礎実験を行った（平成 13 年）。基礎実験成果を参考に臭素含有プラスチックとして廃電気・電子機器及び自動車シュレッダーダストを対象としたゼロエミッションケミカルリサイクル技術の開発を中国経済産業局の委託事業として実施し、目標通りの成果を得た（平成 14 年）。自動車リサイクル法の施行に合わせ、上記技術のガス化及び臭素無害化部分について 2 社でリサイクル事業が開始された。（平成 16 年）
- ・(社)プラスチック処理促進協会において、展示会の開催、各種広報資料作成等により、ケミカルを含むプラスチックリサイクル技術全般に関する広報活動を継続している。特に広報媒体としてのインターネットの利用を重視し、協会ホームページの充実を図った。また、容り法の円滑運用支援の為、仕組み・再商品化技術及び自治体、住民の活動について新作ビデオを作成した（平成13年）。

3. エネルギー回収利用の促進

- ・(社)プラスチック処理促進協会において、サーマルリサイクル技術に関するデータベースを作成する為、焼却発電・RDF等サーマルリサイクル分野を中心に訪問調査（約 10 ヶ所）を実施し、データベースを作成した（平成 13 年）。充実を図るため、訪問調査を継続し、これまでに 27 ヶ所の情報を収集整理した（平成 13～16 年）。
- ・一廃系廃プラスチックの燃焼試験を流動床式ガス化溶融炉で実施し、塩素系樹脂濃度が通常の 2 倍まで増加しても、要管理物質の排出基準をクリア出来る事を確認した。
- ・(社)プラスチック処理促進協会において、プラスチックの生産・廃棄・再資源化・処理処分状況等、廃プラ対策に必

2. ケミカルリサイクル等の推進

- ・ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施。

3. エネルギー回収利用の促進

- ・廃プラスチック燃料化等、エネルギー回収利用の手法が他のリサイクル手法と比べて、LCAに経済性を加味したエコ効率の評価の中でどのような位置付けになるかについて、より客観的な評価を行なえるよう継続調査する。
- ・その他、ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施。

4. プラスチック廃棄物の減量化

- (1) 新たな包装材料の開発、加工技術の開発等により包装材料削減を推進する。
- (2) 容器包装リサイクル法と連携して適切に対応するようにプラスチック容器包装リサイクル推進協議会が広報・普及等の推進を図る。
- (3) その他プラスチック製容器包装への識別表示について、材質表示を促

- 要な各種調査を実施し、エネルギー回収も含めた全体像(フロー図)を継続的に公表している。
- ・ 容り法のその他プラスチックのストックポイント以降の輸送再商品化コストについて最小化を算出するシミュレーション法を開発した(平成12年)。
 - ・ 信頼性のあるLCIデータを提供する為、プラスチック業界として検討を行い、平成11年7月に汎用7樹脂について業界代表値を公表した(平成7年~11年)。
 - ・ 汎用樹脂の代表的な樹脂加工品のLCIデータを収集し、公表した(平成12年)。
 - ・ 廃プラスチックの処理・処分のLCIデータを収集し公表した(平成13年)。
 - ・ 廃プラスチック処理・処分システムについてエコ効率手法により評価し、公表した。食品の汚れなどが付着する一般系混合廃プラスチックは、エコ効率分析の観点からはエネルギー回収が最も望ましいとの結論を得た(平成14~15年)。
 - ・ 容器包装リサイクル法における再商品化手法を追加充実し、最新データでの再分析を行い、従前と同様な結果を得た(平成16年)。
 - ・ 自治体における「ガス化熔融炉によるエネルギー回収の動向」について調査し、廃プラスチックが廃棄物発電に利用されている実態について公表した(平成15年)。
 - ・ RDF発電所、関連RDF製造所、自治体を訪問又はアンケート調査により実態把握を行なった。自治体における廃棄物の資源化は平均で92%に到達しており、又、RDF発電所の発電効率が20%以上とサーマルリサイクルが有効に寄与していた(平成16年)。
 - ・ 産廃系廃プラスチックの排出、処理処分に関して、製造業6業種について調査した。5年前に比し、企業のゼロエミッションが大きく推進され、MR、TRによるリサイクルの拡大で、単純焼却、埋立は大幅に減少していた(平成16年)。
 - ・ (社)プラスチック処理促進協会編パンフレット「プラスチックリサイクルの基礎知識」の改訂を行った。マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル及びサーマルリサイクル(エネルギー回収)について最新情報を追加、解説した(平成17年)。
 - ・ 循環型社会に対する理解を幼少時より深める目的で、プラスチックの有用性とリサイクルに関する小中学生・教師向けのツールを作成し、ホームページ上で公開した(平成15年)。
 - ・ 本サイトを用いた教育現場での出前授業実施等普及活動を行なった(平成16年)。

4. プラスチック廃棄物の減量化

- ・ 経済産業省・リサイクル推進課と環境省・リサイクル推進室の依頼により、その他プラスチックの特定事業者に対し「容器包装に関する環境配慮状況の調査」を実施した。
- ・ 分別収集・選別・保管、及び再商品化に関する課題等を抽出し、より円滑な容り法運用に反映することを目指して、

4. プラスチック廃棄物の減量化

- ・ ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施。

進する。

(4) 化粧品・洗剤等の詰め替え製品の推進など、製造事業者による容器包装の使用量の削減を引き続き推進する。

5. 組立加工製品製造業との連携

プラスチックの材料リサイクル等を広範に実施するため組立加工製品製造業、プラスチック成型加工業、プラスチック素材製造業の連携を促進するための枠組みを構築し、それぞれの加工組立製品ごとのグレード数の削減について検討を促進する。

また、グリーン購入法に位置づけられた品目における再生プラスチック利用の拡大や材質表示の徹底、同種の部材への材料リサイクルを促進するため、組立加工製品製造業の取組に対する必要な協力を図る。

6. その他

(1) バイオマスプラスチック・生分解性プラスチックの開発・利用
植物等のバイオマスを原料とする「バイオマスプラスチック」や、環境中（土壌中等）の微生物等によって分解され、自然環境に対する負荷を低減する「生分解性プラスチック」について、開発・普及促進とそのための環境整備を図るとともに、様々なリサイクル手法の検討を行う。

平成 15 年より自治体調査、材料 R、ケミカル R 各専門委員会を立ち上げ、活動を継続中である。

- ・指定法人による基準作成の支援。
- ・特定事業者、市町村、消費者、学校(教育機関)に対して啓発活動。
- ・(財)グリーンジャポニカの依頼により体験教材を追加制作し、容器包装リサイクル普及の一助とした。
- ・プラスチック容器包装リサイクル推進協議会のホームページにリサイクルに関する子供向けページを新設した。
- ・各省庁への提言
- ・健全な再商品化事業者に対するサポート活動
- ・各業界による表示に関するガイドラインの作成や異業種による情報交換
- ・識別表示マーク原版等の配布
- ・市町村・消費者に対しての啓発活動
- ・特定事業者からの相談対応

5. 組立加工製品製造業との連携

- ・自動車業界の組立加工製品製造業と連携し、材料回収、リサイクル技術、用途拡大等の研究を行い、再生実証等を実施。
- ・パソコン業界に設置された「素材検討WG」において、意見交換・検討を開始。

6. その他

- (1) バイオマスプラスチック・生分解性プラスチックの開発・利用
- ・バイオインダストリー協会において、安全性評価手法の調査検討を実施するとともに、食品包装材料としての安全性の検討を実施。安全性評価手法については、生分解性プラスチック研究会による識別表示制度の中に反映された。また、平成 16 年 3 - 6 月には、食品包装材として、ポリオレフィン等衛生協議会のポジティブリストにポリ乳酸等の生分解性ポリマーが相次いで登録された。
 - ・生分解性プラスチック研究会において、生分解性プラスチックの普及のためのシンポジウムを開催した。
 - ・生分解性プラスチック研究会において生分解性プラスチックの識別表示制度（グリーンプラ識別表示制度）を運営し、2004 年度末時点で 700 点を超える製品がグリーンプラ製品として認証されている。
 - ・平成 16 年度から、環境配慮製品の規格化として生分解性プラスチック識別表示基準の環境 JIS 化に向けた作業を開始し、平成 16 年度は“安全性規格原案”を策定した。
 - ・生分解性プラスチックの生分解性を小型な装置で簡便・正確に試験することが可能な小型微生物酸化分解試験法（MODA 法）に係る国際標準案を作成し、ISO/TC61/SC5/WG22（生分解性プラスチック専門分科会）で発表した。その後、海外 6 カ国によるラウンド・ロビン・テストの試験結果を踏まえた委員会原案を ISO 事務局に提出した。

5. 組立加工製品製造業との連携

- ・ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施。

6. その他

- (1) バイオマスプラスチック・生分解性プラスチックの開発・利用（普及促進）
- ・「愛・地球博」で行ったバイオリサイクルや材料リサイクル、ケミカルリサイクル等のリサイクル手法について、実証成果を取りまとめ、成果報告会等を通じて全国の地方自治体等への普及促進を図る。
 - （識別表示、規格化・標準化）
 - ・生分解性プラスチック研究会における生分解性プラスチックの識別表示制度（グリーンプラ識別表示制度）を着実に運営する。
 - ・生分解性プラスチック識別表示基準について、環境 JIS 化の作業を引き続き進める。
 - ・MODA 試験装置の条件・精度をさらに向上するための検討を行うと共に、海外 6 カ国によるラウンド・ロビン・テストを引き続き実施し信頼性を向上する。
 - ・ISO 事務局へ提出した委員会原案が国際規格化するための国際規格案作成及び国際標準化活動を引き続き進める。

<p>(2) FRPのリサイクル技術の開発 FRP製品をセメント原・燃料として利用する技術の開発を行うとともに、事業化への検証を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生分解性プラスチック研究会において、生分解性プラスチック製品の再資源化処理としてコンポスト化、メタン発酵化、自然環境中での資化（使い切り）、或いは土中埋設を取り上げ、熱リサイクルを対比としてLCA分析を行う実証事業を開始。農業資材の自然環境中での資化処理が少ない環境インパクトを示すことを証明した。 ・平成16年3月29日から1ヶ月間、経済産業省の食堂において、バイオマスプラスチック食器利用のモデル実験を実施した。 ・平成17年3月から9月にかけて開催された「愛・地球博」にバイオマスプラスチック製食器やごみ袋を導入し、リサイクル手法の構築に向けた課題の抽出を行うと共に、認知度の向上を図る実証試験を実施した。 ・グリーン購入法の平成15年度の特定調達品目として「植物原料由来プラスチック製透明窓付き封筒」が、配慮事項として「生分解性プラスチックを使用した生ゴミ処理袋、及び水切りネット」が採用され、また、平成16年度の特定調達品目として、植物を原材料とするプラスチックを使用した「インクジェット用 OHP フィルム」及び「クリアホルダー」が採用された。 ・産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWGでの容器包装リサイクル制度の評価・検討に関する中間取りまとめにおいて、“枯渇性資源を利用しない植物由来のプラスチックや、生分解性プラスチックについて、資源の有効利用を図る観点から、容器包装リサイクル法の中で何らかの位置づけを考えるべきとの指摘がある。”との問題意識が盛り込まれた。 <p>(2) FRPのリサイクル技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年4月に事業を開始し、現在、計画量以上の廃FRP材を処理している。また地域展開をはかり、現在関東、東海および関西に拠点をひろげ事業を推進している。 	<p>(2) FRPのリサイクル技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、左記事業を検討・実施。 	
---	---	---	--

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
6. 自動車	<p>1. 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)の円滑な施行 自動車製造業者、部品製造業者、車体製造業者、販売業者、整備業者、解体業者、破砕業者等自動車のリサイクルに関わる事業者は、適切な役割分担の下、自動車リサイクル法の円滑な施行を実現する。</p> <p>2. リサイクル率の向上及びそれに資する環境負荷物質の使用量削減 自動車製造事業者、部品製造事業者、車体製造事業者、解体業者、破砕業者及び素材事業者等は、自動車リサイクル法に基づく再資源化基準(自動車製造業者等のシュレッダーダスト・エアバッグ類の再資源化基準及び解体業者・破砕業者の再資源化基準等)の遵守に加え、それぞれ役割を分担もしくは協力して(「使用済自動車のリサイクル目標等」平成8年10月廃自動車処理・再資源化小委員会を参照)、下記を目標にリサイクル率の向上を図る。 また、下記の目標を達成するため、他の業界と連携し、必要な技術開発を推進する。</p>	<p>1. 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)は、平成17年1月に本格施行された。 ・法施行前には、自動車製造業者等をはじめとする関係団体等は実効的なリサイクルシステムの開発及び体制作りを進め、本年1月自動車リサイクルシステムおよびその業務運用とも、おおむね順調に稼動を開始した。 ・関連事業者の登録・許可状況については、本年3月末時点において引取業者が約85,100社、フロン類回収業者が約22,700社、解体業者が約5,500社、破砕業者が約1,200社それぞれ都道府県等の登録又は許可を取得した。 ・制度の普及・広報：関係事業者間における制度の理解の促進を図るため、法施行前に3回にわたり、それぞれの全都道府県(約50ヶ所)において全業種の関係事業者向け全国説明会を実施。また、きめ細かな説明を行うため各業種別の全国説明会を適宜実施。これらを合わせて、昨年1年間で延べ9万3千人の参加者を得た。また、一般の自動車所有者への理解促進を図るため、テレビ、ラジオ、各種ポスターなど幅広い広報を実施した。 ・シュレッダーダストのリサイクルについては、規模の利益によるコストの削減、破砕業者の業務の円滑化を背景に、(1)ART(Automobile shredder residue Recycling Team)と(2)THチームの2チームに分かれ競争をしつつリサイクルを実施中。 施行後間もないことから評価出来る状況にはないが、平成16年度においては各社とも概ね50~70%のリサイクル率を達成。 (1)日産、三菱、マツダを中心とするグループ (2)トヨタ、ホンダを中心とするグループ ・フロン類、エアバッグ類については、有限責任中間法人自動車再資源化協力機構(以下「自再協」)を設立し、自再協が自動車メーカー等から委託を受け、一元的にフロン類、エアバッグ類を引き取り、リサイクルおよび破壊を実施中。 施行後間もないことから評価できる状況にはないが、平成16年度におけるエアバッグ類の再資源化率は、各社とも90%以上となっている。 ・平成17年9月末での使用済自動車の引取台数は約191万台、リサイクル料金が預託された車両はあわせて約2,964万台となっており、自動車リサイクル法は、制度としては立ち上がりつつあるものと認識。</p> <p>2. 「使用済み自動車リサイクル・イニシアティブ」に基づく、自動車業界としての「リサイクル・イニシアティブ 自主行動計画」を執行中。 ・環境負荷物質/鉛使用削減の実施 アジ化ナトリウム使用撤廃 ・使用済み自動車専用マニフェスト制度の構築・運用 ・フロン(CFC/HFC)の回収・破壊システム構築・運用(フロン回収破壊法施行までの自主的取組み) ・エアバッグ・インフレーター回収・処理システム構築・運用(運用期間:平成11年10月~平成17年3月終了)</p>	<p>1. 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)の円滑な運用に向けた取組。 ・リサイクルシステム上の業務運用をより効率的に遂行するため、必要に応じ、現システムの改修または開発・構築を行う。 ・今後も各事業者が同法の制度・実務を十分理解した上で、法律遵守に取り組んで頂けるよう、引き続き必要に応じて各種説明会を開催する。 ・また、一般の自動車所有者の理解促進を図るため、本年7月から開始したラジオ放送を始めとして、テレビ、雑誌等の各種媒体を効率的に活用し、理解普及活動を行う。 ・離島対策支援事業については、特定再資源化預託金等の発生状況及び離島地域からのニーズを踏まえ本年10月から開始予定。 ・不法投棄等対策支援事業については、現時点では、自治体から具体事案は上がっていないが、事案が上がってきた場合には、迅速に対応出来るように引き続き準備を進める。</p> <p>2. リサイクル率の向上及びそれに資する環境負荷物質の使用量削減</p>

- (1) 新型車のリサイクル可能率90%以上を目標とすること。
- (2) 新型車における環境負荷物質削減目標については、平成14年11月に自動車工業会が以下の内容の自主取組を公表。
鉛使用量(バッテリーを除く)を、平成18年1月以降平成8年比で概ね10分の1以下に削減すること。(大型商用車は4分の1以下では4分の1に達しつつある。)

水銀使用を自動車リサイクル法施行時点以降禁止(交通安全の観点で使用する、ナビゲーション等の液晶ディスプレイ、コンビネーションメーター、ディスチャージヘッドランプ、室内蛍光灯を除く)
六価クロム使用を平成20年1月以降禁止
カドミウム使用を平成19年1月以降禁止

- (2) すべての使用済自動車のリサイクル率85%以上を目標とすること。
平成27年以降のすべての使用済自動車のリサイクル率95%以上を目標とすること。
(注)自動車の解体を行う事業者は、自動車リサイクル法に基づく再資源化基準の遵守に加えて、銅ラジエーター、バッテリーケーブル端子、鉛製ホイールバルンサ、ターンめっき鋼板製燃料タンク、の除去などに努める

3. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮
資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、自動車製造事業者は以下の取組を行う。

- (1) 部品の共通化の観点も含め、設計段階からリサイクルへの配慮、リユース容易な設計、省資源設計等リデュース設計を行う。
特に、自動車リサイクル法上シュレッダーダストとエアバッグ類について自動車製造業者等が引き取って再資源化を行う義務を有することとなったことに伴い、シュレッダーダストの発生量が抑制され又は減少する設計・製造やエアバッグ類の取外し容易性・車上作動処理容易性を向上する設計・製造をさらに推進することにより、自動車所有者が負担するリサイクル料金の低減を図る。
- (2) リユース可能な部品使用及び補修部品としてのリユース部品の使用、並びにこれらを促進するための措置を講ずる。また、長寿命化設

(1) 新型車リサイクル可能率90%は、定量的絶対評価が難しい等の理由により、各製造業者が独自のリサイクル指標として表示。

- (2) 鉛使用目標達成状況

目標年	平成16年度市場投入新型モデル数	目標達成モデル数(*)
平成18年	24モデル	17モデル

(*)平成18年末目標(平成8年比1/10以下減)達成

水銀使用については、平成16年度市場投入新型車は全て達成。

、六価クロム、カドミウムについては代替材への切替を推進中。

(2)産業構造審議会自動車リサイクルWGと中央環境審議会自動車リサイクル専門委員会の合同会議(平成15年5月開催)において現状の使用済自動車のリサイクル率は84~86%程度と推計されており、リサイクル率目標85%が概ね達成されている状況

(4)(社)日本自動車工業会、(社)日本自動車部品工業会は、自主的な「CFC/HFC回収・破壊システム」を構築、運用。
・運用期間=平成10年1月~平成14年11月終了
・全回収・破壊処理実績 CFC:438トン
HFC:32トン
・登録事業者数=3,836(平成14年終了時点)

(5)エアバッグインフレーター回収・処理システムの構築・運用
・運用期間:平成11年10月~平成17年3月終了
・登録事業者数:2,362社(平成17年3月末現在)
・回収/処理(再資源化)実績:248,260個(平成11年10月~平成17年3月末現在累計)

3.自動車製造業者は、資源有効利用促進法に基づく指定省資源化製品(リデュース)、指定再利用促進製品(リユース・リサイクル)の判断基準ガイドラインを策定。

(1)モジュール化やプラットフォームの共通化等により、部品点数削減、原材料の有効活用を推進

(2)耐久性の高い部品の信頼性向上に努めている。

(3)新型車のリサイクル可能率90%以上とすること、また、新型車における環境負荷物質削減目標を達成するため、引き続き、自主取組を進めていく。

計された部品の利用に努める。

- (3) リデュース・リユース・リサイクルに資する情報を競争上の地位を害するおそれがある場合を除き提供する（商用車架装物については車体製造事業者が提供）。
- (4) 設計段階での取組状況及び効果について、環境報告書やホームページ等により定期的に公表を行う。

4．リサイクルの推進

- (1) シュレッダーダスト・エアバッグ類について自動車リサイクル法に基づき、効率的かつ円滑な引取り・引渡し、再資源化を実施するとともに、自動車製造業者、解体業者、破碎業者等は分別・再資源化技術等について関連業界とも連携して引き続き研究・開発を進める。
- (2) フロン類について「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」及び制度移行後の自動車リサイクル法に基づき、効率的かつ円滑なフロン類の回収、破壊を実施するとともに、自動車製造業者及びエアコン製造業者は一層の省冷媒化及び脱フロン冷媒の開発・普及を進める。
- (3) 廃油、廃液、廃バッテリー等は、自動車製造業者、販売業者、整備業者、解体業者等関係者が、自動車リサイクル法の再資源化基準の遵守はもとより各々の役割に応じて、適正処理に向けた取組を進めるとともに可能な場合についてはリユース・リサイクルを行う。
- (4) バンパー等プラスチックのリサイクルを推進するため、素材産業、部品製造事業者、自動車製造事業者は以下の取組を連携して行う。
 - ・修理時に発生する自社製バンパーの回収・再資源化に取り組む。
 - ・複数の事業者製バンパーの回収・再資源化研究を行う。
 - ・バンパーのリユースに引き続き取り組むとともに、その他の製品について検討する。
 - ・化学業界との連携による検討結果を踏まえ、引き続き同種の部材へのマテリアルリサイクルを含めたプラスチックリサイクルを促進する。

さらに、使用済プラスチック等リサイクルが困難で可燃性の廃棄物については、マテリアルリサイクルの促進を図った上で、熱処理による廃棄物の減量化及びエネルギーの回収を促進する。

5．リユース部品の利用促進

- (1) 自動車製造事業者、部品製造事業者は可能な限り、製品情報の提供を行うこと等、リユース部品の利用の促進のために必要な対応を実施する。
- (2) 自動車保険の対象となる補修におけるリユース部品の使用を促進する。

6．回収段階における対策

自動車リサイクル法施行後において自動車リサイクル法に基づく自動車所有者・引取業者間での引取りの円滑化を図り、また自動車リサイクル法施行前においても引き続き円滑な回収を図るため、以下の取組を行う。

- (3) 分別作業を容易にするため、材料表示に努めている。

- (4) 各社環境報告書やホームページ等の媒体にて3R配慮設計について公表。

4．自動車製造業者は、関連業界等と連携した材料回収、リサイクル技術と用途拡大の研究を実施。

(1)～(3)については、関係事業者が、平成17年1月以降、自動車リサイクル法に基づいた処理を実施。これに際して、自動車製造業者等においては、シュレッダーダスト・エアバッグ類・フロン類の引取り及び再資源化・適正処理の体制を整備。

(4)バンパー等プラスチックのリサイクルについては以下の取組を実施。

- ・プラスチック部品に対する素材別統一マーキング化（平成4年から実施）
- ・ディーラから自動車製造業者のルートを確認し、修理時に発生する自社バンパーの回収リサイクルを実施（平成16年＝約159万本回収）
- ・マテリアルリサイクル容易な熱可塑性樹脂の採用拡大・種類削減
- ・部品リユースが容易なユニットの脱着性を容易にする為の工夫（バンパー・内装品・リヤコンビランプ等）
- ・リサイクル容易なPP樹脂社内規格の見直しによる種類の削減を図った。

		平成7年	平成16年
バンパー	PP	30種類	20種類
	PP以外	7種類	2種類

- ・廃バンパーからの再生樹脂（スプラッシュガード・エンジンカバー・デッキボード・エアクリナーケース・バッテリーケース等）として再利用を開始。

5．

- (1)自動車製造業者や各事業者において、使用済自動車の分解技術研究や適切な回収方法・再生技術の研究を推進中。
- (2)自動車リサイクル部品の活用促進策を推進するため、国等が自動車リサイクル部品の利用を積極的に行うよう「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」の項目に追加。6．経済産業省のリユース部品活用促進の調査活動に関係事業者が参画し、リユース部品の品質基準・品質表示等のガイドラインづくりやユーザーへの普及促進方法の在り方等について検討。

6．路上放棄車処理協力会の設置（平成3年7月設置・継続）

- (1)地方公共団体における放置自動車の回収・処理に対し、業界が協力を行うための体制の継続推進。
 - ・協力実績：（平成3年9月～17年3月 189,810台）

4．リサイクルの推進

(1)今後とも、シュレッダーダスト・エアバッグ類について自動車リサイクル法に基づき、効率的かつ円滑な引渡し、再資源化が実施されるよう、自動車製造事業者等は、引き続き研究開発・調査研究を継続して行う。

(2)自動車製造事業者は、フロン類の一層の低漏洩化を進めるため、実証実験を実施し、また省冷媒化、脱フロン冷媒の開発・研究を引き続き実施する。

<p>(1) 放置自動車対策の推進 地方公共団体における放置自動車の回収・処理に対し、業界が協力を 行うための体制の継続推進。</p> <p>(2) 販売ルート等を活用した回収協力の推進、適正な処理の推進・リサ イクルの実施、販売店における廃車希望車の引取りを確実にする。</p> <p>7. 自動車の放置の未然防止のための広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) 処理に関する相談窓口を設置する（販売店）。</p> <p>(2) ポスター・パンフレット等の作成・配布を行う。</p>	<p>年平均 約 13,977 台)</p> <p>(2) 販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店ル ートによる回収を継続推進。</p> <p>(3) 関連業界との協力によるシュレッダーダストの有効利用及び 減容化・安定化技術調査</p> <p>・産業廃棄物処理処分場の債務保証を行う産業廃棄物処理事業振 興財団の基金への協力（平成3年から）</p> <p>7. ホームページ・小冊子等活用し自動車の放置の未然防止のため の広報・啓発活動を実施</p> <p>(1) 処理に関する相談窓口を設置（販売店）。</p> <p>(2) ポスター・パンフレット等の作成・配布。</p> <p>(3) 使用済自動車の専用マニフェスト制度の運用。</p>	
--	--	--

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置						
7. オートバイ	<p>1. オートバイのリサイクルシステムの運用 (社)日本自動車工業会が策定した以下を主な内容とする二輪車リサイクルに関する自主取組みに基づき、二輪車製造業者等が関係事業者の協力を得て構築したリサイクルネットワークを円滑に運営する。</p> <p>・<u>二輪車製造業者等は、新たに販売する車両にリサイクルマークを付して販売する。2005年10月1日以降出荷台数に対し、100%貼付を目指す。</u></p> <p>・二輪車製造業者等は、リサイクルネットワーク稼働後に販売された車両(リサイクルマーク付き)が廃棄される時には、費用徴収せず引き取る。リサイクルネットワーク稼働前に販売した車両(リサイクルマークなし)については稼働後7年を目途に、同じく費用徴収せず引き取る(7年まではユーザー負担)。</p> <p>2. リサイクル率の向上及びそれに資する環境負荷物質の使用量削減 二輪車製造事業者等、部品製造事業者、解体事業者、シュレッダー事業者及び素材事業者等はそれぞれ役割を分担もしくは協力し(「使用済み自動車のリサイクル目標等」平成8年10月廃自動車処理・再資源化小委員会を参照)、下記を目標にリサイクル率の向上を図るため具体的方策を策定する。 また、下記の目標を達成するため、他の業界と連携し、必要な技術開発を推進する。 (1) 新型車のリサイクル可能率90%以上を目標とすること。 (2) 新型車における環境負荷物質削減目標については、平成14年11月に自動車工業会が以下の内容の自主取組を公表。 ・鉛使用量(バッテリーを除く)を、平成18年1月以降60g以下(210kg車重量)とする。 ・水銀使用を2004年(自主行動プログラム実施時点)以降禁止(交通安全の観点で使用、ナビゲーション等の液晶ディスプレイ、コンビネーションメーター、ディスチャージヘッドランプを除く) ・六価クロム使用を平成20年1月以降禁止 ・カドミウム使用を平成19年1月以降禁止</p> <p>(2) すべての使用済オートバイのリサイクル率85%以上を目標とすること。 平成27年以降のすべての使用済オートバイのリサイクル率95%以上を目標とすること。 (注)販売事業者、整備事業者、解体事業者は、バッテリー、鉛製ホイールバルンサの除去などに努める。</p>	<p>1. 国内二輪車製造事業者(4社)を中心に、輸入事業者等(12社)の協力も得つつ検討を進めてきたリサイクルシステムを平成16年10月1日からの本格稼働開始。</p> <p>・廃棄二輪車の引取り・処理・再資源化において指定引取窓口(190ヶ所)、廃棄二輪車取扱店(約15,000店)、処理・リサイクル施設(14ヶ所)を設置し、リサイクルネットワークの運営、管理を実施。</p> <p>・リサイクルシステム稼働後、新たに販売する車両に二輪車リサイクルマークを付して販売し、マーク付きで販売された二輪車が廃棄される時には、リサイクル料金を徴収せずに引き取る。</p> <p>・リサイクルシステム稼働前に販売された二輪車は、廃棄時に二輪車製造事業者、輸入事業者が設定するリサイクル料金を支払って引き取る。ただし、稼働7年目経過後は、リサイクル料金を徴収せずに引き取る(リサイクル料金は各社公表済み)。 ただし、稼働7年目経過後はリサイクル料金を徴収せずに引き取るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 800 1798 919"> <tr> <td>リサイクルマーク貼付車の市場投入数 (05年6月末)</td> <td>246機種</td> </tr> <tr> <td>引取り累計台数(05年6月末)</td> <td>1,511台</td> </tr> <tr> <td>リサイクル率</td> <td>85.5%</td> </tr> </table> <p>2. 「リサイクル・イニシアティブ自主行動計画」を実施中 ・環境負荷物質/鉛使用削減の実施 ・専用マニフェスト制度の構築に協力 ・使用済二輪車の分解技術調査の推進</p> <p>(1)リサイクル可能率は定量的絶対評価が難しい等の理由により、各製造事業者が独自のリサイクル指標として表示。 ・リサイクル可能率 2004年市場投入モデルの全17モデルで90%以上を達成(ISO基準のマテリアルリサイクル率)</p> <p>(2)鉛使用目標達成状況 ホイールバルンサの鉛フリー化等により、2004年市場投入新型モデルの全17モデルで達成。 水銀、六価クロム、カドミウム代替材切替を推進中</p> <p>(2)新型車のリサイクル性向上に向けた活動に取り組むと共に、リサイクルシステムに関わるリサイクル施設と協力し、リサイクル率目標達成に向け努力している。</p>	リサイクルマーク貼付車の市場投入数 (05年6月末)	246機種	引取り累計台数(05年6月末)	1,511台	リサイクル率	85.5%	<p>1. 二輪車リサイクル自主取組みの更なる周知徹底 仕組みの広報・理解普及活動を(財)自動車リサイクル促進センター内二輪車事業部を中心として、継続して実施する。</p> <p>・ユーザー利便性のために販売店店頭へのリサイクルマーク掲出の徹底 ・ユーザー利便性のために廃棄二輪車取扱店名簿のホームページ公開 ・粗大ゴミ(50cc以下)としての引取りを中止する自治体に対して円滑な本システムへの移行に向けて住民への広報活動の協力 ・(財)自動車リサイクル促進センターからの二輪車イベント等における二輪保有ユーザーへの広報活動の実施</p> <p>2. リサイクル率の向上及びそれに資する環境負荷物質の使用量削減</p> <p>(1)リサイクル可能率・環境負荷物質削減目標の実現に向けた取組み ・六価クロム含有部品の段階的削減 ・電気接点等のカドミウムの全廃</p> <p>(2)リサイクル率の目標実現に向けた取組み ・リサイクルシステム稼働に伴い、リサイクル施設で発生するプラスチックの活用研究を行う。 ・リサイクル施設でのシュレッダーダストのサーマルリサイクル活用研究を行う。</p>
リサイクルマーク貼付車の市場投入数 (05年6月末)	246機種								
引取り累計台数(05年6月末)	1,511台								
リサイクル率	85.5%								

3. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮
資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、二輪車製造事業者等は次の取組を行う。

(1) 部品の共通化の観点も含め、設計段階からリサイクルへの配慮、リユース可能な設計、省資源設計等リデュース設計を行うとともに他のリデュースの取組の可能性について検討を行う。

(2) リユース可能な部品使用及び補修部品としてのリユース部品の使用、並びにこれらを促進するための措置を講ずることとする。また、長寿命化設計された部品の利用に努める。

(3) リデュース・リユース・リサイクルに資する情報を競争上の地位を害するおそれがある場合を除き提供する。

(4) 設計段階での取組状況及び効果について、環境報告書やホームページ等により定期的に公表を行う。

4. プラスチック部品のリサイクル推進に向けた素材産業、部品製造事業者、二輪車製造事業者等の連携した取組促進

(1) プラスチック部分のリサイクル対策の推進

(2) 素材メーカー等との連携によるリサイクル率の向上

(3) 化学業界との連携

による検討結果を踏まえ、引き続き同種の部材へのマテリアルリサイクルを含めたプラスチックリサイクルを促進する。

(4) シュレッダーダスト対策
シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を推進するとともに、分別や再資源化に必要な技術の開発を促進する。

5. 回収段階における対策
地方公共団体における放置自動車の回収・処理に対し、業界が協力を行うための体制を継続推進する。

3. 新規開発モデルの3R事前評価を実施し、3R促進に努めている。

(1)リデュース
・メインフレーム材質を鉄からアルミ製フレームに変更軽量化
・エンジン部品（C D I 基盤、ローター等）の小型化による軽量化
・エンジン吸気システムの電子制御による軽量化
・発泡 P P 製ラゲージボックスの適用拡大
・樹脂材料の採用による軽量化
・パンク対策技術チューブ採用による長寿命化

(2)リユース・リサイクル
・四輪車の廃バンパー材や市場のリサイクル P P 材などを積極的に適用（フェンダー、アンダーカバー等）。
・従来塗装仕様の部品に着色樹脂を積極的に採用。
・部品の取り付けボルト数の削減（易解体性）
・樹脂部品の材料表示
・電装部品の共通化によるリユースの推進

(3)分別作業を容易にするため、材料表示に努めている。

(4)各社環境報告書やホームページ等の媒体にて3R配慮設計について公表。

4. 関連業界等と連携した材料回収、リサイクル技術と用途拡大の研究を行い、再生実証等を実施。

(1)プラスチック部品に対する素材別統一マーキング化（平成4年から実施）

(1)(2)リサイクル容易な熱可塑性樹脂の採用拡大・種類削減

(3)化学業界との連携を推進し、可能性を検討。
・リサイクル容易な P P 樹脂社内規格の見直しによる種類の削減を図った。

・（社）日本自動車工業会での活動を通じ、各製造業者において設計審査や製品開発アセスメント等を通じてリサイクル容易な素材の選択を推進。

		平成7年	平成16年
カバー類	P P	35種類	15種類

(4)リサイクル施設でのシュレッダーダストのサーマルリサイクル活用研究中

5. 路上放棄車処理協力会の設置（平成3年7月設置・継続）

(1)地方公共団体における放置車の回収・処理に対し、業界が適正処理のために引取を行うための体制の継続推進。

・引取実績：54,252台
（平成3年9月～17年3月 54,252台
年平均 約3,995台）

(2)販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店ルートによる回収を継続推進。

なお、10月1日開始のリサイクルシステムにおいて、ユーザーからの廃車希望二輪車を引取る販売店を約15,000店登録した。

3. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮

(1)リデュース
・エンジン部品、機能部品等への軽量素材を適用拡大し、軽量化、小型化の継続推進する。

・凡用性の高い小物部品や形状が同一であるがサイズが異なる部品等（バッテリー等）を統合化しよう継続推進する。

(2)リユース・リサイクル
・リサイクル材の積極的適用を図る。

4. プラスチック部品のリサイクル

・リサイクルシステム稼働に伴い、リサイクル施設で発生するプラスチックの活用研究を行う。

6. 二輪車リサイクルシステム稼働と並行して、二輪車リサイクルの放置車両、不法投棄抑制に向けた広報、理解活動を継続する。

	<p>6 . オートバイの放置の未然防止のための広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) 処理に関する相談窓口を設置する(オートバイ販売店)。</p> <p>(2) ポスター・パンフレット等の作成・配布を行う。</p>	<p>(3)関連業界との協力によるシュレッダーダストの有効利用及び減容化・安定化技術調査</p> <p>6 . ホームページ・小冊子等により、二輪車の放置の未然防止のための広報・啓発活動を実施</p> <p>(1)専用マニフェスト制度の構築に協力</p> <p>(2)ポスター・パンフレット等の作成・配布。</p>	
--	--	---	--

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
8. タイヤ	<p>1. 廃タイヤの回収・処理ルートの構築等</p> <p>(1) 日本自動車タイヤ協会内に、地区委員会及び都道府県委員会を設置し、収集・運搬業者、中間処理業者とのネットワークを構築しているが、「解体業者」がタイヤの収集・運搬業者、中間処理業者に円滑に廃タイヤを引き渡せるよう、ネットワークへの参加を促すとともに、最終処分先の紹介等の情報提供を積極的に行う。</p> <p>(2) 散見される野積みタイヤについては、改正廃棄物処理法により、規制、対策の強化の下、環境省による廃棄物の不法投棄認定基準の運用に協力し、適正処理の促進を図るとともに、全ての廃タイヤに導入した「マニフェスト制度」更に着実に進めていき、回収・処理ルートの完全捕捉を目指す。</p> <p>(3) 回収及びリサイクル実績の公表については、(社)日本自動車タイヤ協会のホームページ等により行う。</p> <p>2. リサイクル、リユースへの取組の促進</p> <p>(1) タイヤリサイクル率の目標 廃タイヤの再生利用の更なる促進のため、セメント焼成用・鉄鋼業用(原・燃料利用)及び製紙(熱回収)等への利用の維持・拡大を図るための安定供給努力等を行うことにより、現状のリサイクル率88%(平成16年実績)を平成17年までに90%以上に向上させることを目標とする。</p> <p>(2) 更生タイヤの使用促進等 更生タイヤの使用等の促進のため、技術面、安全面、経済面から関係団体も含め、総合的な検討を行う。</p> <p>(3) マテリアルリサイクルの拡大等 道路舗装用途として、廃タイヤゴムチップを利用した多孔質弾性舗装及び廃タイヤゴム粉を利用したアスファルトラバー(以降AR)の実用化に向けて、平成17年の一部施工を目標に研究開発を行う。また、将来的には、ゴム粉の利用、再生ゴムの利用、化学分解生成物の利用等の用途拡大を図るための技術開発を推進する。</p>	<p>1. 廃タイヤの回収・処理ルートの構築等</p> <p>(1) 解体業者への社団法人日本自動車タイヤ協会構築ネットワークへの参加促進、情報提供のため、また、認定制度の一元管理の目的でも廃タイヤ処理業者調査を実施している。又、マニフェストチェックリストの活用等マニフェスト制度の整備、推進を行うとともに新日鐵とタイアップし、中間処理業者からの2次マニフェストに電子マニフェストを試験的に導入している。</p> <p>(2) 改正廃棄物処理法による規制・対策強化の下、同法に沿った対策を推進するとともに次の不法集積・投棄の未然防止対策を推進している。 排出者から再生利用・熱回収先までの一元管理名簿の定期的メンテナンス 大口利用先の維持と開発 野積みのタイヤ適正処理状況の定期的な把握(平成17年2月調査結果:不法投棄・集積数172件で912万本、処理完了19件で30万本)と自治体との連携(原状回復支援制度のテストトライアルを兵庫県安富町・加古川市事案で実施(約600トンに適正処理)、岐阜県養老町事案では、岐阜県タイヤ販売店協会メンバーのタイヤ販売会社からボランティアを派遣、その他神奈川県でも派遣) このほか、業界の自主的判断で全ての廃タイヤを対象に平成11年7月から導入しているマニフェスト制度の着実な実施を図るため、次の重点取組を行っている。 タイヤ販売会社を通じて、排出事業者の委託契約状況の把握と適正処理業者への委託指導を強化 タイヤ販売会社を通じて、特定事業者のマニフェストD票及びE票の確認に重点をおいた管理指導</p> <p>(3) 適正処理体制の整備 認定制度への移行に向けて末端までのリサイクル・適法処理の意識改革及び周知徹底のため、全国タイヤ販売会社に計約420名のインストラクターを養成し、更に次のステップとしてフォロアップ研修を開始している。 各タイヤメーカーは、「廃タイヤ適正処理に関する年度方針」を策定し、タイヤ販売会社トップへの周知徹底を図っている。 回収及びリサイクル実績について、プレス発表を行っている(平成17年4月)。又「日本のタイヤ産業」にも掲載している。</p> <p>2. リサイクル、リユースへの取組への促進</p> <p>(1) タイヤリサイクル率の向上 廃タイヤのリサイクルの更なる促進のため、各利用先に働きかけ、既に平成16年までに6プロジェクトが稼動し(約20万トン/年)、また、平成17年には、更に1プロジェクト(約4万トン/年)が既に稼動、他1プロジェクト(8万トン/年)が10月に稼動予定。 なお、平成16年のリサイクル率は、88%で前年より1%のアップ。セメントが減少した分、製紙を中心としたプロジェクトの新規稼動が奏功した。</p> <p>(2) 3R推進委員会等での検討事項 平成16年度は、3R推進委員会及びテーマ別部会において以下のとおり検討を実施した。 第1部会: 廃タイヤの適正処理体制の推進、大口利用先(サマルリサイクル)の開拓を実施、野積みタイヤ対策として原状回復支援制度を設置し、モデルケースとして兵庫県の案件に着手した。</p>	<p>法改正の都度、当業界に該当する措置に迅速に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域指定から広域認定への移行に伴う認定の枠組み作りを行い、排出事業者から再生利用・熱回収先までの一元化した管理システムを構築する。 ・野積みタイヤに対する自治体の対応は遅れており、業界として、社団法人日本自動車タイヤ協会原状回復支援制度の運用、適正処理業者の斡旋、ボランティア活動等を更に強化することにより、適正処理の促進を図る。 <p>周知徹底の維持、推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃タイヤの回収・再生利用・熱回収ルートの整備(タイヤ販売会社掌握率の向上)のため、タイヤ販売会社インストラクターによる末端タイヤ販売店までの啓発及びタイヤ販売会社トップの意識改革等を進める。 <p>周知徹底の維持、推進。</p> <p>大口広域利用先の開発は一段落したので、現行安定供給体制の維持、推進を図る。</p> <p>3R推進委員会及びテーマ別部会の検討計画</p> <p>第1部会: 不法集積・投棄の未然防止のため、適法処理体制の整備、維持。認定制度移行のための一元管理体制の整備。</p> <p>第2部会: タイヤ業界としての熱利用の促進、土木用途等のマテリアルリサイクル</p>

第2部会：土木用途等での使用量拡大、新規用途の調査・研究、及び、低価格ゴム粉の開発・供給体制の確立に向けた基礎調査・研究を実施。
また、業界内熱利用の促進についての基本スキーム検討を行った。
第3部会：軽量化・ロングライフ化等による発生量削減効果についての検討実施。製品の軽量化、ロングライフ化、ラジアル化、チューブレス化、TBスーパーシングル化等による廃タイヤの発生量削減効果の調査・検討を行った。
道路舗装部会：AR舗装については、日本AR研究会と共同研究にて技術開発を推進し、学会発表および試験施工を行った。また、多孔質弾性舗装については、2005年日本国際博覧会西ターミナル駐車場に出展（試験施工）を行った。
ゴム粉部会：ゴム粉に関する基本的な調査・研究・取り纏めを行い、また、各種ゴム粉を添加した場合の物性変化について、調査・研究を行った。

の研究、低価格のゴム粉の開発に向けた調査・研究

第3部会：軽量化、ロングライフ化の推進

道路舗装部会：AR舗装の技術開発・試験舗装の実施、多孔質弾性舗装の技術開発・試験舗装の実施・PR活動の推進。

ゴム粉部会：ゴム粉のTire to Tireの調査・研究

品目名	平成17年10月ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
9. 自転車	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 自転車アセスメントマニュアルの改定及び資源有効利用促進法の指定も視野に入れつつ、リデュース・リユース・リサイクル配慮設計の推進を図るとともに、長寿命化設計された部品の利用に努める。</p> <p>電動アシスト自転車について、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、二次電池の取り外しが容易である構造の採用及び製品が二次電池を使用していること等の表示を行うとともに、設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。また、製品全体のリデュース・リユース・リサイクル配慮設計についても検討する。</p> <p>2. リサイクルの推進 リサイクルの推進を図るため、平成13年度に設定したリサイクル可能率の目標値67%の達成を図る。</p> <p>3. 自転車販売店・地方公共団体等と連携した使用済自転車回収の推進及び放置自転車処理への協力 自転車販売店における廃棄希望自転車の引取りを継続推進するとともに、自転車環境整備促進協議会によるプレスパッカー車、自転車カッターを自転車販売店等に支援して共同回収処理事業の実施地域の拡大を図る。また、放置自転車の処理費用の軽減化を図るためプレスパッカー車を活用して地方公共団体への協力を行う。 更に、回収された廃棄自転車のリユースを推進する取組について検討する。</p> <p>4. 放置自転車の未然防止のための広報、啓発活動の推進 駅周辺における放置自転車の未然防止のための各種キャンペーンを推進する。</p> <p>5. 長期使用の啓発・普及 学校、駅等で安全点検事業を推進する(販売店)。</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</p> <p>平成13年度に改定した「自転車製品アセスメント・マニュアルガイドライン」に基づき、環境配慮型製品・技術研究開発を推進し、自転車企業(延べ6社)により、電動アシスト自転車用電子部品の鉛フリー化など、6件の技術研究開発を実施した。(平成14~15年度) 自転車環境配慮規格化を検討するために、自転車製品に係る要管理物質及び環境負荷の大きい物質等の使用状況及び今後の削減に向けた取組に関する調査を実施し、鉛、六価クロム、カドミウム、塩化ビニール、包装材等の使用状況及び今後の取組について実態把握をするとともに、今後、環境規格化を検討するための基礎資料を得た。(平成15年度)</p> <p>2. リサイクルの推進 製品全体の重量のうち、再資源化可能重量比をリサイクル可能率として設定した目標値67%を達成するための方策、問題点の抽出等について検討を行った。</p> <p>3. 自転車販売店・地方公共団体等と連携した使用済自転車回収の推進及び放置自転車処理への協力 自転車販売店等による共同回収処理事業推進のため、自転車環境整備促進協議会がプレスパッカー車4台、自転車カッター1,411台の購入費用の一部を支援。(平成4~16年度) メーカー、卸、小売店等が地方公共団体と協力し、ユーザーの使用済み自転車を小売店で引き取る集団拠点・店頭巡回回収事業を19地域で実施。(平成4~16年度) 小形二次電池の「指定再資源化製品」指定を受け、電動アシスト自転車主要メーカー(8社)は、JBR Cの「小形二次電池再資源化推進センター」に加入して回収・再資源化に取り組んでいる。(平成13年度~) 不要自転車の回収・処理等の実態を把握するために、自転車販売店及び地方自治体(自転車対策部署、清掃部署)別に調査を行い、各ルート別の廃棄自転車の推計台数及び回収・処理状況をもとに、平成10年度の調査データとの時系列変化を検証した。他方、製造事業者及び自転車利用者に対しては、不要自転車の回収・処理等に係る役割分担等について意識調査を行い、不要自転車の回収・処理に関する今後の取組課題及び方向性を検討するための基礎資料を得た。(平成15年度)</p> <p>4. 放置自転車の未然防止のための広報、啓発活動の推進 駅周辺における放置自転車の未然防止のための広報・啓蒙活動を実施(平成16年度40カ所) 放置自転車対策として駐輪場を設置。(平成16年度2自治体2カ所)</p> <p>5. 長期使用の啓発・普及 全国の自転車小売店が学校及び自治体の公共施設等で自転車安全整備事業を実施。 (平成16年度 3,198会場、約58.3万台)</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</p> <p>3Rの設計・製造での取組状況及び効果について、ホームページ等を活用してPRを行う。また、当該事業者においては、製品カタログ等を活用して一般消費者向けに環境配慮製品である旨を明示・訴求する。</p> <p>環境配慮規格化の推進を視野に、現行「アセスメントマニュアルガイドライン」の改定を検討する。 ・シュレッダーダスト削減に向けた取組の一環として、プラスチック樹脂を鉄または非鉄に転換するなど、環境配慮への取組を検討する。 ・自転車小売店及び地方自治体、シルバーセンター、リサイクル業者等において、全体的にリユース量拡大の傾向が見られるが、中古車・部品市場(修理、再生)の醸成を図るために再生車の安全性確保に関する要素を同ガイドラインに追記・改定を検討する。 廃棄自転車台数の増加傾向(平成10年度577万台 15年度649万台)を踏まえ、丈夫で長持ちする自転車(ロングライフ化)の供給体制の下に、リデュースの一層の推進に向けた取組を行う。</p> <p>2. リサイクルの推進 引き続き検討を行う</p> <p>3. 自転車販売店・地方公共団体等と連携した使用済自転車回収の推進及び放置自転車処理への協力 引き続き推進</p> <p>4. 放置自転車の未然防止のための広報、啓発活動の推進 引き続き推進</p> <p>5. 長期使用の啓発・普及 引き続き推進</p>

	平成17年10月ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
10. 家電製品	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 旧法の第一種指定製品に指定されていた家電4品目に加え、構造的に複雑性を有する衣類乾燥機、電子レンジが、リサイクル容易な設計を促進するという観点から、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に、上記6品目が、同法の指定省資源化製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。</p> <p>(1) 製品アセスメントの実施 各事業者は、「家電製品製品アセスメントマニュアル」(平成13年3月改訂)に基づいて、省資源化に配慮した設計、長期使用が可能な部品の採用等による製品の長期使用に資する設計、リサイクル容易な素材の選択等によるリサイクルに配慮した設計等(要管理物質の使用削減を含む)についての製品アセスメントを実施する。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報 設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討し、(財)家電製品協会のホームページを通じて公表する。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進 使用済製品中のプラスチック等のリサイクルを進めるため、各事業者は、使用するプラスチック等の種類を削減するとともに、材質表示等の対策を推進する。特に、化学業界との連携を推進しつつ、グレード数の削減については、「家電製品製品アセスメントマニュアル」に基づいて実施する。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく体制 平成13年度から施行された家電リサイクル法において対象製品として指定されたエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機については、小売業者による引取り及び製造事業者等における再商品化が着実に実施されることを確保するとともに、中長期的には一層、原材料としての利用、部品としての利用、その他の再商品化等を促進し、現行の同法上の再商品化率(エアコン60%、テレビ55%、冷蔵庫50%、洗濯機50%)以上の再商品化を目指していく。 なお、上記4品目以外については、同法施行後の製品の普及・廃棄の状況、再商品化の技術水準の向上、小売業における販売実態、法律の施行状況等を勘案しつつ随時追加を行っていくこととする。</p> <p>(2) 特定家庭用機器からのフロン回収等 家電リサイクル法により、製造業者等は、再商品化等と一体的に行う事項として冷媒フロン及び断熱材フロン(平成16年4月より)の回収、破壊等が義務づけられており、フロンの適正な回収、処理を進める。</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</p> <p>(1) 製品アセスメントの実施 各事業者は、「家電製品製品アセスメントマニュアル」(平成13年3月改訂)に基づき、省資源化に配慮した設計、長期使用が可能な部品の採用等による製品の長期使用に資する設計、リサイクル容易な素材の選択等によるリサイクルに配慮した設計等(要管理物質の使用削減を含む)についての製品アセスメントに継続して取り組んでいる。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報 ・平成14年度は(財)家電製品協会のホームページ「環境配慮型製品を目指して」に、用語の解説、取組事例集、英語概要版等を掲載し、その内容を充実させ公表した。 ・平成15年度は(財)家電製品協会のホームページに家電4品目のそれぞれのリサイクルフロー概要を掲載し、より一層の充実を図った。 ・平成16年度は新たに推奨する材質マーク(例えば、難燃剤含有なしを示すマーク、プラスチック再生材使用とその割合を示すマーク)や解体性向上のマーク(例えば、金属インサートを示すマークなど)を制定し、製品アセスメントマニュアル第3版追補版を発行、合わせて、ホームページでも公表した。 ・ホームページでは製品アセスメントの実施事例を6品目(テレビ、エアコン、電気冷蔵庫、電気洗濯機、衣類乾燥機、電子レンジ)から、「その他」の分類を新たに設け7分類として、基本は6品目としながらも、幅広く事例を募集し、公表している。また、各事業者は環境報告書等によって自社の製品アセスメントの実施状況を公表している。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進 資源有効利用促進法で指定した6品目については「家電製品製品アセスメントマニュアル」に基づいて、100g以上のプラスチックに、リサイクルの際に分別し易くするための材質表示を実施している。上記6品目以外の製品についても順次実施している。 また、グレード数の削減についてはプラスチック業界との情報交換を継続して行っている。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく体制 ・平成13年度に家電リサイクル法が施行されて、4年が経過し、おおむね順調に推移した。 ・(財)家電製品協会のホームページで下記内容を公表した。 4品目の再商品化処理台数は合計約1119万台であった。(平成16年4月1日～平成17年3月31日) 製品別には、同処理台数エアコン181万台、テレビ378万台、冷蔵庫・冷凍庫281万台、洗濯機279万台であった。また、再商品化率は、それぞれエアコン82%、テレビ81%、冷蔵庫・冷凍庫64%、洗濯機68%であった。</p> <p>(2) 特定家庭用機器からのフロン回収等 家電リサイクル法により、製造業者等は、再商品化等と一体的に行う事項として冷媒フロンと断熱材フロンの回収、破壊等が義務づけられており、フロンの適正な回収、処理を進めている。 冷媒として使用されていたものを回収した総重量は、平成16年度</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</p> <p>(1) 製品アセスメントの実施 各事業者は、「家電製品製品アセスメントマニュアル」(平成13年3月改訂)に基づき、省資源化に配慮した設計、長期使用が可能な部品の採用等による製品の長期使用に資する設計、リサイクル容易な素材の選択等によるリサイクルに配慮した設計等(要管理物質の使用削減を含む)についての製品アセスメントのさらなる促進にむけて(財)家電製品協会を中心に業界をあげて普及啓発に取り組む。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報 ・(財)家電製品協会のホームページのより一層の充実を図る。合わせて、そのなかから、例えば、事例集などをまとめ、冊子の発行を計画する。 ・資源有効利用促進法の改正などに合わせて、製品アセスメントマニュアル第3版を改訂し、第4版を発行する予定。 ・2005年12月ごろ制定されるJIS規格「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示」に基づいた、グリーンマークを採用、貼付すべく、その家電製品に応じたガイドラインを作成予定。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進 資源有効利用を促進するために、リサイクルの際に分別し易くするためのリサイクル容易性の表示に取り組む。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく体制 ・対象製品について家電リサイクル法に基づき、再商品化を引き続き実施する。 ・家電リサイクル法のさらなる定着により優れたリサイクル技術の開発を進める。</p> <p>(2) 特定家庭用機器からのフロン回収等 家電リサイクル法により、製造業者等は、再商品化等と一体的に行う事項として冷媒フロン及び断熱材フロン(平成16年4月より)の回収、破壊等が義務づけられて、各社とも着実に実施する。</p>

<p>(3) シュレッダーダスト対策 シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を行う。</p> <p>3. 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発 廃家電製品の処理容易化・リサイクルの向上を図るため、関係業界とも協力しつつ、素材・構造・処理方法等に関し技術開発を行う。</p> <p>4. 長期使用の促進 家電製品の長期使用を促進するため、製品を修理して継続使用することを促進するため、修理の機会をより長期間提供する具体的な方策の検討 家電修理技術者の育成による修理体制の充実 長期使用製品の安全点検の普及啓発 適正な修理価格の設定 保険の活用 等の活動を引き続き実施する。 また、製品安全の確保等を踏まえた上で、可能なものにおけるリユース部品の活用についての研究を行う。</p> <p>5. その他 (1) 鉛使用量の削減 鉛フリーはんだの利用促進等により製品中の鉛使用量を削減する。 (2) フロン使用量の削減 冷蔵庫の断熱材におけるフロン代替物質の利用促進等により製品中のフロン使用量を削減する。</p>	<p>はエアコン995トン、冷蔵庫・冷凍庫311トンで合計約1306トン、また、断熱材フロンを回収した総重量は625トンであった。</p> <p>(3) シュレッダーダスト対策 家電リサイクルプラントで発生するシュレッダーダスト(金属樹脂混合物)の安全化対策を含めた分離分別技術開発を進め、埋立てや焼却による最終処分比率を減少させる努力を推進している。 廃家電品の処理容易化・リサイクル促進のため、製品アセスメントマニュアルを参考に素材選定・易解体性設計・リサイクル処理技術の検討など製品開発段階から環境適合設計(DFE)を推進している。 特に、家電4品目に使用する従来のプラスチックの材質表示に項目をいち一部追加し、加えて、表示位置について、標準化を行い、製品アセスメント第3版追補版やホームページで公表した。一部追加し、加えて、表示位置について、標準化を行い、製品アセスメント第3版追補版やホームページで公表した。</p> <p>3. 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発 国等の補助事業によって得られた成果を家電リサイクルプラントに活用している。</p> <p>4. 長期使用の促進 製品を修理して継続使用することを促進するため、修理の機会をより長期間提供する具体的な方策の検討 ・各事業者においては、ホームページ上での相談窓口が常態化し、消費者への利便性向上のための充実が促進された。また、主要事業者においては、修理相談窓口を設置し、修理受付の土日対応を確立し、通年体制により運営が行われている。 ・各事業者は、販売店支援情報の充実を図るため、インターネット活用による修理サービスに必要な情報システム(製品別修理情報)、補修部品の受発注システムの充実が継続して図られた。</p> <p>家電修理技術者の育成による修理体制の充実 ・修理技術力向上を図るため、平成13年4月から開始した「家電製品エンジニア試験」の受験促進を図った。 ・各事業者は、販売店への技術講習会の実施、サービスガイドや修理ノウハウなど、多岐にわたる支援情報の提供、及び長期にわたる資料提供を継続して推進している。</p> <p>長期使用製品の安全点検の普及啓発 ・消費者に安全に使用していただくため、また、事故の未然防止のための警告表示や点検個別指摘などの表示機能を搭載した自己診断機能を備えた製品を開発している。さらに、「警告表示のあり方」について、ガイドラインを策定した。 ・適正な部品保有、補修部品の需要予測の精度向上及び、部品の標準化を引き続き検討している。 ・業界としてのホームページコンテンツの充実化を図り、また、パンフレットなどにより重要性について引き続き啓発を推進した。</p> <p>適正な修理価格の設定 ・製品特性に応じた部品価格の適正化、及び修理しやすい製品の開発を推進している。</p> <p>保険の活用</p> <p>5. その他 (1) 鉛使用量の削減 各事業者は、鉛フリーはんだの採用等により製品中の鉛使用量の削減を進めている。 (2) フロン使用量の削減 経済的で安全な技術開発により、冷蔵庫の断熱材におけるフロン代替物質への転換が進んでいる。</p>	<p>(3) シュレッダーダスト対策 易解体性設計の一つとして、リサイクルに関するマークの業界標準を引き続き検討する。</p> <p>3. 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発 左記の目的のため、製品開発段階からの環境適合設計の実施を一層推進する。</p> <p>4. 長期使用の促進 製品を修理して継続使用することを促進するため、修理の機会をより長期間提供する具体的な方策の検討 左記事項の相談窓口やホームページ相談窓口の内容の充実に努める。</p> <p>家電修理技術者の育成による修理体制の充実 各事業者は、販売店への技術講習会の実施、サービスガイドや修理ノウハウなど、多岐にわたる支援情報の提供、及び長期にわたる資料提供に継続して取り組む。</p> <p>長期使用製品の安全点検の普及啓発 左記事項をさらに推進し、平成17年度事業として下記を予定。 ・安全点検技術講習会テキストの改訂(流通諸団体向け) ・部品名称の標準化(平成9年度版の改訂)</p> <p>適正な修理価格の設定 左記事項をさらに推進する。</p> <p>保険の活用</p> <p>5. その他 (1) 鉛使用量の削減 各事業者は、鉛フリーはんだの採用等により製品中の鉛使用量の削減に引き続き取り組む。 (2) フロン使用量の削減 経済的で安全な技術開発により、冷蔵庫の断熱材におけるフロン代替物質への転換に引き続き取り組む。</p>	<p>(3) シュレッダーダスト対策 易解体性設計の一つとして、リサイクルに関するマークの業界標準を引き続き検討する。</p> <p>3. 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発 左記の目的のため、製品開発段階からの環境適合設計の実施を一層推進する。</p> <p>4. 長期使用の促進 製品を修理して継続使用することを促進するため、修理の機会をより長期間提供する具体的な方策の検討 左記事項の相談窓口やホームページ相談窓口の内容の充実に努める。</p> <p>家電修理技術者の育成による修理体制の充実 各事業者は、販売店への技術講習会の実施、サービスガイドや修理ノウハウなど、多岐にわたる支援情報の提供、及び長期にわたる資料提供に継続して取り組む。</p> <p>長期使用製品の安全点検の普及啓発 左記事項をさらに推進し、平成17年度事業として下記を予定。 ・安全点検技術講習会テキストの改訂(流通諸団体向け) ・部品名称の標準化(平成9年度版の改訂)</p> <p>適正な修理価格の設定 左記事項をさらに推進する。</p> <p>保険の活用</p> <p>5. その他 (1) 鉛使用量の削減 各事業者は、鉛フリーはんだの採用等により製品中の鉛使用量の削減に引き続き取り組む。 (2) フロン使用量の削減 経済的で安全な技術開発により、冷蔵庫の断熱材におけるフロン代替物質への転換に引き続き取り組む。</p>
---	--	--	--

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
11. スプリングマットレス	<p>1. 減量化・処理の容易化のための事前対策 製造メーカーにおける再生可能な材料の使用、分離困難な部品の削減、部品の分離・分解の容易化を考慮した「製品アセスメントマニュアル」を作成する。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 指定一般廃棄物の処理に係る協力体制の構築 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3の規定による指定一般廃棄物に指定されていることを受け、市町村の適正処理を補完するために必要な体制を構築する。引き続き、全国都市清掃会議と対策の話し合いを行う。</p> <p>(2) <u>リサイクルシステムの構築</u> <u>合理的な処理方法を検討し、リサイクルシステムの構築を図る。</u></p> <p>3. 広報活動の促進</p> <p>(1) 処理に関する相談窓口を全日本ベッド工業会に設置。 (2) 処理に関する広報を行う。</p>	<p>全日本ベッド工業会において、会員経営者に対し、減量化、処理の容易化のための製品アセスメントの推進が図られるよう要請し、啓発活動を実施中。</p> <p>従来、全日本ベッド工業会加盟各社が独自に取り組んできたが、平成15年12月の廃棄物処理法施行規則改正に伴い、スプリングマットレスの広域的な処理が可能になったことから、工業会加盟各社が共同して実施する仕組みについて検討を行っているところ。</p> <p>調査事業の実施 従来不明確であった国内における廃スプリングマットレスの市場実態及びリサイクル技術に関する調査(経済産業省日用品室調査事業。全日本ベッド工業会協力。)により、処理・リサイクルシステム構築に向けて必要となる情報を収集した。(平成16年度) 処理方法及びリサイクルシステムの検討 イ) 剥離機を活用したリサイクル方法の検討 スプリングとその他(生地・詰物等)を分離し、別々にリサイクルを行う仕組みについて検討中。 ロ) 圧縮梱包機を活用したリサイクル方法の検討 スプリングマットレスをそのまま圧縮・梱包し(通常の4分の1程度)、電気炉で溶解する機械の開発を行うとともに、リサイクルの仕組みについて検討中。 ハ) その他技術情報の収集 効率的かつ環境に優しい処理技術について、新しい処理技術の情報収集を行っている。</p> <p>全日本ベッド工業会において、排出元となる消費者、自治体、販売事業者等からの廃スプリングマットレスに係る問い合わせへの対応を行ってきているところ。</p>	<p>引き続き、リサイクルの処理方法を考慮した製品アセスメントの検討及び啓発普及活動を行なう。</p> <p>引き続き、関係者間における話し合いを進め、廃スプリングマットレスの処理及びリサイクルシステム構築に向けての検討を行う。</p> <p>調査事業の継続実施 廃スプリングマットレスに係る引取・引渡・処理等の実態調査(経済産業省日用品室調査事業)により、リサイクルシステム構築に向けた情報収集を行う。(平成17年度) 処理方法及びリサイクルシステムの検討 廃スプリングマットレスに係る回収段階での減容化、中間処理及び最終処理等に関する調査・実証実験(3Rシステム化可能性調査事業・経済産業省日用品室。全日本ベッド工業会会員:検討委員会委員。)により、具体的な処理方法及びリサイクルシステム構築に向けた検討を行う。(平成17年度) 継続的情報収集の実施。</p> <p>引き続き、自治体、消費者、販売事業者等からの相談への対応及び情報提供を行う。</p>

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
12. オフィス家具	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルの容易化のための事前評価の推進</p> <p>金属製家具について、資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組みを推進する。</p> <p>(1) 資源有効利用促進法第18条及び第21条の規定に基づく「判断基準」及びこれを具体化したJOIFA製品アセスメント第3版に基づき、各事業者はオフィス家具のアセスメントを実施する。</p> <p>(2) 設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について「オフィス家具の環境対策ガイドライン」による再資源化を促進する観点から、オフィス家具に使用されているプラスチックの材質表示の義務付けを実施する。</p> <p>2. 回収ルートの整備及びリデュース、リユース、リサイクルの促進</p> <p>平成14年5月16日「オフィス家具の廃棄回収マニュアル」を改訂、「オフィス家具廃棄回収規定」として会員に徹底、国内全地区からの廃棄回収を実施する。</p> <p><u>修理の機会をより多く提供し、製品を長期間使用することを促進するため、修理手続き方法の明確化を図る等の対策を講じリデュースを推進する。</u></p> <p>また、(社)日本オフィス家具協会に設置された相談窓口において廃棄・回収に係る助言を行う。</p> <p><u>使用材料や3R基盤整備状況等に関する調査を行い3R促進に向けての今後の在り方等について検討する。</u></p> <p>3. 表示</p> <p>処理を容易にするための表示方法に関して、(社)日本オフィス家具協会会員の製品のうち資源有効利用促進法の対象製品については、当該法律に則している場合に[JOIFA番号]を表示。[JOIFA番号]の表示のあるものはアセスメントが施されている製品であるとの公表手段を取る。</p> <p>なお、[JOIFA番号]のPR(周知)方法については引き続き検討を行う。</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルの容易化のための事前評価の推進</p> <p>・平成8年4月、(社)日本オフィス家具協会(JOIFA)において、環境対策として、製品アセスメント、再資源化、表示等を含めた「オフィス家具の環境対策ガイドライン」を策定し、会員に周知した。</p> <p>・平成13年4月、「オフィス家具の環境対策ガイドライン」を全面改定。第6章「製品アセスメントガイドライン」に基づきオフィス家具のアセスメントを実施している。</p> <p>・「オフィス家具の環境対策ガイドライン」で再資源化を促進するため、オフィス家具に使用されているプラスチックの材質表示の義務付けを実施している。</p> <p>2. 回収ルートの整備及びリデュース、リユース、リサイクルの促進</p> <p>・JOIFA内の廃棄・再資源化対策委員会において、平成6年度に策定した会員企業向け「オフィス家具の廃棄回収マニュアル」により、都道府県単位で会員企業を主体とした「廃棄回収窓口」を設置。</p> <p>・平成14年5月16日「オフィス家具の廃棄回収マニュアル」を改訂、「オフィス家具廃棄回収規定」として会員に徹底、国内全地区からの廃棄回収を実施している。</p> <p>・リデュースの効果をあげるため修理手続きに関する方法について検討中。また、「中古家具取扱いに関する考え方(平成15年5月)」を報告書としてまとめ会員に配布する等、リユースの促進に努めている。</p> <p>・JOIFAでは全会員に付与している「登録番号(JOIFA番号)」に基づき、苦情処理、廃棄物処理依頼、保証、取扱い説明等の問い合わせに対する対応を行っている。</p> <p>・3Rの実施状況調査、使用材料調査及び解体性評価分析等を行い、平成17年3月に「3R整備促進活動中間報告」としてとりまとめた。</p> <p>3. 表示</p> <p>・「金属製の収納家具」「金属製の棚」「金属製の事務用机」「金属製の回転椅子」については、資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第9項・10項の定義に則し、経済産業省令平成13年度第71～74号、第87～90号を全うした製品につき「JOIFA番号」の表示をしている。</p> <p>・JOIFAでは[JOIFA番号]制度等の環境対策について、JOIFAのホームページ等においてPRを行っている。</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルの容易化のための事前評価の推進</p> <p>・資源有効利用促進法に基づくリサイクル等の実施には、JOIFAは細心の注意を払っている。会員にはアンケートを行い実施上の難点があれば、申し出るように注意を促している。</p> <p>・プラスチックの材質表示を引き続き実施する。</p> <p>・「オフィス家具の環境対策ガイドライン」及び「JOIFA環境自主行動計画」の改訂について検討する。</p> <p>2. 回収ルートの整備及びリデュース、リユース、リサイクルの促進</p> <p>・JOIFA会員は依頼された製品の回収を忠実にを行うものの、リユースの観点から「中古品」の範疇に入るとされるものをチェック、一定の基準を保つものについては長寿命化の観点から再使用市場に還流する。</p> <p>・05年度には「製品の長寿命化」を徹底するため、[JOIFA番号]に基づく修理手続き方法を明確にして、JOIFA会員の製品は全て修理に応じることとする。また、製品の寿命及び修理可能年限について製品安全の観点から検討を行う。</p> <p>・使用材料調査、3R基盤整備状況調査、中古品の取扱い状況調査及び製品アセスメント実施製品の解体性調査等(受託事業を含む)によりオフィス家具の回収・3Rシステムの現状を把握するとともに今後の在り方等について検討し「3R整備促進活動報告」としてとりまとめる。</p> <p>3. 表示</p> <p>・表示はさらに徹底する。従来は、回収に応ずるのが主たる役割であったが、05年度は一步進めて[JOIFA番号]のマークに保証・修理受け機能等を付与することにより使用者に対して万全の体制をとる。</p>

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置																														
13. カーペット	<p>1. リデュースの推進</p> <p>(1)カーペット製造工程における発生屑類の減量化 カーペット製造工程における発生屑類の減量化を推進するため、毎年2月に組員に対し、カーペット製造工程における発生屑類減量化の進捗状況の調査や取組事例の調査を行い、達成状況の遅れている組員に啓発・PRすることにより、平成18年度中に平成13年度排出量対比20%の減量化を行う。</p> <p>(2)カーペットの適切な使用の促進 日本カーペット工業組合(JCMA)が策定した「JCMAカーペット品質マーク」を普及させることにより、リデュースを促進する。</p> <p>2. リユースの推進 日本カーペット工業組合組員等が取り組んでいる洗浄・クリーニングによるカーペットの再利用方法について工業組合のリサイクル委員会で調査し、問題点の解消を図り、洗浄・クリーニング技術の積極的な活用によりカーペットのリユースを推進する。</p> <p>3. リサイクルの推進</p> <p>(1)易リサイクルカーペットの開発 日本化学繊維協会(カーペットに使用する化学繊維製造団体)、日本ゴム工業会(裏張り材の接着剤関係団体)とパイル繊維部分と基布や接着剤の分離が容易な製品や同一構成素材からなるカーペット製品の調査・研究を行う。</p> <p>(2)工場内や施工現場で発生するカーペット屑のリサイクル 日本カーペット工業組合リサイクル委員会において、前処理等の問題の解決を進めるとともに、カーペット原材料屑の再生利用技術について業界全体で有効利用方法の共有化に取り組む。</p> <p>(3)使用済みカーペットのリサイクルの推進 ・ハロゲン系化合物の有無の分別・選択技術に関する調査・研究を行う ・平成15年度には、現在製鉄メーカーが研究を行っているガス化溶融化技術に関して塩素を含有しているカーペット(タイルカーペット)で実験を行い、活用の可能性について調査を行う。 ・ハロゲン系化合物の有無に係わらず、一括処理・再資源化方法についても調査を進め、環境負荷が少なくかつ経済的な技術について、含ハロゲン廃棄プラスチックの再資源化技術の利用を試みる。</p> <p>(4)再生原材料利用の推進 再生PET繊維を利用した製品の拡大・拡充を促進し、カーペットのグリーン購入法による官公需要製品の開発を検討するとともに、PET以外の再生繊維の利用を検討する。</p> <p>(5)使用済みカーペットの回収方法の研究 ・材質表示、マーク等の表示や分別技術の確立が可能かについて調査・研究を行う。 ・使用済みカーペットの回収方法について、日本カーペット工業組合リサイクル委員会と(社)日本インテリアファブリックス協会等と共同で実態調査を行うとともに、日本カーペット工業組合にワーキンググループを設置し、最も合理的な回収方法を確立する</p>	<p>カーペット製造工程における廃棄物量の推移</p> <table border="1" data-bbox="1136 304 1834 514"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間生産量</th> <th>製造工程における廃棄物量</th> <th>発生率</th> <th>削減率 (13年度比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13年度</td> <td>194,216t</td> <td>10,875t</td> <td>5.6%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>186,171t</td> <td>10,484t</td> <td>5.6%</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>186,370t</td> <td>9,809t</td> <td>5.3%</td> <td>9.8%</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>177,052t</td> <td>9,319t</td> <td>5.3%</td> <td>14.3%</td> </tr> <tr> <td>平成18年度(目標)</td> <td>194,000t</td> <td>8,698t</td> <td>4.5%</td> <td>20.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>JCMAカーペット品質マーク 16年度認定件数 3社 28件 通算認定件数 11社 136件</p> <p>処理の容易化、再資源化のための技術開発・回収システムの構築 日本カーペット工業組合が中心となり、以下の技術開発、回収システムの構築を行う。 日本カーペット工業組合リサイクル委員会において、以下の項目を実施。(平成13年度) ・カーペット廃材の一括処理方法について、高炉原料化リサイクル及びセメントキルン化を中心とした調査・検討。 ・製鉄メーカー、セメントメーカーに対して受入条件や受入コストの調査。 ・受入条件の成分分析実験の実施。 ・委員会内に処理方法ワーキンググループ会議を開催し、セメントキルン化リサイクルの前処理実証実験の結果を受け、今後について検討し、実験を継続。 ・繊維リサイクル研究会において、ふとん及びカーペットのコンクリート型枠実証実験結果を受け、今後について検討し、研究を継続。 ・リサイクル施設の見学、勉強会の実施。 ・回収ルート構築にあたって、既存のルートを活用出来るかを検討。 リサイクル委員会において、3Rに取り組む体制を強化・整備し、以下の項目を実施。(平成14年度) ・ハロゲン系物質の分別・判別技術について調査。赤外線を利用した判別方法が有力であると考えられるため数種のサンプルで判定の正確性や信頼性について実験的検討。 ・高炉原料化リサイクルかセメントキルン化に供するための前処理技術について検討。有効かつ経済的な破碎・粉碎方法を広範に調査。廃材・端材の物理的作用による固形化技術に関する実験的検討。 ・回収方法に関して廃棄家電の回収ルート及び物流企業の回収方法についての調査。課題・問題点の抽出と整理を実施中。 「(3)使用済みカーペットのリサイクルの推進」について、 ・ガス溶融化実験をPVCタイルカーペットで行った結果、活用可能な方法であることが分かった。 ・PVCカーペットの高炉原料化リサイクル化・セメントキルン化の受入条件となる成分分析実験のラボ試験を行った。その結果、受入可能であるとの結論に達した。 ・日本防災協会が推進している繊維リサイクル研究会にて、ふとん及びカーペットのコンクリート型枠の実証実験の研究を引き続き行う。</p>		年間生産量	製造工程における廃棄物量	発生率	削減率 (13年度比)	平成13年度	194,216t	10,875t	5.6%	-	平成14年度	186,171t	10,484t	5.6%	3.6%	平成15年度	186,370t	9,809t	5.3%	9.8%	平成16年度	177,052t	9,319t	5.3%	14.3%	平成18年度(目標)	194,000t	8,698t	4.5%	20.0%	<p>「カーペット製造工程における再生屑類の減量化」については、ガイドラインに従い、今後とも対応していく。</p> <p>「JCMAカーペット品質マーク」について、更なる普及策を日本カーペット工業組合運営委員会で検討中。</p> <p>「リユースの推進」については、16年度はその対応に十分な検討時間が確保できなかった。今後は、ガイドラインに従って着実に対応していく。</p> <p>「リサイクルの推進」については、今後とも、最も合理的なカーペット廃材・廃棄物の再資源化方法を中心に、調査研究を推進する。</p> <p>「(3)使用済みカーペットのリサイクルの推進」について、 ・新たに、昭和電工(株)や神鋼環境ソリューションでリサイクル技術の調査・実験を行い、可能性を探る。 ・繊維リサイクル研究会でふとん及びカーペットのコンクリート型枠の回収費用、コスト等の調査研究と商業化に向けての検討を行う。</p>
	年間生産量	製造工程における廃棄物量	発生率	削減率 (13年度比)																													
平成13年度	194,216t	10,875t	5.6%	-																													
平成14年度	186,171t	10,484t	5.6%	3.6%																													
平成15年度	186,370t	9,809t	5.3%	9.8%																													
平成16年度	177,052t	9,319t	5.3%	14.3%																													
平成18年度(目標)	194,000t	8,698t	4.5%	20.0%																													

	<p>4. カーペットの3Rに関する広報・PRの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本カーペット工業組合に「3R推進に関する相談窓口」を設置し、カーペットの3Rに関する相談等に応じる。また、相談内容について組合員に情報を提供する。 ・消費者や工事・施行事業者、小売事業者を対象にパンフレット類を作成する <p>5. 各地・各事業者等のカーペットの3R促進に対する取組事例調査</p> <p>各地、各事業者の繊維製品やカーペットの3R推進に関する取組事例の調査、勉強会、見学会等を工業組合のリサイクル委員会を中心に、組合員の啓発を行う。</p>	<p>「(4)再生原材料利用の推進」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タフテッドカーペットのエコマーク基準の改定を要望し、PET以外の再生原材料利用を盛り込んだ。(平成15年度) ・グリーン購入法特定調達品目について、織りじゅうたんとニードルパンチに加え、タフテッドカーペットとタイルカーペットも追加された。また、再生PET以外の再生原材料利用の改定も行われた。(平成16年度) <p>日本カーペット工業組合において、以下の広報・啓発活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本カーペット工業組合事務局(大阪)内に設置した相談窓口業務をカーペットの3R全般に拡充し、対応。 ・日本カーペット工業組合ホームページに「環境対策-カーペット3Rアクションプラン」の項目のメンテナンスを行った。 <p>平成16年度は以下のような活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> リサイクル工場の見学 ・帝人加工系(株)本社工場 平成17年2月9日 調査・勉強会 ・昭和電工(株) ガス溶融化技術 ・神鋼環境ソリューション PVCリサイクル技術 ・改正廃棄物処理法勉強会 平成16年10月5日 <p>リサイクル委員会の開催 委員会2回、WG1回</p> <p>(その他全体関連)</p> <p>繊維製品3R推進会議において「カーペットの3R推進アクションプラン」を作成・公表。(平成14年度)</p> <p>日本カーペット工業組合及び組合員が今後5年間に取り組むべきカーペットの3Rについての行動指針を策定した。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)製造工程で発生する屑類の減量化を中心としたリデュースの推進。 (2)洗浄技術を活用したリユースの推進。 (3)易リサイクル製品の開発や製造工程で発生する廃棄原材料の再利用化の推進。 (4)使用済みカーペットのリサイクル方法の調査・研究と再生原材料の利用推進。 (5)使用済みカーペットの回収方法に関する調査・研究。 (6)カーペットの3Rに関する広報・PR活動の推進。 	<p>「(4)再生原材料利用の推進」について、タイルカーペットのエコマーク基準改訂で同様の要望を提出。(平成16年度)</p> <p>「(5)使用済みカーペットの回収方法の研究」について、カーペットの圧縮・減容化の調査・研究を行う。また、運搬方法についても検討を進める。</p> <p>日本カーペット工業組合のホームページのメンテナンスを行い、「環境対策」についてより最新の情報のPRを行う。</p> <p>前年度に引き続き、リサイクル工場の見学やリサイクル委員会・勉強会の開催を行う。</p> <p>「繊維製品3R推進会議」において、「カーペットの3R推進アクションプラン」のフォローアップを引き続き行い、進捗状況の把握及び公表に努める。</p>
--	---	---	--

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置																		
14. 布団	<p>1. リデュースの推進 ふとんの製造工程における原材料くずの減量化、再生利用を推進し、次の目標を達成する。 (1)製造工程の原材料くずの発生率を現在の約4.5%から4%以下 (2)詰めもの(中わた)の原材料くずの再生利用率を現在の約50%から60%以上</p> <p>2. リユースの推進 関連業界と連携を図り、ふとんの打ち直し、リフォームを推進する。</p> <p>3. リサイクルの推進 (1)リサイクル配慮設計商品の基準策定及びマーク制度の導入の検討 リサイクルし易いふとんの商品開発のため、素材の単一化及び積層化設計等についての検討 リサイクル配慮設計商品の基準策定の調査研究及び消費者の判断基準となる識別マークの導入の検討 グリーン購入法「特定調達品目」としてふとんの対象拡大についての検討 (2)使用済みふとんリサイクル用途開発の検討 使用済みふとんのセメントキルン化及びサーマルリサイクルの検討 各素材別の用途開発に関する検討 (3)回収システム構築の検討 下取りの実施状況及び回収量、処理方法等の実態調査 使用済みふとんのモデル回収及び関連業界と連携を図り回収システムの検討 使用済みふとんの回収に当たっての取り扱い上の法律、制度的諸問題の研究</p> <p>4. その他 (1)消費者への普及啓発活動の推進 「ふとんの日」(2月10日)にふとんの廃棄処理、リフォーム等に関する相談受付、及び9月の「ふとんを贈る日」(敬老の日)に啓発活動を実施 全日本寝具寝装品協会ホームページを通じ、ふとんのリサイクル事業の情報提供 パンフレット等の作成</p> <p>(2)業界への啓発活動の推進 全日本寝具寝装品協会の機関紙「JBAニュース」を通じ、リサイクルに関する情報提供 企業及び地域のリサイクルへの取組状況の調査及び情報提供 (3)使用済みふとんの廃棄に関する調査研究 消費者のふとん廃棄に関する実態調査 地方自治体の廃棄ふとんの取扱いに関する調査</p> <p>5. ふとんのリサイクルに関する事例 ふとんの製造事業者やその他各地で行われている使用済みふとんのリサイクル事業の事例を調査するとともに、事例の情報提供に努める。</p>	<p>1. リデュースの推進 原材料くずの発生量、再生利用量及び再生利用状況に関する実態調査を実施。(平成16年度)</p> <table border="1" data-bbox="1136 331 1843 415"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>使用量</th> <th>発生量</th> <th>発生率</th> <th>再利用量</th> <th>再利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふとん生地</td> <td>28,125 千m</td> <td>389 千m</td> <td>1.4%</td> <td>62 千m</td> <td>16.0%</td> </tr> <tr> <td>詰めもの</td> <td>13,640 t</td> <td>519 t</td> <td>3.8%</td> <td>393 t</td> <td>75.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. リユースの推進 羽毛ふとんのリフォーム等に関する実態調査を関係団体との協力の下に実施。(平成16年度)</p> <p>3. リサイクルの推進 (1)リサイクル配慮設計商品の基準策定及びマーク制度の導入の検討 官公需によるリサイクル寝具装飾品の調達促進のため、グリーン購入法・特定調達品目への指定(平成13年度) エコマーク商品等の環境配慮商品に関する実態調査を実施。(平成16年度)</p> <p>(2)使用済みふとんリサイクル用途開発の検討 (3)回収システム構築の検討 各家庭の使用済みふとんについて、都内及び地方大型小売店による回収を行い、リサイクルシステム構築のため、寝具専門店での回収方法及びその用途開発のための実験を行った。(平成15年度) また、この結果により消費者の動向が把握できたため、その結果を、ふとんメーカー等に提示し、ふとんリサイクルに対する各社の意向調査を行った。(平成16年度) 日本防災協会が推進している繊維リサイクル研究会で、ふとん及びカーペットのコンクリート型枠の回収費用、コスト等の調査研究と商業化に向けての検討を実施。(平成16年度) ふとんの下取りの実施状況及び回収量、処理方法等に関する実態調査を実施。(平成16年度)</p> <p>4. その他 寝具寝装品業界の3R推進事業報告書(ふとんのリサイクル事業への取組)の作成。(平成14年度) ふとんのリサイクル等推進アクションプランを作成。(平成14年度) 全日本寝具寝装品協会HPに本アクションプランを掲載し、情報提供を実施。(平成15年度) 全日本寝具寝装品協会事務局(東京)に、ふとん廃棄物の処理に関する相談窓口を設置。(平成12年度) 「ふとんの日」に関連し、平成15年2月5日~7日(平成14年度)、平成16年2月4日~6日(平成15年度)、平成17年2月8日~10日(平成16年度)の各3日間、フリーダイヤルでふとんに関する消費者相談受付を実施。 「ふとんのQ&A」を作成し消費者への啓発活動(業界紙等による啓発)を実施。(平成14年度)</p> <p>個別企業及び地域のリサイクルへの取組状況に関するアンケート調査を実施。(平成16年度)</p> <p>消費者の寝具の廃棄に関する意識調査を実施し、報告書の取りまとめを行った。(平成15年度)</p> <p>加盟企業に使用済みふとんのリサイクル事業の事例に関する調査を実施。(平成16年度)</p>	項目	使用量	発生量	発生率	再利用量	再利用率	ふとん生地	28,125 千m	389 千m	1.4%	62 千m	16.0%	詰めもの	13,640 t	519 t	3.8%	393 t	75.7%	<p>原材料くずの発生量、再生利用量及び再生利用状況に関する実態調査を行う。(平成17年度)</p> <p>リサイクルし易いふとんの商品開発のため、素材の単一化・積層化及び製品設計等についての検討を行う。(平成17年度)</p> <p>平成16年度に行った「ふとんリサイクルに対するふとんメーカー等の意向調査」の結果を踏まえ、今後のふとん回収システムの検討を行う。(平成17年度)</p> <p>日本防災協会が推進している繊維リサイクル研究会で、コンクリート型枠向けのふとん及びカーペットの回収費用、コスト等の調査研究と商業化に向けての検討を行う。(平成17年度)</p> <p>「繊維製品3R推進会議」において、ふとんのリサイクル等推進アクションプランのフォローアップを引き続き行い、進捗状況の把握及び公表に努める。</p> <p>「ふとんの日」に関連し、平成18年2月8日~10日の各3日間、フリーダイヤルでふとんに関する消費者相談受付を行う。(平成17年度)</p>
項目	使用量	発生量	発生率	再利用量	再利用率																
ふとん生地	28,125 千m	389 千m	1.4%	62 千m	16.0%																
詰めもの	13,640 t	519 t	3.8%	393 t	75.7%																

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
15. 乾電池・ボタン電池	<p>1. 広報・啓発活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾電池 引き続き自治体を通じた収集・処理についての広報活動を実施する。 ・ボタン電池 ボタン電池(水銀電池等)の回収促進をはかるため、販売店に回収箱を設置し、無償で回収を行うとともに、ボタン電池の回収・再資源化を促進する事項について、積極的に広報・普及活動を行う。 	<p>1. 広報・啓発活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾電池 電池工業会HP等を通じて適正な処理についての広報を行っているところ。 ・ボタン電池 昨年は、8000箱の回収箱を作成し、ボタン電池使用機器の販売店等に配布した。また、(社)電池工業会のHP上においても回収促進のためのPRを実施しているところ。 	<p>今後も適正処理・回収促進のために広報・啓発活動を行う。</p>

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置																																																																							
16. 小形二次電池等	<p>目標：資源有効利用促進法の再資源化率 小形制御弁式(シール)鉛電池 50% ニカド電池 60% ニッケル水素電池 55% リチウム二次電池 30%</p> <p>1. 回収量の確保 回収量の確保を図るため、以下の回収システムの整備及び広報・啓発活動を積極的に推進する。</p> <p>2. 回収システムの整備 資源有効利用促進法の指定再資源化製品に指定されたことを踏まえ、自主回収及び再資源化を推進するため、以下の取組を実施する。 (1) JBRC 回収対象外の小形制御弁式(小形シール)鉛蓄電池については、電池製造業者及び電池使用機器製造者等が、検討中の密閉形鉛蓄電池リサイクルスキームで回収システムの整備及び回収の効率化を進める。 (2) JBRC では、引き続き事業系回収拠点の拡充・整備を続けるとともに、自治体回収拠点の設置について協力を要請する。</p>	<p>小形充電式(小形二次)電池の回収・リサイクル 有限責任中間法人JBRC(以下JBRC)が中心となり、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池及び民生用4品目(ヘッドホンステレオ、ハンディクリーナー、コードレス 電話機、ビデオカメラ)用小形制御弁式(シール)鉛蓄電池の回収・再資源化を推進している。</p> <p>再資源化率(JBRC集計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小形制御弁式鉛蓄電池</td> <td>51%</td> <td>51%</td> </tr> <tr> <td>ニカド電池</td> <td>73%</td> <td>74%</td> </tr> <tr> <td>ニッケル水素電池</td> <td>78%</td> <td>77%</td> </tr> <tr> <td>リチウムイオン電池</td> <td>62%</td> <td>61%</td> </tr> </tbody> </table> <p>回収量実績(JBRC回収) 単位:トン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> <th>平成16年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ニカド電池</td> <td>633</td> <td>834</td> <td>888</td> <td>974</td> </tr> <tr> <td>ニッケル水素電池</td> <td>45</td> <td>70</td> <td>94</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>リチウムイオン電池</td> <td>96</td> <td>49</td> <td>54</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>小形制御弁式鉛蓄電池</td> <td>27</td> <td>19</td> <td>17</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>JBRC回収対象外の小形制御弁式鉛蓄電池の再資源化率については以下のとおり。</p> <p>再資源化率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小形制御弁式鉛蓄電池</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>回収量実績(電池工業会推定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> <th>平成16年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小形制御弁式鉛蓄電池</td> <td>4042</td> <td>3700</td> <td>3960</td> <td>3929</td> </tr> </tbody> </table> <p>リチウムイオン電池の再資源化率については、携帯電話・PHSに利用されるものについて、モバイル・リサイクルネットワークによる統計が実施されている。 モバイル・リサイクルネットワークによる 携帯電話・PHS用電池の回収実績 単位:トン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> <th>平成16年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯電話・PHS用電池</td> <td>264</td> <td>193</td> <td>187</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td>再資源化率</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>55</td> <td>53</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 回収システムの整備 (1)JBRC対象外の小形制御弁式(小形シール)鉛蓄電池は、回収システムの効率化のため、電池工業会所属の電池製造業者2社が産業用鉛蓄電池(小形制御弁式鉛蓄電池を含む)の広域認定を申請し、回収システムの整備中。 (2)JBRCでは、回収拠点の拡充・整備については、従来のリサイクル協力店(電気小売店等)に加え、自転車販売店等を追加した。また、事業系回収拠点を拡充するとともに、37,000の回収拠点について、実効性を確保するため、登録更新作業を実施し、現在約18,000の更新情報を入手している。 またJBRC会員加入事業者の拡大により、回収システムが強化された。平成17年7月現在216社となっている。</p>		平成15年度	平成16年度	小形制御弁式鉛蓄電池	51%	51%	ニカド電池	73%	74%	ニッケル水素電池	78%	77%	リチウムイオン電池	62%	61%		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	ニカド電池	633	834	888	974	ニッケル水素電池	45	70	94	110	リチウムイオン電池	96	49	54	66	小形制御弁式鉛蓄電池	27	19	17	9		平成15年度	平成16年度	小形制御弁式鉛蓄電池	50%	50%		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	小形制御弁式鉛蓄電池	4042	3700	3960	3929		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	携帯電話・PHS用電池	264	193	187	159	再資源化率	53	53	55	53	<p>2. 回収システムの整備 (1)電池工業会所属の他の電池製造業者も広域認定を申請する。 (2)JBRCでは回収量アップのため、既に取得した産業廃棄物の広域認定を活用し、事業系の回収拠点の確保に努める。 JBRCでは、回収量アップのため、既に取得した産業廃棄物広域認定を活用し、新たに大手ユーザー(公共機関、鉄道、運輸、電力、ガス等の事業者)に協力を求め、事業系の回収拠点の確保に努める。 また、自治体については、経済産業省、環境省の支援の下、すべての自治体の回収協力を得て、ご家庭からの小形充電式電池の回収に努める。</p>
	平成15年度	平成16年度																																																																								
小形制御弁式鉛蓄電池	51%	51%																																																																								
ニカド電池	73%	74%																																																																								
ニッケル水素電池	78%	77%																																																																								
リチウムイオン電池	62%	61%																																																																								
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年																																																																						
ニカド電池	633	834	888	974																																																																						
ニッケル水素電池	45	70	94	110																																																																						
リチウムイオン電池	96	49	54	66																																																																						
小形制御弁式鉛蓄電池	27	19	17	9																																																																						
	平成15年度	平成16年度																																																																								
小形制御弁式鉛蓄電池	50%	50%																																																																								
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年																																																																						
小形制御弁式鉛蓄電池	4042	3700	3960	3929																																																																						
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年																																																																						
携帯電話・PHS用電池	264	193	187	159																																																																						
再資源化率	53	53	55	53																																																																						

3. 表示の徹底及び広報・啓発活動の促進

(1) 表示の徹底

資源有効利用促進法の指定表示製品に指定されたことを踏まえ、小形二次電池4種の分別を容易にするための識別色表示を徹底する。

(2) 広報・啓発活動の促進

・JBRCでは、種々の媒体を介した広報・啓発活動を継続して行う。

・電池工業会の協力の元に鉛蓄電池製造者はユ・ザ・向けに、密閉形鉛蓄電池リサイクルシステムの説明資料を作成し、広報・啓蒙活動を行なうとともに、電池使用機器製造者等に強く協力を求める。

4. 小形二次電池使用機器に係る対策

小形二次電池を使用する機器が資源有効利用促進法の指定再利用促進製品及び指定再資源化製品を部品として使用する製品に位置づけられたことを踏まえ、自主回収及び再資源化を推進のため以下の取組を実施する。

(1) 電動工具、防災・防犯機器等小形二次電池を使用する機器の製造を行う事業者は、機器に組み込まれた小形二次電池の回収・リサイクルを容易にするため、機器からの取り外しの容易化、機器本体及び取扱説明書への小形二次電池使用機器であることの表示等を徹底する。

(2) 小形二次電池を使用する機器の製造を行う事業者は、小形二次電池の長期使用を促進するため、電池負荷の少ない製品の開発等を推進する。

(3) 小形二次電池を使用しているリース方式の機器、業務用の機器等において、機器別の流通ルートによる回収システムの構築を検討する。

(4) 小形二次電池を使用する機器の保守、修理等を行う事業者は、業務に際して取り外した小形二次電池を確実に再資源化事業者に引き渡す。

(5) 設計・製造での取組状況及び効果を公表する際には、(財)家電製品協会のホームページを活用する。

3. 表示の徹底及び広報・啓発活動の促進

(1) 表示の徹底

社団法人電池工業会では、表示方法について「小形充電式電池の識別表示ガイドライン」の平成17年度版を作成し対応した。

(2) 広報・啓発活動の促進

・JBRCでは、広報・啓発資料(リサイクルガイドランス、リーフレット、CD)を制作し、協力店や、全国の自治体に配布して広報等に利用してもらった。

さらに、全国の展示会・イベント参加(NEW環境展2004、東京エコプロダクツ2004等)や新聞、雑誌等への記事・広告の掲載などによる広報、啓発活動を推進した。

・1.(1)については、産業用鉛蓄電池の広域認定の進捗の結果により説明内容に修正が必要なため、説明内容を検討中。

・電池工業会は電池使用機器製造者団体にリサイクルシステムについて説明をおこなった。

4. 小形二次電池使用機器に係る対策

(1) リサイクル容易化への配慮

小形二次電池の取外しが容易な構造の採用、小形二次電池使用機器には機器本体または取扱い説明書等への小形二次電池使用の表示を継続して推進中である。

(2) 長期使用促進のための電池負荷の少ない製品開発機器の連続使用時間の延長に向けて、小形二次電池の特性を考慮した高効率型の製品を引き続き開発中。

(3) 機器別流通ルートによる回収システムの構築
事業系小形二次電池廃棄物の回収拠点を設置し活用している。

(4) 取り外した電池の引渡し
事業者が業務に際して取り外した小形二次電池を回収し、JBRCに引き渡す体制を構築し、現在回収量の向上を目指して推進中。

(5) 設計・製造段階の公表
(財)家電製品協会のホームページに、製品アセスメントの取組み状況を公表することを目的とした「環境配慮型製品を目指して」の内容を充実させた。

3. 表示の実施及び広報・啓発活動の促進

・JBRCでは、引き続きイベント・展示会等への積極参加を行うとともに、新聞・雑誌への広報を行い、新たに青少年への教育啓発ビデオ制作等啓発活動を強化する。

・小形制御弁式鉛蓄電池については、電池工業会及び鉛蓄電池製造業者が、ユーザーや機器製造業者に対して、リサイクルシステムの広報・啓発活動を行い、協力を求める。

4. 小形二次電池使用機器に係る対策

(1) リサイクル容易化への配慮

継続して小形二次電池の取外しが容易な構造の採用、小形二次電池使用の表示を推進する。

(2) 長期使用促進のための電池負荷の少ない製品開発機器の連続使用時間の延長に向けて、小形二次電池の特性を考慮した高効率型の製品を引き続き開発する。

(3) 機器別流通ルートによる回収システムの構築
引き続き事業系小形二次電池廃棄物の回収拠点を活用する。

(4) 取り外した電池の引渡し
今後更に登録拠点数の増加および回収量の向上を目指す。

(5) 設計・製造段階の公表
「環境配慮型製品を目指して」の内容を充実させ、二次電池使用機器の事例もアップする予定である。

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
17. 自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池	<p>1. 広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) 自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池については、製造事業者等が回収・再資源化に積極的に関与し、回収・再資源化ルートの拡充に努める。</p> <p>(2) 消費者に対し、販売店等が無償で引き取ること、その他自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池の回収・再資源化について、関連イベントへの出展及び業界紙等への広告等の掲載を行う。</p> <p>2. リサイクルシステムの検討</p> <p><u>自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池を資源有効利用促進法の指定再資源化製品に指定し、安定的な回収・リサイクルシステムの再構築を図る。</u></p>	<p>1. 広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) ルートの拡充・フリーライダー対策</p> <p>・ 2項のリサイクルシステムの検討で扱う。</p> <p>(2) 広報・啓発</p> <p>・ 自動車点検フェスティバル(H16.10.9 埼玉)、東京モーターショー(H16.11.2~7 千葉)で広報活動を実施した。</p> <p>2. リサイクルシステムの検討</p> <p>リサイクルシステムを再構築中である。</p> <p>(1) リサイクルシステム再構築の必要性及び新システムの考え方について、鉛年間大会講演会(H16.11.26 日本鉱業協会主催)で電池工業会から業界関係者に説明をした。</p> <p>(2) 有限責任中間法人 鉛蓄電池再資源化協会(SBRA)を平成16年10月に鉛蓄電池の自主回収及び再資源化事業を行う目的で設立した。資源有効利用促進法による事業推進を基本とし、広域認定制度申請に向け(1) 遵法であること(2) 持続性・継続性があることをシステムの柱としたシステム再構築を検討中である。</p> <p>(3) 資源有効利用促進法の指定再資源化製品への指定を審議中である。</p> <p>産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会 電気・電子機器リサイクルワーキンググループ自動車用バッテリーリサイクル検討会と中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車用鉛蓄電池リサイクル専門委員会との合同委員会で審議中である。</p> <p>・ 第一回合同会合 平成17年5月11日に開催済</p> <p>・ 第二回合同会合 平成17年6月7日に開催済</p> <p>・ 第三回合同会合 平成17年7月25日に開催済</p>	<p>資源有効利用促進法の指定再資源化製品への指定及び廃棄物処理法の広域認定制度を活用して、自動車用及び二輪車用鉛蓄電池の自主回収・再資源化リサイクルシステムの再構築について平成18年度中実施を目標に継続検討する。</p> <p>平成17年度下期に各団体、責務者及び販売店等に対して、新たな回収・再資源化リサイクルシステムについて説明を開始する。</p>

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
18. カセットボンベ	<p>1. 廃棄方法について 廃棄物の適正な処理を確保するため、カセットボンベの廃棄方法について、国、自治体、事業者の統一した排出・回収方法(「使いきってリサイクルへ」)に向けた課題を整理するとともに、廃棄方法について従来どおり広報を行なう。</p> <p>2. 技術開発及び普及促進について (1)製造事業者において、カセットボンベの内部のガスを残さず使いきり易いカセットこんろの性能基準を作成し、工業会の自主基準化を目指す。 (2)販売事業者において、カセットボンベの内部のガスを残さず使い切り易いカセットこんろの販売・普及を図る。</p> <p>3. 中身残留缶対策(リサイクル対策)について (1)中身が残ったまま廃棄せざるを得ないカセットボンベの回収・再資源化システムの構築については、それぞれの費用負担も含めて自治体、事業者及び消費者等の役割分担を明確にしたシステムを検討する。 (2)カセットボンベの安全な処理を図るため、中身残留缶の処理装置の検討を行なう。</p>	<p>1. 「使いきってから排出」の啓発活動を各種媒体広告や展示会出展等により行った。 啓発活動ポスター(カレンダー)3万部作成・配布(東京23区) ホテルレストランショーへの出展(東京) 雑誌「オレンジページ/レタスクラブ/月刊消費者」に掲載 景品付き安全啓発キャンペーン(新聞各紙/雑誌各誌/インターネット)の実施 カセットこんろにパンフレットを同梱(消費者向け)</p> <p>2. 技術開発及び普及促進について (1)カセットボンベの内部のガスを残さず使いきり易い加温装置(「ヒートパネル」、「ヒートパイプ」でバーナの熱をカセットボンベに伝え、ポンベを加温することで、気化し易くさせるための装置)付きカセットこんろを各社比較検討した結果、一部、性能にバラつきがみられたため、加温装置(ヒートパネル等)付きカセットこんろの性能基準化を図ることとし、現在、性能基準策定に向けて検討を行っているところ。 (2)加温装置(ヒートパネル等)が装着されているカセットこんろの販売・普及促進に向けて取組中。</p> <p>3. 中身残留缶対策(リサイクル対策)について 容器包装リサイクル法改正の一環として中央環境審議会及び産業構造審議会においてカセットボンベ(エアゾール缶)の処理方法について検討が行われているところ、業界と自治体においても、本年6月より経済産業省、環境省をオブザーバーに処理方法等に関する検討会を実施中。 カセットこんろ業界としては、残ガスボンベ廃棄対策として加温装置(ヒートパネル等)付きカセットこんろの普及を図るとともに、カセットボンベの安全な処理及びリサイクル化の推進に向けて破砕処理機の譲与等に関する提案を行っており、自治体による分別収集、処理等について全国都市清掃会議と協議中である。</p>	<p>1. 「使いきってから排出」の啓発活動について 例年の啓発活動の継続に加えて、今年度は、特別対策として全国地下鉄の窓上ポスター掲出を一ヶ月間行い、廃棄処理(使いきってから排出)の徹底を図る。</p> <p>2. 技術開発及び普及促進について カセットこんろの連続燃焼テストを再度実施し、加温装置(ヒートパネル等)の有効性を再確認すること等によりガスの残りにくいカセットこんろの性能基準を策定することとする。平成18年4月より工業会の自主基準化、平成19年4月より生産台数全数に加温装置(ヒートパネル等)装着義務付けを実施することにより、加温装置付きカセットコンロの普及を促進し、残ガスボンベの廃棄の抑制を図る。</p> <p>3. 中身残留缶対策(リサイクル対策)について (1)安全な収集・処理及びリサイクルを行うためのシステムを構築するため、全国都市清掃会議との協議を継続する。 (2)カセットボンベの回収方法および廃棄に関する市町村の廃棄実態を調査し、破砕機を利用したモデルケースを検討する。</p>

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
19. エアゾール缶	<p>1. 廃棄方法(「使い切ってリサイクルへ」)について 廃棄物の適正な処理を確保するため、<u>中身排出機構の装着導入を推進するとともに、エアゾール缶の廃棄方法についての課題について解決の検討を行う。</u> 課題 ・設計の工夫:各製品の設計ガイドラインを作成及び普及。 ・使い切りの啓発活動:使い切りの啓発強化。 ・<u>中身排出機構使用の啓発活動:中身排出機構を使用した後に廃棄を行うことの周知。</u> ・廃棄表示方法:より見やすい表示案の工夫、自主表示の実施。 ・収集・処理方法:圧縮の回避等未然事故防止方法の自治体へのアピール。</p> <p>2. 中身残留缶の適正処理対策 塗料、化粧品、殺虫剤等の内容物によって異なるエアゾール製品について、<u>自治体へ廃エアゾール缶処理機の譲与を行う</u>など地方自治体、事業者、処理事業者及び消費者の役割分担の明確化を行うとともに、(社)日本エアゾール協会、事業者団体及び自治体との話し合いを継続的に行う。</p> <p>3. 広報活動の推進 使用済みエアゾール缶の回収・リサイクルを促進するため、消費者に対し内容物毎の使い切り方法、排出方法、エアゾール缶のリサイクル状況等の情報について、積極的に広報啓発活動を行う。 また、エアゾール製品の正しい使い方、正しい廃棄処理の仕方の広報ビデオを作成し、自治体等も対象としたエアゾール缶に関する基本知識の広報に努める。</p> <p>4. 資源リサイクルへの対応 容器包装のリサイクル推進のため、プラスチック部品を取り外し易くした構造、材質の統一等マテリアルリサイクルの推進を図る。またリサイクルを促進するため、鋼製容器とアルミ製容器の識別を容易にするための表示の検討を行う。さらに平成14年8月27日に作成した「エアゾール缶の易リサイクル設計ガイドライン」に基づく製品開発を進め</p>	<p>1. 廃棄方法について ・経済産業省委託事業として「エアゾール缶等排出実態調査」実施。(特定2地区で自治体と協同で「使い切ってから穴を開けずに排出する」旨の広報活動を行い、排出缶の使い切り率の向上を得た。)(平成11年度) ・各自治体でのエアゾール缶等の回収状況、処理方法、リサイクル状況を把握し、自治体と協力してリサイクルシステムを構築していくための全国3,251の自治体へアンケート調査実施。(平成12年度) ・各自治体アンケート回答の解析・追跡調査を実施(圧縮しない収集方法により収集時の事故発生のない知見を得た。)(平成13年度) ・排出実態調査経済産業省委託事業のフォローアップ(平成14年度) ・(社)全国都市清掃会議との意見交換の開始 ・平成16年度経済産業省委託事業を実施。中身排出機構装着による残留物排出の有効性の確認とその設計指針の検討を行った。 ・エアゾール製品処理対策協議会及び(社)全国都市清掃会議中央適困協西部会内に設けられたWGにおいて、中身排出機構の導入を中心とした廃棄方法を検討。</p> <p>2. 中身残留缶の適正処理対策について ・東京都23区のエアゾール缶等の廃棄指導変更(使い切って排出する)に伴い、エアゾール製品処理対策協議会として、消費者からの問い合わせの対応、処理に関する製品の問い合わせ先表示の徹底を申し合わせた。(平成11年度~) ・自治体処理実態調査(平成14・15年度) ・産業廃棄物処理設備調査(平成15年度) ・小型化、中身排出機構等を含めた易リサイクル設計ガイドライン改定の調整開始。 ・エアゾール製品処理対策協議会及び(社)全国都市清掃会議中央適困協西部会内に設けられたWGにおいて、中身排出機構の導入、廃エアゾール缶処理機の譲与を中心とした中身残留缶の適正処理対策を検討。 ・エアゾール製品処理対策協議会に処理機譲与等に関するWGを立ち上げ、中身排出機構採用のための諸対策検討(スケジュール・使用条件・設計条件・表示)、処理機譲与の提案事項等を検討。</p> <p>3. 広報活動の推進 ・日本エアゾール協会のHP開設-インターネットを活用した広報開始(平成13年度) ・自治体アンケート調査報告書を全国自治体に配布(平成13年度) ・広報ビデオ(使用时、保管時、排出時)を作成し、関連自治体・消防関係に配布。一般消費者には(社)日本エアゾール協会HPにアップロードし、PR。</p> <p>4. 資源リサイクルへの対応 ・容器包装リサイクル推進のため、プラスチック部品を取り外し易くした構造の検討と、一部製品での実施(平成10年度~) ・鋼製容器とアルミ容器の識別を容易にするための表示、プラスチック部品を取り外し易くした構造等容器包装リサイ</p>	<p>・安全な収集・処理及びリサイクルが行われるためのシステムを構築するため、(社)全国都市清掃会議中央適困協西部会との会合を継続的に開催する。</p> <p>・エアゾール製品処理対策協議会及び(社)全国都市清掃会議中央適困協西部会の場で、中身排出機構の導入及び処理機の譲与に関する検討を引き続き行う。</p> <p>検討項目 ・中身排出機構の装着導入の推進について ・エアゾール缶の廃棄に係る消費者相談窓口の充実について ・中身排出機構の広報活動について ・処理機の譲与について</p>

る。

5 . 在庫品等の回収
流通段階において発生する在庫品等の事業者による回収を進め、安全な処理を図る。

クル推進のための「エアゾール製品の易リサイクル設計マニユアルWG」設置検討開始（平成12年度）

- ・「エアゾール正否の識別表示ガイドライン」作成（平成14年度）
- ・小型化、中身排出機構等含めた易リサイクル設計ガイドライン改定の調整開始
- ・平成16年度経済産業省委託事業として「エアゾール缶回収処理システム構築調査事業」を実施。消費者・自治体・事業所の適切な役割分担、安全な回収・処理、リサイクルが行われるための検討を行った。

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
20. 小型ガスボンベ	<p>広報啓発活動の促進</p> <p>廃棄物の適正な処理を確保するため、消費者に対し中身が残った状態で液化石油ガスボンベを廃棄することは高圧ガス保安法により禁止されており罰則が適用される旨について、積極的に広報啓発活動を行う。</p> <p>また、消費者に対して、不要となった小型ガスボンベは、それを購入したLPガス販売店へ持ち込むよう、販売店が不明の場合は最寄りの販売店、都道府県または都道府県LPガス協会等へ連絡をするよう、積極的に広報啓発活動を行う。</p>	<p>・一般家庭等において使用される小型LPガスボンベの廃棄段階における事故防止の周知のため、LPガスの販売業者団体がLPガス販売業者に対し、</p> <p>容器が不用になった場合は、一般のごみと一緒に捨てないで購入したLPガス販売店に持ち込むこと、不明の場合には最寄りの販売店、都道府県、都道府県LPガス協会等へ連絡することを内容とする「容器の取り扱いについて(お願い)」のシールを容器に添付し販売すること</p> <p>消費者から不用となった容器の廃棄を依頼されたときは、その容器が自社で販売したものが否かに関わらず、それを受け取り適正に処理すること。</p> <p>について協力要請を実施。</p> <p>・不用になった小型容器等の廃棄の取り扱いに関して、周知リーフレットの配布や新聞広告等により消費者に対し広報を実施。 (周知リーフレット：約800万枚、新聞広告：80回掲載)</p>	<p>小型LPガスボンベの不法投棄防止については、高圧ガス保安法で罰則が規定されているが、さらに不法投棄防止の実効性をあげるため、引き続き小型LPガスボンベの廃棄段階における適正処理について、以下のとおり積極的・継続的に周知していく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 販売業者に対しての協力要請を実施。 2. 周知資料配付、新聞広告等により広報を実施。 3. LPガス消費者相談所において処理方法・処理先を案内。

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
21. 消火器	<p>1. 回収・リサイクル体制の整備</p> <p>日本消火器工業会において、平成17年度の消火器の回収率目標を60%(日本消火器工業会推計値: 不用消火器発生見込み数に対する工業会回収率)と設定し、全国消防機器・販売業協会等の関係団体と連携を図りつつ、目標達成に向けて、回収・リサイクル等の実施を引き続き推進する。</p> <p>(平成16年度回収率44%(工業会推計値))</p> <p>また、平成12年度から平成16年度にかけて、消防庁に設置した「消火器・防災物品リサイクル推進委員会」において、消火器のリユース・リサイクルに係る技術的・制度的課題の調査・検討を行った。その際消火器のリサイクル率として消火器一本当たりの再資源化率を採用し、平成12年度当初約40%であったリサイクル率が、粉末消火薬剤及び消火器の部品に係るリサイクル技術を確立したことにより100%近くになっている。</p> <p>今後は回収率の向上を目指すこととしている。</p> <p>また、<u>消防庁では、平成17年4月に「消火器・防災物品の適切なリサイクルに向けた取組みの推進について」を都道府県及び各消防本部に通知、消火器の適切な回収を促進している。</u></p> <p>2. 不法投棄対策に係る協力</p> <p>地方公共団体に対する支援措置として、業界団体による処理マニュアルの作成・配布及び地方公共団体が回収した消火器の処分依頼があった場合における製造事業者による回収・処理等の推進を引き続き行っていく。</p>	<p>1. 回収・リサイクル体制の整備</p> <p>回収率は、平成12年度の27%(工業会推計値)から平成16年度の44%(工業会推計値)に高まっている。</p> <p>消防庁においては、平成12年度より学識経験者等からなる委員会を設置し、消火器リサイクル・リユースに係る技術的・制度的課題の調査・検討を行ったところであり、平成14年度までの検討により回収消火薬剤の再生利用に係る技術を確立、効果的な回収システム等のあり方について結論を得たところ。平成15年11月には再生消火薬剤を用いたエコマーク認定消火器が認定され、現在大半の消火器メーカーが再生消火薬剤使用率40%以上使用を条件とするエコマーク付き消火器を市場に送り出している。</p> <p>平成16年度には、消火器に使用されている金属部品分離工程をより細分化する技術が導入されている。</p> <p>また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)の特定調達品目に再生消火薬剤使用率40%以上の消火器が追加された。</p> <p>なお、現在消火器の回収率は不要消火器として回収された実数で算出を行っているが、消火器のリサイクルの進捗により、現在では回収拠点において消火薬剤と容器に大別され、消火薬剤のみがリサイクル工場に持ち込まれる量が増加していることから、来年度以降については回収された不要消火器と消火薬剤を回収した分を合わせて消火器回収率を算出する予定である。</p> <p>さらに、消火器の回収率向上を目指し春秋の火災予防運動等の機会を捉え消火器の回収運動を促進し成果を上げている。</p> <p>2. 不法投棄対策に係る協力</p> <p>業界団体による処理マニュアルの作成・配布を行うとともに、回収した消火器については、製造者が回収、処理することとして火災予防運動で周知した。</p>	<p>リユース・リサイクルに係る他の団体の取組みとの連携を検討し、回収率の向上を目指す。</p> <p>また、廃掃法に基づく広域認定制度の認定を受けた製造業者等について、都道府県及び各消防本部に周知を行い、消火器の回収を推進する他、エコマーク消火器の普及やグリーン調達制度の活用についてもあわせて推進する。</p>

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置																		
22. ぱちんこ遊技機等	<p>1. リデュース、リユース、リサイクルへの設計・製造段階における配慮資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置付けられたことを踏まえ、次の取組を推進する。</p> <p>(1) 製品アセスメントの実施 ぱちんこ遊技機等の製造事業者組合による「製品アセスメントマニュアル」を踏まえ、事業者毎に策定した減量化・処理の容易化のための製品アセスメントマニュアルに基づき、リデュース、リユース、リサイクル配慮設計(鉛の使用削減を含む)を促進するという観点から、製品アセスメントを実施する。</p> <p>(2) 設計・製造での取組として、製造事業者組合が各製造事業者の使用樹脂種類数及び鉛使用量等について定期的に調査することとし、その結果を業界広報誌を通じて公表する。</p> <p>(3) 修理の機会をより長期間提供するため、補修用性能部品の共通化及び標準化を図る。</p> <p>(4) 素材等の再資源化・処理容易化対策 素材等の再資源化・処理容易化のため、使用材料の種類削減や素材別分離容易化等の対策を推進する。その際、鉛使用量の削減等を図る。</p> <p>(5) 表示の工夫 合成樹脂製部品等の再資源化・処理容易化のため、100g以上の合成樹脂製部品についてはすべて使用材料名を表示する。その場合、使用材料名を製品アセスメントマニュアルに基づいた統一された方法により表示する。</p> <p>2. リサイクルに係る数値目標の設定 マテリアルリサイクル目標率を以下のとおり設定する。 <table border="1" data-bbox="371 997 934 1092"> <tr> <td>目標年度</td> <td>マテリアルリサイクル目標率</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>75%</td> </tr> </table> </p> <p>3. 流通・廃棄段階における対策 使用済み遊技機の回収・リサイクルを促進するため、製造事業者が中心となり、使用済み遊技機の回収拠点を地域ブロック別に設け、ホール・流通業者・運送業者・その他関連業者が協力し、回収拠点において製造事業者へ引き渡される遊技機回収システムの拡充を図る。平成17年7月1日より、全国を回収対象エリアとし稼働させる。 <u>遊技機回収システムによる回収率向上のため、離島からの使用済み遊技機の回収への取組、回収拠点の整備・拡充をすすめる。</u></p> <p>4. 処理容易化・再資源化のための技術開発の促進 廃ぱちんこ遊技機等の再資源化・処理容易化のため、関係業界とも協力し、シュレッダーダスト減容化技術の開発を促進するとともに、不正防止に関する規制を踏まえつつ、部品リユースに関する技術開発を実施する。</p> <p>5. 広報・啓発活動の促進 (1) <u>使用済み遊技機の適正処理のため排出者へ遊技機回収システム又はリサイクル選定業者等の適正処理業者へ排出するよう啓発・指導を行う。</u> (2) 業界の広報誌又は展示会等を通じて業界のリサイクルの取組状況を広報する。</p>	目標年度	マテリアルリサイクル目標率	平成17年度	55%	平成19年度	75%	<p>〔製品アセスメント実施例〕 ・ABS樹脂及び合板について材料の減量化を図った。 ・枠用部品点数を削減した。 ・インサート成型部品点数を削減した。</p> <p>〔調査実施状況〕 ・鉛等の環境負荷物質に関する使用量の調査を実施。 1台当りの鉛含有量 平均31.8g ・樹脂の種類数の調査についても実施。 1台当りの樹脂種類数 平均7種類</p> <p>〔標準化の状況〕 ・使用する樹脂および補修用性能部品の共通化、標準化を各事業者において実施中</p> <p>〔対策の進捗状況、鉛使用量の削減実績〕 ・樹脂の種類については、調査実施中。素材別分離容易化のため材質表示を実施中。鉛の使用量について調査実施。</p> <p>〔表示の実施状況〕 ・重量が100g以上の樹脂製部材については材質表示を実施中。 100g以下のものについても可能な限り表示している。</p> <p>〔目標の達成状況〕 マテリアルリサイクル目標率を以下のとおり設定した。 <table border="1" data-bbox="1157 1081 1721 1270"> <tr> <td>目標年度</td> <td>マテリアルリサイクル目標率</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>35% (実績41.4%)</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>(実績51.9%)</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>(実績63.6%)</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>55%</td> </tr> </table> </p> <p>〔流通・廃棄段階における対策〕 ・業界においてリサイクル業者の選定を実施。 (平成17年6月において全国で37業者を選定) ・平成15年8月から埼玉県にて遊技機回収システムの試験運用を開始。 ・平成15年10月から東京都、11月から神奈川県、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県の1都6県にエリアを拡大。 ・平成16年1月から正式運用に入る。 ・平成16年8月から山梨県を追加し、適用エリアを1都7県に拡大する。 ・平成15年8月から平成17年3月までの累積回収実績は約36万9千台 ・平成17年7月1日から回収拠点を関東と九州に設け、エリアを全国に拡大して実施</p> <p>〔処理容易化・再資源化のための技術開発の促進〕 ・手解体による素材別分別を促進し、シュレッダーダストの削減を図った。 ・一部センサー部品について、部品メーカーとリユース体制を整備した。 ・一部基板について共通化の設計をすすめた。</p>	目標年度	マテリアルリサイクル目標率	平成13年度	35% (実績41.4%)	平成14年度	(実績51.9%)	平成15年度	(実績63.6%)	平成16年度		平成17年度	55%	<p>・引き続き遊技機の開発・設計および製造に対し製品アセスメントを実施。</p> <p>・ぱちんこ機に使用している樹脂種類数及び鉛使用量等の調査結果を踏まえ、年内発行の業界広報誌に公表。</p> <p>・引き続き遊技機に使用する部品の共通化、標準化を推進。</p> <p>・引き続き遊技機に使用する樹脂性部材の材質表示を実施</p> <p>・遊技機回収システムの回収エリアの拡大(全国展開)に伴う遊技機回収システムの早期安定稼働化の推進 ・遊技機回収システムにおける使用済み遊技機の離島からの回収への取組 ・回収拠点の整備・拡充。</p> <p>・引き続き処理の容易化・再資源化のための技術開発を推進。 ・引き続きシュレッダーダスト減容化技術の開発を促進するとともに、部品リユースに関する技術開発を推進。</p>
目標年度	マテリアルリサイクル目標率																				
平成17年度	55%																				
平成19年度	75%																				
目標年度	マテリアルリサイクル目標率																				
平成13年度	35% (実績41.4%)																				
平成14年度	(実績51.9%)																				
平成15年度	(実績63.6%)																				
平成16年度																					
平成17年度	55%																				

〔広報・啓発活動の促進〕

- ・遊技機リサイクル推進委員会において随時指導を行っている。
- ・業界団体の機関紙・業界紙、展示会等において取組の広報を行っている。

- ・使用済み遊技機の適正処理のため排出者に遊技機回収システム又はリサイクル選定業者等の適正処理業者へ排出するように啓発・指導。

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
23. パーソナルコンピュータ及びその周辺機器	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。</p> <p>(1) 情報処理機器の環境設計アセスメントの実施 リサイクルに配慮した設計(要管理物質の使用削減を含む)に加え、リユース容易な設計、リデュースに配慮した設計と併せて、リサイクルし易い素材、リサイクル材の利用を進めることを盛り込んだ新たな環境設計アセスメントガイドラインに基づき、各事業者は製品アセスメントを着実に実施する。 また、要管理物質使用削減について、次のとおり自主行動計画を策定する。 ・対象物質：鉛、水銀、六価クロム、カドミウム、PBB、PBDE ・削減目標：1000ppm、カドミウムのみ100ppm ・削減年月：2006年6月</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報 設計・製造での取組状況及び効果を毎年度J E I T Aのホームページに公表することとし、平成13年度実績からJ E I T Aのホームページで公表してきたが、5年目を迎える17年度の実施状況を調査するにあたっては、より具体的な効果を検証するため調査項目の見直しを検討する。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進 使用済製品中のプラスチック等のリサイクルを進めるため、使用するプラスチック等の種類を削減するとともに、材質表示等の対策を推進する。 また、プラスチックの再利用については、原材料となる使用済プラスチックの安定供給が第一であり、同種のプラスチック確保のための方策を検討する。</p> <p>2. 廃棄段階における対策 資源有効利用促進法の指定再資源化製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。</p> <p>(1) 使用済製品のリサイクルのための体制整備 使用済製品の回収・リサイクルを推進するため、平成13年4月から開始した事業系パソコンの回収・再資源化を推進・強化するとともに、15年10月から開始した家庭系パソコンの回収・再資源化システムを推進していく。</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</p> <p>(1) 情報処理機器の環境設計アセスメントの実施 アンケート調査により、確認したパソコンおよびその周辺機器の主要メーカ41社(昨年39社)がガイドラインを適用している。 平成16年度、「PCグリーンラベル制度」ではパソコンについては12社1,880機種、ディスプレイについては9社245機種が適合機種として発表されている。 「PCグリーンラベル制度実施要領」では、企業審査、製品審査について見直しを行なった。 要管理物質使用削減については、各社独自の計画を掲げ削減に取り組んでいる。 進捗状況は、予定年月より早めの削減目標を立てているところが33社あったが、遅れる見込みのところも16社程度あった。遅れについては特に鉛と六価クロムがやや遅れが目立った。原因は代替技術開発の遅れや社内体制構築の遅れ等となっている。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報 アセスメントの実施状況および効果についてはJ E I T Aのホームページで公表することとし、15年度に引き続き16年度もホームページに公表した。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進 プラスチック筐体のリサイクルについて、アンケート調査によると「全部あるいは一部をリサイクルしているメーカ」26社の回答から、一番多かったのが「ベレット化して別の製品にマテリアルリサイクルしている」(18社)次に「高炉のコークス代替としてリサイクルしている」(12社)であったが、「新製品の筐体用の材料としてマテリアルリサイクルしている」(1社)「ベレット化して同種の部品にマテリアルリサイクルしている」(4社)とパソコンおよびその周辺機器におけるマテリアルリサイクルの難しさが表れた結果となった。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 使用済製品のリサイクルのための体制整備 事業系パソコンの回収・再資源化ルートについては、13年4月からの法施行にあわせて、精力的に構築を図った。業界として、平成16年度の事業系パソコンの回収状況(製品リユースを含む)は、有限責任中間法人パソコン3R推進センター加盟38社で</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</p> <p>(1) 情報処理機器の環境設計アセスメントの実施 PCグリーンラベルの製品審査基準見直しの必要性について検討を行い、必要な基準改定を実施する。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報 アセスメントの実施状況とその効果について、J E I T Aホームページで公表してきたが、今後は「環境設計アセスメントガイドライン」の見直しも視野に入れ、より環境配慮設計に資する項目の公表ができるように検討を行う。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進 新製品としてのマテリアルリサイクルは厳しい状態であるが、各メーカの取り組み状況に関しては継続して調査を行う。原材料となる使用済みプラスチックの安定供給確保のための方策については、各社にて取り組むこととし、業界としてはその動向をフォローする。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 使用済製品のリサイクルのための体制整備 事業系パソコンの回収・再資源化については、顧客にメーカによる回収への働きかけを行い、引き続き回収を促進する。 家庭系パソコンの回収・再資源化については、回収のしくみ等の改善を進め、引き続き回収を促進する。 回収状況については、引き続き実態を把握し、定期的公開に努める。</p>

<p>(2) リサイクルの推進</p> <p>資源有効利用促進法：平成15年度の再資源化率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デスクトップ型パソコン本体 50% ・ノートブック型パソコン 20% ・CRTディスプレイ装置 55% ・LCDディスプレイ装置 55% <p>自主目標：平成17年度の資源再利用率（パソコン本体、キーボード、CRTディスプレイから構成されるパソコン） 60%</p> <p>部品リユース（MPU、メモリ、HDD、ケーブル等）や一層のリサイクルを推進することとする。</p> <p>3. 使用済製品の処理容易化・再資源化促進のための技術開発 使用済製品の処理容易化・再資源化促進のため、関係業界とも協力しつつ、素材・構造・処理方法等に関し、技術開発を行う。</p> <p>4. 広報・啓発活動の促進 長期使用・再資源化及び平成15年10月から開始した家庭系パソコンの回収・再資源化を促進するため、消費者、ユーザ啓発・PRを推進する。</p> <p>5. アップグレードなど、その他のリデュースの取組を推進する。および、製品リユースについても推進していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総回収量は、7,060トン、 ・回収台数は、 <ul style="list-style-type: none"> ・デスクトップ型PC本体：238,397台 ・ノートブック型PC：131,093台 ・CRTディスプレイ装置：235,416台 ・LCDディスプレイ装置：44,171台 <p>家庭系パソコンの回収については、15年4月に改正された資源有効利用促進法の省令に基づき15年10月から開始したが、16年度の回収状況は、有限責任中間法人パソコン3R推進センター加盟38社で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総回収量は、2,921トン ・回収台数は、 <ul style="list-style-type: none"> ・デスクトップ型PC本体：84,133台 ・ノートブック型PC：19,096台 ・CRTディスプレイ装置：109,239台 ・LCDディスプレイ装置：8,379台 <p>(2) リサイクルの推進</p> <p>資源有効利用促進法：平成16年度の再資源化率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デスクトップ型パソコン本体：76.8% ・ノートブック型パソコン：55.8% ・CRTディスプレイ装置：75.6% ・LCDディスプレイ装置：65.4% <p>自主目標：平成16年度の資源再利用率（パソコン本体、キーボード、CRTディスプレイから構成されるパソコン） 76.0%</p> <p>昨年より、再資源化率がアップしたのは、解体・分別の細分化を図ったことによる。</p> <p>3. 使用済製品の処理容易化・再資源化促進のための技術開発 電子タグを使ったリサイクルビジネスモデルについて事前調査を行った。</p> <p>4. 広報・啓発活動の促進 広報ビデオ「みんなでパソコンリサイクル」を作成、全国主要都市44市、環境学習センター等の施設99カ所、再資源化会社15社に配布し、啓発を実施した。 平成16年度も新たに「パソコンリサイクルパンフレット」を200万部作成、全国市区町村、全国郵便局、販売店に配布し、広報・啓発活動に活用した。 名古屋市、静岡市、さいたま市でのごみゼロ全国大会等の展示会やエコプロダクツ2004に参加し、広報・啓発活動を行った。 千葉市、京都市、堺市、大津市ほか6カ所の自治体を訪問し、メーカーによる回収への切り替え促進をお願いした。</p> <p>5. アップグレードなど、その他のリデュースの取組を推進する。</p>	<p>(2) リサイクルの推進</p> <p>継続して実績をを把握するとともに、再資源化の実態を確認し、再資源化率の向上にむけ推進する。</p> <p>3. 使用済製品の処理容易化・再資源化促進のための技術開発 電子タグを使ったリサイクルビジネスモデルについて、使用済製品を効率的に解体・選別等リサイクル・リユースするため、必要な情報を得る実証実験を行う。</p> <p>4. 広報・啓発活動の促進 有限責任中間法人パソコン3R推進センターのホームページで広報ビデオ「みんなでパソコンリサイクル」を活用できるようにすることで広報促進を図る。 札幌市、名古屋市、東大阪市、福井市、長野市など、全国主要都市で開催される環境関連展示会等への出展を通じ、住民への情報発信の強化を図る。 東大阪市、長野市、札幌市、旭川市、金沢市などの自治体を訪問し、メーカーによる回収への切り替え促進のPR活動を行う。</p> <p>5. アップグレードなど、その他のリデュースの取組を推進する。 引き続き「PCグリーンラベル制度」へ、より多くの企業参加を促すなど取り組みを推進する。</p>
--	---	---

品 目 名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部___は今回改定箇所	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今後講じる予定の措置
24. 複写機	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルのための対策を推進</p> <p>(1) 循環型社会システム構築に向けて、リデュース、リユース、リサイクルの促進を目的に、当協会において作成した「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」に基づき、各事業者においてリユースが容易な設計、リデュースに配慮した設計、リサイクル材やリユース部品の利用、要管理物質の使用削減に取り組む。</p> <p><u>(2)新規開発製品の要管理物質削減の取組として、カドミウム、水銀、鉛、六価クロム、PBB、PBDEを2006年度中に全廃を目指す。_____</u> また、リユース製品についても部品・材料の代替を進め、要管理物質の全廃に向けて努力し、2010年度中に全廃を目指す。</p> <p>(3)設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する</p> <p><u>(4)当協会において作成した「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」の見直しを行い、最新の内容とする。</u></p> <p>2. 使用済み複写機の回収を目的とした静脈物流共同プロジェクトの推進 使用済み複写機の部品リユース・リサイクルを目的とした関係企業による「使用済み複写機の相互交換システム」の構築・地域拡大を推進する。また、回収をより促進するために、OEM製品の供給を受けている事業者、リース事業者、販売事業者との連携を図る。</p> <p>3. リユース・リサイクルに関する取組の公表 業界のリユース・リサイクルに関する取組状況を公表するとともに、ユーザーへの啓発・PRを実施する。 個別企業においては、環境報告書、ホームページなどで公表する。</p>	<p>・資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種の指定及び指定再利用促進製品の指定を受け、同法令施行後の新製品について、必要な設備の整備や再生部品の検査・保管のための体制等の構築を推進している。</p> <p>・各社でモーター、基板部品、センサー、板金部品、プラスチック部品等のリユースを実施又は検討している。</p> <p>・リユース容易な設計、リデュースに配慮した設計、リサイクル部材やリユース部品の利用の可能な範囲等、製品の設計に際しての評価項目・評価基準・評価方法を複写機業界の指針として示した「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」に従い、各社自主的な取組を実施している。</p> <p>・2003年度で2物質(PBB、PBDE)については、全社全廃を達成済みである。4物質は順調に削減が進んでおり、全廃活動を継続中。</p> <p>・各社ホームページ・環境報告書・製品カタログ等にて取組状況と効果を公表している。</p> <p>・3R技術の技術開発・普及を目的とするNEDOの3R技術データベース(http://www.nedo3r.com/)に13件のリユース技術登録を実施した。</p> <p>・平成11年度より複写機の部品リユース・リサイクル推進を目的とした下取り他社機の交換を内容とする「回収複写機交換システム」の構築を開始した。現在は札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡7箇所の交換センターと各府県所在地の回収デポ設置を完了した。これにより各社がすでに行っている自社機回収ルートに加え、他社による下取り機の回収も容易になった。平成14年度には参加企業の共同開発によるWEBを利用した交換業務情報システムJr-Linksをリリースした。今後は沖縄や長崎県離島等、地方の利便性を改善する活動、リース会社や独立系販売会社など回収範囲拡大の促進を図る。</p> <p>・直近1年間の実績でも月約8,500台の交換を行っており、ルーチンワークになったと判断している。</p> <p>・平成13年度～15年の委員会活動を通じ、会員企業共同のプラスチック・リサイクルシステムを構築し、2種類のプラスチック(HIPS、PC/ABS)について共同のクローズドリサイクルを継続している。</p> <p>また、他のプラスチックについても、オープンリサイクルを継続している。</p> <p>・各社ホームページ・環境報告書・製品カタログ等にて公開している。</p>	<p>・残4物質についても全廃活動を継続する。</p> <p>・従来、ガイドラインにおいてプラスチック再利用の促進を掲げていたが、複写機の国内生産量が減少しているにもかかわらず、国内における再生プラスチック導入量の実績は2001年は1,100t、2002年は1,200t、2003年度1,600tと順調に増加しており、各社努力の成果が表れている。 今後は各社における継続活動とし、業界としてのテーマは終了とする。</p>

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
25. ガス・石油機器	<p>1. リデュース、リサイクルの設計・製造での配慮 資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられていることを踏まえ、減量化(リデュース)や処理の容易化(リサイクル)を目的に、構造・材料構成・組立方法等に関する製品アセスメントを実施し、リサイクル容易な設計(要管理物質の使用削減を含む)、長寿命化設計、リペア容易な設計などを促進する。 更に、設計・製造での取組状況及び効果について公表する。</p> <p>2. 修理の機会の提供 製品の長期間及び安全な使用を促進するため、修理の機会の確保など具体的な方策を引き続き検討する。</p> <p>3. 使用済み製品の回収・リサイクルシステムの推進 ガス・石油機器のリサイクルシステムのあり方を「設備機器」(設置工事を必要とする製品)と「非設備機器」(持帰り製品)に分けて取組む。</p> <p>(1)「設備機器」について <u>市場におけるリサイクルの実態(回収率及びリサイクル率等)を把握するため、「定点観測システム」調査を継続して実施する。</u></p> <p>(2)「非設備機器」について 現状の自治体ルートでの回収システムをベースに、更に合理化の検討を継続する。 当該製品の回収・処理の更なる効率化に向けて、廃棄時の啓発活動を実施する。</p>	<p>1. リデュース、リサイクルの設計・製造での配慮 (社)日本ガス石油機器工業会は、ガス・石油機器が資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられていることを踏まえ、リデュース配慮設計及びリサイクル容易設計を推進していくために平成13年3月「ガス・石油機器アセスメントガイドライン」を改訂し、以降それに基づく製品アセスメントに業界挙げて取組んでいる。 製品アセスメントの実施状況及び成果について、(社)日本ガス石油機器工業会のホームページ上での公表に向けて、実施状況に関する調査を行うとともに公表方法等についての検討を進めているところ。</p> <p>2. 修理の機会の提供 主要事業者は、修理相談窓口や修理依頼窓口の集中化、修理受付の土日対応等、消費者への利便性向上に向けて取組中。 消費者に安全に使用して頂くため、事故未然防止のための警告表示や、点検箇所指摘等の自己診断機能(表示機能等)を備えた製品を開発している。 製品の長期安全使用のための安全点検に関するパンフレット等の普及啓発事業を実施中。</p> <p>3. 使用済み製品の回収・リサイクルシステムの推進 ガス・石油機器のリサイクルシステムのあり方を「設備機器」(設置工事を必要とする製品)と「非設備機器」(持帰り製品)に別けて取組んでいる。</p> <p>(1)「設備機器」について 現状の販売店(工事店)の自主回収ルートで効率良く回収・処理されているが、全体の処理状況(回収率及びリサイクル率)が十分に把握されていない等の問題があったことから実態調査等を行うとした。 販売店の販売台数、回収台数(品目毎)及びリサイクル率(実証実験で把握)の値に基づき、全国の廃棄台数とリサイクル率等を推計把握する調査システムを構築した。 ・破碎処理実験を行い品目別の資源回収量・処理コスト等を把握した。 平成16年度に、販売店における設備機器の販売台数・引取り(回収)台数・処理業者への委託状況等について定点観測システムによる実態調査を実施した。 ・調査対象品目(ガスふろがま、ガス大型給湯器、石油給湯器)のリサイクル率は9割前後と推計された。 ・また、引渡し先の処理状況の追加調査を行った結果、ガス石油機器の金属スクラップが日本から中国へ輸出されていることが把握された。</p> <p>(2)「非設備機器」について 「ガス石油機器の不法投棄の実態と自治体での処理・処分上での問題点調査」を実施した結果、不法投棄は少なく、懸念材料として残油抜き取りが徹底されていないこと等が分った。 上記調査を踏まえ、消費者の「ガス石油機器製品廃棄時の残油・乾電池抜き取り状況に関する調査」を実施した結果、残油・乾電池抜き取りに関する知識はあるが、実際に抜き取り方法を知らない人もいるので、具体的抜き取り方法の再啓発が必要であることが分った。 以上より、以下の施策を展開した。 ・残油・乾電池の抜き取りに対する、消費者への啓発広報活動の徹底(廃棄時注意チラシの作成、取扱説明書への追記を行った。) ・残油抜き取りが行い易い付属品の検討と廃棄時注意事項の本体表</p>	<p>1. リデュース、リサイクルの設計・製造での配慮 (社)日本ガス石油機器工業会において、平成17年度中に、「ガス・石油機器アセスメントガイドラインの実施状況と実施しての成果まとめ」をホームページで公表できるよう準備を進める。 「ガス・石油機器アセスメントガイドライン」の進捗状況及び成果に関する調査を今後とも継続して行う。</p> <p>2. 修理の機会の提供 修理の機会の確保等に関する具体的な方策を引き続き検討する。</p> <p>3. 使用済み製品の回収・リサイクルシステムの推進</p> <p>(1)設備機器について 定点観測システム調査の実施と調査結果についての分析評価を継続して行う。(隔年)</p> <p>海外への輸出(中国など)状況に関する実態調査果及び他業界の推進方策等も踏まえ、今後のリサイクルシステムの在り方に関して引き続き検討を行う。</p> <p>(2)非設備機器について 自治体ルートをベースとした合理化の検討 ・実態調査及び自治体との意見交換等を継続して行うことにより、更なる合理化のあり方を検討する。 啓発事業展開 ・自治体配布チラシに廃棄時注意文の掲載依頼を行う。 ・本体や梱包への廃棄時注意表示方法に関する検討を行う。 ・残油抜き取り方法(付属品)の検討を行う。</p>

示

自治体（燕市・三条市・明石市・大和郡山市・都23区・仙台市・福岡市・北九州市）を訪問しての実態調査及び意見交換会を行った結果、ガス石油機器の処理は、不燃物（粗大ごみ）として回収・リサイクルされており特段問題ないが、更に自治体ルートでの回収をより効果的に行うため、「廃棄時注意チラシ」などの啓発活動は是非継続して進めてもらいたい等の意見を頂いた。

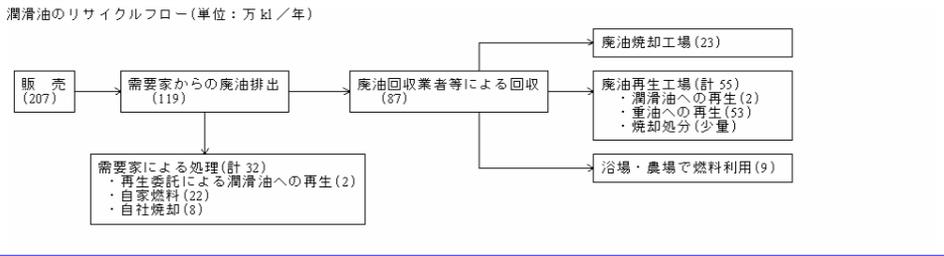
上記の調査結果及び平成14年度経済産業省調査事業＜生活用品分別収集・有効利用システム調査事業＞結果等を参考に、工業会にて回収システム案を詳細に分析した結果、現状の自治体回収システムをベースに更に合理化を進めることが有効であるとの結論となった。

平成17年度に全国の自治体の処理状況を把握するために市町村と一部事務組合の自治体等に対しアンケート調査を実施しており、その結果を基に、金属回収量の推計を行うこととしている。

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
26. 繊維製品	<p>1. 回収リサイクルシステムの構築</p> <p>一般の衣料品について、一般衣料品の中でリサイクルが可能な品目に関するモデル的なりサイクル・ネットワークを構築し回収・再商品化を推進することができないか、検討を進める。</p> <p>特に、ユニフォーム等の事業者がユーザーとなる製品については、製品の種類が限定的であり再商品化を視野に入れた製品設計が比較的容易であるとともに、ユーザーが限定されていることから回収も比較的効率的に行うことが可能であると考えられる。このため、ユニフォーム等の製品については、可能な品目に関する円滑な回収・再商品化のネットワーク構築を目指し製造等事業者、流通事業者、故繊維事業者等の関係者が協力しつつ検討を進める。</p> <p>また、繊維の製造事業者、輸入事業者、流通事業者、故繊維事業者、消費者、学識経験者等の関係者が連携して繊維製品の3Rに関する関係者の自主的な取組を促し、総合的に3Rを推進するためのコンセンサス形成の場として設置した「繊維製品3R推進会議」において、繊維製品の3Rへの自主的な取組の促進や共通認識の醸成、消費者への繊維製品の3Rの普及啓発、「繊維製品リサイクル懇談会」の報告書において今後の課題とされた項目についての具体化に向けた検討を行う。</p> <p>「繊維製品リサイクル懇談会報告書」で指摘された今後の課題</p> <p>リデュースの推進</p> <p>a)生産段階でのリデュース推進 b)流通段階でのリデュース推進 c)消費段階でのリデュース推進</p> <p>リユースの推進</p> <p>a)国内中古衣料品市場の活性化 b)海外中古衣料品市場の活性化 c)消費者への情報提供・啓発活動の推進</p> <p>リサイクルの推進</p> <p>a)回収繊維製品の再生用途の拡大 b)再生利用が容易な製品設計の推進 c)繊維製品の回収・再商品化ルートの構築 d)サーマルリサイクル</p>	<p>繊維の関係者が連携して、繊維製品の3Rに関する各々の自主的な取組を促し、総合的に3Rを推進するための「繊維製品3R推進会議」を設置し、繊維製品の3Rに関する調査・研究を行うとともに、今後の3Rの在り方について検討。</p> <p>「繊維製品3R推進会議」において、(社)日本アパレル産業協会、日本羊毛紡績会、全日本寝具寝装品協会、日本カーペット工業組合、日本紡績協会、日本被服工業組合連合会、日本化学繊維協会、日本繊維輸入組合・(社)日本貿易会が、繊維製品の3Rに対する目標及び目標を達成するための対策等をまとめたアクションプランを発表。(平成14年度、平成15年度)</p> <p>経済(通商)産業省委託事業により繊維製品のリサイクル等マテリアルフローに関する調査を実施。(平成8年度、平成13年度)</p> <p>国内中古衣料品市場の活性化のため、中古衣料品事業者と故繊維事業者との垂直連携により、国内で発生する中古衣料の国内での販売について検討を実施。(平成13年度)</p> <p>(社)日本貿易会、日本繊維輸入組合において、リユースの推進を図るため、貿易業者を対象に繊維製品3Rに関するセミナーを開催。(平成13年度、平成14年度)</p> <p>中古衣料の小売を行う事業者が集まり、日本古着小売業協同組合を設立。古着の共同仕入などを実施することにより業者間の連携を推進し、中古衣料品市場の活性化を図る。(平成14年度)</p> <p>日本古着小売業協同組合にて、HPを開設。また、組合員外も対象とした業界初の「情報交換会」を開催して業界内の意見収集を行い、国内市場が順調に拡大していること及び問題点を確認した。さらに、現状把握のために、故繊維業者へのアンケートを実施した。(平成16年度)</p> <p>廃棄等された繊維製品をRDF化するための技術に関する調査・研究を実施。(平成11年度)</p> <p>廃棄・未利用等のウール製品や綿製品について、これを反毛する技術の改良やその再商品化に関する調査研究を実施。(平成11年度、平成12年度)</p> <p>アパレル業界によって、易リサイクル商品の企画立案と回収システムの構築についての検討を実施。(平成13年度)</p> <p>廃ペットボトルの原料リサイクルの実用化開発を実施。(平成13年度)</p> <p>故繊維業界によって、反毛を用いた新商品開発や製品の規格化についての検討を実施。(平成14年度)</p>	<p>「繊維製品3R推進会議」において、各団体より発表されたアクションプランのフォローアップを引き続き行い、進捗状況の把握及び公表に努める。</p> <p>日本古着小売業協同組合にて、昨年度に引き続き、古着小売業者並びに故繊維事業者に広く意見を求め、今までにない新たなアプローチで国内中古品市場の活性化を図るための問題点解決を模索する事業を予定。(平成17年度)</p>

	<p>リサイクル不能品に関する、適正な処分の推進</p> <p>2. 廃棄物減量化のための対策 リデュースの促進 繊維製品サプライチェーンにおいて情報技術を積極的に活用することにより、生産、流通業務を効率化し実需対応型の生産・販売を積極的に推進することにより、中間製品、最終製品の不良在庫の削減等を図る。</p> <p>3. 易リサイクル及び用途拡大のための技術開発 回収された繊維製品の再生用途を拡大することは、繊維製品のリサイクル推進に当たって最重要課題であり、繊維の製造事業者、故繊維事業者等は、再生用途開拓のための技術開発・新商品開発を積極的に推進する。 また、繊維の製造事業者は、消費者のニーズを反映し、かつリサイクルに配慮した製品設計指針を策定するとともに、製品の企画にこれを反映していくよう努める。</p> <p>4. 連携によるリユース・リサイクルの推進 (1) 繊維の製造等事業者、流通事業者、故繊維事業者が協力しつつ、一般衣料品の中におけるモデル的なリサイクル・ネットワークの構築、再生繊維（ここでは回収された使用済み繊維製品を再生し、原材料として使える状態にしたものを指す。一般にはレーヨン、キュブラ等の繊維を指すことが多い）を利用した製品についての販売、再生利用が容易な製品についての回収・再商品化に取り組んでいくよう努める</p> <p>(2) 海外中古衣料品市場の活性化を図るため、故繊維輸出商等の水平連携を推進し、故繊維輸出商社等が共同して中古衣料に関する海外市場でのマーケティング力の強化を図る。</p> <p>(3) 中古衣料品事業者と故繊維事業者が協力して、国内で発生する中古衣料品を国内で販売する体制を構築することや中古衣料品についての消費者への普及啓発活動に取り組むよう努める。</p> <p>(4) PETフレークの利用を一層促進する。 ・回収PETボトルから生産された再生ポリエステル繊維を使用した製</p>	<p>グリーン購入法特定調達品目について、ユニフォーム・作業服・ふとんなどに加え、平成14年度における検討により、集会用テント・防球ネットも再生PET樹脂を用いた繊維製品として指定された。</p> <p>使用済み衣料品について、小売店により回収するシステムを構築するため、百貨店による使用済み衣料品の回収実験を実施。（平成14年度）なお、本調査を行った百貨店は、その後自主的にスーツの回収に取り組んでいる。（平成15年度、平成16年度）</p> <p>繊維製品のLCAに係る調査を行い、繊維製品を新規製造した場合とリサイクルを行った場合の、環境負荷やエネルギー消費量の比較を行った。（平成15年度）</p> <p>繊維製品のリサイクルの有効な手段のひとつであるウエスについて、現在の利用実態の調査を行うのと同時に、需要拡大方策の検討を実施。（平成16年度）</p> <p>情報化導入支援事業を実施（平成11年度～）し、効率の良い物流管理や受発注を行うために必要な情報化導入を支援することにより、不良在庫の圧縮を促進。</p> <p>需要予測が困難な繊維業界に対応した新しいビジネスモデルを策定・普及することにより、リスク分担を明確にした効率的な受発注体制構築を通じ、不良在庫圧縮を図る。具体的な取組としては、アパレル-百貨店間の製品取引を対象とした「コラボレーション取引」（平成14年策定）が挙げられる。</p> <p>中古衣料の輸入禁止国である中華人民共和国に対し、禁輸解除の働きかけを継続的に行っている。 日本繊維輸出組合において、中古衣料の海外マーケット拡充のため、インドネシアにミッションを派遣。（平成16年度）</p>	<p>日本繊維輸出組合において、平成15年度の繊維製品のLCAに係る調査、平成16年度のウエスに係る調査の結果を踏まえ、繊維リサイクル率の向上を目指して、ユーザー向けに情報提供と拡販のためのチラシを作成し配布する。（平成17年度）</p>
--	--	---	---

	<p>品の普及を推進する。</p> <p>5. 広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) リサイクルファッションショー・展示会の実施</p> <p>(2) リサイクル製品の普及・啓発活動の実施</p> <p>(3) 繊維製品の適切な排出方法等の普及啓発の推進 回収された繊維製品が最大限再商品化されるよう、消費者に対する繊維製品の適切な排出方法について普及啓発を図るとともに、回収された繊維製品のうち、リユース及びマテリアルリサイクルがされないものについては、サーマルリサイクルを行うことについても一つの選択肢として考慮し、広く消費者の理解を求めていく。</p>	<p>繊維の商品見本市（「ジャパン・クリエーション」）や、リサイクル製品の見本市（「エコプロダクツ展」）の場を活用して、再生繊維を用いた繊維製品の展示活動を実施。（平成14年度）</p> <p>日本化学繊維協会としてエコプロダクツ2004に出展し、化学繊維業界の環境問題やリサイクルへの取組を紹介した。（平成16年度）</p>	<p>日本化学繊維協会にて、エコプロダクツ2005へ出展を予定。（平成17年度）</p>
--	---	---	--

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置																				
27. 潤滑油	<p>潤滑油のリサイクルを推進する観点から、(社)潤滑油協会を中心として、使用済潤滑油の処理実態の明確化を図りつつ、以下の取組みを実施する。</p> <p>1. 潤滑油関係業界団体の連携強化及び広報、啓発活動等の拡充</p> <p>(社)潤滑油協会、全国工作油剤工業組合、全国オイルリサイクル協同組合等の関係業界団体との連携を推進し、潤滑油ユーザー、機械メーカー並びに潤滑油ユーザー関連団体等に対して使用済潤滑油の分別回収及び非塩素系潤滑油への使用転換に係る積極的な広報・啓発活動を推進して、理解と協力の促進を図る。</p>	<p>(社)潤滑油協会に潤滑油リサイクル対策委員会を平成11年7月に設置。平成12年度からは、(社)潤滑油協会、全国工作油剤工業組合及び全国オイルリサイクル協同組合等関係業界団体が連携し、活動を開始。</p> <p>【実態の把握】</p> <p>(社)潤滑油協会による平成15年度推定値</p>  <p>・金属加工油を中心とした生産量調査を毎年継続実施し、非塩素系潤滑油と塩素系潤滑油の数量を把握。</p> <p>・公衆浴場における使用済潤滑油、再生重油等の使用実態を明確化(平成13年度)。主な調査結果は以下のとおり。</p> <p style="margin-left: 20px;">使用済潤滑油及び再生重油の使用実態</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>使用比率</td> <td>約30%の浴場で使用</td> </tr> <tr> <td>1浴場あたりの使用量</td> <td>約3,000L/月</td> </tr> </table> <p>・再生重油及び再生潤滑油の数量調査を継続的に実施。</p> <p style="margin-left: 20px;">再生重油の生産量(全国オイルリサイクル協同組合メンバー)は以下のとおり。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平成12年度</td> <td>242千kl</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>275千kl</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>322千kl</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>326千kl</td> </tr> </table> <p>・自動車解体業における使用済み潤滑油の処理実態を明確化(平成14年度)</p> <p style="margin-left: 20px;">主な調査結果は以下のとおり。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>使用済潤滑油発生量</td> <td>653L/月・社</td> </tr> <tr> <td>廃油処理の実態</td> <td>業者委託 68%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家燃料への利用 26%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自社焼却 6%</td> </tr> </table> <p>【広報・啓蒙活動】</p> <p>リサイクル全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度にミニハンドブック「潤滑油リサイクル」を作成配布し、潤滑油メーカー及びユーザー等関係者に対し潤滑油リサイクル全般に関する事項を普及(平成15年度～/平成16年度に内容改訂) <p>分別回収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潤滑油ユーザーにおける使用済潤滑油の分別回収を促進するため、SS及び整備工場等を対象にした、リーフレットを作成し配布(平成11年度) ・潤滑油ユーザーにおける塩素系使用済潤滑油の分別回収を促進するため、一般工場等を対象にしたパンフレットを作成配布(平成12年度～/平成14・15・16年度に内容改訂) ・潤滑油使用現場向けのポスターを作成配布(平成14年度～) ・一般工場等を対象にした非塩素系潤滑油への転換推進に向けたリーフレットを作成配布することにより、非塩素系潤滑油への転換推進を強化(平成15年度～/16年度に内容改訂)。 	使用比率	約30%の浴場で使用	1浴場あたりの使用量	約3,000L/月	平成12年度	242千kl	平成13年度	275千kl	平成14年度	322千kl	平成15年度	326千kl	使用済潤滑油発生量	653L/月・社	廃油処理の実態	業者委託 68%		自家燃料への利用 26%		自社焼却 6%	<p>分別回収推進、非塩素系潤滑油への転換推進にかかる取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出元の調査を引き続き実施し、使用済潤滑油の処理実態の更なる明確化を図る。 ・引き続き、パンフレット及びリーフレット等の普及媒体等(改訂により新たな情報を提供)を通じて、塩素系潤滑油の分別回収促進及び非塩素系潤滑油への転換を推進する取組みを継続実施。 ・ユーザーにおける非塩素系潤滑油への転換促進を図るため、非塩素系潤滑油を製造しているメーカーに関する情報を潤滑油ユーザー関連団体等の協力を得て、インターネット等を活用して公表・普及する取組みを継続実施。 ・塩素系添加剤に関する安全性情報を潤滑油メーカー及びユーザー等関係者へ普及広報。 ・難削材加工用等技術的代替が困難な塩素系潤滑油の種類と数量を把握するとともに、使用及び廃棄(焼却)時における対策の一つとして焼却業者に関する情報を収集し、公表・普及する取組みも実施する。
使用比率	約30%の浴場で使用																						
1浴場あたりの使用量	約3,000L/月																						
平成12年度	242千kl																						
平成13年度	275千kl																						
平成14年度	322千kl																						
平成15年度	326千kl																						
使用済潤滑油発生量	653L/月・社																						
廃油処理の実態	業者委託 68%																						
	自家燃料への利用 26%																						
	自社焼却 6%																						

2. 非塩素系潤滑油への転換の推進

潤滑油ユーザーの理解と協力の下に、塩素系潤滑油（塩素を含有する添加剤使用の潤滑油）について、技術的代替性がないもの等を除き、非塩素系潤滑油の製造及び使用転換に向けた取組みを引き続き推進するとともに、塩素系潤滑油の技術代替等を進める。

3. 使用済潤滑油の分別回収の促進

潤滑油ユーザーが塩素系潤滑油を容易に識別して分別し、適正な処分を行うことができるよう、塩素系潤滑油の製造事業者において、容器に塩素系潤滑油であることを表示するラベル貼付の取組みを継続実施する。また、使用済潤滑油の分別手法を検討し、リサイクルの効率化を図る。

【製造及び使用転換に向けた取組】

- ・塩素系潤滑油（塩素を含有する添加剤使用の潤滑油）から非塩素系潤滑油への転換に向け、関係業界団体を中心に、潤滑油メーカーによる非塩素系潤滑油の製造拡大依頼、ユーザーに対する非塩素系潤滑油の使用協力依頼を推進（平成12年度～）

【非塩素系潤滑油への転換状況】

- ・潤滑油メーカーによる非塩素系潤滑油への展開及びユーザー等への普及広報により、塩素系潤滑油の使用は大幅に減少。

- ・潤滑油リサイクル対策委員会の調査によると、塩素系金属加工油生産量の推移は以下のとおり。

平成10年度	68千KL	平成13年度	35千KL
平成11年度	60千KL	平成14年度	31千KL
平成12年度	49千KL	平成15年度	27千KL

【技術代替等】

- ・メーカー各社が取り組んでいる非塩素系潤滑油の開発状況について随時確認。

上記広報・啓蒙活動を行うとともに、表示ラベルの貼付を促進

- ・塩素系潤滑油容器への表示ラベル貼付を開始（13年度～）

- ・表示ラベル貼付の実績は以下のとおり。

平成13年度	約319,000枚
平成14年度	約318,000枚
平成15年度	約219,000枚

今後も表示ラベルの貼付促進のための活動を継続

- ・貼付状況を把握するための調査を実施し、未貼付企業に対し協力を要請。
- ・ラベル作成会社の斡旋等貼付効率を上げるための取組みを継続。

（社）潤滑油協会、全国工作油剤工業組合、全国オイルリサイクル協同組合等の関係業界団体間の連携を図り、使用済潤滑油の分別手法を検討。

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
28. 電線	<p>1. 回収のための措置 機器用電線、自動車用ハーネス、<u>建築用電線</u>等の回収を促進するため、家電、自動車、<u>建築用電線</u>等のリサイクル推進活動への協力方法を検討する。 また、シュレッダーダストからの効率的な銅分別回収技術の実用化に向けた検討を行う。</p> <p>2. リサイクル促進のための措置 電線の銅、塩ビ等のプラスチック被覆材のそれぞれについてリサイクル目標の設定を継続して検討する。また、電線供給、回収・リサイクルの連携システムについてLCAの観点からの環境への影響の低減について検討するとともに、リサイクル技術の開発を推進する。さらに、リサイクルしやすい電線の設計やプラスチック被覆材の材質表示の可能性についても引き続き検討を行う。 <u>廃電線塩ビ被覆材の鉛除去技術について実用化検討を行う。</u></p>	<p>1. 回収のための措置 電線ユーザー及び非鉄金属回収業団体等の有識者を集めて電線リサイクルに対する意見交換会を開催するとともに、電線ユーザー業界(自動車、家電)における電線リサイクルの現状や関心事項等の調査を実施した。</p> <p>2. リサイクルのための措置 平成13年度委託調査として「電線・ケーブルのリサイクルの実態調査」を実施して、家電、自動車に使用されている電線の回収量、回収ルート等の実態を調査し、マテリアルフローを作成した。 平成14年度においては、廃電線リサイクル処理の副産物として発生する被覆材廃棄物の実態を調査し、実効的で効率的なモデル循環システムの検討を行った。また、自動車・家電製品等に組み込まれている電線・ケーブルのリサイクルの実態を調査した。 平成15年度においては、廃電線が主たる発生源となる銅系スクラップについて現行のJIS(銅系スクラップ等分類基準)の問題点を抽出するとともに、将来のJIS改正に際しての改正の方向性を検討し、平成16年度にJIS改正原案を作成し上申した。 平成16年から廃電線塩ビ被覆材の鉛除去技術に関する調査を開始した。</p>	<p>1. 回収のための措置 機器用電線、自動車用ハーネス等の回収を促進するため、家電、自動車等のリサイクル推進活動への協力方法の検討、及び、シュレッダーダストからの効率的な銅分別回収技術の実用化に向けた検討を引き続き行う。</p> <p>2. リサイクル促進のための措置 電線の銅、塩ビ等のプラスチック被覆材のそれぞれについてリサイクル目標の設定を継続して検討する。また、電線供給、回収・リサイクルの連携システムについてLCAの観点からの環境への影響の低減について検討するとともに、リサイクル技術の開発を推進する。さらに、リサイクルしやすい電線の設計やプラスチック被覆材の材質表示の可能性についても引き続き検討を行う。 廃電線塩ビ被覆材の調査結果に基づき、材料中の鉛除去技術について、課題及び実用化について引続き調査・検討を行う。</p>

品 目 名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部___は今回改定箇所	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今後講じる予定の措置
29. 建設資材	<p>建設資材製造業においては、建設廃棄物の発生抑制、分別回収、リサイクルに資するため、各建設資材ごとに以下の対策を講ずる。 また、これら対策に加え、新築現場等における適切な分別、効率的な回収等に向けた建材横断的なリサイクルシステムについての検討を進める。</p> <p>1. 木質系建材 (1)繊維板・パーティクルボード 繊維板・パーティクルボード製造業を資源有効利用促進法の特定再利用業種に位置付けることも視野に入れつつ、引き続き以下の検討を行う。</p> <p>繊維板・パーティクルボードへの建設発生木材系チップの利用率向上に必要な異物除却装置の調査、開発、導入を引き続き行う。</p> <p>繊維板・パーティクルボードのグリーン購入法特定調達品目の認定を受けて地方自治体や民間企業への需要拡大を引き続き要請していく。</p> <p>日本繊維板工業会が作成した環境宣言の実現に向けて努力していく。(1998年基準で2005年迄に) ・ 廃棄物の減量化 : 20%低減 ・ 建設解体廃木材の利用率向上: 60% <u>リサイクルの阻害要因を多角的に調査・分析をしていく。</u></p> <p>2. 窯業系建材 (1)石こうボード 石膏の原料として副生石膏と回収石膏を全体の約60%使用、ボード用原紙として再生紙を100%使用するなど、引き続きリサイクル品の利用率の維持・向上を図る。 工場で発生する端材のリサイクル率100%の維持を図る。 さらに混入率を高めるための石膏の結晶大形化技術の開発を推進する。 新築系廃石膏ボードについては、広域再生利用制度の再生資源活用業者の指定を全工場受けており、今後も端材の回収、リサイクル率の向上を図る。 解体系廃石膏ボードのリサイクル推進に資するため、過半数の工場で中間処理業の指定を受けており、引き続き全社指定に向け取り組んでいくなどリサイクル率の向上を図る。</p> <p>(2)窯業系サイディング 窯業系サイディング材について関係業界とリサイクルに向け共同研究を図る一方で、窯業系サイディングを使用した外壁の耐久性を向上させ</p>	<p>1. 木質系建材 (1)繊維板・パーティクルボード 以下の検討を行った。</p> <p>ボード工場における処理設備の導入に加え、中間処理業者における分別技術向上も建設発生木材系チップの利用率向上に起することから分別における技術の問題の調査や海外における分別の新技术の調査を実施した。 日本繊維板工業会としてグリーン調達認定品目としての共通マークに加え、協会独自で環境宣言・リサイクルマークを制定しアピールを実施。また、需要拡大策の一つとして、30m/m厚(従来品は20m/m厚)のパーティクルボードを利用する厚物床構法の開発のため外部委員を中心とした委員会を発足させた。環境宣言の実現に向けて努力している。 平成16年実績 ・ 廃棄物の減量化: 目標達成済み55%低減(1990年比20%減) ・ 建設解体廃木材の利用率向上: 57.1%(昨年55%)</p> <p>2. 窯業系建材 (1)石こうボード 平成16年度リサイクル率実績は、石膏の原料用69%、ボード用原紙100%となっている。 工場で発生する端材の平成16年度リサイクル率実績は、100%であった。 混入率20%の石膏ボードの試作を実機で行った結果、品質面で問題がないことが確認された。なお、結晶大形化技術の開発については、継続中。 新築系廃石膏ボードについては、広域再生利用制度の活用により広域的な端材の回収を行い、リサイクル率の向上を図っている。 解体系廃石膏ボードについては、リサイクル率の向上を図っている。</p> <p>(2)窯業系サイディング 住宅防水研究会(NPO法人住宅外装テクニカルセンター内)に住宅外周の防水関連業界(日本サッシ協会、日本シ・リング工</p>	<p>1. 木質系建材 (1)繊維板・パーティクルボード (1) 繊維板・パーティクルボード 繊維板・パーティクルボード製造業を資源有効利用促進法の特定再利用業種に位置付けることも視野に入れつつ、引き続き以下の検討を行う。 異物除却装置の調査、開発、導入を行う。</p> <p>地方自治体や民間企業への需要拡大を要請していく。また、厚物構法の開発及び普及により需要の拡大を図る。</p> <p>環境宣言の実現に向けて努力していく。</p> <p>技術面以外においてもリサイクルの阻害要因を分析し、対策を検討していく。</p> <p>2. 窯業系建材 (1)石こうボード 引き続きリサイクル品の利用率の維持・向上を図る。 引き続き端材のリサイクル率の維持を図る。 回収石膏の原料への混入率を高めた石膏ボードの研究開発を推進するとともに、石膏の結晶大形化技術の開発を引き続き推進する。 今後も端材の回収、リサイクル率の向上を図る。 今後も廃材の回収、リサイクル率の向上を図る。</p> <p>(2)窯業系サイディング</p>

	<p>るため、<u>施工技術者に対し講習会および実技教育を推進する</u></p> <p>解体時に<u>取り付け下地との分離</u>が容易である金具留め工法の普及促進を継続する。(普及率目標50%)</p> <p>新築系端材をセメント原料等として利用するための調査・研究を推進するとともに、窯業系サイディングへのリサイクル率の向上に努める。</p> <p>主要製造企業が広域再生利用指定産業廃棄物処理者の指定を受けており、新築現場で発生する窯業系サイディングの回収リサイクルに努める。</p> <p>日本窯業外装材協会における一元化回収システムの構築について検討する。</p> <p>(3)ALCパネル(軽量気泡コンクリートパネル)</p> <p>生産工程で発生する端材や切削屑を、ALCパネルや肥料等の原料として再利用し、資源の有効利用を図る。</p> <p>ALC建築物の耐久性の向上、長寿命化の指針となる「ALCパネル現場タイル張り工法指針(案)・同解説」及び「ALC外壁補修工法指針(案)・同解説」について関係業界に対し普及を行う。</p> <p>解体時において建築物からの<u>取り外し</u>が容易な乾式工法の普及を行う。</p> <p>__<u>廃ALCパネルの軽量コンクリート骨材、セメント原料としてのリサイクル技術の確立に向けた研究開発を推進する。</u></p> <p><u>関係業界に対してALCについての廃棄物適正処理を周知徹底する。</u></p> <p>広域再生利用指定制度(<u>広域認定制度へ切替中</u>)を利用した新築系ALC端材の再生処理を推進する。</p>	<p>業会、日本透湿防水シ-ト協会、日本粘着テ-プ工業会、リビングアメニティ協会)と共同研究を実施。成果はNPO法人住宅外装テクニカルセンタ-規格および指針として平成16年9月に公表した。</p> <p>これまで業界資格であった「日本窯業外装材協会窯業系サイディング施工士」は平成16年9月に厚生労働大臣の認定を取得。また資格保有者に対する教育はこれまでも引き続き実施してきた。</p> <p>金具留め工法の普及促進を継続している。(普及率35~38%)</p> <p>新築端材をセメント原料等として利用するための調査・研究を行った結果、セメント原料として利用が技術的に可能であることが確認された。また、窯業系サイディングへのリサイクル率の向上については、現状では、製品の品質面から混入率に限度があることが確認された。</p> <p>主要製造企業が広域再生利用指定産業廃棄物処理者の指定を受けており、新築現場で発生する窯業系サイディングの回収リサイクルに努めている。また、リサイクルを促進するため、各企業において、建材店、工事店等に対し、現場分別の普及・啓蒙を行っている。</p> <p>日本窯業外装材協会における一元化回収システムの構築を調査研究した結果、協会で一元化回収を行うためには課題が多いことが判明した。</p> <p>しかし、その後もセメント協会を通じ数社のセメントメ-カ-と検討を進めたが問題が多く実行に至っていないが、某セメント会社と折衝を続けおおたのシステム構築は出来つつある。</p> <p>(3)ALCパネル(軽量気泡コンクリートパネル)</p> <p>生産工程で発生する端材や切削屑を、ALCパネルや肥料等の原料として再利用し、資源の有効利用を図っている。</p> <p>ALC建築物の耐久性の向上、長寿命化の指針となる「ALCパネル現場タイル張り工法指針(案)・同解説」及び「ALC外壁補修工法指針(案)・同解説」について、関係業界への普及に努めている。</p> <p>乾式構法の普及に努めた結果、外壁における普及率が平成16年3月度96.0%から平成17年3月度でほぼ100%となった。</p> <p>廃ALCパネルのリサイクル技術の確立に向け他産業(セメント製造業他)の協力を仰ぎ研究開発を推進している。</p> <p>ALC協会にてALC廃棄物適正処理のガイドラインとなる「ALC廃棄物の適正処理のために」を作成し、関係業界に配布するとともに、ホームページ上で紹介した。</p> <p>広域再生利用指定制度(広域認定制度へ切替中)を利用した新築系ALC端材の広域的再生利用を推進した結果、回収量が平成14年度3,125tから平成15年度3,437tへ向上した。</p>	<p>目標耐用年数を30年と設定した防水関連材料の評価法および評価基準の共同研究を防水関連業界(日本サッシ協会、日本シ-リング工業会、日本透湿防水シ-ト協会、日本粘着テ-プ工業会)と共同研究(約2年間)を引き続き進める。</p> <p>また、「厚生労働大臣認定 日本窯業外装材協会窯業系サイディング施工士」の資格取得者を増やす施策を検討する。</p> <p>金具留め工法の普及促進のため、ホ-ムベ-ジ等によりPR活動を強化していく。</p> <p>原料への混入率に限度が判明により、原料以外への用途(部材開発等)の可能性を模索していく。新築端材の窯業系サイディングへのリサイクル率の向上に引き続き努める。</p> <p>広域再生利用指定制度を活用し引き続き新築現場で発生する窯業系サイディングの回収リサイクルに努める。また、各企業において、建材店、工事店ごとの現場分別を徹底させるよう建材店等への啓蒙に努める。</p> <p>一元化回収システムの構築については、当面は各企業ごとに対応を検討していく。</p> <p>(3)ALCパネル(軽量気泡コンクリートパネル)</p> <p>生産工程で発生する端材や切削屑を、引き続きALCパネルや肥料等の原料として再生利用し、資源の有効利用を図る。</p> <p>「ALCパネル現場タイル張り工法指針(案)・同解説」及び「ALC外壁補修工法指針(案)・同解説」について、引き続き関係業界に対し普及に努める。</p> <p>外壁以外についても乾式構法の普及を引き続き行うとともに適正な分別方法の周知徹底を目的として「建築物等に使用されるALCパネルの分別解体工事施工指針(案)・同解説」についても、関係業界に対し普及を行う。</p> <p>廃ALCパネルのリサイクル技術の確立に向け他産業(セメント製造業他)の協力を仰ぎ研究開発を推進する。</p> <p>適正処理への更なる理解を求めために「ALC廃棄物の適正な処理のために」を関係業界に配布するとともに、ホームページ上への掲載及び「ALC廃棄物適正処理」Q&A集の作成を行う。</p> <p>協会加盟各社を、広域再生利用指定制度から広域認定制度へ移行させ、新築系ALC端材の広域的再生利用を更に推進する。</p>
--	--	--	---

	<p>(4)グラスウール グラスウールの原材料に占める板ガラス等の再生資源の利用率は、<u>製品の品質保持を考慮すると、使用再生資源の組成などから、業界全体で85%前後が限界と言われているが、今後も85%程度の利用率を維持するよう努力を続ける。</u></p> <p><u>硝子繊維協会主導で、平成15年に改正された廃棄物処理法の広域認定制度を活用し(切替中)、より効率的なリサイクルシステムの構築を目指して研究に取り組んでいく。</u></p> <p>(5)ロックウール 原料の再生資源利用率の維持・向上に努める。 <u>廃棄物処理法における広域再生利用指定の指定を受けている各社を広域認定制度へ移行させ、さらなるリサイクルに務める。</u> <u>リサイクル率の更なる向上改善を図るため、ロックウール製品の多くを占める住宅用断熱材や天井材を対象としてリサイクルの検討を進める。</u></p> <p><u>幅広い関係業界とともにリサイクルへ取り組んでいく。</u></p> <p>(6)瓦 廃瓦の効率的な収集方法、新規リサイクル用途の開拓、リサイクル品と従来品の性能比較等に関する調査研究を実施する。 廃瓦のリサイクルに関する調査研究の結果をユーザー等を含めて広く周知広報し、リサイクル製品の普及に努める。</p> <p>3. プラスチック建材 塩化ビニル製建材のリサイクルを促進するため、以下の事項を実施する。 (1) 塩ビ製管・継手 塩ビ管・継については、資源有効利用促進法の特定再利用業種に指定され</p>	<p>(4)グラスウール 平成16年度のグラスウールの原材料に占める板ガラス等の再生資源の利用率は、硝子繊維協会加盟各社がガラスくずの利用率向上のために継続的な努力をした結果で業界全体で86.9%と目標値を上回る結果となった。 平成16年末、これまで以上のリサイクル率向上を図るために、従前の指定制度から、より自由度の高い改正廃棄物処理法による認定制度への切替えが不可欠との業界方針を決定し、平成17年年初頭より各社一斉に切替え手続きを取っているが、審査の遅れによってまだ1社のみしか認定が取れていない。なお、平成16年度の広域再生利用指定制度による新築非住宅施工現場からの廃グラスウールの回収・リサイクル実績は、対前年度比17%減の425トンであった。これは大手3社共通の大口客先が、仕様変更による断熱材使用量減少に伴い回収量が減少したことによる。しかし、その他の一般ユーザーでの取り扱い件数は10%前後増加しており、市場でのリサイクルへの根強い関心の高まりを表している。 上記認定制度への切替えが大幅に遅れたことから、次の段階での研究が遅れたため、昨年度以上の新たな知見は得られていない。</p> <p>(5)ロックウール 原料の再生資源利用率の維持・向上に努めている。 広域認定制度への切替えは7社中4社が完了、残る3社は申請手続き準備中。 昨年度実施した一元化回収システム処理の検討の結果を踏まえ、品目を特定し、リサイクルにかかるアンケートを実施した。複数の業界とリサイクルについて意見交換を実施した。</p> <p>(6)瓦 瓦の各産地では、関連企業、公設試験研究機関、大学等が連携し、廃瓦活用商品開発に取り組んでいる。 リサイクル製品の普及のため、廃瓦活用製品の展示場の開設、現物見本の配布、学会発表等を行っている。 また他業界を交えて廃瓦活用商品の展開について意見交換を行った。</p> <p>3. プラスチック建材 (1) 塩ビ製管・継手 使用済み硬質塩ビ管・継手のリサイクルを促進するため以下のことを実施した。その結果、マテリアルリサイクル率は平成16</p>	<p>(4)グラスウール グラスウールの原材料に占める板ガラス等の再生資源の利用率は、グラスウールの品質を維持するため使用再生資源の組成のバラツキを調整する必要があり、84~85%が限界と言われているが、今後も業界全体での利用率85%程度を維持するよう努力を続ける。 施工現場で発生する端材の更なるリサイクル率の向上を図るため、 () 環境省には引き続き早期認定の要請を行い改正廃掃法による認定制度への切替えを早期に完了する。 () 更に同制度の中で、各社の自社処理施設に対して「処理施設許可」を取得する。 () 前記を踏まえて更に他社品及び解体現場からの回収、中間処理業者、他社事業所でリサイクルを進める事が可能となるよう認定条件の追加申請を目指す。 これらの取組により、従前の新築非住宅現場だけでなく、全建築分野でのリサイクル推進を目指す。</p> <p>上記切替え手続きの早期完了によりリサイクル対象分野の制限を無くし、その上でリサイクル率向上のための新しい施策・知見を追求していく。</p> <p>(5)ロックウール 引き続き、原料の再生資源利用率の維持・向上に努める。 今年度中に広域認定制度への切替を完了する事を目標として手続きをすすめる。 アンケートの結果を踏まえ、課題を抽出し対策を検討する。 引き続き幅広く関係業界と意見交換を行い、リサイクルの方向性を模索する。</p> <p>(6)瓦 廃瓦の効率的な収集方法等に関する調査研究を引き続き実施する。 引き続き瓦のリサイクルに関する調査研究の結果をユーザー等を含めて広く周知広報し、廃瓦活用商品の普及に努める。</p> <p>3. プラスチック建材 (1) 塩ビ製管・継手</p>
--	---	--	---

<p>ており、使用済み塩ビ管・継手のリサイクル率目標値を平成22年度70%と設定し、これを達成するために、使用済み塩ビ管・継手の受入拠点の拡充や再生塩ビ管の普及化など、塩化ビニル管・継手協会が推進中のマテリアルリサイクルを更に充実・拡充させると共に、高炉原料化やビニループ(有機溶剤を利用した塩ビコンパウンド回収)などの新規塩ビリサイクル事業に対して積極的に支援・協力してゆく。</p> <p>(2) 塩ビ製サッシ 塩ビ製サッシを効率的にリサイクルするため、塩ビ製サッシ再資源化率向上のための分別解体手法の検討及びマニュアルを作成し、引き続き、リサイクルシステム構築のための具体的な手法等について検討を行う。 易リサイクル製品の開発等についてより幅広い関係業界を交えて検討を行う。 塩ビ製サッシについて、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。 <u>生産工程で発生する端材等を、塩ビサッシ等の原料として再利用し、資源の有効利用の徹底を図る。</u></p> <p>(3)塩ビ製雨樋 リサイクルを促進するため、新築端材リサイクルシステムの試行テストを実施する。<u>さらに処理が困難であるリフォーム端材等のリサイクルについても検討していく。</u> リサイクルされた原料を雨樋製品に再利用するための研究開発を実施する。 塩ビ製雨樋について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。</p> <p>(4)塩ビ製床材 原材料における使用済み塩ビ製品の使用比率を<u>15%以上</u>に向上させるよう関係各社において努める。 解体時に<u>下地との分離が容易な簡易接着タイプ製品</u>のさらなる普及</p>	<p>年度実績56.1%にまで向上した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル可能な状態に前処理された使用済み塩ビ管・継手を有価で購入する受入拠点として、リサイクル協力会社を15社20拠点、中間受入場を33拠点設置し、沖縄県を除く全都道府県に最低1カ所は有価購入受入拠点のある体制にした。 ・また、平成15年12月からは、現場で発生した前処理なしの使用済み塩ビ管・継手を適正な処理料で受け入れ、排出者に代わって異物除去、泥落としを行った上、リサイクルする契約中間処理会社の設置を開始し、現在、5社7拠点で受け入れ中である。 ・受入対象製品及び受入量拡大のため、リサイクル協力会社に対する粉砕機の設備支援を累計13社に実施した。 ・リサイクルの出口となる協会規格再生塩ビ管3品種の普及を図るため、グリーン購入物品認定や標準仕様書記載を働きかけてきた。その結果、国のグリーン購入法特定調達品目、愛知県あいくる材、東京都等道府県や都市再生機構の標準仕様書などに認定・記載された。 ・塩ビ製品高炉原料化事業に対しては、塩ビ環境対策協議会を通じての支援の他、塩化ビニル管・継手協会のインターネットホームページやリサイクルパンフレットでPR実施中。また、ビニループ事業に関しては、提供した使用済み塩ビ管粉砕品から調製したコンパウンドを用いた押出成形テスト等を実施中である。 <p>(2) 塩ビ製サッシ 分別解体及び再生原料化処理の実験を行い、将来の塩ビ製サッシリサイクルシステム構築を目指してコスト、品質を中心に検証を行った。 易リサイクル製品の開発等に向けて業界各社の部品の材質等を調査し、課題の抽出を行った。 資源有効利用促進法の指定表示については、徹底してきた。 生産工程で発生する端材等を、塩ビサッシの原料等として再利用し、資源の有効利用を図ってきた。</p> <p>(3)塩ビ製雨樋 新築端材リサイクルシステムの試行テストを実施した。その結果、端材回収量や処理費用等多くの課題が確認された。 リサイクル製品の試作を行なった結果、端材混入率を20%まで高められることが確認された。 資源有効利用促進法の指定表示については、申告により徹底されていることが確認された。</p> <p>(4)塩ビ製床材 原材料における使用済み塩ビ製品(再生塩ビ床材材料およびその他の再生塩ビ床材材料)の使用比率が10%以上の製品が業界製品全体の70%程度となった。 簡易接着タイプ製品がJIS規格化され、同製品の普及促進を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約中間処理会社の設置を全国に展開する。 ・高炉原料化やビニループ(有機溶剤を利用した塩ビコンパウンド回収)などの新規塩ビリサイクル事業に対して積極的に支援・協力してゆく。 <p>(2)塩ビ製サッシ 実験及び実証結果を踏まえ塩ビ製サッシのリサイクルモデルの構築を目指し、より具体的な検証を引き続き進める。そのステップとして地域限定でリサイクルモデルの運用を目指す。 易リサイクル製品の開発等リサイクルの方向性について業界全体に加え他業界も交えて引き続き検討を行う。 引き続きリサイクルを促進するための表示を徹底していく。 生産工程で発生する端材等を、引き続き塩ビサッシの原料等として再利用し、資源の有効利用を図るよう業界へ周知徹底していく。</p> <p>(3)塩ビ製雨樋 新築端材リサイクルシステム構築に向けた検討を引き続き行う。 また、リフォーム端材等についてもリサイクルの検討を進める。 リサイクルされた原料を再利用するための研究開発を引き続き実施し、品質改良及び商品展開について検討を進める。 引き続きリサイクルを促進するための表示を徹底する。</p> <p>(4)塩ビ製床材 原材料における使用済み塩ビ製品(再生塩ビ床材材料およびその他の再生塩ビ床材材料)の使用比率を、端材及び余材の回収・再資源化を進めることにより、15%以上に向上させるよう努める。</p>
---	---	--

	<p>促進を図る。</p> <p><u>広域認定制度</u>を活用し、新築施工現場で発生する端材及び余材の回収・再資源化を実施する。 建築廃材から発生する塩ビ製床材のリサイクル推進のため、再生技術等について幅広い視点で検討する。 塩ビ製床材について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。</p> <p>(5)塩ビ製壁紙 塩ビ製壁紙の施工端材やリフォーム残材に加え使用済み廃材等あらゆる塩ビ壁紙廃材を対象とし、リサイクル実証実験を行い、壁紙をリサイクルするための課題等を検討する。</p> <p>塩ビ製壁紙以外の塩ビ製内装材も視野にいれたリサイクル事業の連携強化に向けた検討を行う。</p> <p>廃棄物の抑制のため、長寿命化、使用原料削減等の技術開発を推進する。 塩ビ製壁紙について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。</p> <p>4．金属系建材 (1)金属系外装材 <u>金属部分については発生すると有価で流通する性格を持っている中、リサイクルに向け、長寿命製品の普及促進を図る。</u></p> <p><u>材料同士の接着又は締結部分について易リサイクル製品の開発に取り組む。</u></p> <p><u>材料同士を分離せずにリサイクルが可能か検討する（金属サイディング）。</u></p> <p>(2) アルミサッシ アルミサッシに用いるアルミ合金締結材の易リサイクル化に向けて関係業界とともに検討を行う。</p> <p>原材料におけるアルミ廃材混入率の目標設定について検討する。 <u>廃材でも有価性のある金属特有の事情や異物除去の課題等を考慮して包括的にリサイクルに取り組む。</u></p> <p>5．その他 置（建材畳床） 化学量総合リサイクルセンターを核に、大都市圏（東京、大阪）のリサイクル拠点の構築に向けた検討を図る。</p> <p>都市基盤整備公団やゼネコン等による建築物の解体に伴う廃棄量</p>	<p>図ってきたが、市場に着実に投入されていることが確認された。広域再生利用指定制度を活用し、新築施工現場で発生する端材及び余材の回収・再資源化を実施し、実績を得た。 塩ビ製床材廃材の品種別によるリサイクル製品の品質について調査を行った。 資源有効利用促進法の指定表示については徹底されている事を確認した。</p> <p>(5)塩ビ製壁紙 塩ビ壁紙廃材のリサイクル実証実験を平成15年4月より北九州市にある処理業者で実施し、現在順調に稼働しているところ。当該実験において、排出業者や中間処理業者との取引形態の違いによる処理コスト上の不合理性が確認された。 「内装材」というくくりでリサイクルシステム構築を目指し検討を開始した。一方で他の塩ビ建材とは組成が違うため処理技術の面において同一歩調が取りにくい事が判明。 長寿命化の一つの策として、表面汚れ防止商品の採用を積極的に高めた。 資源有効利用促進法の指定表示については、アンケート調査により徹底されていることが確認された。</p> <p>4．金属系建材 (1) 金属系外装材 金属屋根においては長寿命製品（高耐食性の金属屋根）の使用比率を昨年度の60%台から70%台まで引き上げ、金属サイディングにおいては表面材を耐久性に優れた表面処理鋼板へ移行中。 金属屋根においては金属部分と芯材との剥離しやすい裏貼り形の断熱材を開発、金属サイディングにおいては分離した方がリサイクル推進には合理的であることを確認した。 分離せずにリサイクルが可能となる設備の動向を業界紙等で調査した（金属サイディング）。</p> <p>(2) アルミサッシ アルミサッシに用いるアルミ合金締結材の易リサイクル化に向けて関係業界とともに実証試験を行った。</p> <p>原材料におけるアルミ廃材混入率の目標設定を目的として廃材の流通実態調査を実施した。</p> <p>5．その他 置（建材畳床） 大都市圏（東京、大阪）の化学量の回収処理を実施するシステムを構築するため、中京地区の化学量処理拠点において大都市圏で発生する廃棄量の受け入れを開始した。 都市基盤整備公団による建築物の解体に伴う廃棄量の一部</p>	<p>引き続き、簡易接着タイプ製品の普及促進を図る。</p> <p>新築施工現場で発生する端材及び余材の回収・再資源化を引き続き実施する。</p> <p>引き続き再生技術等について幅広い視点で検討する。</p> <p>引き続きリサイクルを促進するための表示を徹底する。</p> <p>(5)塩ビ製壁紙 塩ビ壁紙の施工端材やリフォーム残材に加え使用済み廃材等あらゆる塩ビ壁紙廃材をリサイクルするための課題を引き続き検討する。</p> <p>壁紙以外の他の塩ビ内装品の関係業者を視野に入れたリサイクル事業の連携強化に向けた検討を行う。</p> <p>リサイクル量の増加や利便性を考慮した委託先を探し、選択肢を増やして行く。 引き続きリサイクルを促進するための表示を徹底する。</p> <p>4．金属系建材 (1) 金属系外装材 長寿命製品の普及促進を図る。</p> <p>分離しやすい製品の開発について検討を行う。</p> <p>分離せずにリサイクルが可能な方法を模索する（金属サイディング）。</p> <p>(2) アルミサッシ 実証試験の結果から得られた課題を踏まえて、引き続き検証をつづけていく。</p> <p>流通実態調査の結果により把握できた技術的課題を含めた検討課題を解決し、リサイクル率を高めるための施策に取り組んでいく。</p> <p>5．その他 置（建材畳床） 大都市圏（東京、大阪）のリサイクル拠点の構築の検討を引き続き行う。 引き続き建築物の解体に伴う廃棄量の受け入れを進める。</p>
--	--	---	--

	<p>の受入れを進める。</p> <p><u>解体廃材から原料への投入について多方面から検討していく。</u></p> <p><u>廃棄物処理法上の制度を活用し、端材回収に努める。</u></p>	<p>受け入れを行っている。</p> <p>解体廃材の押出発砲ポリスチレンフォームをメーカー買取によって原料投入している。</p> <p>フォームメーカー全社が広域再生利用指定制度を取得しており、全社によって端材回収に努めている。</p>	<p>原料投入量の推進を図る。</p> <p>端材回収の推進を図る</p>
--	--	---	---------------------------------------

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
30. 浴槽及び浴室ユニット	<p>浴室ユニットについて、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を促進する。</p> <p>(1) リデュース・リユース・リサイクルに配慮した設計を進めるための製品アセスメントマニュアルを平成13年6月に発行。各事業者において、このマニュアルに基づき製品アセスメントを実施する。</p> <p>(2) 各事業者において実施した3Rの成果を「事例集」として発行する。</p> <p>(3) 委員会会員会社において<u>分別の為の材質表示方法及び解体時の部品取り外し方法の情報提供</u>の検討を行い、浴室ユニット3R推進委員会において審議し、実施していく。</p> <p>* <u>浴室ユニットに組み込む部品のうち、水栓金具・シャワーホース・換気扇・照明器具・バステレビ・バスオーディオ・窓等については、該当する業界団体においてアセスメントを推進・検討中である。</u></p>	<p>(1) 製品アセスメントマニュアルの作成、製品アセスメント実施及び実施状況調査とりまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年6月に「製品アセスメントマニュアル」を発行。平成15年6月に「製品アセスメントマニュアル(第二版)」を作成した。 製品アセスメント実施状況予備調査において、製品アセスメントに対するメーカー間の判断に差異が見られたため、平成16年11月に、浴室ユニット製品アセスメント実施の為の判断基準を統一化した。 平成16年のアセスメントの実施状況調査を実施。原材料種類、梱包材の総重量減少が減少傾向にある等の成果が見られた。 <p>(2) 事例集の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年6月に各事業者において実施した3Rの成果を「事例集」として発行。 平成16年までのアセスメント実施成果を「浴室ユニット3R事例集(第二版)」として取りまとめ、平成17年7月に発行した。 <p>(3) 資源の有効な利用促進を図るために、製品廃棄時の材料確認がスムーズに行えるよう、材料情報の提供の内容、提供方法の検討を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「浴室ユニット解体時のお願い事項」を取扱説明書に掲載するという方向性は見出せたが、その内容・範囲等々については継続検討とする。 <p>(4) 情報掲示の為のホームページ開設</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本浴室ユニット工業会として、(社)リビングアメニティー協会のアメニティーC a f e に工業会のホームページを平成17年1月に開設した。 	<p>(1) 製品アセスメントマニュアルの改訂、アセスメント実施状況の継続調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、製品アセスメントマニュアルの改訂(次回平成17年度)を実施する。 製品アセスメント実施の為の判断基準の改定 現在のアセスメントマニュアル(ガイドライン)において会員各社実施時のバラツキをなくす為に作成した判断基準をマニュアルに反映させ、より明確にする。 会員各社の3R取組み項目に関する調査を実施し、より実現可能な指針を立てるべく検討を行う。 <p>(2) アセスメント実施成果の事例収集</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、毎年度の事例収集を行い発行する。 <p>(3) 資源の有効な利用促進や、廃棄時の材料確認等の為の材料情報の内容・提供方法を検討する。</p> <p>(4) 日本浴室ユニット工業会のホームページにアセスメント事例の掲示を行い、情報提供を推進する。</p>

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
31. システムキッチン	<p>システムキッチンについて、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を促進する。</p> <p>(1) リデュース・リユース・リサイクルに配慮した設計を進めるため製品アセスメント普及分科会(WG)を結成。普及資料の新規作成の検討を進め、「システムキッチン/浴室ユニット製品アセスメント普及資料」としてまとめ、各事業者において製品アセスメントを実施する。 また、設計・製造での取組状況及び効果について、会報・ホームページで公表する。</p> <p>(2) 資源の有効な利用を促進するための表示方法について、業界指針により表示の推進を図る。</p>	<p>(1) 平成12年2月に、製品アセスメント普及分科会(WG)を結成し、平成13年4月に「システムキッチン製品アセスメントマニュアル」、平成14年3月に「システムキッチン/浴室ユニット製品アセスメント普及資料」を取り纏めた。また、設計・製造での取組状況及び効果を毎年3月末にとりまとめ、会報・ホームページに掲載することとした。</p> <p>製品アセスメント普及分科会(WG)の結成 製品アセスメント普及分科会を平成12年2月に結成、製品アセスメントの推進を目的としたワーキングの開催を原則月1回として継続している。なお、製品アセスメント普及分科会は平成17年4月1日より「製品アセスメント専門委員会」と改称しその役割を強化した。</p> <p>システムキッチン製品アセスメント普及資料 平成14年3月に製品アセスメント推進のための補助資料として「システムキッチン/浴室ユニット製品アセスメント普及資料」を作成、工業会会員に配布すると共に同会ホームページに掲載した。</p> <p>製品アセスメント判断基準の統一化 平成14年度の製品アセスメント実施状況調査の結果、製品アセスメントに対するメーカー間の判断に差異が見られたため、基本的な材質表示対象部材と表示方法、判断基準の統一化を図るべく、表示可能部材/困難部材及び表示方法等を整理し掲載した「製品アセスメント普及資料」を平成16年4月に取り纏め、会員に配布すると共に工業会ホームページに掲載した。</p> <p>人造(人工)大理石天板の材質表示(例)の作成 資源の有効利用を促進する為の表示方法について、「製品アセスメント普及資料」に基本的な材質表示対象部材や表示方法等を明示しているが、更に人造(人工)大理石天板のより具体的な材質表示方法(例)を作成、平成17年10月1日より実施すべく会員に配布し、工業会ホームページにも公表した。</p> <p>製品アセスメントの実施状況報告 平成14年度(平成15年6月公表)及び平成15年度(平成16年9月公表)の製品アセスメント実施状況調査を行い、その結果を工業会ホームページに掲載した。</p> <p>リサイクル容易設計事例集の作成(3R事例集の作成) システムキッチンのリサイクル容易設計に資する為、「システムキッチン3R事例集(第一版)」を平成17年2月に発行、会員に配布すると共にホームページに掲載した。</p> <p>(2) 資源の有効な利用を促進するための表示方法について業界指針を決定し、平成14年4月から一部では表示を開始した。</p> <p>平成14年3月に作成した「システムキッチン/浴室ユニット製品アセスメント普及資料」、平成16年4月に取りまとめた「製品アセスメント普及資料」、平成17年10月より実施予定の「人造(人工)大理石天板の材質表示方法(例)」を業界指針として、表示の統一化を図っている。</p> <p>」</p> <p>(3) その他(リサイクル対象部材の絞り込み) システムキッチンはガス機器や電気機器等の組込み機器が全体の約50%を占めているが、これらの組込み機器は当該製品の業界団体が製品アセスメントを推進又は検討中であり、当工業会が取り込む製品アセスメントの対象外とする。</p>	<p>・「製品アセスメントマニュアル」の見直し システムキッチンの「製品アセスメントマニュアル」は平成13年4月に制定し今日まで3R対策の推進を図って来た。本年度は平成16年度の製品アセスメント実施状況調査の結果を参考にしながら、更なる充実と業界実態に即したマニュアルとすべく内容の見直しを行う。</p> <p>・製品アセスメントの実施状況調査 平成16年度の製品アセスメント実施状況調査を平成17年5月に実施、同年9月を目標として現在取り纏め中。</p> <p>・システムキッチン3R事例の収集 平成17年2月に発行した「システムキッチン3R事例集(第一版)」の充実を図るべく新たな事例の収集を実施する。</p>

* 組み込み機器（電気機器、加熱機器、給水器具等）については、当該製品の業界団体が製品アセスメントを推進、または検討中である。
また、木質材料については水回りの使用であることから経年劣化が激しくリサイクルには馴染まないため、適用除外とする。

また、最も量的に多く使用されている木質材料も使用期間が長期に渡り、水回りに使用されることから経年劣化が激しくリサイクルには馴染まないため、これも適用除外とする。（システムキッチンには木質材料が73%を占め、金属・合成樹脂材料は約23%となっている。）

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
32. 携帯電話・PHS	<p>1. 平成13年4月より開始した携帯電話・PHS端末に関する以下の取組(「モバイル・リサイクル・ネットワーク」)を講じることにより使用済端末の回収・リサイクルの促進を図る。</p> <p>(1) 全国の携帯電話・PHS専売店約8,700店舗における事業者ブランド及びメーカーブランドを問わない使用済端末の回収を実施する。</p> <p>(2) 使用済携帯電話・PHSの無償回収を実施している店舗であることを示す統一ステッカーを上記店舗に表示する。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の内容のパンフレット、請求書同封チラシ、取扱説明書、各社ホームページ、各社新聞広告等への記載など、積極的な広報・啓蒙活動を行う。</p> <p>(4) <u>端末に保存した個人情報のバックアップ、データ移行措置や個人情報の消去に係るサポートを強化し、使用済端末の回収可能性を高める。</u></p> <p>(5) <u>退蔵を考慮した回収目標値の算出方法について、基礎となるデータを収集するために調査を実施したところ、端末機能の高度化による使用済端末の2次利用が高まっていることが判明したため、引き続き実態調査を行い、回収・リサイクル目標値に相応しい指標及び算出方法について、平成18年度を目途として改めて検討する。</u></p> <p>2. 製品全体のリデュース、リユース、リサイクル配慮設計(要管理物質の使用削減を含む)を推進するため、「携帯電話・PHSの製品環境アセスメントガイドライン」(平成16年2月改定(第2版))を指針として、製品アセスメントを継続実施する。</p> <p>3. 資源有効利用促進法の指定再利用促進製品及び指定再資源化製品を部品として使用する製品に位置づけられたことを踏まえ、上記1.2.の取組を推進すると共に、小形二次電池を使用する機器として、以下の取組を図る。</p> <p>(1) 携帯電話・PHS端末に使用する小形二次電池の回収・リサイクルを容易にするため、端末機器からの取り外しの容易化、端末機器本体及び取扱説明書への小形二次電池使用機器であることを表示等を徹底する。</p> <p>(2) 携帯電話・PHS端末に使用する小形二次電池の排出抑制を促進するため、電池負荷の少ない製品の開発等を推進する。</p> <p>(3) 使用済小形二次電池を確実に再資源化事業者に引き渡す。</p> <p>(4) 具体的取組の公表方法を検討し、設計・製造での取組状況を平成17年度を目途として公表する。</p>	<p>1. (1) モバイル・リサイクル・ネットワークの取扱い店舗の拡大を図った(8500から8700店への拡大)。また、平成16年度リサイクル回収実績を6月21日に発表した。平成16年度の回収台数(本体)は8,528千台で、平成15年度に比べ3,189千台の減少となった。</p> <p>(2) 広報・啓蒙活動にも積極的に取組、各社ホームページへの掲載、請求書同封チラシ、取扱説明書への掲載のほか、新聞広告、TV広告などを利用したPR活動も実施した。また、使用済端末をショップに持参したお客様を対象にしたプレゼントキャンペーン等も実施した。</p> <p>(3) 買換・解約時の回収率を向上させるため、端末内に保存した個人情報のデータ移行、バックアップ施策を積極的に推進し、端末破砕機の導入も行った。</p> <p>(4) 回収目標値の検討に資するため、利用者の実態調査(アンケート調査)を平成16年及び平成17年に実施した。これにより、使用済端末を処分せず、2次利用する実態が把握できた。</p> <p>2. 平成16年度の製品環境アセスメントを2004年11月から2004年12月に参加会社11社において実施した。対象機器は調査時点の各社の携帯電話・PHSの代表機種とし、実施方法は「携帯電話・PHS端末の製品環境アセスメントガイドライン」の全評価項目を調査した。</p> <p>その結果、昨年度に比べ取組みレベルの向上、実施項目の増加が確認でき、各メーカーで3Rを積極的に取組んだ成果を得た。なお、以下に主要項目の進捗状況をまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リデュースの評価：製品の高機能化の中で省資源化、省電力化に取組んできた。また、重金属、化学物質の管理および削減、製品の長寿命化にも注力した。 ・リユースの評価：製品および付属品の共用化設計、修理可能な分離分解しやすい設計に取組んだ。 ・リサイクルの評価：環境影響が小さい材料、部品の選択および再資源化原料として利用が可能な材料部品にするための解体、分解が容易な構造の採用を推進し、解体作業者の分別作業を容易にするために材料・部品などのプラスチック材料名表示に取組んだ。 <p>3. (1) 端末機器からの取り外しの容易化について、「携帯電話・PHSの製品環境アセスメントガイドライン」において、製品設計上の評価項目とし各社取組んだ。小形二次電池使用機器であることの表示等の徹底について、「小型二次電池を使用する通信機器の表示に関するガイドライン<携帯電話・PHS運用編>」で規定している。</p> <p>(2) 製品の省電力化について、「携帯電話・PHSの製品環境アセスメントガイドライン」において、製品設計上の評価項目とし、電池負荷の少ない製品の開発に取組んできた。</p> <p>(3) モバイル・リサイクル・ネットワークで回収した使用済小形二次電池は、各事業者にて再資源化事業者へ引き渡して処理をおこなった。</p>	<p>1.</p> <p>(1) モバイル・リサイクル・ネットワークの取扱い店舗数の一層の拡大を図る。</p> <p>(2) 引き続き広報・啓蒙活動を積極的に推進し、モバイル・リサイクル・ネットワークの認知度向上を図る。</p> <p>(3) 端末内に保存した個人情報のデータ移行、バックアップ施策の充実を図る。端末破砕機についても更に導入を拡大していく。</p> <p>(4) 平成18年5月に3回目の利用実態調査を実施し、2次利用の動向を再度検証した上で、利用実態に適した回収・リサイクル目標値に相応しい指標及び算出方法について平成18年度を目途に策定する。</p> <p>2.</p> <p>今回の集計結果も踏まえ「製品環境アセスメント」の内容を更に充実させ、参加各社の携帯電話・PHSのより一層の3R取組に向け活動を推進する。</p> <p>3.</p> <p>(1) 今後も継続して活動する。</p> <p>(2) 電池負荷の少ない製品の開発等の取組を推進する。</p> <p>(3) 二次電池の回収を確実におこなう取組を継続する。</p> <p>(4) 平成17年度を目処に、モバイル・リサイクル・ネットワークのホームページで「製品環境アセスメント」公表をおこなう。</p>

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
33. 蛍光管等	<p>1. (社)日本電球工業会が作成した「ランプ及び安定器・製品アセスメントマニュアル」(平成4年7月制定、同14年7月改正)に基づいて製品アセスメントを継続実施し、3Rに配慮した設計を進め、蛍光ランプの小形化、長寿命化、水銀使用量の減量化を更に進める。</p> <p>2. 自治体による回収・リサイクルの支援、広報・普及活動の実施及びリサイクル技術の開発等の取組を推進することにより、回収率の向上に貢献する。 (社)日本電球工業会内のリサイクル相談窓口を通じ、使用済蛍光管の処理に関する一般消費者や自治体からの問い合わせに対応する。</p> <p>リサイクル事業者等に対して、適宜、回収・リサイクルの促進及び技術開発に有用な種々の情報を提供し、処理技術の向上に貢献する。</p> <p>3. 小形高効率の蛍光ランプの普及促進をはかり、一層の省エネルギー化を促進する。</p> <p>4. <u>海外における光源に係る環境保全の動向にも注目し、適宜対応施策を立案する。</u></p>	<p>1. リサイクルに配慮した設計と製造技術の向上に取組、下記の成果を得た。 一般照明用として普及率の高い従来形の環形蛍光ランプ3品種の寿命を平成17年6月に延長した(6,000時間を9,000時間に)。 電球形蛍光ランプの小形化を更に進展させ、一般電球とほぼ同じ形状で大きさの新製品を7月に開発し、10月に発売することとなった。 環境配慮形蛍光ランプ標準化調査研究委員会活動を行い、その成果物として工業会規格JEL303「蛍光ランプ封入水銀量の測定法」をレベルアップして平成17年3月「JIS化」提案した。</p> <p>2. 廃蛍光ランプの取り扱いに関する問い合わせに適正に対応するとともに自治体による回収・リサイクルへの支援及び処理業者への情報提供を強化すべく、工業会のホームページ掲載の「蛍光ランプ及び使用済み蛍光ランプに関するQ&A」の処理業者一覧の見直し改正を行った(平成17年7月)。</p> <p>3. 電球形蛍光ランプの性能規格のJISが平成16年9月に正式制定されたことを受けて、この省電力光源の普及促進のPR活動を行った。</p>	<p>1. 環境保全に配慮したランプ設計と製造技術の向上に取組、下記のような具体的開発を推進する。 蛍光ランプの水銀減量の目標値(最少水銀封入量)をガイドラインとして設定し、水銀量減量の指針とする。 製品安全を配慮しつつ引き続き長寿命化の開発に取り組む。</p> <p>2. 自治体、処理業者及び一般使用者からの問い合わせに引き続き適正に対応するとともに必要に応じホームページ掲載のQ&Aの見直し改正を行う。</p> <p>3. 会報、報道発表等を通じて、電球形蛍光ランプ、3波長形蛍光ランプ、高周波点灯専用形蛍光ランプの省エネ性、長寿命性をPRしてその普及促進に努める。</p> <p>4. 特に欧州の規制動向に注目するとともに我が国固有の状況も考慮して、必要に応じ対応施策案を作成する。</p>

品目名	平成17年9月ガイドライン (前回のガイドラインからの追加を <u>下線</u> で、変更を見え消しで記載)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
34. 自動販売機	<p>1. リデュース・リユース・リサイクル対策の推進</p> <p>(1) 平成9年8月に制定した日本自動販売機工業会の自主基準である「製品アセスメントマニュアル」(平成14年3月改正:「製品アセスメントガイドライン」に名称変更)に基づき、設計段階での製品アセスメント(有害物質の削減を含む)の実施を促進する。また、よりリユースの容易な設計、リデュースに配慮した機器設計を行うため、同ガイドラインの見直しを検討する。</p> <p>(2) リデュース・リユースの促進を図るため、自動販売機本体の構造改善による長寿命化、素材や部品の標準化・モジュール化、分解容易性等を推進する。</p> <p>(3) プラスチックの使用用途及び種類を調査し、種類数の削減、材質表示について検討する。</p> <p>(4) 日本自動販売機工業会、日本自動販売協会、全国清涼飲料工業会、日本自動販売機保安整備協会が制定した「自販機の適正廃棄マニュアル」(平成13年2月改定)に基づき、リサイクルの向上とフロン回収等の適正処理に努める。</p> <p>2. 技術開発の推進 使用済自販機の素材、部品に関して、関係業界との協力の下にリユース・リサイクルの促進となるような構造等の技術開発を推進する。</p> <p>3. 取組の公表 業界のリデュース・リユース・リサイクルに関する取組状況を公表するとともに、関係者への啓発・PRを実施する。</p>	<p>・自販機メーカー各社の平成16年度の開発製品における製品アセスメント実施状況を調査した。(17年6月)業界合計開発機種数(基本機種)は276機種、このうち製品アセスメント実施機種数は241機種であった。(約87%の実施率)。</p> <p>・蛍光灯点灯用インバータ回路のリユース可能性を検討した結果</p> <p>(1)屋外において長期使用(リユース)可能とするためには、防水、腐食防止をはじめと処置が必要となり、現状技術では、防水、腐食防止のためのカバーを取り付けることしかできず、結果として、機器全体が大型化しコストアップになる。</p> <p>(2)現状では自販機搭載インバータ回路の余寿命判定技術の開発力が自販機メーカーにはない。等 すぐには解決できない課題があり、実現のハードルが予想以上に高いことが判明するなど、対応策を検討中。</p> <p>・自販機部品のリユース実現シナリオを描くため、自動販売機工業会技術委員会製品アセスメントワーキンググループ委員会で先進企業を視察(平成16年11月、12月、平成17年1月)し、自販機業界における可能性を議論した。今後、限界リユース率、リユース・コスト、寿命、リユース製品に対する価値観の4条件について整理することとした。</p> <p>・主要プラスチック製部品(電照板、取出し口フラップ)の材料リサイクル実現の阻害要因を調査した結果、自販機犯罪対策のため、耐衝撃性を強化する添加物が混入されているなど単純なリサイクルは困難であり、今後各社独自の方法でリサイクルを進めることとした。</p> <p>・自販機は、鉄材が多いため、廃棄処理において、重量ベースでリサイクル率80%程度の材料リサイクルが行われており、フロン回収・破壊率についても台数ベースで100%に近い数字となっている</p> <p>・リユース、リサイクルを推進するにあたって、使用済み自販機を安全に処理できるように、要管理物質である、カドニウム、水銀、鉛、六価クロム、PBB、PBDEの削減の検討を開始した。</p>	<p>・製品アセスメント実施状況を17年度中に自販機工業会ホームページに公表する。</p> <p>・他産業のリユース先行機器を参考とするなどし、具体的に検討材料となる適当な自販機機種を指定し、日本自動販売機工業会技術委員会において</p> <p>・限界リユース率向上を目指した対応策</p> <p>・物理的寿命と社会的寿命の整合策</p> <p>・リユース・コストの低減策 について17年度中を目途に検討する。</p> <p>・主要プラスチックの材質表示の徹底と取り出し容易性(分解容易性)、洗浄容易性などによるリユース、リサイクルの促進を検討すると共に、プラスチック廃棄物のリデュースに取り組む。</p> <p>・要管理物質である、カドニウム、水銀、鉛、六価クロム、PBB、PBDE使用の全廃目標年、全廃にいたるまでの削減計画を平成18年6月までに策定する。</p> <p>・要管理物質の情報交換をする等により需要業界を啓発していくとともに、需要業界の意見も踏まえながら、技術・費用面等で現実的な3R方策の具現化していく。</p>

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
35. レンズ付フィルム	<p>1. リデュース・リユース・リサイクル対策の推進 使用済レンズ付きフィルムについては、理想的なクローズドループリサイクルとしてこれまで進められてきたリユース・リサイクルに関する取組を推進するとともに、商品企画・設計段階から、省資源化(リデュース)し、リユース・リサイクル容易な設計を行う。</p> <p>2. 回収の促進 現像所やミラボ(店頭処理写真小売店)等の協力者を増加させて回収を一層促進し、より確実な回収システムを構築することにより、リユース・リサイクル対象数量も増加させ、資源消費の抑制に努める。</p>	<p>1. 回収率アップへの努力 主要メーカーによる「レンズ付フィルムリサイクル委員会」を写真感光材料工業会内に設置。(平成13年9月) 店毎の協力者増加を狙った回収キャンペーンの実施(メーカー毎の活動) メーカー間の交換プログラム(回収時は他社品も回収し、本社間で生産会社に渡す)の交換実施</p> <p>2. 啓蒙活動 ガイドライン製品化・回収率向上のため写真業界団体(「全日本写真材料商組合連合会」、「日本カラーラボ協会」等)と写真業界誌16社に協力要請文を送付・掲載。 各種啓蒙活動の実施(例;クリーンセンターの「総合学習の時間」13年度以降、環境問題実験校での学習・レンズ付フィルム循環工場の見学、日本科学未来館での展示) 16年度は自治体の環境イベントでの展示・PRの実施 1) 大阪市のATCグリーンエコプラザ内のブースにてレンズ付フィルムの循環生産の紹介ビデオ上映、リサイクルシステムの説明パネル等で来場者へ訴求。(常設展示) 2) 伊丹市リサイクルフェア、八王子市イベントでの展示 外装容器に「リサイクルシステムの説明と図(6~9cm2)」の文字を記入(平成15年度) 小学校用教材等の作成・配布を行い、環境にやさしい生産活動の紹介。(16年度) 1) 小学校5年・社会科で学習する「我が国の工業生産」の単元や発展学習、及び「総合的な学習の時間」で使用する、環境学習用ビデオ教材「調べてみよう! レンズ付フィルム工場の秘密~循環生産ってなんだろう~」と教師指導用ガイドブックを作成し、全国の小学校1,000校に配布。本件は平成17年度の第43回日本産業映画・ビデオコンクール奨励賞を受賞。 2) ポプラ社小学生の環境見学シリーズ2、「見学でわかるリサイクルのしくみ」(写真の絵本)24~33頁に「レンズつきフィルム工場」を掲載。 3) 公立中学校総合学習(環境)への講師派遣により「レンズ付フィルムのリサイクル」の講義(川崎市枳形中、16年12月、17年1月)</p> <p>3. 各メーカーとも該当製品について、アセスメントを実施 易分解構造設計と環境配慮設計 共通部品化等使用材料の統一 コンパクト化による省資源化設計 (具体例) ・リサイクル時には易分解、フィルムが入っている状態では難分解。 ・ユニット化。 ・ボディ組立には、ネジや接着剤を使用していない。 リユース部品率のアップ、リサイクル材料の製品への再投入率のアップ等の継続した取組 製品間での部品共通化への継続した取組 エコリーフ Type ラベルの公開(各メーカーの取組) 回収、リユース・リサイクルの実施による数値効果を把握、改善に活用</p> <p>4. 詰替品への対応 外装容器に「エコリーフ」タイプ ラベルの公開、「日本製」の文字の記入(平成14年3月より開始)。 「日本カラーラボ協会」による現像戻り詰替品の調査(15年春、17年度実施し現在分析中) 調査結果として、1) 詰め替え品によるラボ処理上の問題点の集約、2) ラボ協会内での情報の共有化、3) 回収協力の呼びかけ (可能な相手に対し)法的措置の実施 (個別企業にて対応。平成15、16年に事例有)。</p>	<p>・ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施。 具体的には「進捗状況」欄に記した主要措置を引き続き実施していく。特に 1. 回収率アップ策として、店毎の協力者増加を狙った回収キャンペーンの実施(メーカー毎の活動) 2. 啓蒙活動では、学校で使用する環境教材(ビデオ教材、教師用指導ガイドブック)を作成し、広範囲に配布する。 3. 製品アセスメントでは、リサイクル時には易分解、フィルムが入っている状態では難分解な設計にする。 4. 詰め替え品への対応では、該当業者に渡らないような対応をとるとともに、可能な相手に対しては、法的措置をとる。</p>

業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの改定及びフォローアップ（案）

- 1 鉄鋼業
- 2 紙・パルプ製造業
- 3 化学工業
- 4 板ガラス製造業
- 5 繊維工業
- 6 非鉄金属製造業
- 7 電気事業
- 8 自動車製造業
- 9 自動車部品製造業
- 1 0 電子・電気機器製造業
- 1 1 石油精製業
- 1 2 流通業
- 1 3 リース業
- 1 4 セメント製造業
- 1 5 ゴム製品製造業
- 1 6 石炭鉱業
- 1 7 ガス業
- 1 8 工場生産住宅製造業

平成 1 7 年 1 0 月 1 3 日

産業構造審議会 廃棄物・リサイクル小委員会

業種	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置																		
1. 鉄鋼業	<p>鉄鋼業においては、資源有効利用促進法の特定省資源業種に指定されたことを踏まえ、鉄鋼製造に伴う副産物のリデュース・リサイクルを計画的に推進するとともに、他産業の副産物との競合、環境規制等の動向如何によっては厳しい状況が予想されるものの、現在高水準にある鉄鋼スラグのリサイクル率(平成16年度98.9%、出所:鉄鋼スラグ協会)の維持・向上を図るため、以下の対策を講ずる。</p> <p>鉄鋼スラグの利用拡大のための調査研究の推進 鉄鋼スラグの環境安全性、資源としての有用性を裏付けるため、鉄鋼スラグの基礎的・多面的なデータの蓄積・分析および知見の収集等を推進することにより、従来からの用途の拡大とともに河川、海域での利用等の新規用途開発を図る。</p> <p>利用拡大のためのPR活動等 各種スラグ製品のグリーン購入法特定調達品目指定を受け、空港建設等大型プロジェクト等に対応して、公共工事の施主である国土交通省地方整備局及び港湾局、地方公共団体、公社・公団に対して、鉄鋼スラグの特性と有用性のPR等に努める。 ユーザー、学会等を含む関係方面に対する理解を深めるため各種製品の冊子作成、ホームページの充実化等取り組む。</p> <p>さらに、産業廃棄物のリサイクルのため、再生品の市場の拡大、他産業からの材の受入れ等(廃プラスチック、廃タイヤ、ASR等)、産業間連携を推進することとする。 特に、これら廃プラスチック等の受入れについては、集荷システム等の条件整備を前提として、平成22年に100万tの受入れ目標を達成するべく、受入れ体制を整備する。</p> <p>以上の取組により、(社)日本鉄鋼連盟における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成10年度比で平成22年度に50%削減と設定し、早期に達成するべく努力する。</p>	<p>現状</p> <table border="1" data-bbox="1092 268 1887 451"> <tr> <td>鉄鋼スラグ生成量</td> <td>平成16年度</td> <td>3,674万t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成15年度</td> <td>3,590万t</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ最終処分量</td> <td>平成16年度</td> <td>39万t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成15年度</td> <td>37万t</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグの有効利用率</td> <td>平成16年度</td> <td>98.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成15年度</td> <td>99.0%</td> </tr> </table> <p>・鉄鋼スラグの海洋利用を拡大し、閉鎖性水域の赤潮・青潮の抑制をはじめとする環境修復や海流の改善による漁場環境の改善のための研究開発を平成16年9月より経済産業省の補助事業として開始した。</p> <p>・グリーン購入法の特定調達品目指定に向けた取組を実施し、その結果、平成13年度に高炉セメント、平成14年度に高炉スラグ骨材、鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物、鉄鋼スラグ混入路盤材、断熱材、平成15年度に土工用水砕スラグ、平成16年度に地盤改良用製鋼スラグ(サドコパケツ工法によるもの)、平成17年度に電気炉酸化スラグ骨材について公共工事での指定を受けた。また、指定を受けた高炉セメント、高炉スラグ骨材、鉄鋼スラグ混入路盤材等の普及活動に努めた。</p> <p>・高炉セメントについては、中央官庁、自治体、ゼネコン等の関係機関に継続的PRに努めた。特に高炉セメント普及の低い東北、北陸地区においてPR冊子「鉄鋼スラグの高炉セメントへの利用」等により普及活動を行った。 また高炉セメントが「住宅の品質確保の促進等に関する法律」による特別評価方法の認定を受けたことから建築基礎への普及拡大に努めた。</p> <p>・土工用水砕スラグ活用技術の適用拡大については、現地試験および評価を行い(財)沿岸技術研究センター等との共同研究を進め、「港湾工用水砕スラグ利用手引書」の改訂に向けた準備を行った。</p> <p>・高炉水砕スラグを用いた底質改善材の開発については、マリノフォーラム21の試験事業(宍道湖環境改善研究)へ参加し、高炉水砕スラグの汽水域における基本特性を実水域にて立証し、覆砂材としてのヤマトシジミ漁場への適用評価について引き続き研究開発を進めた。</p> <p>・電気炉酸化スラグのコンクリート骨材等の普及については、JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材 - 第4部:電気炉酸化スラグ骨材)が平成15年6月20日に公示され、平成16年7月には第1号のJIS認定工場が誕生した。電気炉業界では、平成17年4月に「電気炉スラグ普及委員会」を設け、コンクリート用骨材のJIS認定工場の拡大、電気炉スラグ製品の普及促進等に努めている。</p> <p>・鉄鋼スラグ製品の普及に向けて、ホームページのコンテンツの充実に努めており、入門者用(地方自治体等でスラグを使用する際に地元の方にスラグを説明する際に活用頂く)ホームページを新たに作成した。 その他スラグニュースの刊行、グリーン購入法対象製品の説明冊子、パンフレットを作成し官庁、自治体等関係需要先にPRを行った。</p> <p>地域においても以下に述べる活動を精力的に行った。</p> <p>東日本地域の活動: 1. 公共工事の工事費縮減方針を踏まえ、グリーン購入法の指定品目のリサイクル材であることを官庁及び自治体へPRし、下記の適用活動を推進した。(東部地区)</p>	鉄鋼スラグ生成量	平成16年度	3,674万t		平成15年度	3,590万t	鉄鋼スラグ最終処分量	平成16年度	39万t		平成15年度	37万t	鉄鋼スラグの有効利用率	平成16年度	98.9%		平成15年度	99.0%	<p>・鉄鋼スラグの海洋利用に係る研究開発 ・高炉セメントの東日本中心の土木工事ならびに築基礎への普及拡大 ・ベトナム建設省とのスラグセメント規格化共同研究の推進 ・道路用鉄鋼スラグJIS改正 ・「港湾工用水砕スラグ利用手引書」の改訂 ・マリノフォーラム21に参加、水砕スラグの覆砂材としての活用推進</p> <p>・電気炉スラグについては以下の活動を行う。 コンクリート骨材 JIS 認定工場取得支援 NETIS(国交省:新技術情報提供システム)登録等により普及促進活動の推進、 電気炉スラグ製品の用途拡大、還元スラグの工場内リサイクル推進 等</p> <p>・PR冊子、ホームページ等を活用したグリーン購入法を踏まえた各種スラグ製品の普及推進 ・海外における鉄鋼スラグ利用の実態を調査 ・スラグ製品の使用を促進するため販売に資する「スラグビデオ」作成</p>
鉄鋼スラグ生成量	平成16年度	3,674万t																			
	平成15年度	3,590万t																			
鉄鋼スラグ最終処分量	平成16年度	39万t																			
	平成15年度	37万t																			
鉄鋼スラグの有効利用率	平成16年度	98.9%																			
	平成15年度	99.0%																			

業種	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
2. 紙・パルプ製造業	<p>紙・パルプ製造業においては、資源有効利用促進法の特定省資源業種に指定されたことを踏まえ、紙・パルプ製造に伴う副産物のリデュース・リサイクルを計画的に推進するため、以下の対策を講ずる。</p> <p>技術開発等により生産工程における省資源化や副産物の排出の抑制を推進する。</p> <p>排出量の大部分を占める汚泥については、今後とも古紙リサイクルの拡大に伴いその発生が増大が見込まれるものの、脱水処理に加え、焼却処理を促進することによる減量化を促進するとともに、それらによって得られるエネルギーを、蒸解工程及び抄紙工程における熱源として利用することを推進する。</p> <p>汚泥、石炭灰、汚泥焼却灰などについてリサイクルを促進するとともに、その新規利用分野を開拓するため、業界団体において、技術的な調査研究、情報交換を推進する。</p> <p>以上の取組により、日本製紙連合会における産業廃棄物の最終処分量(有姿量)の削減目標を平成10年度比で平成22年度に57%削減(45万トン)と設定し、早期に達成するべく努力する。</p> <p>また、紙・パルプ製造業においては、古紙の利用の拡大を一層推進するとともに製材残材や建設発生木材由来のチップのうち製紙原料として経済的、技術的に利用可能なものの利用に努める。</p>	<p>各社における繊維分の回収強化及び灰分の回収・再利用技術開発、並びに日本製紙連合会等においてこれらの情報交換等について環境保全委員会を通じて実施。</p> <p>各社において、廃棄物の性状及び発生量に合わせた最適な廃棄物焼却炉や廃棄物ボイラーの導入または能力アップを促進。</p> <p>各社におけるセメント原料、土壌改良材、などへの利用状況、及び汚泥焼却炉にかかる規制によるリサイクルへの影響とその対応方向、問題点等について日本製紙連合会等において検討、情報交換について環境保全委員会を通じて実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本製紙連合会において産業廃棄物等有効利用調査を実施し専門誌を通じて公表。 ・日本製紙連合会等において最終処分状況の調査を実施し公表。 ・産業廃棄物の最終処分量 15年度 60.4万トン <p>古紙利用率は、平成16年度末で60.3%。「平成17年度までに60%に向上する」とした目標達成に向けて着実に実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、日本製紙連合会において産業廃棄物等有効利用調査を実施し公表。 ・日本製紙連合会パルプ・古紙部会では、達成状況を踏まえ、古紙利用が少ない紙分野について紙種別の古紙の利用技術等、さらに古紙の調達両面から18年度以降の目標について検討中である。

業種	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
3. 化学工業	<p>化学工業においては、有機化学工業製品製造業及び無機化学工業製品製造業が資源有効利用促進法の特定省資源業種に指定され、該当する企業毎に副産物の発生抑制等に関する計画を推進中であることなどを踏まえ、副産物のリデュース・リサイクルを含めた以下の対策を講ずる。</p> <p>原料の高純度化、中和剤・脱色剤・ろ過剤・触媒等の変更や使用量の削減、さらには製造プロセスの抜本的な見直しなどにより、製品収率の向上を図り、副産物の発生の抑制を推進する。</p> <p>汚泥の最終処分量減量化のため、無機性汚泥については、石膏、セメント、煉瓦、タイル、地盤改良材などとしての利用を、有機性汚泥については、原料、燃料、肥料・土壌改良材などとしての利用をさらに促進する。併せて脱水設備や焼却設備の改善及び設置により、各事業者において、中間処理による減量化をさらに推進する。</p> <p>以上の取組により、(社)日本化学工業協会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成10年度比で平成22年度に70%と設定し、早期に達成するべく努力する。</p>	<p>副産物については、レスポンスブル・ケア活動にもとづき各事業者の自主的取組として、以下のように進めてきている。</p> <p>産業廃棄物の最終処分量の削減率について 平成15年度における最終処分量削減率は、平成10年度比で54%削減(平成2年度に比べ79%削減、前年度と比べて15%削減)となった。</p> <p>構成企業による自主的取組状況について 設備や運転条件の改善など、それぞれの製造工程に適した副産物の発生抑制に創意工夫をもって取組んでいる。 具体的には、新規に開発した触媒、プロセス等により、副産物をほとんど発生しない技術や発生を抑制するいくつかの新技术の開発が進められた。</p> <p>化学工業における発生量の最も多い汚泥については、事業者の努力により8割が減量化され、残りの2割のうち4割を再資源化している。高性能脱水装置の導入やスラッジ専用の焼却設備の導入による燃え殻のセメント等への利用が進められており、減量化・再資源化率の向上を進めている。 具体的には、汚泥に次いで発生量の多い廃油(廃溶剤)について、例えば、廃塗料からの溶剤回収システムの導入によるリサイクル利用を進めるなど、多くの事業者が再資源化に取り組んでいる。</p> <p>左記目標を達成するべく、毎年の廃棄物実態調査を通して進捗状況をチェックしており、おおむね達成の見込で推移している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・化学業界の産業廃棄物最終処分量は発生量の5～6%までに削減されてきているが、化学産業の特徴を生かし更に一層の有効利用等改善を考えていきたい。 ・その他、ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施。

業 種	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部____は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
4. 板ガラス製造業	<p>1. 板ガラス製造業においては、その副産物のリデュース・リサイクルを推進し、板硝子協会において定める産業廃棄物の最終処分量の削減目標(平成22年度において平成10年度比42%削減[平成15年度73%])を引き続き達成するべく努力する。今後更なる最終処分量の減少に向け、特に以下の対策を講ずる。</p> <p>製品の歩留まりの向上等により、工程内カレットの発生抑制に努める。</p> <p>磨き砂汚泥(微粒珪砂)のガラス原料としての再利用及び新規用途へのリサイクルにより、再資源化率(平成15年度96%)の維持・向上を図る。併せて、含水率のコントロール、脱鉄などにより原料としての高付加価値化を図る。</p> <p>磨き砂汚泥(微粒珪砂)の既存の利用分野及び新規利用分野での利用拡大のため、板硝子協会加盟各社において建材メーカー等ユーザーへの広報活動に努める。</p> <p>2. 板ガラス製造業においては、その需要先の大部分を占める建設用途、自動車用途の板ガラスにつき、回収リサイクルシステム構築の検討を引き続き行う。</p> <p>建設廃棄物として排出される板ガラスにつき、生産工程への再投入を基本としてリサイクルシステムの構築を図る。</p> <p>廃自動車から排出されるガラス(自動車リサイクル法ではASR処理される)のうち自主的に取外し回収されたガラスについて、自動車メーカーと連携してリサイクルテストを行う。</p>	<p>1. 副産物のリデュース、リサイクルを推進するため、特に以下の対策を講じた。</p> <p>製品の歩留まりの向上等により工程内カレットの発生抑制に努めている。また、発生したカレットについても、ほぼ全量リサイクルしている。</p> <p>磨き砂汚泥(微粒珪砂)については、ガラス原料としての再利用の他に、セメントや窯業建材ボードの原料、銅・亜鉛精錬用としての利用を進めた結果平成15年度には再資源化率が96%となった。</p> <p>既存の利用分野及び新規利用分野での利用拡大のため、板硝子協会加盟各社が、建材メーカー等ユーザーへの広報活動に努めている。</p> <p>現状(平成15年度:脱水処理後ベース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磨き砂汚泥発生量 74.6千t(平成14年度81.3千t) ・磨き砂汚泥最終処分量 3.0千t(平成14年度0.7千t) ・磨き砂汚泥再資源化率 96%(平成14年度99%) <p>2. 回収リサイクルシステム構築を推進するため、特に以下の対策を講じた。</p> <p>建設廃棄物として排出される板ガラスのリサイクルシステムの検討を進めるにあたり、板硝子協会内部においてリサイクルチームを発足させ、取組の一元化・早期具体化を図っている。</p> <p>一部の自動車メーカーから回収ガラスカレットのリサイクルテスト要求があり、テストを継続中。受入れ基準に対する品質調査、フィードバックや窯への投入テストを行なっている。</p> <p>3. 以上の取組により、平成15年度の最終処分量は平成10年度比で73%減となった。</p>	<p>1. 副産物のリデュース・リサイクルを推進し、最終処分量の削減目標を達成するべく引き続き以下の対策を講ずる。</p> <p>工程内カレットの発生抑制に努める。</p> <p>再資源化率の維持を図るとともに、原料としての高付加価値化を図る。</p> <p>2. 回収リサイクルシステム構築を推進するため、引き続き以下の取組を進める。</p> <p>建設廃棄物として排出される板ガラスにつき、今後排出量の増加が見込まれる合わせガラス、複層ガラスを対象として、会員企業の一工場に先行してリサイクル設備を設置し、テストを行った後早期の稼働を目指す。</p> <p>廃自動車から排出されるガラスについて、回収ガラスカレット量の拡大案が示されており、設備能力を含めた対応の検討、取組を行なう。</p>

業種	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置																																																																																										
5. 繊維工業	<p>1. 繊維工業においては、リデュース・リサイクルを促進するため各業界団体、各企業が自主的に以下の対策を講ずる。 汚泥等の減量化のため、化合繊維系製造工程においては脱水・乾燥・焼却等により中間処理を強化し、リサイクルの用途拡大を促進する。 また、染色整理工程においては設備の改善を引き続き行う。</p> <p>繊維くず等のリデュース・リサイクルを促進するため、生産条件の改善や工程管理の強化によりその発生量を削減し、発生したものについては、マテリアル・ケミカル・サーマルの各リサイクルを一層推進する。 このほか、繊維の製造事業者は、個々の事業所等において製造工程で発生する繊維くず等の減量化の取組を、今後とも継続していくことが必要である。 このため、事業者が製造工程から排出される工程内繊維廃棄物の実態を把握し、減量化の目標値を設定し、更には、これを公表していくというような取組も、一つの選択肢として関係者が検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本化学繊維協会においては、繊維屑の減量化・熱回収などの推進によりリサイクル率9割を上回る現状を下回ることのないように取り組む。 日本紡績協会においては、紡績工程における落ち綿(全繊維)の業界全体での発生量が、平成14年度は年間約14,763トンであり、これを平成19年度には14,400トンに減量化する 	<p>化学繊維製造業における汚泥の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発生量</th> <th>最終処分量</th> <th>再資源化量</th> <th>有効利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成11年度</td> <td>34.4万t</td> <td>2.5万t</td> <td>2.8万t</td> <td>52%</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>13.7万t</td> <td>0.8万t</td> <td>2.2万t</td> <td>73%</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>14.6万t</td> <td>0.7万t</td> <td>2.8万t</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>14.2万t</td> <td>0.5万t</td> <td>10.4万t</td> <td>95%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)平成16年度調査対象事業場:30事業場(12社)</p> <p>染色整理業における汚泥の現状</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発生量</th> <th>最終処分量</th> <th>再資源化量</th> <th>有効利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13年度</td> <td>22.7万t</td> <td>1.1万t</td> <td>0.7万t</td> <td>39%</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>38.5万t</td> <td>0.5万t</td> <td>1.3万t</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>36.7万t</td> <td>1.3万t</td> <td>1.1万t</td> <td>46%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)平成15年度調査対象事業場:36事業場(32社)</p> <p>脱水、乾燥、焼却等の中間処理量の増大によって、汚泥、ばいじん等の最終処分量を削減。また、残余されたこれらの廃棄物についてもセメント原料や肥料等への再資源化を推進。</p> <p>染色整理工程において使用する染料、薬品類等の量の最小化により廃水処理に係る環境負荷を軽減するため、以下の新鋭染色設備の導入を推進。</p> <p>染料、薬品類投入量の最小化 カラーマッチング機、自動染剤調合機の普及は、機械染色整理業にほぼ普及し、現在はより高性能なシステムに移行しつつある。インクジェット染色装置については試作レベルから実用化に向けての装置開発が行われており、現在世界トップレベルにある。</p> <p>用水使用量の最小化 引き続き低浴比噴流式染色機、向流式洗浄装置の普及が図られている。 染色整理業の排水処理において従来の好気性処理に替えて嫌気性処理による汚泥減容化の取組が開始されている。</p> <p>ポリエステル減量加工により排出されるテレフタル酸の処理は従前の方法に代えて、汚泥量発生が少ない、活性汚泥による方法に切り替わりつつある。</p> <p>染色整理工程の糊抜精練工程において使用する用水等の最少化を図るため、エネルギー使用合理化関係技術実用化補助金において研究開発された「連続低温プラズマ処理装置」「超低浴比染色加工システム」「酵素による綿繊維の連続精練」「二次元測色機及び染色自動調液装置」の実用化を達成。また、「二次元測色機及び染色自動調液装置」については、格外品の発生の減少による廃棄物処理量の減少にも寄与している。(平成10年度、平成11年度)</p> <p>化学繊維製造業における繊維くずの推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発生量</th> <th>最終処分量</th> <th>再資源化量</th> <th>有効利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成11年度</td> <td>7.7万t</td> <td>1.7万t</td> <td>4.2万t</td> <td>71%</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>10.1万t</td> <td>0.9万t</td> <td>7.3万t</td> <td>89%</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>9.3万t</td> <td>0.6万t</td> <td>6.8万t</td> <td>92%</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>9.7万t</td> <td>0.7万t</td> <td>7.7万t</td> <td>92%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)平成16年度調査対象事業場:30事業場(12社)</p> <p>染色整理業における繊維くずの現状</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発生量</th> <th>最終処分量</th> <th>再資源化量</th> <th>有効利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13年度</td> <td>0.18万t</td> <td>0.02万t</td> <td>0.12万t</td> <td>86%</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>0.21万t</td> <td>0.01万t</td> <td>0.14万t</td> <td>93%</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>0.15万t</td> <td>0.03万t</td> <td>0.07万t</td> <td>70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)平成15年度調査対象事業場:36事業場(32社)</p>		発生量	最終処分量	再資源化量	有効利用率	平成11年度	34.4万t	2.5万t	2.8万t	52%	平成14年度	13.7万t	0.8万t	2.2万t	73%	平成15年度	14.6万t	0.7万t	2.8万t	80%	平成16年度	14.2万t	0.5万t	10.4万t	95%		発生量	最終処分量	再資源化量	有効利用率	平成13年度	22.7万t	1.1万t	0.7万t	39%	平成14年度	38.5万t	0.5万t	1.3万t	72%	平成15年度	36.7万t	1.3万t	1.1万t	46%		発生量	最終処分量	再資源化量	有効利用率	平成11年度	7.7万t	1.7万t	4.2万t	71%	平成14年度	10.1万t	0.9万t	7.3万t	89%	平成15年度	9.3万t	0.6万t	6.8万t	92%	平成16年度	9.7万t	0.7万t	7.7万t	92%		発生量	最終処分量	再資源化量	有効利用率	平成13年度	0.18万t	0.02万t	0.12万t	86%	平成14年度	0.21万t	0.01万t	0.14万t	93%	平成15年度	0.15万t	0.03万t	0.07万t	70%	<p>「繊維製品3R推進会議」において、各団体より発表されたアクションプランのフォローアップを引き続き行い、進捗状況の把握及び公表に努める。</p> <p>染色整理業における活性汚泥処理設備の運転方法を改良することにより、発生汚泥量の削減を図る。</p> <p>オープン・エンド方式(比較的太い糸の生産に適する紡績方式)での紡績への、再生綿の投入割合を増やす。<日本紡績協会></p> <p>一般にはポリエステル綿が用いられているベッド・パッド(ベッドと敷布の間に敷く薄い敷物)について、側地・中綿とも綿100%(落綿を使用)の製品を開発する。<日本紡績協会></p>
	発生量	最終処分量	再資源化量	有効利用率																																																																																									
平成11年度	34.4万t	2.5万t	2.8万t	52%																																																																																									
平成14年度	13.7万t	0.8万t	2.2万t	73%																																																																																									
平成15年度	14.6万t	0.7万t	2.8万t	80%																																																																																									
平成16年度	14.2万t	0.5万t	10.4万t	95%																																																																																									
	発生量	最終処分量	再資源化量	有効利用率																																																																																									
平成13年度	22.7万t	1.1万t	0.7万t	39%																																																																																									
平成14年度	38.5万t	0.5万t	1.3万t	72%																																																																																									
平成15年度	36.7万t	1.3万t	1.1万t	46%																																																																																									
	発生量	最終処分量	再資源化量	有効利用率																																																																																									
平成11年度	7.7万t	1.7万t	4.2万t	71%																																																																																									
平成14年度	10.1万t	0.9万t	7.3万t	89%																																																																																									
平成15年度	9.3万t	0.6万t	6.8万t	92%																																																																																									
平成16年度	9.7万t	0.7万t	7.7万t	92%																																																																																									
	発生量	最終処分量	再資源化量	有効利用率																																																																																									
平成13年度	0.18万t	0.02万t	0.12万t	86%																																																																																									
平成14年度	0.21万t	0.01万t	0.14万t	93%																																																																																									
平成15年度	0.15万t	0.03万t	0.07万t	70%																																																																																									

- ・日本羊毛紡績会においては、製造工程において減量化に向けて生産管理を徹底するとともに、発生した繊維くずを紡毛用原料に再利用する取組を従来以上に推進することにより、平成16年度に繊維くずの発生量6%のうち、廃棄物が占める割合を3%から1%に削減。今後も現状を下回ることはないように取り組む。
- ・日本被服工業組合連合会においては、製造業者・販売業者の生地在庫・製品在庫の削減を図るため、IT活用システムにつき検討委員会を設置して検討する。

廃棄物処理・リサイクル等に関する技術開発を推進するため、繊維の製造事業者は再生用途拡大のための技術開発・新商品開発を積極的に推進する。その際、繊維製品以外の再生用途も視野に入れ、幅広い用途の検討を推進する。

- ・日本紡績協会においては、衣料用途には限界があるため、新たに産業資材用途（再生用途としてルーフィングボード壁材へのぬり込み等）の開発を実施するとともに、引き続きコストを削減し、販売可能な産業用途の開発を実施（壁用のボード等）する。
- ・日本羊毛紡績会としては、羊毛繊維製品の再商品化の用途としては、中古衣料品としての再利用 反毛化、の2つがあるが、現状の反毛の用途がフェルト、マット、靴下等に限られている。このため、反毛がより積極的に多様な製品の原料として活用されるよう用途を開拓していく。

再生繊維を使用した製品の「マーク」制度を推進するため繊維の製造事業者は、再生繊維を一定程度使用した再生繊維製品の基準を作り、この基準を満たす製品にマークを付与するとともに、消費者へのPRを積極的に推進していくよう努める。

- ・日本被服工業組合連合会において、国内生産の再生ポリエステル繊維使用生地を使用し、国内事業場で縫製された製品に添付されている「国産エコ・ユニフォームマーク」、国内生産の再生ポリエステル繊維生地を使用し、海外で縫製された製品に添付されている「海外縫製エコ・ユニフォームマーク」について、両マークをあわせて、

平成17年度目標 80万枚

平成21年度目標100万枚

の添付を目指す。

繊維の製造等事業者は、再生繊維を一定程度使用することができる品目を選定し、このような品目に占める再生繊維の利用比率に関する自主的な目標値を設定することが可能かどうか検討する。

再生利用が容易な製品の「マーク」制度を推進するため、繊維の製造等事業者は、再生利用が容易な製品の基準を作りこの基準を満たす製品にマークを付与するとともに、流通事業者、故繊維事業者の協力を受けて、これを回収・再商品化するためのシステムの構築を目指すよう努める。

- ・日本アパレル産業協会においては、リサイクル配慮設計商品に添付する「E COMATE」マークについて、

平成17年度目標 10ブランド 55万枚

平成21年度目標 30ブランド 85万枚

を目標とする。

例えば100%同一素材で構成される製品等、リサイクルに配慮した製品設計を行うことができる品目を選定し、このような品目に占めるリサイクル配慮製品の生産・販売比率等に関する自主的な目標値の設定を行うことが可能かどうか検討する。

2. 繊維製品サプライチェーンにおける産業廃棄物の減量化
- ・繊維製品サプライチェーンにおいて情報技術を積極的に活用する

日本紡績協会において、紡績工程における落ち綿（全繊維）の業界全体での発生量は、平成16年度で年間14,556トンとなっている。引き続き減量化に努める。

繊維くずを再溶融して、成型品、つめ綿等への再資源化を推進するとともに、焼却処理時におけるサーマルリサイクルを推進。

製織時に生じる捨て耳の再生利用技術の開発を実施。（平成10年度）その後、その開発された技術の普及及び事業化を推進。

平成15年10月に日本被服工業組合連合会理事会において、国内生産の再生ポリエステル繊維使用生地を使用し海外で縫製された製品について、「海外縫製エコ・ユニフォームマーク」制度を設けることが認められた。これを受け、平成16年2月には、全国3,300箇所の自治体にパンフレットを配布、PRを行った。（平成15年度）

「国産エコ・ユニフォームマーク」「海外縫製エコ・ユニフォームマーク」は、平成16年度はあわせて73万枚（国産：56万枚、海外：17万枚）に普及。

（社）日本アパレル産業協会における「E COMATE」マークの実施状況は、平成16年度末において7ブランド、平成16年度の展開数量は50万枚となっており、今後も普及に努める。

家具・自動車等で用いられるクッション材について、現在はウレタンが用いられているが、リサイクルが可能なポリエステル系繊維から、ウレタンと同等レベルの製品を製造する技術開発を行う。（平成17年度）

衣料品の大部分を占める、合成繊維と天然繊維の混紡品（主としてポリエステルと綿の混紡品）について、両者を分離し、天然繊維部分をセルロースナノファイバーにして再利用する技術開発を検討する。（平成17年度）

ことにより、生産、流通業務を効率化し、実需対応型の生産・販売を積極的に推進することにより、中間製品、最終製品の不良在庫の削減等を図る。

- ・日本アパレル産業協会においては、日本百貨店協会と日本アパレル産業協会が合意した新しいビジネスモデルである「コラボレーション取引」の普及を促進する。そのために、日本百貨店協会と共同で普及促進協議会を立ち上げるとともに、J A I C (日本アパレル産業協会) 標準 E D I メッセージの普及を推進し、Q R / S C M を拡大する。
- ・日本被服工業組合連合会においては、製造事業者・流通業者の生地在庫・製品在庫の削減を図るため、I T 活用システムにつき、業界内で検討委員会を設置し、検討を進めることとする。

3. 日本染色協会、日本毛整理協会、日本繊維染色連合会と関係する業界団体等が連携して、産業廃棄物の最終処分量の削減方策を検討するとともに、その新たな削減目標の設定について検討する。

情報化導入支援事業を実施(平成11年度～)し、効率の良い物流管理や受発注を行うために必要な情報化導入を支援することにより、不良在庫の圧縮を促進。

需要予測が困難な繊維業界に対応した新しいビジネスモデルを策定・普及することにより、リスク分担を明確にした効率的な受発注体制構築を通じ、不良在庫圧縮を図る。具体的な取組としては、アパレル-百貨店間の製品取引を対象とした「コラボレーション取引」(平成14年策定)、テキスタイル-アパレル間の生地取引を対象とした「T A プロジェクト取引ガイドライン」(平成16年度策定)が挙げられる。

新鋭染色設備の導入を図り、染色整理工程において使用する染料、薬品類等の最少化により排水処理に係る負荷を軽減し、汚泥等の減量化を促進。(インクジェットプリンターを導入することにより、従来の捺染設備と比較して、水の使用量(=排水量)が約25～30%軽減でき、それにより汚泥・スラッジの減量化を一部促進している)

業 種	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置																																																																				
6. 非鉄金属製造業	<p>非鉄金属製造業においては、銅第一次製錬・精製業が資源有効利用促進法の特定省資源業種に指定されたことを踏まえ、スラグ、ダスト、金属くず等のリデュース・リサイクルを促進するため、業界内外との連携を一層強化するとともに以下の対策を講ずる。</p> <p>スラグの有効利用促進を図る為に、業界としてのスラグに関する共通パンフレットを作成し、普及活動に努める。 また、非鉄金属製錬スラグの特性を生かした新規利用先の検討を行うと共に、官公庁土木建設用資材への利用促進を図る為の検討を行う。</p> <p><u>非鉄金属製造業の特徴を生かした ASR(オートモービル シュレッダー レジデュ)等の非鉄金属含有廃棄物から有用な非鉄金属の回収利用を推進すると共に、より一層効率的な回収・利用を行う為の研究開発を行う。</u></p> <p>その他の非鉄金属製造業についても副産物のリデュース・リサイクルへの取組を続行する。とりわけ、アルミドロスについては、生産管理の徹底によりその発生抑制に取り組むとともに、有効に再利用するための技術開発を行う。 <u>また、電線・ケーブル製造について、リサイクルを促進するため、阻害要因となっている塩ビ被覆電線の非鉛化と廃電線塩ビ被覆材からの鉛除去技術の調査・検討を行う。</u></p> <p>以上の取組の結果により、日本鉱業協会、日本伸銅協会、日本アルミニウム協会、日本アルミニウム合金協会、日本電線工業会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を以下のとおりと設定し、早期に達成するべく努力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本鉱業協会 平成10年度比で平成22年度に37%削減 日本伸銅協会 平成10年度比で平成22年度に76%削減 日本アルミニウム協会 平成10年度比で平成22年度に14%削減 日本アルミニウム合金協会 平成10年度比で平成22年度に10%削減 日本電線工業会 平成10年度比で平成22年度に50%削減 	<p>【日本鉱業協会】 銅、鉛、亜鉛製錬分野の 鉱業廃棄物/有価発生物、産業廃棄物/有価発生物の発生量・最終処分量 [CJC報告データより]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1998</th> <th>1999</th> <th>2000</th> <th>2001</th> <th>2002</th> <th>2003</th> <th>年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生量</td> <td>317</td> <td>320</td> <td>331</td> <td>316</td> <td>340</td> <td>320</td> <td>万トン</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>70</td> <td>59</td> <td>66</td> <td>57</td> <td>55</td> <td>63</td> <td>万トン</td> </tr> <tr> <td>最終処分率</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>地金生産量比</td> <td>100</td> <td>105</td> <td>111</td> <td>108</td> <td>107</td> <td>108</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>***最終処分量の削減要因：廃棄物を製錬の副原料として使用 廃棄物を浄化処理して製品化</p> <ul style="list-style-type: none"> 銅スラグ細骨材を使用したコンクリートの長期暴露試験を実施 各製錬所でのコンクリート試験を継続して実施 平成14年2月、銅スラグ及びフェロニッケルスラグがコンクリート用細骨材としてのグリーン購入法特定調達品目に指定。なお、銅スラグ及びフェロニッケルスラグを用いたケーソン用中詰め材についても特定調達品目への指定を申請しているが、使用実績が不十分、固定価格でないとの理由で指定を保留 スラグ類の分析方法に関するJIS作成委員会(経済産業省標準課の委託事業)に参画。本件はJIS0058「スラグ類の化学物質試験法」として平成17年3月に制定の運び 道路用非鉄スラグJIS作成委員会を当協会内に立ち上げ、供用性評価のため製錬所3箇所および岡山県道でスラグを用いた試験舗装を実施 <p>・ASR(オートモービル シュレッダー レジデュ)等から有用な非鉄金属を回収するための施設は、平成16年度に新たに1箇所稼働、全国で5箇所稼働 <非鉄金属製造業におけるシュレッダーダスト処理実績></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1999</th> <th>2000</th> <th>2001</th> <th>2002</th> <th>2003</th> <th>年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理量</td> <td>36.4</td> <td>63.0</td> <td>87.0</td> <td>156.0</td> <td>203.7</td> <td>千トン</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注：ASR以外のシュレッダーダストを含む) ・平成14年度から、廃二次電池、ASR等の廃棄物から有用な非鉄金属元素を一層回収利用する研究開発を実施</p> <p>【日本電線工業会】 電線の製造について、 ・廃プラスチックの分別強化を図り、再資源化を推進。</p> <p><実績推移></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1998</th> <th>1999</th> <th>2000</th> <th>2001</th> <th>2002</th> <th>2003</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最終処分量(トン)</td> <td>38,059</td> <td>34,853</td> <td>33,062</td> <td>26,791</td> <td>22,843</td> <td>14,784</td> </tr> </tbody> </table> <p>【日本伸銅協会】 伸銅品の製造については、 ・廃酸、廃油、溶剤の再資源化等の促進 ・鉱さい、スラグ等からの有用金属回収、再資源化率向上 ・梱包資材のアルミ化標準化・通い箱化の推進 ・廃プラ、廃ビニールの原料化による有価売却 ・廃木材のチップ化による燃料化の促進 ・電子化によるコピー用紙の削減、古紙回収促進</p>		1998	1999	2000	2001	2002	2003	年度	発生量	317	320	331	316	340	320	万トン	最終処分量	70	59	66	57	55	63	万トン	最終処分率	22	18	20	18	16	20	%	地金生産量比	100	105	111	108	107	108			1999	2000	2001	2002	2003	年度	処理量	36.4	63.0	87.0	156.0	203.7	千トン		1998	1999	2000	2001	2002	2003	最終処分量(トン)	38,059	34,853	33,062	26,791	22,843	14,784	<p>スラグの有効利用促進を図る為に、各規格類、マニュアル類の整備を図るとともに、今年度中に道路用非鉄スラグJIS策定を目指す。 また、JIS作成活動の一環として、製錬所で実施した試験舗装について追跡調査を行なうとともに土木建築関係独立行政法人の試験走行路で促進載荷試験を行い、供用性についての基礎データを収集する。</p> <p>非鉄金属製造業の特徴を生かした再資源化技術の開発を推進するとともに、現在最終処分されている非鉄金属含有廃棄物をリサイクルに誘導し、再資源化量の拡大を図るとともに最終処分量の低減に貢献する。</p> <p>その他の非鉄金属製造業についても副産物のリデュース・リサイクルへの取組を続行する。とりわけ、アルミドロスについては、生産管理の徹底によりその発生抑制に取り組むとともに、有効に再利用するための技術開発を実施。また、銅系スクラップのリサイクル性向上のため、銅くず及び銅合金くず分類基準JISの規格改正を平成17年度中に実施する。 また、これまで講じてきた措置により、産業廃棄物の最終処分量の削減目標の達成に向けた取組の推進や見直しを図ることとする。</p> <p>【日本電線工業会】 ・塩ビ被覆電線の非鉛化と廃電線塩ビ被覆材からの鉛除去技術の調査・検討の実施。 ・最終処分量の削減目標については、これまでの減量努力により平成15年度実績において既に達成しているところ。今後も引き続き最終処分量の削減に努力するとともに、削減量の推移を勘案しつつ、目標値の改定や新たな目標の設定について検討を行う。</p> <p>【日本伸銅協会】 最終処分量の削減目標については、これまでの減量努力により平成15年度実績において既に達成しているところ。今後も引き続き最終処分量の削減に努力するとともに、削減量の推移を勘案しつつ、目標値の改定や新たな目標の設定について検討を行う。</p>
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	年度																																																																
発生量	317	320	331	316	340	320	万トン																																																																
最終処分量	70	59	66	57	55	63	万トン																																																																
最終処分率	22	18	20	18	16	20	%																																																																
地金生産量比	100	105	111	108	107	108																																																																	
	1999	2000	2001	2002	2003	年度																																																																	
処理量	36.4	63.0	87.0	156.0	203.7	千トン																																																																	
	1998	1999	2000	2001	2002	2003																																																																	
最終処分量(トン)	38,059	34,853	33,062	26,791	22,843	14,784																																																																	

・コンプレッサードレン油水分離回収
の取組を行い、産業廃棄物の最終処分量削減を図る。

<実績推移>

	1998	1999	2000	2001	2002	2003
最終処分量(トン)	9,900	8,600	6,100	4,550	3,700	2,367

【日本アルミニウム協会】

アルミニウム製造については、

- ・アルミドロスの再資源化を図るための試作と実用化を推進
- ・鉄鋼用アルミドロスのJIS化
- ・廃油の社内燃料化の推進
- ・汚泥・燃え殻の再資源化

<実績推移>

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	年度
アルミドロスの再資源化率	89.6	88.9	95.4	96.4	96.6	98.4	%
最終処分量	20	19	17	16	14	10	千トン/年

(出典：平成16年度 日本経団連環境自主行動計画フォローアップ(廃棄物対策編))

【日本アルミニウム合金協会】

アルミニウム合金の製造については、

- ・生産工程におけるアルミドロスの発生抑制に引き続き取り組む。
- ・アルミドロスからの金属アルミ回収率を向上。
- ・鉄鋼脱酸材やセメント原料としての促進を引き続き図るほか、道路骨材、耐火物などの原料化を引き続き図る。
- ・某メーカーがアルミ残灰を利用したゼオライトの実用化を実現し、平成17年9月に量産化プラントを導入予定。

実績推移

最終処分量	1998	1999	2000	2001	2002	2003	年度
	15	24	18	13	13	15	千トン/年

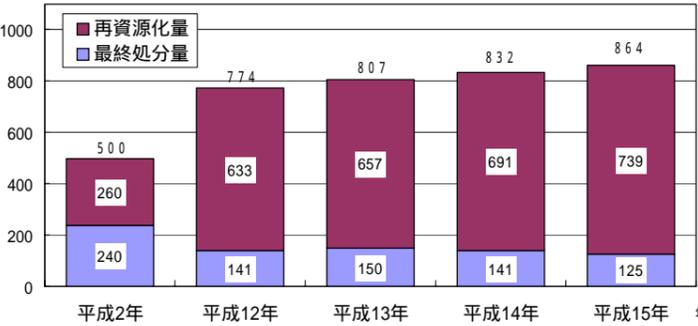
(出典：平成17年3月「産業廃棄物・有価発生物の動向調査」(財)クリーン・ジャパン・センター)

【日本アルミニウム協会】

最終処分量の削減目標については、これまでの減量努力により平成15年度実績において既に達成しているところ。今後も引き続き最終処分量の削減に努力するとともに、削減量の推移を勘案しつつ、目標値の改定や新たな目標の設定について検討を行う。

【日本アルミニウム合金協会】

某メーカーが某県の科学技術振興センターと共同でアルミ残灰などを原料としたアルミナセメントの製造方法に関する特許を取得し、キャストブル耐火材への活用などを中心に実用化を検討。

業種	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置																		
7. 電気事業	<p>電気事業においては、電力需要の増加に伴い、廃棄物などの発生量が平成22年度には平成2年度の約2倍に増加すると見込まれている。そのような状況に鑑み、廃棄物の約7割強を占める指定副産物である石炭灰の再資源化量を拡大するなど、平成22年度の最終処分量を抑制するため、以下のとおりリデュース・リユース・リサイクルを積極的に推進する。</p> <p>石炭灰については、火力発電熱効率の向上等によりその発生を抑制する取組を行うとともに、利用拡大のための研究開発及びマーケティングを推進するほか、社内工事などへの自社内利用及び地方自治体に対し、土地造成材としての石炭灰有効利用のための啓発活動を行う。</p> <p>脱硫石膏については、今後とも全量の有効利用を継続するよう取り組む。</p> <p>その他建設廃材や金属屑等についてもリデュース・リユース・リサイクルへの取組を強化する。</p> <p>以上の取組により、電気事業連合会における廃棄物(ばいじん・燃えがら・汚泥など)の発生量は、平成22年度には、平成15年度よりも増加するが、再資源化量の拡大を図り、最終処分率は平成15年度と同程度に維持することを目標とし、達成に向けて努力する。</p>	<p>電気事業における石炭灰の発生量・最終処分量・利用率</p> <p>石炭灰の発生量 平成15年度：約640万t(平成14年度：約605万t) 石炭灰最終処分量 平成15年度：約114万t(平成14年度：約131万t) 石炭灰有効利用率 平成15年度：約82%(平成14年度：約78%) (注)以上10電力及び電源開発(株)の実績</p> <p>平成11年のJIS改正に合わせて、石炭灰のセメント・コンクリート分野への有効利用促進を図るため、各品質等級の石炭灰を使用する場合の配合方法、施工方法等の指針を取りまとめ、発行した。(平成11年3月) (社)土木学会：「フライアッシュを用いたコンクリートの施工指針」 (社)日本建築学会：「フライアッシュを使用するコンクリートの調合設計、施工指針」 フライアッシュを加工した材料の路盤材、地盤改良材等、一般の土工材への用途拡大を目指して、各電力でその技術的検討を継続して実施。 前年度に引き続き、各電力会社及び関連企業において、パンフレット等により、適宜自治体等の利用先に普及啓発活動を実施した。</p> <p>脱硫石膏については、前年に引き続き石膏ボード等の建設材料やセメント原料として全量有効利用を達成。</p> <p>建設廃材については主に建築用骨材、道路路盤材として、金属屑については主に再生配電線、金属製品原料として再資源化を図った結果、平成15年度(平成14年度)における再資源化率はそれぞれ96%(94%)、97%(96%)となった。</p> <p>電気事業における廃棄物発生量・再資源化量・最終処分量の推移</p>  <table border="1"> <caption>電気事業における廃棄物発生量・再資源化量・最終処分量の推移 (単位: 万t)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>再資源化量</th> <th>最終処分量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成2年</td> <td>260</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>平成12年</td> <td>633</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>平成13年</td> <td>657</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>平成14年</td> <td>691</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>平成15年</td> <td>739</td> <td>125</td> </tr> </tbody> </table> <p>電気事業における環境行動計画(2004)より</p>	年度	再資源化量	最終処分量	平成2年	260	240	平成12年	633	141	平成13年	657	150	平成14年	691	141	平成15年	739	125	<p>引き続きこれら施工指針等の普及・PR活動を行い、有効利用の拡大を図る。</p> <p>各電力でフライアッシュ有効利用に係る技術的検討を進め、一般の土木材への普及・需要拡大に必要な条件整備の検討を行う。 自治体等の利用先に対し、パンフレット等を活用した普及啓発活動を継続的に実施し、有効利用の拡大に努める。</p> <p>脱硫石膏、建設廃材、金属くずについては、現在の高い再資源化率を維持するため、継続して利用先の確保に努める。</p>
年度	再資源化量	最終処分量																			
平成2年	260	240																			
平成12年	633	141																			
平成13年	657	150																			
平成14年	691	141																			
平成15年	739	125																			

業 種	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
8. 自動車製造業	<p>自動車製造業においては、資源有効利用促進法の特定省資源業種に指定されたことを踏まえ、自動車製造に伴う副産物のリデュース・リサイクルを計画的に促進するとともに、使用過程及び使用済みとなる全ての工程で、副産物のリデュース・リサイクルを促進する。</p> <p>金属くずについては製造工程の効率化によりその発生を抑制するとともに、再資源化を徹底する。</p> <p>鋳物廃砂についてはふるい別、洗浄、焼成等により添加物や破砕された細砂を分離して再使用するとともに、コンクリート用骨材、粘性土の改良材等としての再利用を推進する。</p> <p>その他の各製造工程における副産物についても発生抑制・再資源化を推進するとともに、部品製造段階における廃棄物の再資源化・減量化に十分配慮して製品の設計及び製造工程の工夫、不要材料・端材の工程内リサイクルの推進等を行うこととする。</p> <p>廃棄物最終処分量平成22年度目標(4.3万t:平成10年度比50%)を平成13年度に前倒しで達成(約3.3万t)したことにより、新たに平成22年度の廃棄物最終処分量を平成10年度比約13%である1.1万tにするという目標を設定し、早期に達成するべく努力する。</p> <p>使用過程で発生する使用済み部品及び使用済み自動車のリユース、リサイクルを促進するため、部品取り外し容易構造、リユース・リサイクルが容易な部材の採用等に努める。</p> <p>使用済みプラスチックのリサイクルを促進するため、プラスチック部品の素材等の技術開発を推進するとともに、新規利用分野に関する調査研究を行う。</p>	<p>(社)日本自動車工業会では、従来より廃棄物等の削減対策として、発生抑制、再資源化等による最終処分量の最小化を目標として対策を推進。</p> <p>副産物の総発生量: 約361万t(平成10年度) 約308万t(平成15年度) [15%] 最終処分量: 約8.5万t(平成10年度) 約1.8万t (平成15年度) [79%] 再資源化率: 約75%(平成10年度) 約84%(平成15年度) 以上の日本自動車工業会会員各社の積極的な取組により、廃棄物最終処分量平成22年度目標(4.3万t:平成10年度比50%)を平成13年度に前倒しで達成(約3.3万t)したため、新たに平成22年度の廃棄物最終処分量を平成10年度比約13%である1.1万tにするという目標を設定した。</p> <p>「特定省資源業種指定」への対応 特定省資源業種指定に伴い、金属屑・鋳物廃砂の3Rを促進するため、各社毎に5年後(平成18年度目標)の目標を策定し経済産業省に届け出。</p> <p>金属くずの発生抑制と再資源化 ・発生抑制対策:板金プレス材料の歩留まり向上、素形材の取代減少等。 発生量:約213万t(平成10年度) 約201万t(平成15年度) [5.6%] ・処分量の削減:既にほぼ100%の再資源化率を達成しているが、分別回収により削減継続を図っている。 ・2000年4月から、再生利用促進法により、金属くずと鋳物廃砂の発生抑制及びリサイクルが必要となったため、圧縮等減容化の収集運搬性の向上、再溶解し鋳造用鉄鋼への再資源化により、再資源化の一層の向上に努力し、大幅な最終処分量削減を達成。 最終処分量:約3千t(平成10年度) 約200t(平成15年度) [93%]</p> <p>鋳物廃砂の発生抑制と再資源化 ・発生抑制対策:鋳物砂の循環利用向上・使用量削減等。 発生量:約44万t(平成10年度) 約38万t(平成15年度) [14%] ・同様の理由により、処分量の削減:セメント・路盤材等への再資源化推進に尽力し、大幅な最終処分量削減を達成。 最終処分量:約2.5万t(平成10年度) 約900t(平成15年度) [96%]</p> <p>その他の対策 ・樹脂部品の仕損じ品・端材等の新材料への転用、塗膜剥離技術・塗膜が付着状態でのリサイクル技術開発。 ・廃棄物等の燃料化(エネルギー回収)。</p> <p>指定省資源化製品認定に伴い、日本自動車工業会として3Rガイドラインを策定し、実施中。</p> <p>リサイクル容易な熱可塑性樹脂の採用拡大。</p>	<p>・本年1月から自動車リサイクル法が本格施行されたことにより、機能不全となりつつあった従来のリサイクルシステムが適切に働くようになり、使用済自動車のリサイクル・適正処理の持続的な取組の環境整備が図られることも踏まえつつ、今後とも使用過程及び使用済みとなる全ての工程で、副産物のリデュース・リサイクルに引き続き取り組んでいく。</p>

業 種	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定案	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
9.自動車部品製造業	<p>自動車部品製造業においては、生産工程から生じる産業廃棄物(金属くず、鋳物廃砂、廃プラ、廃油等)の最終処分量を平成17年4月制定「第3次環境自主行動計画」に基づき、平成22年度までに削減する目標値(4.5万トン、平成2年比96%減)を設定し、早期達成すべくリデュース・リサイクルを促進する。</p> <p>また新たに産業廃棄物の再資源化率目標(平成22年70%)を定め、再資源化の活動を強化する。</p> <p>金属くずについては製造工程の効率化によりその発生を抑制するとともに、再資源化を徹底する。</p> <p>鋳物廃砂についてはふるい別、洗浄、焼成等により添加物や破碎された細砂を分離して再使用するとともに、コンクリー用骨材、粘性土の改良材等としての再利用を推進する。</p>	<p>平成14年度に「第2次環境自主行動計画」において目標の再設定を検討し、平成22年度の最終処分量を9万トンまでに削減することを目標にしたが、平成13年度最終処分量は10.3万トン、平成14年度は6.9万トンさらに2003年度は5.6万トンと大幅な削減を実現した。</p> <p>このような状況下において、目標値の改定をすべく「第3次環境自主行動計画」を改訂し、平成22年度までに最終処分量を4.5万トン(1990年比96%減)まで削減する目標で努力中である。さらに新たな目標値として産業廃棄物の再資源化率(目標平成22年70%)を定め、再資源化の活動を強化する。</p> <p>主なる措置は以下の通りである。</p> <p>工程内発生廃棄物の徹底削減</p> <p>特に、金属、樹脂等のくずは、製造工程の効率化によりその発生を抑制するとともに、再資源化を徹底する。</p> <p>鋳物廃砂についてはふるい別、洗浄、焼成等により添加物や破碎された細砂を分離して再使用するとともに、コンクリー用骨材、粘性土の改良材等としての再利用を推進する。</p> <p>廃棄物処理における各種技術情報の提供と共有化(フォローアップ報告書ならびに、自動車部品工業会ホームページによる公表)</p>	<p>継続的な廃棄物に関する調査のフォローとともに、会員各社の事例に基づく代替技術等の紹介を継続する。</p> <p>あわせてISO14001に基づく継続的改善と新規認証取得に関する支援、助言。</p>

業 種	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
10. 電子・電気機器製造業	<p>副産物のリデュース・リサイクル及び適正処理を促進するために以下の対策を講ずる。</p> <p>原材料の選定及び使用の最適化等により副産物の発生を抑制する。とりわけ、<u>汚泥については排水処理プロセスの最適化、金属くず、廃プラスチックについては加工方法の最適化等により、残材、成形屑の最小化を推進し、廃酸、廃アルカリ、廃油については工程や生産設備の改善等により、その発生抑制を推進する。</u></p> <p>副産物の分別を徹底し、リサイクル容易化を推進するとともに、資源としての有効活用をより一層推進する。<u>廃プラスチックの再生プラスチック原料化・セメント等の原燃料化、汚泥・鉱さいのセメント原料・路盤材化等の推進により副産物の再資源化を促進する。また、廃酸、廃アルカリ、廃油等の再生再利用を促進する。</u></p> <p>副産物の再資源化用途拡大のため、セメント業界、鉄鋼業界等と連携を図る。</p> <p>廃酸、廃アルカリ、廃油等の処理を適正に行うため、中間処理及び無害化処理を、極力、各企業が自社内において行うこととし、処理設備の整備に努める。 また、委託処理を含め、適正な廃棄物処理が行われるよう管理体制の強化に努める。</p> <p><u>今後ゼロエミッションを達成していない事業者を中心に上の取組を推進し、電機・電子4団体における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成15年度比で平成22年度に5%削減と設定し、これを達成すべく努力する。</u></p>	<p>副産物の発生抑制・再資源化を図るため、以下の各種調査、情報提供を行い、会員企業の啓発を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生抑制・再資源化促進事例集の作成・配布及び事例発表会の開催 副産物の実績調査報告書の作成・配布 ゼロエミッションの考え方調査報告書の作成・配布 廃棄物処理法解説書の作成・配布 廃棄物処理法解説のセミナーを開催 適正処理の体制整備(ISO14001取得、現地確認) 団体及び会員企業のホームページ・展示会等での情報の公開 <p>上記啓発活動に基づき、以下の個別活動 ~ の促進を図っている。</p> <p>原材料加工方法、生産設備改善による副産物発生抑制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 金属材料のサイズ、加工条件の最適化による残材発生抑制及び残材再利用による廃金属発生抑制 成形金型変更によるプラスチック残材発生抑制及び工程改善による歩留向上による廃プラスチック発生抑制 酸・アルカリの使用限度延長による廃酸・廃アルカリ発生抑制 有機溶剤の回収・再生利用による廃有機溶剤発生抑制 <p>分別の徹底、再資源化の推進</p> <p>分別の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 材料の統一等による分別容易化 プラスチック等への材質表示による分別容易化 複合材削減による再資源化の容易化(塩ビ鋼板、Crメッキ鋼板、複合プラスチックの削減) <p>各種副産物の再資源化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃プラスチック：洗浄・リベレット化によるプラスチック原料化、燃料、高炉還元剤として再資源化 汚泥：セメント原料、路盤材として再資源化 廃酸：金属材料表面処理用として再利用、酸洗浄薬品として再利用 廃アルカリ：肥料原料、中間処理後セメント原料として再資源化 廃油：燃料として再資源化 金属くず：金属精錬原料として再資源化 <p>再資源化用途拡大のためのセメント業界、鉄鋼業界等との連携</p> <p>セメント業界、鉄鋼業界等との連携による副産物再資源化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> セメント業界：汚泥のセメント原料化、路盤材、建築材へ使用、廃プラスチックの燃料原料化、廃油の燃料化、廃アルカリの原料化 鉄鋼業界：廃プラスチックの高炉還元剤化 製紙業界：廃プラスチック・木くずのRDF燃料化 木くずの製紙原料化 <p>廃酸、廃アルカリ等廃棄物の自社内処理・無害化処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃酸：回収し中和剤に再利用、希釈系の中和処理、自社施設による処理 廃アルカリ：濃縮装置による減容化、回収し中和剤として再利用 廃油：自社内処理設備の微生物栄養源として再利用 廃プラスチック：RDF設備の社内導入による燃料化 <p>以上の取組の結果、電機・電子4団体において、副産物の発生量の大半を占める大手企業のほとんどではゼロエミッションを達成し、その最終処分率は1%未満となっており、その結果、電機・電子4団体における産業廃棄物の最終処分量は、平成10年度の21.5万tに対し、平成13年度には、9.4万tと平成13年度7月12日付けにて産業構造審議会で設定した電機・電子4団体における産業廃棄物の最終処分量の削減目標(平成10年度比で平成22年度に21%削減)を達成し、さらに平成15年度には6.5万tと平成10年度比で70%削減に達している。</p>	<p>副産物の発生抑制・再資源化促進を図るため、セミナーの実施、各種調査の継続等、会員企業への更なる情報提供を行う予定。調査報告書、ホームページの内容を充実させ、電機・電子4団体の廃棄物削減活動の周知・普及を図る。</p> <p>更なる副産物の発生抑制のための加工技術の継続的改善を図ると共に、残材再生利用の推進を図る。</p> <p>副産物の分別回収を徹底し、再利用・再資源化用途の拡大を推進する。</p> <p>セメント業界、鉄鋼業界等との連携を強化、再資源化量・用途の拡大を図ると共に、再資源化技術の開発を推進する。</p> <p>再資源化用途を調査し、今後の使用拡大を推進すると共に、引き続き優良な処理業者への委託等適正処理のための管理体制の強化を図る。</p> <p>以上の取組を、まだゼロエミッションを達成していない事業者を中心に推進し、廃棄物の更なる削減に努力する。</p>

業 種	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
11. 石油精製業	<p>石油精製業は、汚泥・廃油・ダスト等のリデュース・リサイクルを促進するため、以下の対策を講ずる。</p> <p>汚泥等の減量化のため、排水処理装置の管理の徹底・脱水装置の改善等により、各事業者において、中間処理による減量化の徹底を図ってきたが、これを更に維持徹底していく。</p> <p>廃油・ダスト等の再生資源化を促進するため、再利用先関連業界との連携を強化する。</p> <p>汚泥・廃油・ダスト等のリデュース・新規利用分野の拡大のため、技術的な調査研究、再利用先関連業界との情報交換を推進する。</p> <p>その他建設廃材等についてもリデュース・リサイクルへの取組を強化する。</p> <p>以上の取組により、石油連盟における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成10年度比で平成22年度に38%削減と設定し、早期に達成するべく努力する。</p>	<p>現状(平成15年度)</p> <p>汚泥・廃油等発生量 59.9万t(減量化後:26.1万t)</p> <p>最終処分量 1.4万t</p> <p>再資源化量 23.2万t</p> <p>再資源化率 38.8%(減量化後:88.8%)</p> <p>(参考:平成10年度-現行ガイドライン基準年度)</p> <p>汚泥・廃油等発生量 86.9万t(減量化後:25.3万t)</p> <p>最終処分量 5.3万t</p> <p>再資源化量 20.0万t</p> <p>再資源化率 23.0%(減量化後:79.1%)</p> <p>(参考:平成2年度-石油業界の自主行動計画基準年度)</p> <p>汚泥・廃油等発生量 73.2万t(減量化後:21.0万t)</p> <p>最終処分量 9.9万t</p> <p>再資源化量 11.1万t</p> <p>再資源化率 15.2%(減量化後:52.9%)</p> <p>廃油・スラッジの油分回収、汚泥の脱水などの中間処理による減量化、また、廃油の再精製、汚泥や捕集ダストのセメント原材料化・路盤材料への転換、建設廃材の分別化による再資源化などに取組んでおり、着実に再資源化、減量化が実現している。</p> <p>発生量では、汚泥、集塵ダスト、廃油で全体の77%を占めている。</p> <p>再資源化率の高いものは、集塵ダスト、廃酸、使用済触媒及び廃油で、全体の80%を占めている。</p> <p>最終処分量では、汚泥、廃油、建設廃材及び使用済触媒で、全体の75%を占めている。</p> <p>廃油・ダスト等の再生資源化を促進するため、各社が再利用先関連企業との連携強化を進めている。</p> <p>汚泥・廃油・ダスト等のリデュース・新規利用分野の拡大を図るため、(財)石油産業活性化センターが実施する石油環境対策基盤等整備事業の一環として、各社が汚泥・廃触媒の原料技術等の排出物削減・高度リサイクル技術開発に取り組んでいる。</p>	<p>これまでの取組を継続していくとともに、最終処分量の多くを占める汚泥、建設廃材及び使用済触媒の再利用率を上げるため、中間処理による減量化、建設廃材の分別強化及び汚泥の乾燥強化(廃熱の利用)等について検討を進め、一層の減量化を目指していく。</p> <p>特に、製油所からの廃棄物は、汚泥が大きな割合を占めていることから、汚泥の脱水強化・脱水汚泥の使用先の検討を主に行う。</p>

業 種	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
12. 流通業	<p>流通業界では、メーカー及び消費者の接点となる立場を活用し、以下の点に留意し環境問題に対する取組を行うこととする。</p> <p>1. 容器包装に対する取組の強化 容器包装材の減量化推進 包装材使用の抑制、簡易包装や買い物袋の繰り返し使用及び布袋の販売等の取組をさらに強化する。また、買い物袋の有料化は、利便性・消費者の嗜好などを踏まえた上で、他社との競争に与える影響に配慮して推進することとする。</p> <p>環境適合包装材の導入 廃棄処理の容易な包装材、リサイクルされた包装材、リサイクルが容易な包装材などのリサイクルの可能な包装材等の選定・導入に努める。</p> <p>リサイクルへの取組 ・社会全体の適切な役割分担の下、効率的なリサイクルシステムの構築に向けて、資源の店頭回収等による協力を努める。 ・容器包装リサイクル法に基づいて再商品化義務を履行する。</p> <p>こうした取組の結果、日本百貨店協会においては平成22年に平成5年比30%の包装材の削減を目指すとともに、包装紙における再生紙の使用割合を、平成22年までに80%とすることを目指す。また、日本チェーンストア協会においては、レジ袋削減実績割合を平成16年度に会員企業平均で20%まで引き上げることを目指す。</p>	<p>包装紙の削減の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ご自宅用品のノー包装キャンペーン」 平成7年6月以降、会員各店に呼びかけ。ギフト商品や商品特性上やむを得ない場合を除き、「包装しない」ことを原則とした。呼びかけに応じ、全会員店が実施。 ・平成5年を基準として平成22年の包装使用量を30%削減することを目指し対策を実施しているところ。平成15年の実績は平成5年比で48.4%の削減となっている。(日本百貨店協会) ・マイバック・マイバスケットキャンペーンの実施、野菜等のトレイの削減、簡易包装、NO包装運動の実施。(日本チェーンストア協会) ・「少数点数をお買い求めのお客様へのシール対応でのお願い」の実施、「レジ清算の際、『レジ袋削減に、ご協力下さい。』等の声掛け運動」の実施、「レジ袋の薄肉化」、「適正サイズの利用徹底」、「焼却時にも塩素等の有毒ガスが発生しない素材の使用」当の実施。(社)日本フランチャイズチェーン協会) <p>再生包装材使用状況の調査、使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年実施している『百貨店の環境対策に関する定期調査』において会員の再生包装材の利用状況を調査・分析。百貨店の包装紙における再生紙の使用割合を、平成22年までに80%とすることを目指すこととしているところ。平成15年度の使用割合は51.2%となっている。(日本百貨店協会) ・包装紙、紙袋、チラシ、カタログ、ポスターなどへの再生紙使用の推進。(日本チェーンストア協会) ・再生容器包装材の使用促進を図るとともに、これを受け個別会員ごとに対策を実施。(日本百貨店協会、日本チェーンストア協会) <p>容器包装リサイクル法に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『百貨店人のための容器包装リサイクル法ガイド』(平成9年3月)に基づいて、法の概要と百貨店への影響を周知。(日本百貨店協会) ・リサイクルシステムの構築に向け、容器包装リサイクル法による再商品化義務の履行徹底を図るため、会員への周知を促進。(日本百貨店協会、日本チェーンストア協会) <p>リサイクル資源回収の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビン、缶及びペットボトルの店頭分別回収の実施を促進。(社)日本フランチャイズチェーン協会) ・トレイや牛乳パック等の店頭におけるリサイクル用回収ボックス設置の推進。(日本チェーンストア協会) <p>【チェーンストア協会会員企業における資源回収量】 上 段 : 回収量(t) 下段()内 : 実施店舗数(店) H14より調査対象期間を暦年から年度に変更</p>	<p>左記事業を今後も継続して実施。 (日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、(社)日本フランチャイズチェーン協会)</p> <p>左記事業を今後も継続して実施。 (日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、)</p> <p>引き続きパンフレット等を配布し、会員店舗の容器包装リサイクル法の周知徹底を図る。 (日本百貨店協会、日本チェーンストア協会)</p> <p>左記事業を今後も継続して実施。 ((社)日本フランチャイズチェーン協会、日本チェーンストア協会)</p>

2. 環境問題に配慮した商品の販売
 環境保全、自然保護の観点から、詰め替え製品や再生素材を使用した商品等の環境問題に配慮した商品を品揃えし、販売に努める。

3. 家電リサイクル法の対応
 家電製品を扱う小売業者は、家電リサイクル法に基づき、使用済家電製品の引き取り及び引渡しに係る義務について適切に対応する。

4. 事業活動に伴う廃棄物の減量化
 事業活動に伴う廃棄物（食品廃棄物、ダンボール箱等）については、その減量化に努める。
 とりわけ、食品廃棄物については、食品リサイクル法に適切に対応し、再生利用等の実施率を平成18年度までに20%に向上させることを目指すとともに、再生利用等を促進するために不可欠な関係事業者との協力や連携の在り方について検討する。

品目	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5
アルミ缶	1,524 (1,705)	1,694 (1,603)	2,156 (1,640)	2,323 (1,824)	2,838 (1,900)	3,609 (1,640)	3,116 (2,039)
スチール缶	1,828 (827)	1,864 (511)	1,875 (449)	1,867 (498)	1,888 (697)	2,011 (693)	1,925 (697)
ガラス瓶	413 (547)	483 (287)	1,205 (335)	2,021 (369)	1,860 (526)	1,926 (320)	1,914 (318)
牛乳パック	4,966 (3,108)	5,883 (3,498)	6,533 (3,408)	8,181 (4,001)	8,446 (4,120)	10,004 (4,351)	12,807 (4,640)
ペットボトル	718 (663)	1,771 (930)	3,105 (995)	4,494 (1,188)	6,479 (1,615)	8,629 (1,885)	11,867 (2,076)
発泡スチロールトレイ	2,146 (3,367)	2,825 (3,826)	3,168 (3,710)	4,103 (4,022)	7,870 (4,243)	7,286 (4,469)	12,807 (4,733)

環境適合商品の購入及び販売促進

・毎年実施している『百貨店の環境対策に関する定期調査』で会員の環境適合事務用品の購入状況を調査・分析。平成15年度におけるリサイクル製品比率は、トイレットペーパーで96.0%、コピー用紙で82.5%、名刺で80.4%であった。また、商品の原料、製造、流通から消費、廃棄に至る環境への影響度をチェックするLCA（Life Cycle Assessment）の視点に立った商品の見直しを促進。（日本百貨店協会）

・トイレットペーパー等再生商品の販売、シャンプーや洗剤等の詰め替え用商品の販売促進の他、ペットボトルやトレイ等からの再生プラスチックを活用した商品（ハンガー、シャツ、換気扇カバー等）の開発及び販売の促進。（日本チェーンストア協会）

・リサイクル商品の積極的活用及び品揃えの充実化の促進。
 （（社）日本フランチャイズチェーン協会）

環境管理システムの構築と環境監査

・ISO14000等の国際規格や業界の実状に則した環境管理システム、環境監査についての研究。
 （日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、（社）フランチャイズチェーン協会）

家電リサイクル法に関わる取組

・家電リサイクル法に適切に対応するため、（財）家電製品協会が実施する家電リサイクルシステムへの入会を家電取り扱い会員へ働きかけ。
 （日本百貨店協会、日本チェーンストア協会）

事業活動に伴う廃棄物削減の取組

・『百貨店統一ハンガー』システムを導入（平成9年度より本格展開）。百貨店、アパレル、ハンガーマーカー、物流業者の4者にて、『百貨店統一ハンガー』システムを構築。縫製工場から百貨店店頭までハンガーの付け替え無しで衣料品を納品するため、ハンガー廃棄物が出ない。使用後のハンガーは回収・洗浄を経てリサイクルされるシステム。ほぼ全店舗で導入。平成15年度においては約2,000万本の出荷本数を達成した。
 ・従来のダンボール箱納品から折りたたみコンテナ（通い箱方式）への導入促進（日本百貨店協会）

・ビン、缶、トレイ等の分別回収を徹底する他、通い箱やハンガー納品システム等の納品形状の改善により、会員95社において段ボールや発砲スチロ

左記事業を今後も継続して実施。
 （日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、（社）日本フランチャイズチェーン協会）

左記事業を今後も継続して実施。
 （日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、（社）日本フランチャイズチェーン協会）

左記事業を今後も継続して実施。
 （日本百貨店協会、日本チェーンストア協会）

左記事業を今後も継続して実施。
 （日本百貨店協会、日本チェーンストア協会）

<p>5. 消費者に対するPR 簡易包装、買物袋の減量化等、流通業界における環境問題への取組に当たっては消費者の問題意識と具体的取組が必要不可欠であることにかんがみ、キャンペーンの実施等により消費者にPRする。</p> <p>6. 廃棄物の排出状況やリサイクルの状況についての実態を把握する（日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、（社）日本フランチャイズチェーン協会）。</p>	<p>ール等の排出量を削減。（日本チェーンストア協会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し使える通い箱をほとんどの加盟企業で導入済み。（（社）日本フランチャイズチェーン協会） ・生ゴミの減量化に努める一方、一部会員において生ゴミ処理機を導入し、生成された堆肥を取引農家に供給。（日本百貨店協会、日本チェーンストア協会） <p>消費者に対するPR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『簡易包装推進ポスター』の掲示。 毎年度中元・歳暮期を中心に、簡易包装推進ポスターを会員企業各店に掲示し、消費者に訴求。（日本百貨店協会） ・『マイバック・マイバスケットキャンペーン』の実施 『毎月5日を「ノーレジ袋の日」と定めた』ポスターを会員企業の各店舗を掲示。『レジ袋ご不要カード』の設置 ・環境に関するパンフレットの作成、配付。 会員企業の店舗にパンフレットを置き、消費者に「ゴミがゴミでなくなる日へ～循環型社会実現のために～」のPR活動を実施。 ・会員各企業において、環境問題についての消費者の意識向上に資するPR及び従業員の教育を促進。（（社）日本フランチャイズチェーン協会） ・環境月間（6月）等に、協会加盟店に呼びかけ、協賛事業を実施。様々な手法により、消費者に対して環境に配慮した生活を提案。（日本百貨店協会、日本チェーンストア協会） <p>実態の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年実施している『百貨店の環境対策に関する定期調査』にて会員企業の廃棄物排出及びリサイクルの状況を把握。 平成15年度における、店内から1ヶ月に排出される廃棄物の1㎡あたり量（推計値）は、平成5年比で25.9%の削減となっている。（日本百貨店協会） 	<p>左記事業を今後も継続して実施。 （日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、（社）日本フランチャイズチェーン協会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、環境問題に関する中央省庁、都道府県等が行う事業にも積極的に協力を行っていくよう努力する。（日本チェーンストア協会、（社）日本フランチャイズチェーン協会） <p>左記事業を今後も継続して実施。 （日本百貨店協会）</p>
--	--	--

業 種	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
13.リース業	<p>リース業では、多種多様な製品を取り扱う特性を活かし、適正な廃棄物処理及び効率的なリサイクルをより一層推進するため、以下の施策等を講じる。</p> <p>1. 会員企業におけるリース終了物件処理実態を継続して把握し、その問題点等を(社)リース事業協会に既設している環境・省資源委員会において検討する。</p> <p>2. リースアップパソコン等のメーカーリサイクルシステムに対して、引き続き協力するとともに、関係業界団体等と連携して問題点の解決を目指す。</p> <p>3. 環境リサイクルの知識向上、適正処理推進等を目的として会員企業を対象とした研修事業を実施する。</p> <p><u>4. リース利用者に対して、環境法制、リース終了物件の適正処分に関する啓発活動を行う。</u></p>	<p>リースアップパソコン等の処理実態及びメーカーリサイクルシステムの進捗状況を把握するため、(社)リース事業協会会員企業294社にアンケート調査を実施(H16.7)。当該調査結果を同協会内の環境・省資源委員会において精査し、リースアップ後の実態(再リース、売却及び廃棄の動向)及び廃棄処分の実態(許可業者による廃棄、下取り等の動向)等リサイクルに関わる動向を把握した。</p> <p>同委員会において、メーカーリサイクルシステムへの接続について、リース業界が現在抱える問題点等の検討を行うとともに、関係業界団体等と連携して問題点の解決に向けての検討を行っているところ。</p> <p>主に「リース終了処理部門の責任者」を対象として、年1回(H16.12)所要の研修事業を実施し(約80名参加)、環境リサイクルの知識向上、適正処理推進に必要な知識の習得に努めた。</p>	<p>平成17年7月にアンケート調査を実施し、現在集計中。集計終了後、当協会「環境・省資源委員会」において内容精査予定。</p> <p>引き続き検討していく予定。</p> <p>次回の研修事業は、平成17年11月に開催予定。</p> <p>「リース利用者向けパンフレット」を作成・配布して環境法制の周知とリース終了物件の適正な処分に関する理解と協力を求める。</p>

業 種	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
14.セメント製造業	<p>1.セメント製造業においては、高温プロセスを保有、二次廃棄物を発生しない、連続的な安定操業により大量処理が可能等の特徴を活かし、関係者との協力等、条件整備により、平成22年度におけるセメント1トン当たりの廃棄物利用量の目標を400kgと設定し、達成すべく努力する(平成16年度実績:受入れ総量2,870万t(40.1kg/t-セメント))</p> <p>具体的には、 他産業から発生する廃棄物・副産物を原料・熱エネルギーとして受入れ、天然資源の使用量削減に努めるとともに、最終処分量の低減に貢献する。 また、都市ゴミ焼却灰や下水汚泥等の生活系廃棄物に属するものの受入れに努める。</p> <p>(社)セメント協会が中心となって実施した可燃性廃棄物の燃料化等の技術開発事業の成果を基に廃プラスチックのサーマルリサイクルを推進する。 その他、BSE問題に端を発する肉骨粉等のように、社会的・技術的にセメント製造設備で処理することが適切であるとされるものについて、引き続き受入れに努める。 また、汚染土壌対策法(平成15年2月施行)においても、汚染除去措置のひとつとしてセメント工場における原料としての処理方法が挙げられているところ、汚染土壌等の使用にあたっては従来同様に作業環境および周辺環境への影響を考慮して安全処理に努める。</p> <p>2.以上の活動に資するため、塩素等のセメント製品の性質に悪影響を及ぼす物質の除去に関する技術開発を積極的に行う。</p>	<p>1.セメント各社はセメント製造における原料・熱エネルギーとして約2,870万t(平成16年度)の廃棄物・副産物を受け入れた。 なお、平成16年度のセメント1トン当たりの廃棄物・副産物26kg上昇した。</p> <p>具体的な実施内容は次のとおり。 他産業から発生する廃棄物・副産物を原料・熱エネルギーとして受入れ、天然資源の使用量削減に努めるとともに、最終処分量の低減に貢献した。</p> <p>都市ゴミ焼却灰や下水汚泥等の生活系廃棄物に属するものの受入れに努めた。 また、都市ゴミ焼却灰等を主原料とするエコセメント(平成14年7月JIS化)について、千葉県を中心に普及を図った。なお、エコセメントについては、グリーン購入法における環境物品の品目指定を受けるべく、これまでに申請手続きを行ってきた結果、平成16年度の特定期間品目に指定された。 可燃性廃棄物の燃料化等の技術開発事業の成果を基に、廃プラスチックのサーマルリサイクルの推進に努めた。 その他)社会的・技術的にセメント製造設備で処理することが適切であるとされる肉骨粉の受入れに努めた。)産官学の有識者による各廃棄物リサイクル関連の調査研究会にセメント業界として参画し、他産業等との連携強化による静脈物流の推進策、セメント業界としての廃棄物の受入れ推進策等について、意見交換を行った。)他産業から排出される廃棄物等の受入処理を推進させるため、普通ポルトランドセメントの塩化物イオンの規格値の緩和について関係者に要望した結果、2003年11月20日付けで、JIS R 5210のセメント製品規格値が改正された。</p> <p>2. 上記活動に資するため、塩素等のセメント製品の性質に悪影響を及ぼす物質の除去に関する技術開発を行った。</p>	<p>1.廃棄物・副産物利用量の目標を達成すべく引き続き努力する。</p> <p>具体的には、 他産業から発生する廃棄物・副産物を原料・熱エネルギーとして受入れ、天然資源の使用量削減に努めるとともに、最終処分量の低減に貢献する。 都市ゴミ焼却灰や下水汚泥等の生活系廃棄物に属するものの受入れ・処理に努める。</p> <p>(社)セメント協会が中心となって実施した可燃性廃棄物の熱エネルギー化等の技術開発事業の成果を基に廃プラスチック等のサーマルリサイクルを推進する。 その他、BSE問題に端を発する肉骨粉等のように、社会的・技術的にセメント製造設備で処理することが適切であるとされるものについて受入れに努める。</p> <p>2. 以上の活動に資するため、塩素等のセメント製品の性質に悪影響を及ぼす物質の除去に関する技術開発を引き続き積極的に行う。</p>

業種	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
15. ゴム製品製造業	<p>1. ゴム製品製造業において、研究開発、分別の徹底等を通じて、ゴム製品製造工場から発生するゴム廃棄物(天然ゴム、合成ゴムを含む)等について、リデュース・リユース・リサイクルを一層推進する。また、ゴム製品製造工場においても廃タイヤ等の製品廃棄物のリサイクルに取り組む。</p> <p>2. 以上の取組により、日本ゴム工業会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成13年度比で平成22年度に45%以上削減と設定し、早期に達成・維持するべく努力する。</p>	<p>1. 現行ガイドラインに沿って主に以下の取組を実施 生産工程から発生するゴム廃棄物の削減及びリサイクル ex. バリロスの削減、セメントの原材料・建築材料(ゴムタイル等)、燃料等としての利用 廃タイヤ等の製品廃棄物の処理(熱回収等)に伴うもえがらのリサイクル ex. コンクリートの着色剤、土壌改良材、鉄鋼原料等としての利用</p> <p>2. 平成15年度の最終処分量は24,114トンとなった。 (平成10年度実績83,597トンに比べ71.2%の削減、当会目標値の基準年である平成13年度実績47,071トンに比べ48.8%削減)</p>	ガイドライン項目に則した取組を継続実施する。

業 種	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置																
16. 石炭鉱業	<p>1. 石炭鉱業において、その副産物のリデュース・リサイクルを推進するため、坑道掘削による岩石、石炭の選別課程におけるボタについては、選炭設備の改良によりその発生を抑制する取組を行うとともに路盤改良材、セメントの原料等としての利用を推進する。</p> <p>2. 以上の取組により、石炭エネルギーセンターにおける産業廃棄物の最終処分量の削減量は、これまでの目標である平成10年度比で平成22年度に79.3%をすでに達成しているため、<u>今後も平成10年度比80%以上の削減量を達成するべく努力する。</u></p>	<p>現状</p> <table border="0"> <tr> <td>ボ タ</td> <td>平成15年度</td> <td>(平成14年度)</td> <td>(平成10年度)</td> </tr> <tr> <td>排 出 量</td> <td>388.0千t</td> <td>(456千トン)</td> <td>(2329千t)</td> </tr> <tr> <td>再資源化量</td> <td>52.5千t</td> <td>(51千トン)</td> <td>(82千t)</td> </tr> <tr> <td>再資源化率</td> <td>13.5%</td> <td>(11.2%)</td> <td>(3.5%)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 選炭工程により発生するボタについては、生産量の減少等によって排出量が減少し、平成10年度比で85.5%の減量となった。 なお、平成13年度まで発生していた石炭灰は、平成14年度からは自家発電所所有炭鉱の閉山に伴う閉鎖により発生していない。 その他の金属系廃棄物については、全量再資源化を達成しており、今後も継続する予定である。 平成15年度の産業廃棄物の最終処分量は、排出量の減少と再資源化率の増加により335.5千tとなり、平成10年度比で85.1%の削減となった。 	ボ タ	平成15年度	(平成14年度)	(平成10年度)	排 出 量	388.0千t	(456千トン)	(2329千t)	再資源化量	52.5千t	(51千トン)	(82千t)	再資源化率	13.5%	(11.2%)	(3.5%)	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の最終処分量は、平成14年度において当初の削減目標を達成したが、今後さらに再利用の推進により、ボタの処分量の削減を図ることを検討。 平成14年度以降、国内の主要炭鉱は1炭鉱のみとなったが、生産量を維持しながらもボタ排出量の抑制、再利用化を進めており、今後も現状の産業廃棄物対策を継続して進めていくことを予定。
ボ タ	平成15年度	(平成14年度)	(平成10年度)																
排 出 量	388.0千t	(456千トン)	(2329千t)																
再資源化量	52.5千t	(51千トン)	(82千t)																
再資源化率	13.5%	(11.2%)	(3.5%)																

業 種	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置																																																
17. ガス業	<p>1. 都市ガス業界においては、都市ガス製造工程から発生する汚泥、廃油等のリデュース・リサイクルを推進するため、以下の対策を講ずる。</p> <p>都市ガスの原料をナフサ等の石油系からLNG(液化天然ガス)等の天然ガス系に転換することにより、汚泥、廃油の発生抑制を推進する。</p> <p>製造設備の管理の徹底及び改善により、産業廃棄物の発生抑制を推進する。</p> <p>汚泥の最終処分量を削減するため、中間処理による減量化及びセメント原料等への再利用を推進する。また、利用拡大のため、他業界との情報交換を推進する。</p> <p>分別回収の徹底及び優良な処理業者に関する情報の共有化により、廃プラスチック類、金属くず等のリサイクルを推進する。</p> <p>2. 以上の取組により、日本ガス協会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成10年度比で平成22年度に25%削減と設定し、今までの取組の結果、達成できる見込ではあるが、この状態を継続できるよう努力する。</p> <p>平成2年度 4,400 t 平成10年度 1,600 t 平成17年度 1,300 t (平成10年度比19%削減) 平成22年度 1,200 t (平成10年度比25%削減)</p>	<p>現状(都市ガス製造工程から発生する産業廃棄物)</p> <table border="1" data-bbox="1092 262 1884 378"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生量</td> <td>3,300トン</td> <td>5,000トン</td> <td>4,600トン</td> </tr> <tr> <td>再資源化量</td> <td>1,000トン</td> <td>1,600トン</td> <td>1,200トン</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>700トン</td> <td>700トン</td> <td>600トン</td> </tr> </tbody> </table> <p>都市ガスの原料をナフサ等の石油系からLNG(液化天然ガス)等の天然ガス系に転換することにより、汚泥の発生量を抑制した。</p> <p>発生量の最も多い汚泥については、脱水・乾燥による減量化及び建設材料等への再利用により、最終処分量を削減した。</p> <p>汚泥の再利用の拡大のため、日本ガス協会の「廃棄物・再資源化WG」において、全国8ブロックの代表のガス事業者間で再利用事例の情報交換を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1092 703 1884 840"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生量</td> <td>980トン</td> <td>1,200トン</td> <td>790トン</td> </tr> <tr> <td>再資源化量</td> <td>190トン</td> <td>440トン</td> <td>100トン</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>260トン</td> <td>300トン</td> <td>340トン</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 発生量の増加は、プラント点検等により海水取水口汚泥、使用済み触媒が大量発生したことによるもの。</p> <p>廃プラスチック類、金属くずについては、分別回収の推進及び優良な処理業者への委託により、最終処分量を削減した。</p> <table border="1" data-bbox="1092 1018 1884 1165"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生量</td> <td>820トン</td> <td>1,100トン</td> <td>900トン</td> </tr> <tr> <td>再資源化量</td> <td>530トン</td> <td>850トン</td> <td>860トン</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>170トン</td> <td>150トン</td> <td>150トン</td> </tr> </tbody> </table>		平成13年度	平成14年度	平成15年度	発生量	3,300トン	5,000トン	4,600トン	再資源化量	1,000トン	1,600トン	1,200トン	最終処分量	700トン	700トン	600トン		平成13年度	平成14年度	平成15年度	発生量	980トン	1,200トン	790トン	再資源化量	190トン	440トン	100トン	最終処分量	260トン	300トン	340トン		平成13年度	平成14年度	平成15年度	発生量	820トン	1,100トン	900トン	再資源化量	530トン	850トン	860トン	最終処分量	170トン	150トン	150トン	<p>1. 発生量の最も多い汚泥の発生抑制、最終処分量の削減のため、以下の対策を講ずる。</p> <p>都市ガスの原料をナフサ等の石油系からLNG(液化天然ガス)等の天然ガス系に転換することにより、発生量を抑制</p> <p>脱水・乾燥等による減量化及び建設材料等への再利用を推進することにより、最終処分量を削減</p> <p>2. 分別排出の更なる推進及び優良処理業者に関する情報の共有化により、廃プラスチック類、金属くずのリサイクルを推進する。</p> <p>3. 平成17年7月に全会員企業(215社)に対してアンケート調査を実施し、3Rの取組の好事例を取りまとめ、フィードバックすることにより、3Rの取組を推進する。</p> <p>4. 都市ガス製造工程では、数年に一回行われるプラント整備時に大量の汚泥が発生する。このため、産業廃棄物の発生量は年度によるバラツキが大きい。今後も最終処分量の削減に向けて発生抑制・再資源化に努める。</p>
	平成13年度	平成14年度	平成15年度																																																
発生量	3,300トン	5,000トン	4,600トン																																																
再資源化量	1,000トン	1,600トン	1,200トン																																																
最終処分量	700トン	700トン	600トン																																																
	平成13年度	平成14年度	平成15年度																																																
発生量	980トン	1,200トン	790トン																																																
再資源化量	190トン	440トン	100トン																																																
最終処分量	260トン	300トン	340トン																																																
	平成13年度	平成14年度	平成15年度																																																
発生量	820トン	1,100トン	900トン																																																
再資源化量	530トン	850トン	860トン																																																
最終処分量	170トン	150トン	150トン																																																

業 種	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
18. 工場生産住宅製造業	<p>工場生産住宅製造業においては、その特性を活かし、高耐久性等の性能を有し、循環型社会構築に配慮した快適な住宅の提供にさらに努める。また、業界団体等において住宅のライフサイクル全般にわたるリデュース・リサイクルへの取組を盛り込んだ環境に配慮した住宅生産ガイドライン「エコアクション21」(平成15年9月に見直し実施済み)に基づき、平成22年度を最終目標年度として環境問題全般に取り組む。</p> <p><平成17年度を中間目標年として取り組んでいる主な項目> <u>新規供給住宅における生産段階廃棄物再資源化率</u> <u>生産段階廃棄物発生量(平成13年比15%削減)</u> 解体・分別技術開発等の実施</p>	<p>工場生産住宅製造業においては、高耐久性等の性能特性を活かし、循環型社会構築に配慮した快適な住宅の提供を目指し業界団体等において住宅のライフサイクル全般にわたるリデュース・リサイクルへの取組を盛り込んだ環境に配慮した住宅生産ガイドライン「エコアクション21」を実施中。また、目標達成をより一層確実にするため平成16年度より新たにプレハブ建築協会、住宅部会内に環境分科会を設置した。</p> <p><平成15年度実績> 生産段階で発生する廃棄物量は床面積当たり20.4kg 平成14年の実績(22.8kg)に比較して約11%の減少 減少原因は分別が徹底されつつあり、廃棄物総量が減少したため 工場生産段階における再資源化率は木くず99.8%(平成17年目標60%)、コンクリート・アスファルト100%(同60%)、金属くず99.7%(同100%)、石膏ボード94.1%(同30%)を達成。 現場施工における混合廃棄物発生原単位は1.95kg/m²と低下(平成14年度実績1.90kg/m²)しており分別効果が現れている</p> <p><主な改訂項目> 生産段階(工場及び現場)廃棄物の再資源化率を平成22年までに80%以上にする(改訂前:工場80%以上、現場50%以上) 生産段階廃棄物発生量を平成22年までに平成13年比30%削減する(改訂前:15%削減) 解体工事から排出される廃棄物の再資源化率を高めるための解体・分別技術開発等の実施</p>	<p>工場生産住宅製造業においては、平成16年9月末に集計し公表した平成15年度実績を踏まえ、かつ「エコアクション21」で定めた、目標達成項目等、必要な項目等について取組、環境目標を達成すべく業界全体で取り組んでいく。</p>

産業廃棄物（鋳業廃棄物）・有価発生物の動向調査 業種別調査結果（平成 15 年度実績）

平成 15 年度調査結果の概要

< 全業種（鋳業を除く）の動向 >

- 平成 15 年度の調査対象業種（鋳業を除く製造業、電気業、ガス業）の廃棄物の発生・処分に関する状況は、廃棄物の発生量は微増傾向にあるものの、再資源化量や中間処理量の増加などにより、最終処分量は減少傾向となった。

発生量は若干増加（1%）
最終処分量は減少（7%）
再資源化量は若干増加（0.4%）
中間処理減量は増加（2%）

< 業種別の動向 >

- 本年度から、業種別の廃棄物の発生状況やリサイクル状況、最終処分状況について詳細な分析を行っている。
- 業種別に見れば、廃棄物発生量は鉄鋼業、パルプ・紙・加工品製造業、化学工業となっているが、最終処分される廃棄物は発生量の10%未満（鉄鋼業2.1%、パルプ・紙・加工品製造業1.1%、化学工業9.8%）となっており、他の業種と同様の削減努力がなされている。

< 発生量の多い廃棄物の状況 >

- 発生量の多い廃棄物の種類は、汚泥、鋳さい、ばいじん、金属くず、紙くずとなっている。
- 5種類の廃棄物の処理状況を見ると、汚泥は脱水などの中間処理減量の割合が高く（88.7%）、鋳さい、ばいじん、金属くず、紙くずは、再資源化率が高い。

調査目的

本調査は、産業廃棄物対策の重要性に鑑み、各業種における産業廃棄物に関する正確なデータを把握し、その実態を理解するため、経済産業省が実施しているもの。

調査方法

団体経由調査

製造業47、電気業1、ガス業1、鋳業3の計52団体に対し、各団体に所属する会員事業所の調査を依頼。約4,300の事業所から回答を得た。

直接調査

調査対象団体に所属していない事業所で、当動向調査をカバーする上で重要と考えられる事業所を約1,800カ所抽出して調査を依頼。約700の事業所から回答を得た。

調査対象業種

製造業（ 24 業種）、電気業、ガス業の計 26 業種及び鉱業（ 3 業種）

その他

- ・ 今後の予定

調査は継続的に実施しており、今年度の調査結果は、県単位で地域毎に廃棄物の種類や発生量などに関する分析を行う予定。

- ・ 調査の実施

本調査は、（財）クリーンジャパンセンターに調査票の配送・集計などを委託し、実施した。

調査の詳細については、経済産業省HPを御覧下さい。

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/research/h16fy/160406-1_cjc.html

1. 調査方法の概要

(1) 調査の目的、範囲

我が国の「製造業等」(製造業、電気業、ガス業)における「産業廃棄物・有価発生物」、並びに「鋳業」(金属鋳業、石炭・亜炭鋳業、石灰石鋳業)における「鋳業廃棄物・有価発生物」について、業種分類ごとに「発生」「減量化」「再資源化」「最終処分」等の現況をアンケート調査し、循環型社会システム動向に資することを目的とする。

調査対象業種

・製造業(24)

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、その他の製造業

・電気業

・ガス業

・鋳業(3)

金属鋳業、石炭・亜炭鋳業、石灰石鋳業

調査対象事業所の抽出

本調査では、業界団体経由で調査依頼する場合(団体経由調査)と、団体に属さない企業に直接、調査票を送付し依頼する場合(直接調査)の2通りの調査方式がある。

(2) 調査、集計・拡大推計の方法

アンケート調査結果を活用し、対象団体毎に以下の作業を実施した。

なお、企業が複数の業界団体に加盟している場合は、事業所毎に、主管製品の品目に応じて、いずれか一つの業界団体へ回答するように依頼した。(複数の団体に回答した場合は、当該団体が強く希望した場合のみ、データを重複したまま残した)

団体経由調査

52団体(製造業47団体、電気業1団体、ガス業1団体、鋳業3団体、計52団体)に、各団体に所属する会員事業所の調査を依頼した。

製造業等に分類される団体

「産業廃棄物・有価発生物」の種類別に、「発生量」「中間処理量」「再資源化物量」「最終処分量」を団体毎に集計した。

団体全会員から回答が得られていない場合は「拡大推計」を行い、発生量等の修正を行った。ただ

し、当該団体が、拡大推計に用いる「指標」(全会員の出荷額、生産量、原料消費量、事業所数、等)を把握出来ていない場合は、単純集計値を使用した。

拡大推計

まず、業種分類ごとに「産業廃棄物・有価発生物」の発生量等の単純集計を実施。次に、同じ業種分類について、調査のカバー率(「工業統計」の製造品出荷額の業種中(小)分類合計、「電気事業便覧」の火力発電量合計、「ガス事業便覧」のガス生産量合計を使用)を算出。単純集計値をカバー率で割り、(国全体の)拡大推計値(発生量、中間処理量、中間処理後処理後残渣量、最終処分量、再資源化物量)を求めた。最後に、拡大推計値を、業種分類別、廃棄物種類別に、処理・利用状況、マテリアルフロー量の集計を行った。

鋳業に分類される団体

「鋳業廃棄物・有価発生物」の種類別に、「発生量」「中間処理量」「再資源化物量」「最終処分量」を団体毎に、集計及び拡大推計を実施した。(本調査では、「坑内埋戻量」は再資源化物量に、「構内堆積量」は最終処分量に含めた)

なお、本調査では、非鉄金属精錬業に分類される団体は「製造業」に属するとして集計を行った。

直接調査

調査対象団体に所属していない事業所で、「産業廃棄物(鋳業廃棄物)・有価発生物」の動向調査をカバーする上で、重要と考えられるところを1,785事業所抽出し、調査を依頼した。

(3) 調査対象期間

調査は、平成15年度(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)に発生した「産業廃棄物・有価発生物」及び「鋳業廃棄物・有価発生物」を対象とした。

(4) 回収状況

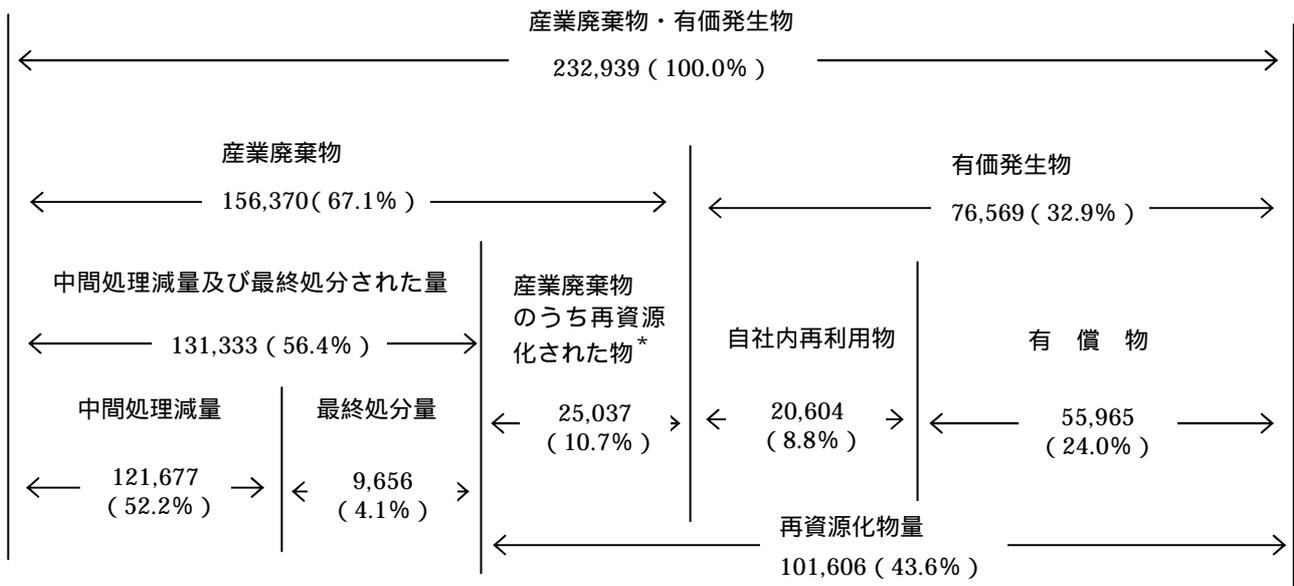
業界団体経由分については4,306事業所。直接調査については、送付1,785事業所のうち674事業所。合計4,980事業所からの回答を得た。

2 . 製造業等（製造業、電気業、ガス業）の調査結果の概要

（1）産業廃棄物・有価発生物の処理・利用状況

製造業等（製造業、電気業、ガス業）全体及び業種分類別の、産業廃棄物・有価発生物の処理・利用状況は以下のとおり。

図1 製造業等全体の産業廃棄物・有価発生物の処理・利用状況（平成15年度・拡大推計値）



注) 合計は桁数処理により一致しない場合がある。

(単位: 千t)

* アンケートにおいて「無償で引き渡されて資源化した物」、「処理費を支払い資源化した物」、調査票において再資源化区分無記入の合計。

表1 業種分類別の産業廃棄物・有価発生物の処理・利用状況（平成15年度・拡大推計値）

（単位：千t）

業種分類	産業廃棄物・有価発生物発生量 (A)	産業廃棄物 (B)	中間処理減量 (C)	最終処分量 (D)	有価発生物		(B)のうち再資源化された物 (G)	再資源化物量合計 (H)	再資源化率 (%) (I)
					自社内再利用物 (E)	有償物 (F)			
食料品製造業	18,760	17,462	15,363	357	155	1,143	1,742	3,039	16.2
飲料・たばこ・飼料製造業	4,449	3,581	2,869	16	23	845	696	1,564	35.1
繊維工業	3,337	3,258	2,858	214	2	77	186	266	8.0
衣服・その他の繊維製品製造業	359	338	267	43		21	28	50	13.8
木材・木製品製造業	1,195	875	702	75		320	97	417	34.9
家具・装備品製造業	466	320	158	29	4	142	133	278	59.8
パルプ・紙・紙加工品製造業	63,830	60,549	58,049	721	1,482	1,799	1,780	5,061	7.9
パルプ製造業	407	406	400			1	6	7	1.8
紙製造業	60,694	59,485	57,343	678	711	498	1,463	2,672	4.4
紙・紙加工品製造業	2,729	659	306	42	770	1,300	311	2,381	87.2
印刷・同関連業	2,954	964	284	66	2	1,987	615	2,604	88.2
化学工業	19,378	16,663	13,469	1,905	2,050	664	1,289	4,003	20.7
化学肥料製造業	750	574	563	4	98	77	8	183	24.4
無機化学工業製品製造業	5,694	4,129	2,434	1,593	1,483	82	102	1,667	29.3
有機化学工業製品製造業	8,391	7,931	7,002	228	258	201	702	1,162	13.8
化学繊維製造業	343	267	131	18	12	64	118	194	56.7
油脂加工製品等製造業	680	485	377	20	142	53	88	283	41.6
医薬品製造業	2,196	2,081	1,972	16	35	80	93	208	9.5
その他の化学工業	1,324	1,196	991	26	21	108	178	307	23.2
石油製品・石炭製品製造業	1,558	682	507	20	251	626	154	1,031	66.2
石油精製業	619	553	406	13	16	50	134	200	32.3
その他の石油製品・石炭製品製造業	939	128	101	7	235	575	21	831	88.5
プラスチック製品製造業	1,812	936	391	108	292	583	437	1,312	72.4
ゴム製品製造業	343	267	94	49	21	55	125	200	58.5
なめし革・同製品・毛皮製造業	1,326	1,320	246	1,033		6	41	47	3.6
窯業・土石製品製造業	7,821	6,306	4,119	403	902	612	1,784	3,299	42.2
ガラス・同製品製造業	1,731	1,100	911	64	331	300	124	756	43.6
セメント・同製品製造業	3,569	2,968	1,530	196	432	169	1,241	1,843	51.6
建設用粘土製品・陶磁器(電気用含む)・同関連製品製造業	1,312	1,229	1,036	32		83	161	244	18.6
耐火物・炭素・黒鉛製品・研磨材・同製品製造業	391	303	199	30	30	58	74	162	41.5
骨材・石工品等製造業									
その他の窯業・土石製品製造業	817	707	442	81	108	2	184	294	36.0
鉄鋼業	67,390	20,187	12,145	1,389	13,628	33,575	6,653	53,855	79.9
高炉による製鉄業	44,201	5,092	2,810	555	11,455	27,654	1,727	40,836	92.4
高炉によらない製鉄業	3,307	1,131	26	21	72	2,104	1,084	3,260	98.6
製鋼・製鋼圧延業	7,629	4,042	1,777	463	1,434	2,153	1,801	5,389	70.6
製鋼を行わない鋼材製造業	1,519	850	675	66	251	419	108	778	51.2
表面処理鋼材製造業	155	129	124	2		26	2	28	18.3
鉄素形材製造業	1,549	995	104	266	338	216	625	1,179	76.1
その他の鉄鋼業	9,030	7,949	6,629	16	78	1,003	1,304	2,385	26.4
非鉄金属製造業	5,423	2,034	599	1,134	660	2,729	301	3,690	68.0
一次及び二次精(製)錬・精製製造業(アルミニウム関連)	148	58	17	34	11	80	8	98	66.3
圧延・鋳物・ダイカスト(アルミニウム)製造業	514	399	265	24	6	110	109	224	43.6
一次及び二次精(製)錬・精製製造業(銅関連)	2,793	477	6	466	406	1,910	5	2,322	83.1
圧延・鋳物・鍛造品(銅関連)製造業	260	224	193	5	8	28	26	62	23.8
一次及び二次精(製)錬・精製製造業(亜鉛、鉛、その他)	1,502	728	38	594	220	554	96	870	57.9
圧延・ダイカスト(亜鉛、鉛、その他)製造業	21	21	7				13	13	63.8
電線・ケーブル、その他の非鉄金属製造業	186	127	74	11	10	48	43	101	54.4
金属製品製造業	7,857	5,531	4,611	228	79	2,247	691	3,018	38.4
一般機械器具製造業	1,588	760	287	103	28	800	370	1,198	75.5
電気機械器具製造業	1,106	690	413	15	17	399	262	678	61.3
情報通信機械器具製造業	113	79	34	2	1	33	42	77	67.6
電子部品・デバイス製造業	3,249	2,661	1,888	37	42	547	736	1,325	40.8
輸送用機械器具製造業	7,994	3,187	1,483	149	781	4,026	1,555	6,362	79.6
自動車製造業	3,373	1,046	575	21	596	1,731	450	2,777	82.3
自動車車体・付随車、自動車部品・付随品製造業	4,168	1,958	769	106	168	2,042	1,084	3,294	79.0
その他の輸送用機械器具製造業	452	182	139	22	17	253	21	291	64.3
精密機械器具製造業	58	48	31	1		10	16	26	45.5
その他の製造業	330	261	174	16	8	61	72	141	42.7
製造業合計	222,695	148,959	121,040	8,115	20,427	53,308	19,804	93,540	42.0
電気業	10,241	7,409	636	1,541	176	2,656	5,232	8,065	78.7
ガス業	3	2	2					1	26.1
製造業等合計	232,939	156,370	121,677	9,656	20,604	55,965	25,037	101,606	43.6

注1) 合計は桁数処理により一致しない場合がある。

注2) (A) = (B) + (E) + (F)

注3) (C) = (A) - [(D) + (H)]

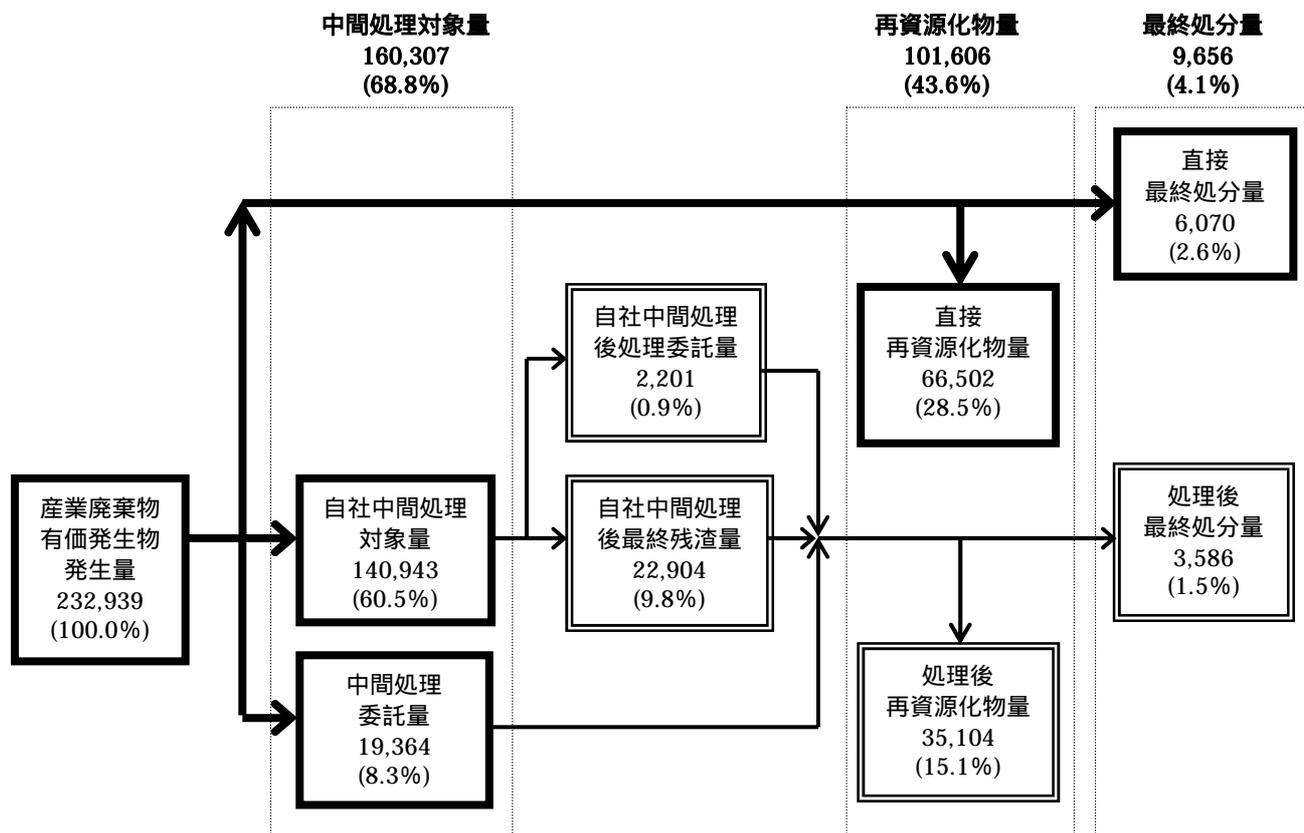
注4) (H) = (E) + (F) + (G)

注5) (I) = (H) ÷ (A) × 100

(2) 産業廃棄物・有価発生物のマテリアルフロー量

産業廃棄物・有価発生物の発生から中間処理、再資源化、最終処分までの工程に沿ったマテリアルフローの量は以下のとおり。

図2 製造業等全体の産業廃棄物・有価発生物のマテリアルフロー量（平成15年度・拡大推計値）



注) 合計は桁数処理により一致しない場合がある。

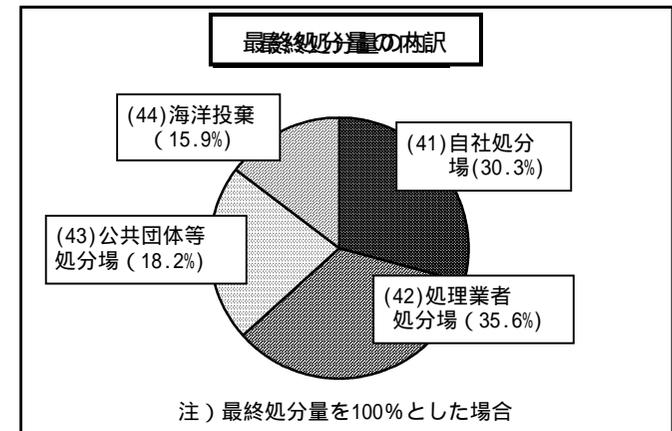
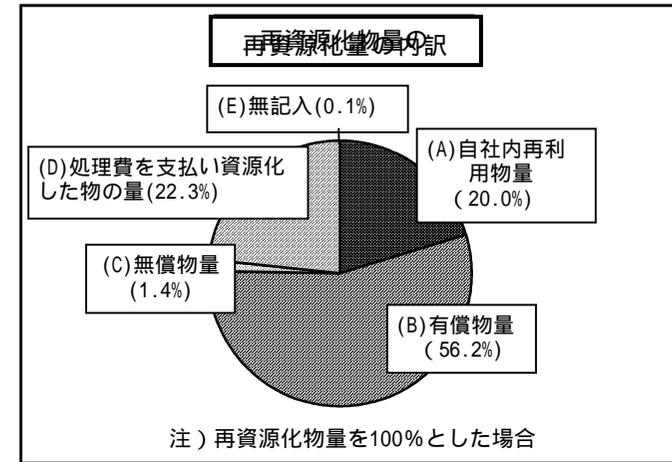
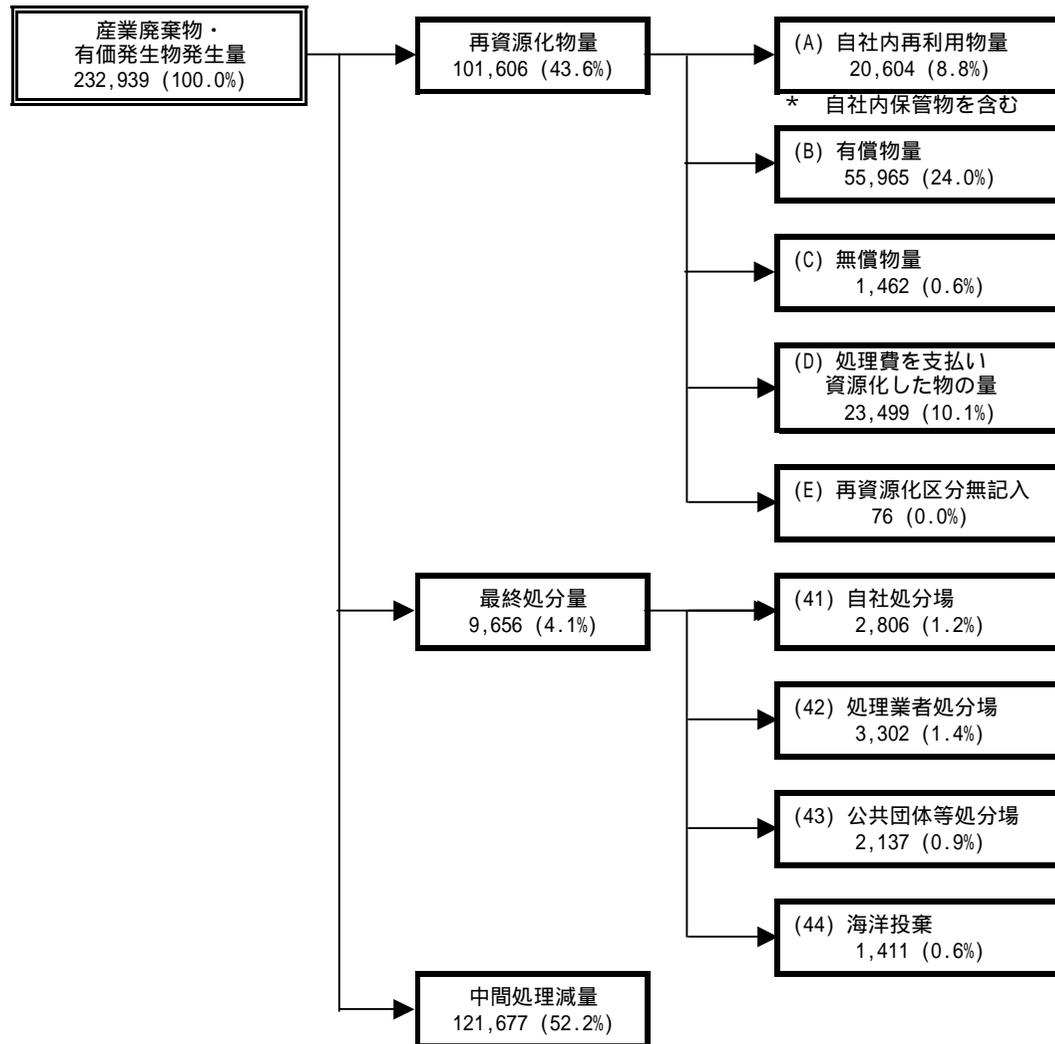
(単位: 千t)

(3) 再資源化物量、最終処分量の内訳

製造業等全体の再資源化物量 101,606 千tのうち、有償物量が最も多く 55,965 千tで再資源化物量全体の 55.1%、自社内再利用物量は 20,604 千tで再資源化物量全体の 20.3%で、両者を合わせた有価発生物は 76,569 千tで再資源化物量全体の 75.4%を占めている。

製造業等の最終処分量 9,656 千tの処分方法は、処理業者処分場での処理が最も多く 3,302 千tで最終処分量全体の 34.2%を占める。自社処分場での処理が2番目に多く 2,806 千t (29.1%) 以下、公共団体等処分場 2,137 千t (22.1%)、海洋投棄 1,411 千t (14.6%)の内訳となっている(図3参照)。

図3 再資源化物量、最終処分量の内訳（平成15年度・拡大推計値）



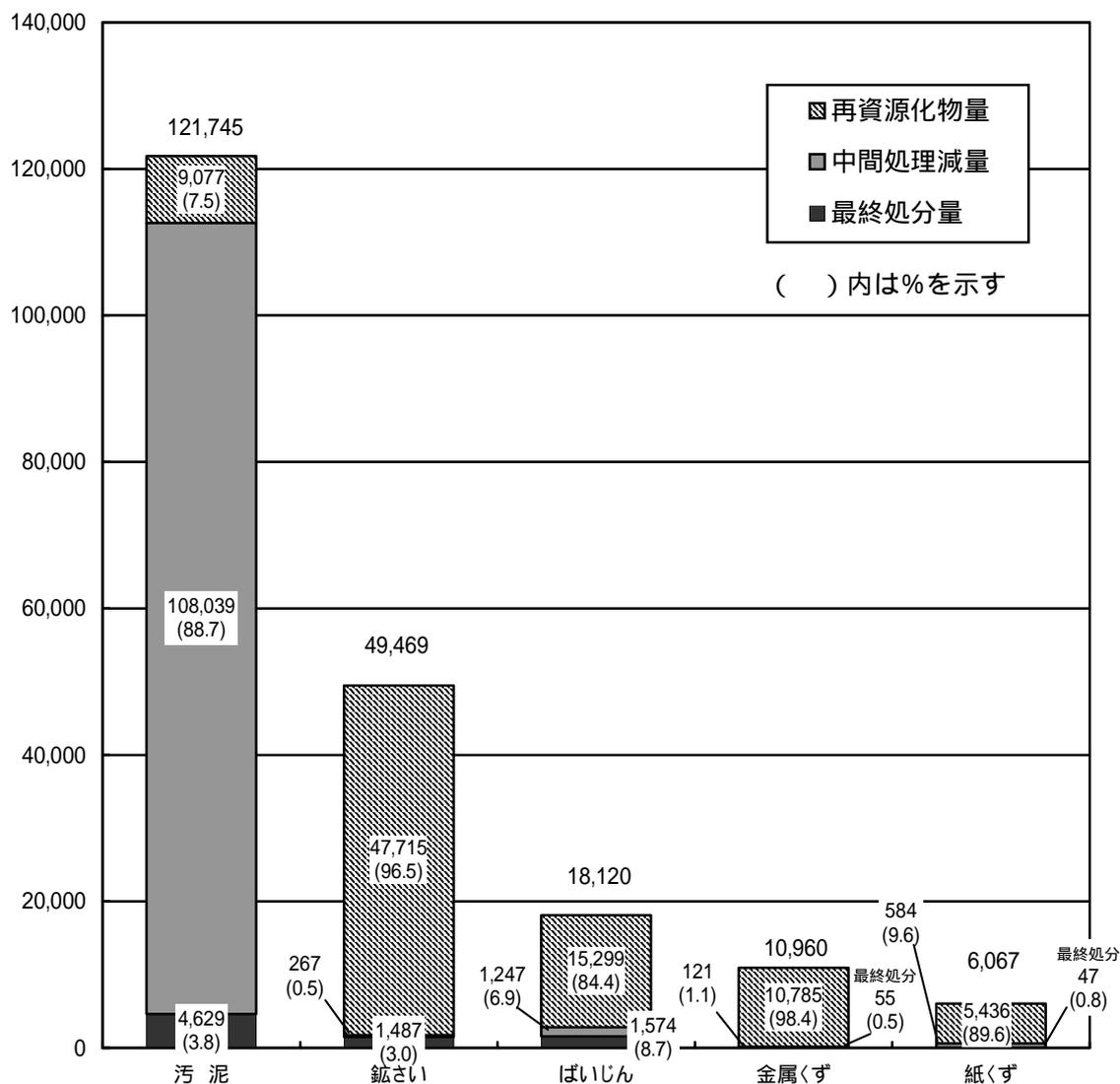
(単位: 千t)

(4) 発生量の多い5種類の廃棄物の特徴について

処理状況

発生量の多い5種類の廃棄物について中間処理減量、再資源化、最終処分状況を見ると、汚泥は中間処理減量の割合が88.7%と高いことに特徴があり、鉱さい、ばいじん、金属くず、紙くずは再資源化の割合が高く、鉱さい96.5%、ばいじん84.4%、金属くず98.4%、紙くず89.6%を占めている。(図4参照)

図4 主要5種類の処理状況(平成15年度・拡大推計値)



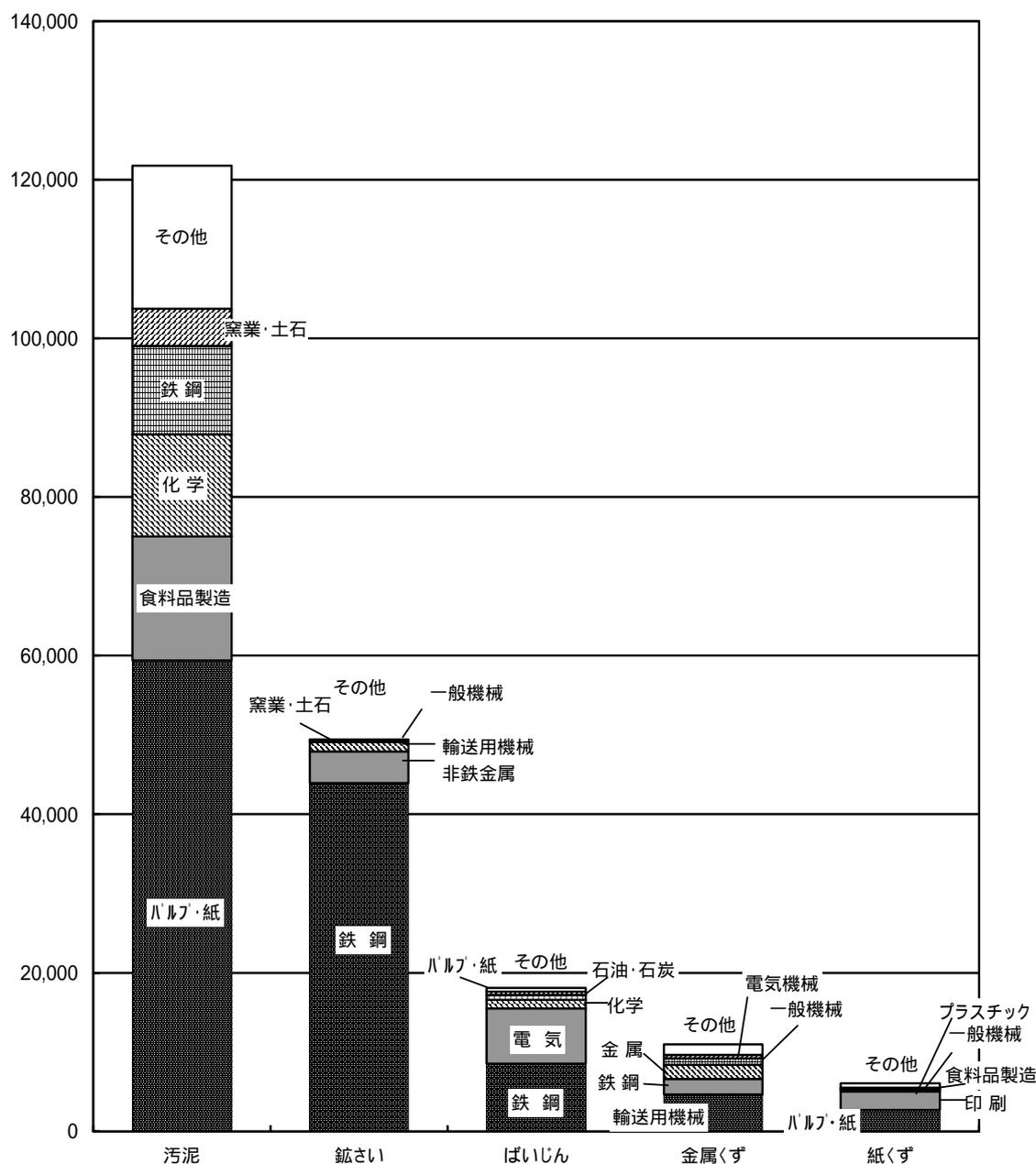
(単位: 千t)

発生量の多い5種類の廃棄物の排出業種の内訳

発生量の多い産業廃棄物・有価発生物について種類別の発生内訳をみると、発生量が最も多いのは汚泥である。その内訳を業種別にみると、パルプ・紙・紙加工品製造業が約48.8%を占め最も多く、以下、食料品製造業、化学工業の順に多くなっている。

2番目に発生量の多い鉱さいについては、鉄鋼業が約88.7%で大半を占めている。ばいじんについては、鉄鋼業からの発生が最も多く電気業が次いでおり、この2業種で85.6%を占める。金属くずは、輸送用機械器具製造業が42.9%を占め、鉄鋼業、金属製品製造業の順で発生量が多くなっている。紙くずは、パルプ・紙・紙加工品製造業が44.5%を占め、印刷・同関連業、食料品製造業の順になっている。(図5参照)

図5 発生量の多い5種類の業種分類別発生内訳(平成15年度・拡大推計値)



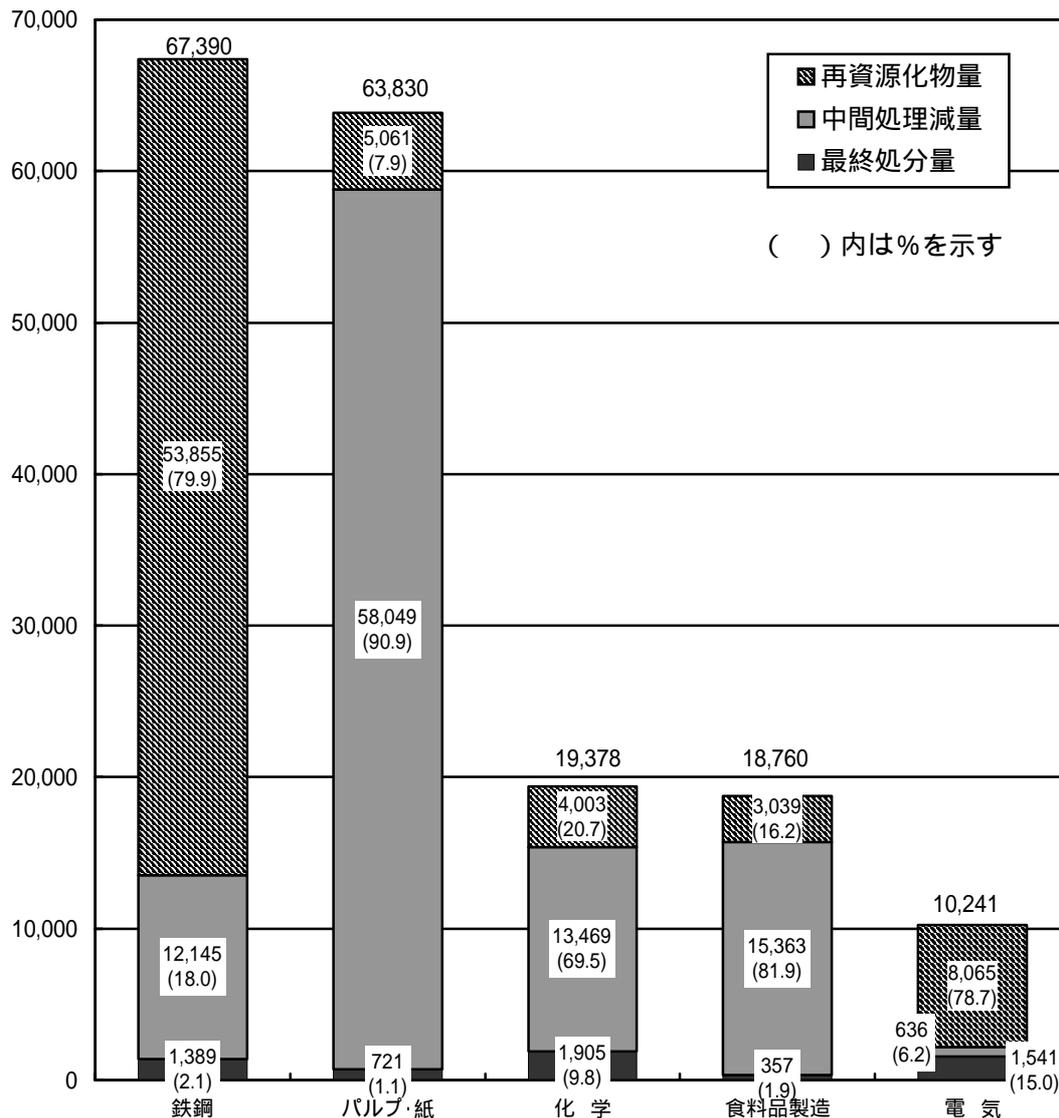
(単位: 千t)

(5) 発生量の多い5業種の処理状況

発生量の多い5業種の特徴について

発生量の多い5業種についてその特徴をみると、鉄鋼業では発生量の79.9%が再資源化されている。パルプ・紙・紙加工品製造業は、中間処理減量の割合が90.9%を越えて特に高い。化学工業、食料品製造業の2業種についても、いずれも中間処理減量の割合が最も高く、それぞれ69.5%、81.9%を占めている。電気業については再資源化の割合が特に高く78.7%となっている。

図6 発生量の多い5業種の処理状況（平成15年度・拡大推計値）



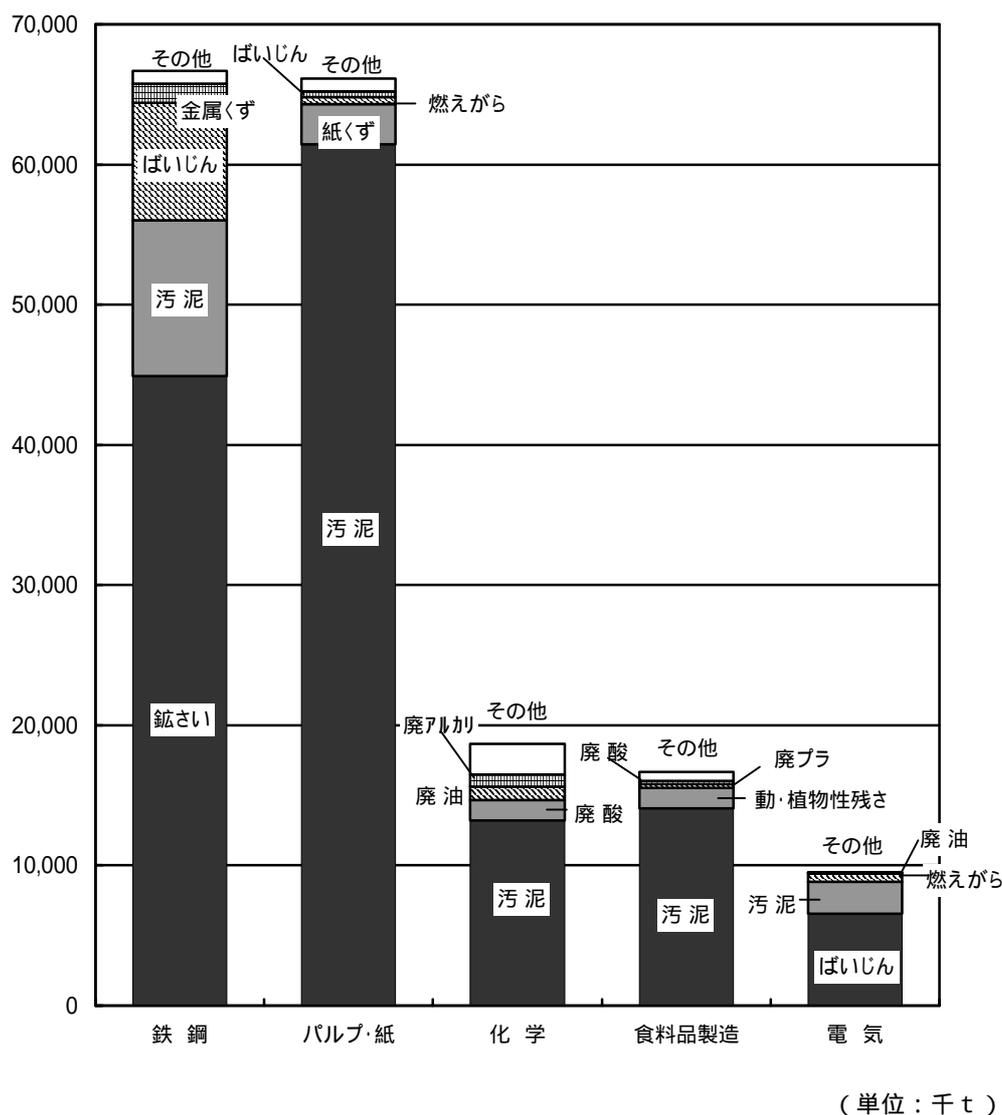
(単位：千t)

発生量の多い5業種の種類別発生内訳

発生量の多い5業種について産業廃棄物・有価発生物の内訳をみると、鉄鋼業の産業廃棄物・有価発生物発生量のうち、鉱さいが65.1%を占めており、汚泥、ばいじんが次いでいる。パルプ・紙・紙加工品製造業については、汚泥の割合は93.0%を越えている。

化学工業では発生量の66.2%を、食料品製造業では発生量の83.6%を汚泥が占めている。電気業では発生量の68.5%をばいじんが占めている。

図7 発生量の多い5業種の種類別発生内訳（平成15年度・拡大推計値）



発生量の多い5業種のマテリアルフロー量

本調査においては、製造業（24業種）、電気業（1）、ガス業（1）、鉱業（3業種）について業種毎に

産業廃棄物・有価発生物の処理利用状況

産業廃棄物・有価発生物のマテリアルフロー量

発生量の年度推移

中間処理減量、再資源化量、最終処分量の年度推移

発生量の種類別割合

発生量の多い産業廃棄物・有価発生物5種類の内訳

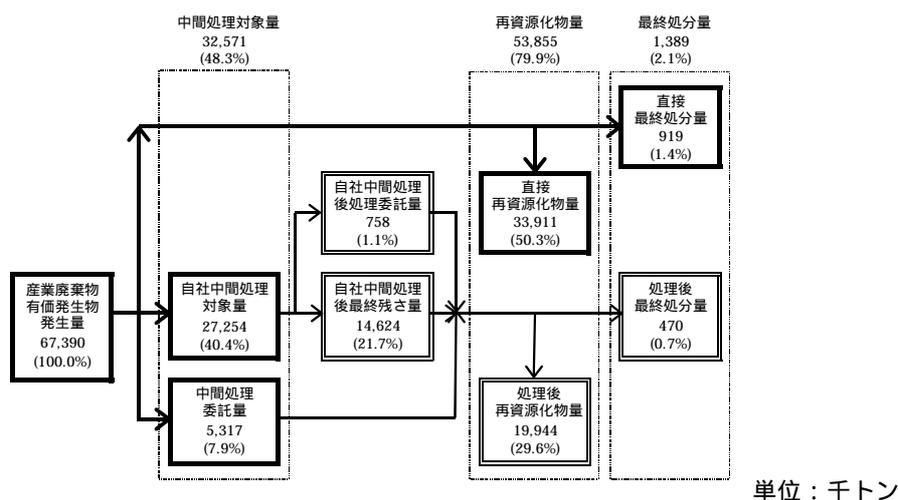
を作成している。

参考に、発生量の多い5業種について、産業廃棄物・有価発生物のマテリアルフロー量の図を示す。

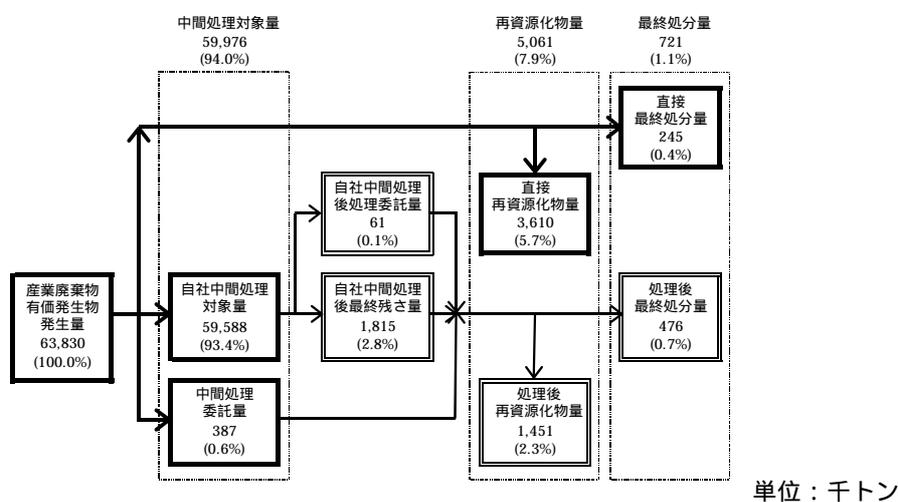
合計は桁数処理により一致しない場合がある。

カバー率：回答のあった事業所が業種全体に占める割合

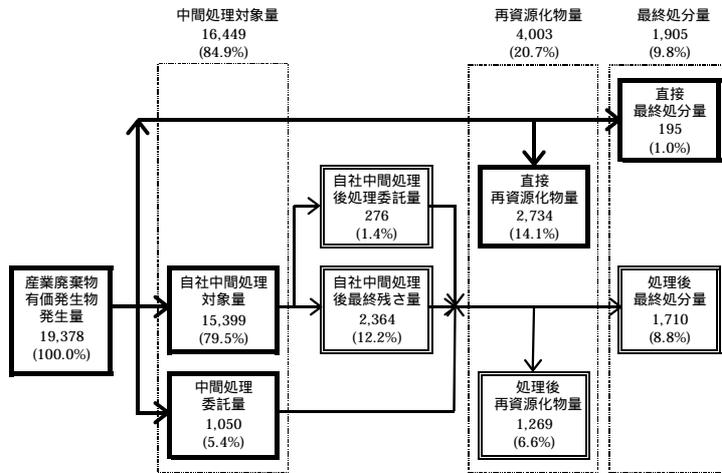
鉄鋼業（カバー率62.7%）



パルプ・紙・加工品製造業（カバー率46.4%）

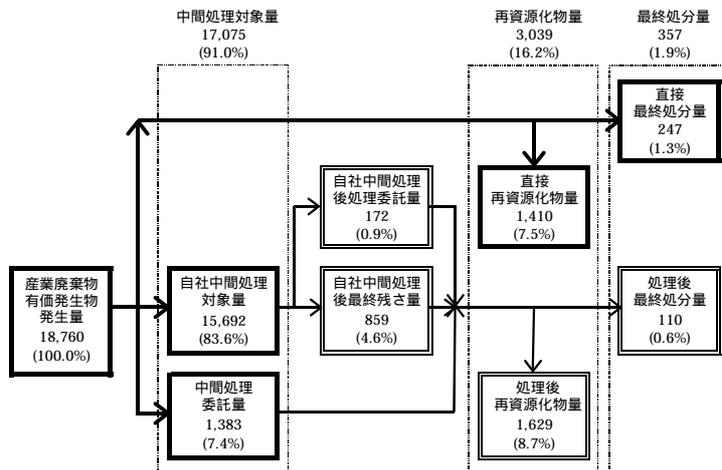


化学工業（カバー率 43.5%）



単位：千トン

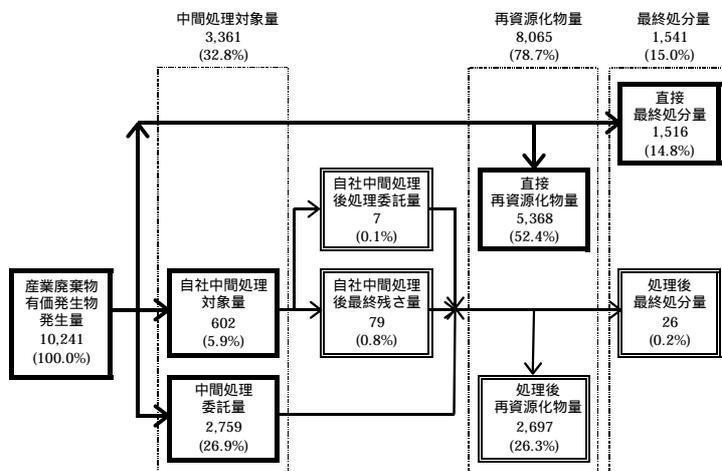
食品製造業（カバー率 7.7%）



単位：千トン

食品製造業については、調査のカバー率が低いことを考慮する必要がある。

電気業（カバー率 97.0%）



単位：千トン

各ワーキング・グループ等の審議状況について

1. 廃棄物・リサイクルガバナンス

(1) 検討内容

廃棄物分野における企業の社会的責任を全うし、資源の有効利用や廃棄物の適正処理を促進するべく、平成16年9月、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会において「廃棄物・リサイクルガバナンス ガイドライン」を取りまとめた。法令遵守や企業の社会的責任の観点に加え、企業経営の観点から廃棄物問題に取り組むことの重要性や、排出事業者が遵守すべき事項を企業経営者・本社・現場毎にガイドラインとして整理し、具体的に以下の3つの視点を示した。

廃棄物・リサイクルガバナンスの構築、強化のための社内体制の確立

経営者から全従業員までを含む全社的な体制によって、企業（排出事業者）が廃棄物等の適正処理・リサイクルに取り組むこと。

幅広い関係事業者を含めた体制構築

関連企業、取引先企業や廃棄物等の処理・リサイクル業者等の広範な関係者と連携して体制を構築することにより、廃棄物等の適正処理・リサイクルを実践すること。

自社の取組状況の情報発信・情報共有

自らの取組を顧客・消費者や投資家、地域社会へ情報発信し、情報を共有することで、取組の一層の推進を図ること。

(2) 進捗状況

廃棄物・リサイクルガバナンス ガイドラインの普及に向けて、以下のような取組を通じて、企業における廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に取り組んでいるところ。

- ・ 日本経団連・日本商工会議所をはじめとする各種事業者団体への説明
- ・ パンフレットや参考事例集等の作成
- ・ 人材育成事業等による中小企業内人材の育成支援
- ・ 環境関係コンサルタント等と連携し、セミナー等を実施
- ・ 政府広報による普及・啓発

2．国際資源循環ワーキング・グループ

(1)検討内容

本ワーキング・グループでは、アジア各国が相互に連携し、域内における資源有効利用を促進することで資源消費量を抑制し、同時に環境汚染の拡散を防止することによって、持続可能なアジア循環型経済社会圏を構築していくことを目的として、循環資源の越境移動の現状やアジア各国における循環型経済社会の構築に向けた取組等について審議を行った。検討により明らかになった国際資源循環問題を巡る現状を踏まえ、我が国における今後の総合的な施策展開の方向性として、以下のような取りまとめを行った。

政策対話の実施

グリーン・エイド・プラン（GAP）等の政策対話の場を活用して、今後アジア各国との間で、日中リサイクル政策対話など二国間の政策対話を実施していく。

情報の共有化

各国ルールや廃棄物処理・リサイクル業者に関する情報の共有化を図ることが必要。また、循環資源の流れの実態を把握するため、統計の整備等も進める。

アジア各国における循環型経済社会構築に向けた支援

技術協力や人材育成、国際協力銀行の投資金融の積極的な活用等を検討する。

アジア域内における資源循環ネットワークの構築に向けた施策

トレーサビリティ確保の具体的手法等について検討を進めていくとともに、静脈物流システムの構築や国際機関等との連携を図る。

(2)審議経過

平成16年6月～10月までに計5回実施し、同年10月に報告書を取りまとめた。

3．電気・電子機器リサイクルワーキング・グループ自動車用バッテリーリサイクル検討会

(1)検討内容

近年における自動車用バッテリーの輸入製品増大等により、現状のリサイクルシステムを将来にわたり維持していくことが困難となりつつある状況を鑑み、継続的・安定的な自動車用バッテリーの回収・リサイクルシステムを構築すべく、本検討会では関係主体が果たすべき役割や実効性を確保するための方策等について検討を行い、平成17年7月に報告書（案）の取りまとめを行った。

本報告書（案）には、実効性のあるリサイクルシステム再構築に向け、自動車用バッテリーを資源有効利用促進法の指定再資源化製品として指定し、バッテリーを製造又は輸入する者及びバッテリーを使用する製品を製造又は輸入する者をリサイクルの実施主体として規定すること、その他関係者に求められる役割等について提言を行った。

(2)審議経過

平成17年5月～7月までに計3回実施し、同年7月に報告書（案）の取りまとめ、同年8月にパブリックコメントを行った。

4．製品3Rシステム高度化ワーキング・グループ

(1)検討内容

本ワーキング・グループでは、製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品毎の3Rシステムの高度化を図るために必要な措置について検討を行い、平成17年8月に取りまとめを行った。

本取りまとめでは、製品3Rシステムの高度化を図る上で目指すべき社会像及び方向性を提示した上で、高度化の方向性として、希少性・有用性・有害性を持つ特定の物質情報をライフサイクルの各段階で管理できるよう、家電・パソコン等の製品について、製品含有物質の情報開示制度を導入するとともに、3R配慮設計・製造を推進するため、再生資源利用率等の製品の新たな評価軸や易解体性の表示方法等の統一化を図るための規格作成を進めることとした。さらに、これらの措置について、国際的な標準化に向けた対応を産業界と政府が連携して積極的に行っていくことを盛り込んだ。

(2)審議経過

平成17年1月～8月まで計7回実施し、同年8月に取りまとめを行った。
(平成17年4月の中間取りまとめに際してパブリックコメントを実施)

5．容器包装リサイクルワーキング・グループ

(1)検討状況

容器包装リサイクル法は、法施行後10年が経過する年度に制度の施行状況について評価・検討を行うことが法律の附則により定められており、この評価・検討の一環として、平成16年8月より本ワーキング・グループにおいて検討を開始した。中央環境審議会と合同で6回にわたり容器包装リサイクル法関係者等からのヒアリングを実施し、本年1月に論点整理、本年2月以降に論点整理で提示された個別論点に沿って、容器包装のリサイクルの促進だけでなく、リデュース・リユースの推進のため等の多様な施策について議論が行われた。

そして本年6月に中間取りまとめを行い、その後広く意見を求めるためにパブリックコメントを実施。これらの結果も踏まえつつ、同年9月から審議を再開し、年内目途の取りまとめに向けて審議を継続中。

(2)審議経過

平成16年8月～平成17年6月まで計18回実施し、同年6月に中間取りまとめ、同年7月にパブリックコメントを行った。

6．自動車リサイクルワーキング・グループ

(1) 検討状況

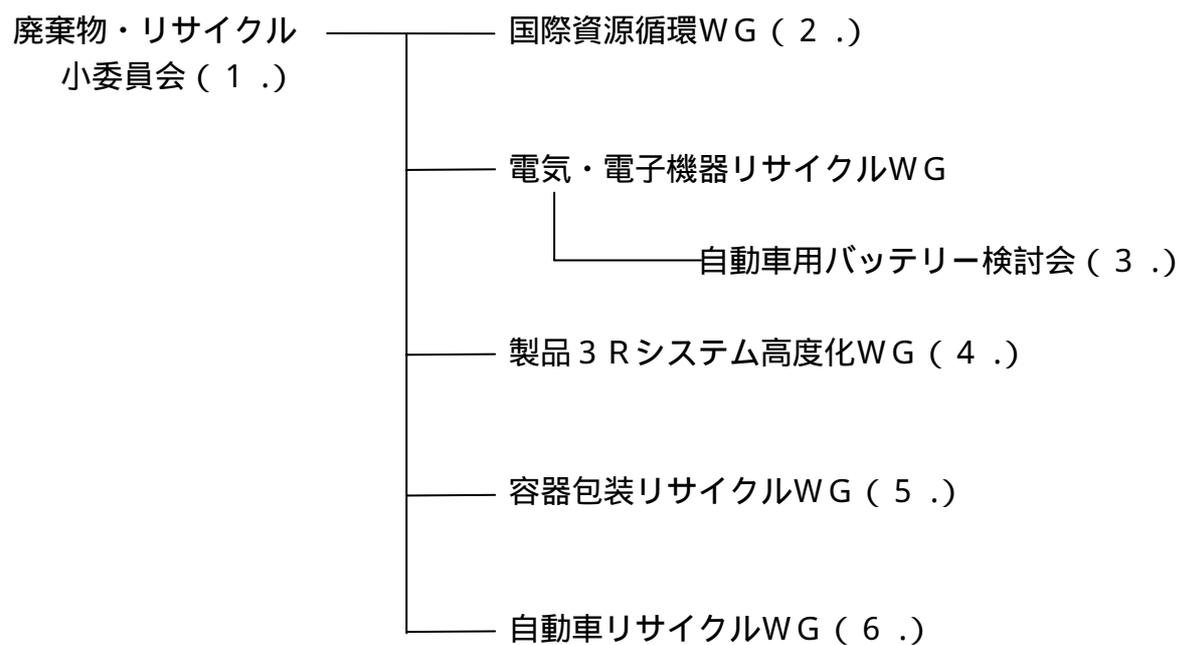
平成14年7月に成立した自動車リサイクル法については、本ワーキング・グループにおいて、施行に向けた課題について順次検討を行ってきた。同法は、平成17年1月に本格施行され、本年7月のワーキング・グループでは本法の施行状況について審議した。

(2) 審議経過

平成16年11月及び平成17年7月の2回実施。

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会の組織図

(平成17年10月13日現在)



産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環WG 報告書「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現にむけて」(概要)

平成16年10月

- 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキング・グループは、本年5月に設置され、6月から10月まで5回の審議を行った。本報告書(案)は国際資源循環ワーキング・グループのとりまとめとしての位置づけとなる。

1. 国際資源循環問題を巡る現状

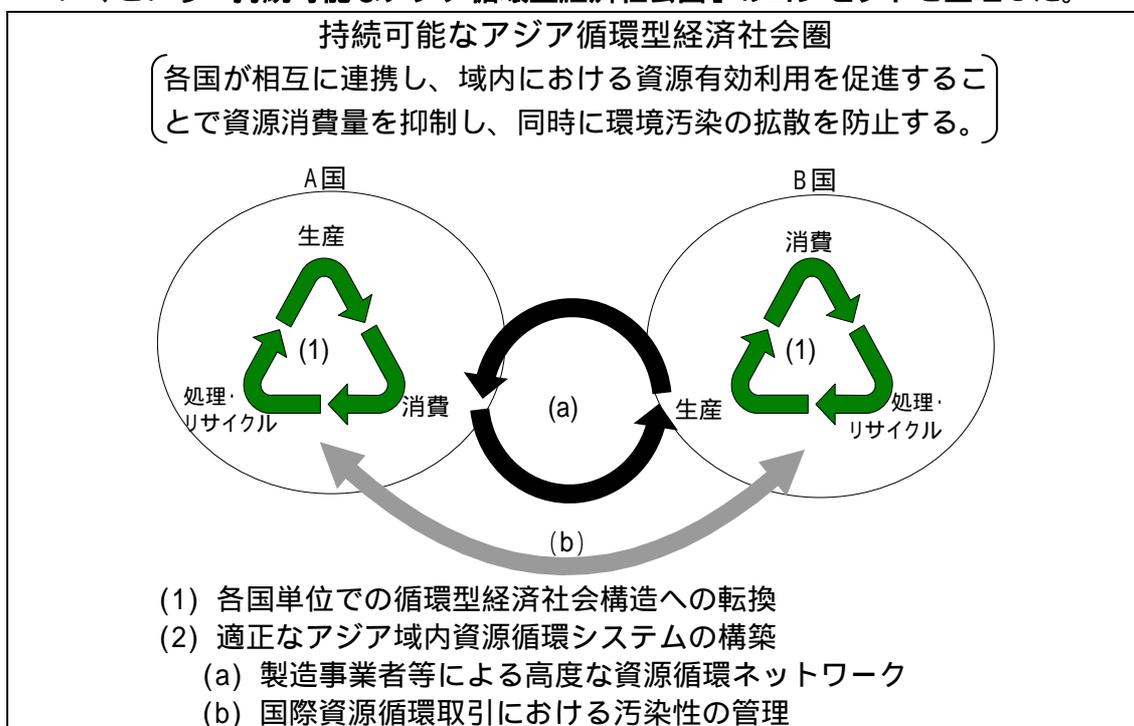
- 本章では国際資源循環問題の現状分析を行った。なお、詳細なデータ等については、添付の参考資料集を参照のこと。
- 第1節「循環資源の越境移動の現状」では、アジア各国における鉄スクラップや古紙等の循環資源輸入量の急増、本年5月の中国による我が国からの廃プラスチック輸入停止措置、国内での製造が終了したブラウン管テレビに用いられるガラスカレットの問題について言及している。
- 第2節「アジア各国における循環型経済社会の構築に向けた取組」では、経済成長に伴い廃棄物問題が深刻化しているアジア各国の循環型社会構築に向けた取組状況について説明している。
- 第3節「我が国における循環型経済社会の構築に向けた取組」では、我が国国内の政策動向とともに、我が国企業の新たな動きを紹介した。我が国企業の新たな動きとしては、「海外拠点に広がる環境配慮活動」「我が国廃棄物処理・リサイクル産業のアジア展開」「国際的なリユース・リサイクル網」「設計・製造段階からの環境配慮の推進」を指摘している。

2. 対応に向けた基本的な方向性と視点

- 本章では、国際資源循環問題についての、基本的な方向性や視点について整理を行い、長期的な構想として「持続可能なアジア循環型経済社会圏」の構築を目指すことを提言している。
- 第1節「国際資源循環問題に係る中心的課題」では、国際資源循環問題においては、廃棄物等に係る不適正処理を如何にして根絶するか、という課題(汚染性の問題)と、資源有効利用を如何にして促進するか、という課題(資源性の問題)の両立をいかに図っていくかが問題であり、環境汚染の防止は資源有効利用の前提である、という確固たる方針でもって臨む必要がある、との指摘を行っている。
- 第2節「基本的な方向性と視点」では、各国内の取組を基本とした対応の重要性や汚染防止のための確実性・信頼性に裏付けされたトレーサビリティの確保の重要性について指摘するとともに、他にも基本的視点として、各国制度間の国際的整合性の確保、企業の取組の促進、複層的な視点での対応・役割の整理、静脈物流の経済

性・効率性向上、といった点についても指摘している。

- ・ 第3節「持続可能なアジア循環型経済社会圏」においては、各国単位の循環型経済社会の構築に向けて取り組みつつ、適正なアジア域内資源循環システムを構築していくという「持続可能なアジア循環型経済社会圏」のコンセプトを整理した。



3. 持続可能なアジア循環型経済社会圏構築のための課題

～具体的な考え方・各主体が果たすべき役割～

- ・ 本章では、持続可能なアジア循環型経済社会圏構築にあたって必要な課題を、各国単位での循環型経済社会構造への転換、適正なアジア域内資源循環システムの構築、という二つの観点から整理した。
- ・ 第1節「各国単位での循環型経済社会構造への転換」では、制度構築や廃棄物処理・リサイクル産業の育成を行っていく上で、我が国とアジア各国との情報交換を密にしていくこと等の重要性を指摘している。また、我が国の対応として、今後も国内における循環型経済社会形成の取組を一層強化していくとの原則の下、産業構造上海外の生産工程に戻した方が高度な有効利用ができる資源については、輸出を促進していくべき、といった点等について言及している。
- ・ 第2節「適正なアジア域内資源循環システムの構築に向けて」では、適正な資源循環システムの条件として、確実性・信頼性に裏付けされたトレーサビリティの確保等の点を指摘し、さらに、各国当局による水際の監視強化を行う一方で、製造事業者等による高度な資源循環ネットワークや、トレーサビリティの確保によって汚染性の管理がされた循環資源の取引、あるいは処理等によって汚染性が除去された循環資源の取引については、各国国内の循環システムに悪影響を与えない限りにおい

て、輸出入を促進していくべきとしている。

4. 我が国における今後の総合的な施策展開の方向性

- ・ 本章では、持続可能なアジア循環型経済社会圏構築にあたって、我が国として今後行っていくべき総合的な施策展開の方向性について整理を行った。
- ・ 第1節「政策対話の実施」では、アジア各国との政策対話（グリーンエイドプラン（GAP）政策対話を含む）を行い、トレーサビリティシステムについても両国間で検討し、検討や理解が進んだ段階で将来的には循環資源越境移動に関する二国間協定や地域レベルの協定も将来的に視野に入れて検討することとしている。
- ・ 第2節「情報の共有化」では、政策対話等を通じて各国ルール、廃棄物処理・リサイクル業者に関する情報の共有化を行うことや、域内資源循環の流れの実態把握のため統計の整備等を検討していくこととしている。
- ・ 第3節「アジア各国における循環型経済社会の構築に向けた支援」では、技術協力として制度構築支援やソフト面のキャパシティビルディングを行うことや、人材育成・交流、環境教育として、人材育成事業や3Rイニシアチブ閣僚会合時の国際シンポジウムの開催、金融面での支援として国際協力銀行の投資金融等の積極的な活用を検討していくこととしている。
- ・ 第4節「アジア域内における資源循環ネットワークの構築に向けた施策」では、トレーサビリティを確保した資源循環ネットワークの構築に関して、トレーサビリティ確保のための具体的手法等について検討を進めていくことや、リサイクルポート等の施策を進めることで静脈物流システムの構築を図っていくこと、欧州をはじめとする各国法制度の整合性や透明性の確保のため協調していくことを含め、OECDやG8等の国際機関等との連携を進めていくことを検討していくこととしている。

3 R イニシアティブ結果概要

平成 17 年 6 月
リサイクル推進課

本年 4 月 28 日(木)～30 日(土)にかけて、昨年の G8 サミットで合意された「3 R イニシアティブ()」に関連した 3 R イニシアティブ国際シンポジウム及び 3 R イニシアティブ閣僚会合が開催された。今回の 3 R イニシアティブの目的及びシンポジウム・閣僚会合の結果概要は以下の通り。

： 3 R (リデュース・リユース・リサイクル) イニシアティブ

平成 16 年 6 月に米国で開かれた、G8・シーアイランドサミットにおいて小泉総理から提案され、合意された行動計画。 3 R の推進、リサイクル物品の国際移動に係る障壁の低減、先進国と途上国の協力推進、様々な関係者間の協力促進、3 R 技術開発の推進、を内容とする。3 R イニシアティブは、2005 年春に日本政府主催で開催される閣僚会合において、正式に立ち上げられることとされた。(別紙 1 参照)

1. 目的等

(1) 3 R イニシアティブの目的

廃棄物問題は、従来、各国域内単位での取り組みが主体となっており、具体的な国際的取り組みとしては、唯一、バーゼル条約に基づく廃棄物越境移動の抑制策が議論されていたに過ぎない。一方、国内的には、これまでの十数年における各種リサイクル法制の整備及びリサイクル産業の育成策等により、廃棄物問題を、単なる「廃棄物処理対策」から「循環型経済社会への転換に向けた対策」へと昇華させてきたが、近年の中国における循環資源の需要拡大に伴う国内市場への影響や欧州でのリサイクル規制の国際的な影響拡大等、国内的な対策のみでは本問題を解決し得ない状況に直面している状況。

このような状況の下、今回の「3 R イニシアティブ」は、我が国にて取り組んできたように、廃棄物問題を、従来のように負の側面から捉えるのではなく、循環資源の有効利用を通じ循環型経済社会への転換を図るという正の側面から、国際的に議論する初めての場としての意義を持つものである。

(2) 当省としての重要討議テーマ

昨年来より産業構造審議会において検討を進めてきた以下の 2 つのテーマに関し、今回の国際シンポジウム及び閣僚会合を通じて国際的な共通認識の醸成を図った。

国際資源循環問題への対応

産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環WGにおいて、汚染性を管理した上での資源有効利用を促進するという考え方に基づく適正な資源循環の確保及びアジア域内での循環型経済社会を目指すというコンセプトを整理した報告書を昨年 10 月に取りまとめたところ。今後の我が国とアジア各国間の適切な資源循環ネットワーク構築に向け、各国関係者の理解促進及び国際的な意識共有を図る。

製品に関する環境配慮設計・製造の推進

製品に係る環境配慮設計に関し、当省では、やみくもに EU 型の使用禁止措置を講ずるのではなく、製品に係る環境配慮情報の開示措置に基づく対応を主眼とするべく、本年 1 月から産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会製品 3 R システム高度化WGを立ち上げ、本年 4 月 12 日には基本的考え方をまとめた中間取りまとめ案を策定したところ。環境配慮設計ルールが国際的にも各国で検討が進められている中、我が国が率先して国際統合化に向けた意識共有を図る。

(3)国際シンポジウムと閣僚会合の関係について

今回の3Rイニシアティブにおいては、産業界（各国主要企業）、NPO、大学関係者、政府関係者（米、中、EU等主要各国）が参加する3Rイニシアティブ国際シンポジウムを経済産業省が企画し、廃棄物問題を担当する各国環境大臣が参加する3Rイニシアティブ閣僚会合を環境省が主催することとなった（3Rイニシアティブ国際シンポジウムには、当省から保坂副大臣が冒頭挨拶のため出席）。

なお、同シンポジウムは3Rイニシアティブ閣僚会合の公式サイドイベントとして位置付けられており、翌日の閣僚会合にて、シンポジウムの成果が3Rイニシアティブに対する貢献として参加閣僚に報告が行われた。その際、物品の国際移動を今後促進していく上での具体的な方策等について、閣僚との間で意見交換が行われた（報告者：永田早稲田大学教授（産業構造審議会廃棄物リサイクル小委員会委員長、NPO法人循環型社会形成推進機構顧問）（報告内容は別紙6参照））。

2. シンポジウム及び閣僚会合について

(1) 3Rイニシアティブ国際シンポジウム（経済産業省企画）

日時等

2005年4月28日（木） 9：30～18：00 （於 国連大学（青山））

国際シンポジウムのアジェンダ

- 各国内における循環型社会構築と国際的な資源循環システムの構築
- 3Rシステムビジネス化に向けた挑戦
- エコデザイン
- 国際静脈物流の構築

主催者等

主催者 : NPO法人循環型経済社会推進機構、国連大学

協力 : NPO法人エコデザイン推進会議、早稲田大学、国土交通省、環境省

参加機関等

政府関係者等：米国商務省、EU委員会環境総局、中国国家環境保護総局、タイ工業省、バーゼル条約事務局

企業関係者等：米ヒューレット・パッカー社、米キャタピラー社、中国モトローラ社、富士ゼロックス、太平洋セメント、日産自動車、トヨタ自動車、リコー、日本通運、丸紅、ナチュラル・ステップ・インターナショナル

大学関係者 : 国連大学、早稲田大学、東京大学、東京農工大学、慶應義塾大学

(2) 3Rイニシアティブ閣僚会合（環境省主催）

日時等

2005年4月28日（木）（夕刻のレセプション）～30日（土）
（於 東京プリンスホテル（芝公園））

閣僚会合のアジェンダ

- 3Rの推進
- 国際流通に対する障壁の低減
- 様々な関係者間の協力
- 科学技術
- 途上国との協力

参加国 20ヶ国（EU含む） 4機関

日本、米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、ロシア、EU、ブラジル、中国、インド、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、シンガポール、

ベトナム、韓国、メキシコ、南アフリカ、OECD、UNEP（国連環境計画）、バーゼル条約事務局、アラブ連盟（各国からの出席者については、別紙2参照）

3. 3 Rイニシアティブの評価

今回の3 Rイニシアティブにおいては、当省としては、国際資源循環問題への対応、製品に関する環境配慮設計・製造の推進の2分野が議題として取り上げられることを主として目指したが、いずれも下記にあるとおり、当初の狙いは達成された。

また、今回の3 Rイニシアティブに併せ、小泉総理が発表した「3 Rを通じた循環型社会の構築を国際的に推進するための日本の行動計画（通称：ゴミゼロ国際化行動計画）」においても、同趣旨の内容が盛り込まれている（別紙3参照）。

なお、今回の3 Rイニシアティブでは、従来、廃棄物規制当局としての性格が強かった各国環境省が主体となった閣僚会合において、廃棄物問題に関し規制一辺倒ではない考え方が概ね合意され、議長サマリーとして文書化されたことが非常に大きな意味を持つと言える（別紙4参照）。

(1) 国際資源循環問題関係

国際資源循環問題については、産業構造審議会国際資源循環WGで昨年秋にとりまとめた結論を踏まえて、3 Rイニシアティブ閣僚会合のアジェンダ設定がなされ（環境省が準備したイシューペーパーにも当省の問題意識を反映）、3 Rイニシアティブ国際シンポジウムにおいても、産構審の議論を踏まえた討議を行い、これを閣僚会合に報告することによって、閣僚会合の議論においても、当省の問題意識を反映することができた。

この結果、議長サマリーにおいては、「国際資源循環においては、資源の有効利用と汚染の防止という二つの原則がある」「各国は国内において、廃棄物の発生量を最小化することに務めるべきである」といった、産構審の議論の内容を踏まえた記述がなされるとともに、さらに踏み込んだ記述として、「製品や原料についての市場は、これが廃棄物にならないように開放される必要があり、これは3 Rイニシアティブによって推進しうる」との国際資源循環推進に向けたより積極的な記述が盛り込まれた（10パラグラフ）。

従来、有害廃棄物の越境移動問題は、バーゼル条約締約国会議等の場において、途上国主導、環境影響主導の形で議論が行われてきたが、今回の会合においては、「3 R」という文脈の下で、環境影響のみならず、資源性も踏まえたより高度なシステムを関係国間で構築していくことの重要性について、各国の合意形成が進んだものと評価できる。

(2) 製品に関する環境配慮設計・製造問題関係

製品に関する環境配慮設計・製造の推進に関しては、3 Rイニシアティブ国際シンポジウムにおいても、産構審製品3 Rシステム高度化WGの議論の紹介がなされ、永田教授による3 Rイニシアティブ閣僚会合への3 Rイニシアティブ国際シンポジウムの結果報告の場でも、エコデザインに関する情報の関係者間での共有の重要性が指摘され、これを受けて議長サマリーにおいても、「エコデザインに関する情報共有がリサイクルの効率性を高める可能性がある」との文言が書き込まれた。

また、全般的な会議の基調として、拡大生産者責任論等によって、生産者のみの責任を強調するトーンではなく、製品3 Rシステム高度化WGでも議論されているように、消費者を含む関係者間の協力構築に向けて如何に体制を構築するか、といった点に焦点が当たったことも重要であったと考えられる。

(3)今後の展開

今回の3Rイニシアティブでの成果については、本年7月に英国パースシャーで開催されるG8サミットにおいて報告される予定。

また、議長サマリーにて取りまとめられた内容に関する今後の具体的な対応については、来年春までに開催される高級事務レベル会合にてフォローアップされる予定。

持続可能な開発のための科学技術：「3R」行動計画及び実施の進捗 (仮訳、抜粋)

我々は、エビアンで採択された「持続可能な開発のための科学技術G8行動計画」を引き続き実施しつつ、資源及び物資のより効率的な使用を奨励するために、発生抑制、再使用、再生利用(「3R」)イニシアティブの開始を約束する。このイニシアティブは、この1年のうちに日本で開催される閣僚会合において正式に開始される。

発生抑制、再使用、再生利用イニシアティブ

我々は、発生抑制、再使用、再生利用(「3R」)イニシアティブを、日本政府が2005年春に主催する閣僚会合において開始する。OECD等の関係国際機関と協力し、我々はこのイニシアティブを通じて以下のことをめざす。

- ・ 経済的に実行可能な限り、廃棄物の発生を抑制し(Reduce)、資源及び製品を再使用(Reuse)、再生利用する(Recycle)。
- ・ 既存の環境及び貿易上の義務及び枠組みと整合性のとれた形で、再生利用、再生産のための物品及び原料、再生利用・再生産された製品、並びによりクリーンで効率的な技術の国際的な流通に対する障壁を低減する。
- ・ 自発的な活動及び市場における活動を含め、様々な関係者(中央政府、地方政府、民間部門、非政府機関(NGOs)及び地域社会)の間の協力を奨励する。
- ・ 3Rに適した科学技術を推進する。
- ・ 能力構築、啓発、人材育成、及び再生利用事業の実施等の分野で途上国と協力する。

3 R 閣僚会合参加閣僚等

【議長】

日本 小池百合子環境大臣

【国】

ブラジル ビクトール・スヴェイビル環境省次官
 カナダ ノーリン・スミス環境省次官
 中国 張力軍環境保護総局副局長（副大臣）
 フランス セルジュ・ルペルティエ エコロジー・持続可能な開発大臣
 ドイツ ユルゲン・トリティン連邦環境・自然保護・原子力安全大臣
 インドネシア マスネルヤルティ・ヒルマン副大臣
 イタリア コラド・クリニ環境・国土保全省局長
 日本 高野博師環境副大臣
 マレーシア ミアー・サズミ天然資源環境省政務官
 メキシコ ミゲル・ルイス＝カバーニャス・イスキエルド メキシコ駐日大使
 フィリピン ラモン・ヘスス・パルミアノ・パヘ環境・天然資源省次官
 韓国 朴仙淑（パク・ソンスク）環境副大臣
 ロシア セルゲイ・ニコラエビッチ・マズレンコ連邦科学・技術革新庁長官
 シンガポール ヤーコブ・イブラヒム環境・水資源大臣
 南アフリカ共和国 リジョイス・マブダファシ環境・観光副大臣
 タイ ヨンユット・ティヤパイラット天然資源・環境大臣
 イギリス グレアム・ホルブルック・フライ英国駐日大使
 アメリカ ジェームス・L・コノートン大統領府環境評議会議長
 ベトナム マイ・アイ・チュック天然資源・環境大臣
 EC ティモ・マケラ環境総局持続可能開発・統合局長

【国際機関】

UNEP クラウス・テプファー事務局長
 OECD 赤阪清隆事務次長
 バーゼル条約事務局 桑原幸子事務局長
 アラブ連盟 ファトマ・エルマラーハ持続可能開発局長

3 Rを通じた循環型社会の構築を国際的に推進するための日本の行動計画 (通称：ゴミゼロ国際化行動計画)

平成17年4月28日

1. 3 Rイニシアティブ

人口の増大や経済社会活動の拡大に伴い、世界的に資源需要が急増し、また廃棄物の排出量も増加し、その種類も多様化しつつある。さらに、国際社会のグローバル化に伴い、循環資源を含む物品、製品や技術などの国際流通も活発化しており、環境や経済面での相互依存性が世界的に高まっている。このため、世界が協調して相互の便益を高めながら、環境と経済の両立した循環型社会づくりを進めることが、人類共通の課題となっている。

こうした状況の中、2004年に開催されたG8シーアイランドサミットにおいて、小泉総理が3 Rイニシアティブを提唱し、G8各国のリーダーの合意を得た。3 Rイニシアティブは2005年4月に東京で開催される3 Rイニシアティブ閣僚会合において正式に開始される。

2. 我が国の循環型社会構築に向けた取組

我が国は、かつての激甚な産業公害やごみ問題をめぐる住民と行政の深刻な対立などの経験を踏まえ、現在は環境と経済が両立する循環型社会の構築を目指している。そのために、循環型社会形成推進基本法及び循環型社会形成推進基本計画を策定し、2010年を目標とした定量的な数値目標を設定した上で、様々な利害関係者の協力の下、数多くの具体的な取組を計画的に進めている。

3. 循環型社会づくりを国際的に推進するための日本の行動計画

我が国は、国内においては循環型社会の構築を目指した取組の一層の強化を図るとともに、自らが有する経験や技術などの世界への発信、開発途上国の能力向上のための支援や、国境を越えた地域レベル・地球レベルでの国際協調を通じて、3 Rを通じた循環型社会の構築のための国際的な取組の推進に主導的な役割を果たしていくべき立場にある。このため小泉総理の指示の下、本行動計画を策定する。

(1) ゴミゼロ社会を国内で実現し、その経験を世界へ発信

- ・ ゴミゼロ社会の実現を目指し、廃棄物処理・リサイクルの仕組みをさらに循環型社会に適合したものに变革するとともに、3 R推進のための技術開発等を推進する。
- ・ 国と地方公共団体が連携・協働して、循環型社会形成推進のための地域計画づくりを推進し、3 R推進のための目標を掲げ、必要な施策をパッケージとして進める取組を開始
- ・ エコタウン事業の推進
- ・ 個別リサイクル法の評価・検討を通じた3 Rの推進
- ・ 製品の設計・製造段階から3 Rを配慮した「環境配慮製品」への取組の強化、「環境配慮製品」の市場拡大促進
- ・ 有料化等を通じた家庭ごみの減量化の推進
- ・ 廃棄物の不法投棄・不法輸出対策の強化
- ・ 3 Rに関する研究・技術開発の推進(例：廃棄物処理等科学研究費補助金に3 Rイ

- ニシアティブ特別研究枠を新設)
- ・ 産業界における3Rの推進

さらに、これまでの我が国の循環型社会形成に向けた経験を踏まえ、その知見を世界に発信する。

(2) 開発途上国のゴミゼロ化を支援

- ・ 開発途上国におけるゴミゼロ化のための取組に対する支援として、人材育成、技術協力などの取組に対する支援を実施する。
- ・ 国際機関アジア生産性機構(APO)と連携し、アジア・太平洋地域におけるサプライチェーンのグリーン化等のグリーン・プロダクティビティー活動を推進(2004年のマレーシアに引き続き、2005年秋にタイで「エコ・プロダクツ展」を開催予定)
- ・ 人材育成を通じた循環型社会構築のための拠点づくりや3R分野の協力を推進
- ・ 草の根・人間の安全保障無償資金協力及び日本NGO支援無償資金協力によるリサイクル物資の開発途上国への輸送支援を推進
- ・ グリーン・エイド・プラン(GAP)を通じた専門家派遣、研修事業の実施
- ・ 国内外の民間団体が行う3Rを含む環境保全活動に対し、地球環境基金等による支援を実施
- ・ 国連アジア・太平洋経済社会委員会(ESCAP)、我が国外務省、環境省、北九州市などの関係機関の協力により推進している「クリーンな開発のための北九州イニシアティブ」により、事例収集やパイロット事業等を実施

(3) ゴミゼロ社会を世界に広げるための国際協調を推進

[1] 様々な国々・機関と連携してゴミゼロ化政策を展開

- ・ 3Rイニシアティブのフォローアップとして、高級事務レベル会合を2005年度に開催
- ・ G8を中心とした関係諸国、国連環境計画(UNEP)や経済協力開発機構(OECD)等の国際機関との連携を強化し、3Rの取組をさらに促進
- ・ 国際的な物質フロー会計(MFA)の普及及び研究の推進
- ・ アジア太平洋環境会議(エコアジア)や日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)などの閣僚レベル会合において、循環型社会の構築のための地域レベルの取組を推進
- ・ 「東アジア循環型社会ビジョン」を2012年までに策定するとともに、東アジア各国における「循環型社会形成のためのビジョン/計画」の策定等を支援
- ・ 我が国環境省のイニシアティブの下に平成16年12月に発足した「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」等を通じた実務者レベルの連携強化により、東アジアにおける適正な資源循環を確保
- ・ 各国が相互に連携し、域内における資源有効利用と環境汚染防止の両立を図るため、二国間政策対話の推進や、二国間での適正な資源循環ネットワーク構築のための共同研究等を推進

[2] アジアにおけるゴミゼロ化のための知識基盤・技術基盤を強化

- ・ ごみ処理やリサイクルに関する意識の向上、技術の提供や制度構築の支援を通じたキャパシティビルディング
- ・ 「東アジア3R研究ネットワーク(仮称)」を構築し、国際的な情報交換・研究等の促進により、循環型社会推進のための知識基盤・技術基盤を構築

- ・ 循環型社会を目指した政策形成に関する我が国の経験や知見、技術を研修等を通じて、各国の政府機関との間で共有

[3]情報発信・ネットワーク化を通じてゴミゼロ化のための行動を促進

- ・ グリーン購入仙台宣言(平成 16 年 10 月)で提唱された「国際グリーン購入ネットワーク (I G P N)」と連携し、環境に配慮した商品やサービスの購入を世界的に推進
- ・ 3 R 優良事例を収集した「3 R 優良事例ショーケース(仮称)」を、国際機関を活用して構築
- ・ 自治体のノウハウを活用した、循環型社会推進のための都市間ネットワークの構築を支援
- ・ T E M M で合意された「循環型社会構築のためのシンポジウム/セミナー(仮称)」を 2005 年秋に北京で開催し、中央政府、自治体、企業や N G O 等の相互理解と行動を促進

注：_____は当省追加又は主要関連部分

3 R イニシアティブ閣僚会合議長サマリー概要

はじめに

2004年6月のG8シーアイランドサミットで合意された3 R イニシアティブを公式に開始することを目的に、3 R イニシアティブ閣僚会合が2005年4月28日から30日にかけて東京で開催された。この会合には、20か国及び4国際機関(UNEP、OECD、バーゼル条約事務局、アラブ連盟)の代表が参加し、国際的に3 R の取組を推進するため、議論を行った。

課題 I: 3 R の推進

21世紀において持続可能な生産消費パターンが確立された社会を実現するためには、「もったいない」精神を世界に広める3 R の推進が鍵である。持続可能でない生産消費パターンを変革するための10年計画の一環として、3 R 推進ビジョンや戦略を幅広い利害関係者の参加を得て策定し、パートナーシップを構築しつつ、様々な取組を進めることを世界の国々に推奨する。

また、行政による計画的なアプローチ、関係者間のパートナーシップの構築、環境負荷の少ない製品の市場拡大、意識の向上、技術開発、インフラの整備が重要であることを確認する。
(各国機関の各々の3 R の取組については、添付資料としてとりまとめ)

課題 II: 国際流通に対する障壁の低減

リサイクルや再生産される物品等、又はこうした製品の国際移動は、適切なメカニズムがあれば、資源の有効利用と環境汚染防止の両方に貢献する。リサイクルや再生産される物品等、又はこうした製品の国際移動については、高い税率や非関税障壁があることが指摘された。再生産された製品の国際移動が世界中で進行していることを踏まえ、こうした製品に対する障壁を減らすことが、新品と再生産品の越境移動についての公平な競争条件の確保に役立つ。

WTOドーハ・マンデートにおける環境関連製品とサービスのリスト作成は、環境と貿易の双方にとってウィン・ウィン(WIN - WIN)の機会を提供することが指摘された。

再生資源と廃棄物を区別する判断基準とその能力の必要性、また、地域的なアプローチや協力の必要性、さらに途上国における能力向上と適当な施設の必要性が指摘された。

多くの国にとって、廃棄物は発生した国において最少化することが最優先である。廃棄物の越境移動は、受入国において適切に利用され、適正に処分される場合に限り実施できる、との見解があった。再生資源や廃棄物の越境移動と、その適正処理の監視に関する国際協力を強化する必要性が指摘された。また、二国間や地域間における情報交換や優良事例の共有も重要である。

課題 III: 先進国と開発途上国との協力

増大する廃棄物の処理は地球的課題であることが強調された。先進国と途上国は、経験の共有、共同研究、キャパシティビルディングの実施から始まる。優良事例の蓄積と普及が期待される。キャパシティビルディングは、それぞれの国が、法的枠組、国家戦略、優良事例の活用等の具体的なテーマを優先分野として行うことが望ましい。

ミレニアム開発目標は、3 R 活動を推進する基礎となるべきである。本3 R 会合の成果は、2005年7月の英国グレンイーグルスG8サミットの準備や、持続可能な消費生産に関する国連マラケシュプロセスに報告されるべきである。

地域的な協力が重要である。南南協力は特に効果的である。経済的手法や他のインセンティブをもっと重視すべきである。3 R イニシアティブをフォローアップする高級事務レベル会合を2006年の春までに開催するという日本の提案が歓迎され、支持された。

課題Ⅳ：関係者間の協力

3Rと廃棄物の適正処理を推進するためには、中央政府、地方政府、民間部門、非政府機関、研究機関、地域社会等の利害関係者が、各国・地域・地球レベルでパートナーシップを構築することが最も重要であり、そのためには情報の共有化、意識の向上及び環境教育が必要であることについて、認識を共有する。

中央政府の役割として3R施策の推進、基盤整備、率先実行、地方政府の役割として3R法令の遵守、主体間の調整、地方に即した取組の推進を、民間部門の役割として拡大生産者責任(EPR)を踏まえた3R活動の実施、技術開発、情報公開の促進、地域社会の役割としてライフスタイルの見直し等を含む3R活動への参加協力、政府の意思決定への参画、NGOの役割として3R活動の実施、普及啓発、民間・政府の取組の監視等があることについて同意する。

各関係主体間の協力によって3Rを促進するためには、特に、製品や廃棄物に関する情報、汚染可能性のある製品の国際流通に関する情報、3Rに関する優良事例などを、関係主体間で共有することが必要であることを認識する。

課題Ⅴ：3Rに適した科学技術の推進

持続可能な生産・消費パターンを実現する上で、科学技術の役割は極めて重要であり、3Rに関する科学技術は、環境保全だけでなく、社会の潜在的需要を引き出す新しい価値創造や産業界の効率化を促進することを認識する。

研究及び技術革新が必要な分野として、再生産、廃棄物の最少化、リサイクル、リカバリーなどのクリーン技術、資源効率性を向上させ環境負荷を低減化するためのエコデザインなどがあり、ナノテクノロジーやバイオテクノロジーのような新技術の可能性についても追求していくことが必要であることを認識する。

製品・サービスの環境影響を把握するためのライフサイクルアナリシス(LCA)や物質フローの分析は、製品の品質改善や3Rの促進に関する評価活動に資するものであり、OECDなどの関連する機関との国際研究協力が求められていることを認識する。

技術開発や環境リスクに関して、政府、民間部門、地域社会、研究機関の間で情報の共有化とコミュニケーションを図ることが必要であり、3R地域研究ネットワークの構築等が必要である。特に、世界に3Rを普及していくためには、技術移転の促進が必要であり、3Rに関する人材育成が強く求められることを認識する。

自動車用バッテリーの回収・リサイクル推進のための方策について

平成 17 年 10 月

経済産業省情報通信機器課環境リサイクル室

1. 背景

自動車をはじめ二輪車、農業機械、建設機械等のエンジン式の機器の始動などに使用される鉛蓄電池（以下「自動車用バッテリー」という。）は、年間 2,500 万個程度が国内市場に投入されているが、鉛や硫酸を含むことから他の廃棄物と比べ処理が困難であり、従来から市町村での処理が行われてこなかった。

現在の自動車用バッテリーのリサイクルは、厚生省及び通商産業省（当時）の要請に基づき、平成 6 年 10 月から国内バッテリー製造事業者が自主的に再生鉛を購入することで、回収・リサイクルする仕組みを構築し、対応してきたところ。

しかしながら、近年、再資源化が担保されていない輸入バッテリーの割合が増大し（H5--6% ~ H15-13.2%）、国際的な市況商品である鉛の相場の下落時などには使用済みバッテリーの回収・リサイクルが停滞する事態が懸念されている。このため、国内メーカーのみならず、バッテリー輸入事業者やバッテリーを利用した製品を製造・輸入し販売する事業者が参画するリサイクルシステムの再構築が必要な状況となっていた。

2. 検討経過

上記の状況にかんがみ、継続的・安定的な自動車用バッテリーの回収・リサイクルシステムの構築に向けて、関係主体が果たすべき役割や実効性を確保するための方策等について検討を行うため、産業構造審議会及び中央環境審議会に検討会（専門委員会）を設けて合同で議論を進め、今般、報告書（案）のパブリックコメントを実施したところ。

検討会名称：産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ自動車用バッテリーリサイクル検討会・中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車用鉛蓄電池リサイクル専門委員会 合同会合
（座長：藤井美文 文教大学教授）

開催経過：平成 17 年 5 月 11 日、6 月 7 日、7 月 25 日（3 回開催）

パブリックコメント：平成 17 年 8 月 11 日～平成 17 年 9 月 12 日

3. システム再構築の制度設計について（報告書（案）の概要）

(1) システムの基本的なあり方について

- (1) 輸入バッテリーを含めて実効性が確保されるシステム
- (2) 鉛相場の影響を受けない継続的・安定的なシステム
- (3) 不法投棄を防止する観点から、従前と同様の使用済みバッテリーを無償で回収する取組

(2)実効性を確保するための方策について

資源有効利用促進法の活用

自動車用バッテリーの資源有効利用促進法の指定再資源化製品への指定（政令）

自動車用バッテリーを部品として使用する製品を指定（政令）

（対象として考えられる使用機器）

・自動車（二輪車含む。） 農業機械、建設機械、産業車両、小型船舶 ほか
リサイクルの実施主体を規定（省令(判断の基準省令)）

(ア)バッテリー製造事業者及び輸入者

(イ)バッテリー使用機器製造事業者及び輸入者 } バッテリー製造等事業者等

【参考：指定再資源化製品基本スキーム】

指定再資源化製品及び当該指定再資源化製品を部品として使用する製品を
指定（政令）

対象要件

- ? 事業者による自主的な回収・再資源化の取組だけでは十分な効果が上がらない製品
- ? 事業者により自主回収・再資源化の費用を一定程度賄えることなど自主回収・再資源化の体制の整備が経済的に可能な製品

指定再資源化事業者の判断の基準（省令）

規定事項

自主回収の実効の確保等

再資源化の目標及び実施方法等

市町村から引取を求められた場合の引取の実施、引取の方法等

その他自主回収及び再資源化の実施方法に関する必要事項

指導・助言

勧告・公表・命令

罰則

(3) 判断基準省令の考え方

リサイクルの実施主体

上記(2)と同じ(バッテリー製造等事業者等)

自主回収の実効性の確保

(ア)使用済みバッテリーの無償回収を実施すること

(イ)バッテリー製造等事業者等は、流通販売業者へ必要な協力を求めること

(ウ)必要な情報、回収実績を公開すること

再資源化の目標(再資源化が行われた重量/回収したバッテリーの重量)

四輪用バッテリー 50%、二輪用バッテリー 55%

市町村との連携、その他

市町村からの引取り条件の公表すること など

(4) 関係者事業者の具体的な役割の果たし方

バッテリー製造等事業者

・共同システムに参画して応分の負担を行う

・関係者への普及啓発を行う

等

バッテリー使用機器製造等事業者

a) 機器に搭載されて販売される自動車用バッテリーについて、回収・リサイクルを行うバッテリー製造等事業者が国内に存在する場合

・バッテリー製造等事業者が負担するバッテリーリサイクル費用につき、応分の負担を行う

・関係者への普及啓発を行う

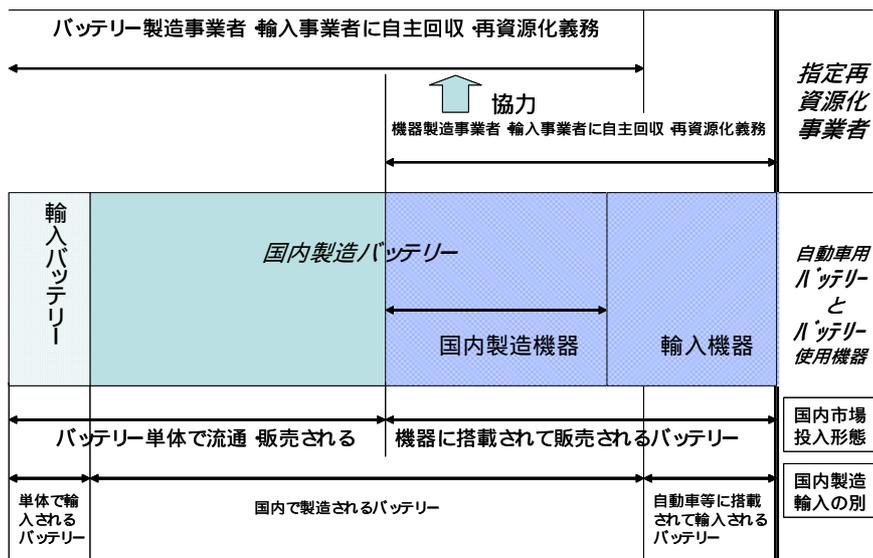
等

b) 上記のバッテリー製造等事業者が国内に存在しない場合

・共同システムに参画して応分の負担を行う

・関係者への普及啓発を行う

等

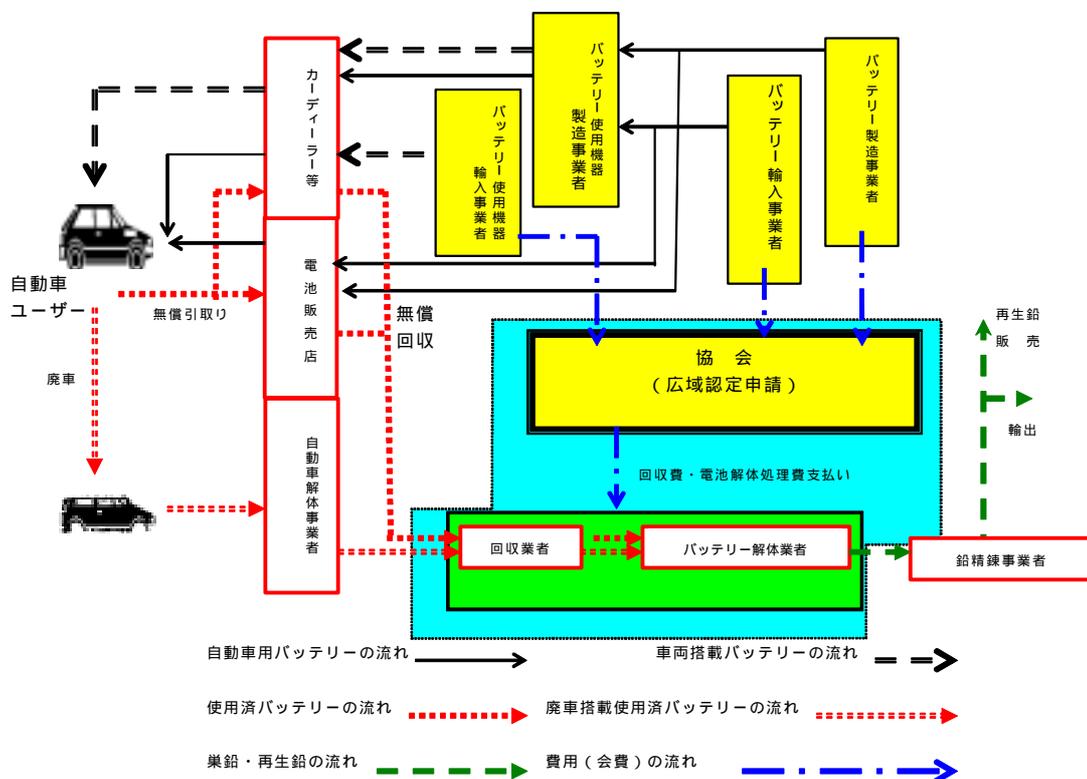


なお、国内製造されたバッテリー使用機器と輸入されたバッテリー使用機器を見ると、それぞれのバッテリーのリサイクル費用は同一であるが、バッテリー使用機器を製造する事業者と、輸入する事業者とでは義務の履行方法は異ならざるを得ない。

しかしながら、両者の競争条件に実質的な差が生じることのないよう、義務の履行のあり方については引き続き実務的に検討を進める。

4. 新たなリサイクルシステムの概要

(有限責任中間法人 鉛蓄電池再資源化協会(SBRA)がシステム構築の実務を担当し、検討を進めている。)



- ・(社)電池工業会が、共同で回収・再資源化を行う協会を設立。
- ・リサイクルの実施主体となる事業者は協会に加入し、必要な費用及び協会運営費を自動車用バッテリーの販売量に応じて協会に納入。
ただし、国内で自動車用バッテリーを購入するバッテリー使用機器製造事業者等は、バッテリー製造事業者が負担するリサイクル費用につき、応分の負担を行う。
- ・協会は、全国を各ブロックに分け、各ブロック単位で自動車用バッテリーの回収・再資源化を行う回収業者・解体業者のジョイントグループに委託し、必要な費用(回収費用+再資源化費用- 巣鉛価値)を支払う。

5. 今後のスケジュール

これまで、検討会の開催経過を踏まえてパブリックコメントを実施し、約100件の意見を得たところであり、現在、それらの諸意見の集約・整理及び、対応案の作成について環境省と連携して作業中であり、今後、上述の検討会(専門医委員会)に諮り、報告書の取りまとめを行い、それに基づき、資源有効利用促進法の政省令の改正を行うとともに、リサイクルシステムの構築実務作業や普及・啓発など必要な準備期間を経て、新しいシステムを実施する。

**『グリーン・プロダクト・チェーンの実現に向けて』
産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会
製品 3 R システム高度化WG 取りまとめ（概要）**

平成 17 年 8 月

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会製品 3 R 高度化ワーキング・グループは、平成 17 年 1 月に設置され、同年 8 月まで 7 回の審議を行い、一連の議論を取りまとめた。取りまとめの概要は以下のとおりである。

1. 製品 3 R システムの高度化を図る上で目指すべき社会像

ライフサイクル・シンキング型社会システムへの変革

製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品の廃棄までではなく、再生材・再生部品の利用までを見据えた「ゆりかごからゆりかご」までのシステムを我が国の経済社会にビルトインすることを目指すべきである。

量から質への新たな価値創造に向けた環境配慮情報の活用

「環境配慮情報」の内容が、従来の機能や価格に加え、市場における製品の新たな評価軸となり、製品の環境配慮への努力が市場にて適切に評価され新たな価値を創造すること、それにより触発された事業者の環境配慮への取組が更に新たなイノベーションを生み出す活力となることを目指すべきである。

グリーン・プロダクト・チェーンの実現

製造事業者における「グリーン・マニュファクチャリング」を促進し、それを消費者（グリーンコンシューマー）や市場（グリーンマーケット）が評価する形で経済システムに環境配慮対応を組み込むこと、すなわち「グリーン・プロダクト・チェーン」を具現化することが重要である。

国際整合性の確保

世界に先駆けて製品にライフサイクル・シンキングが組み込まれた経済社会を構築するとともに、諸外国・地域とも連携・協力しつつ、他国においても同様の社会が構築されていくことを促進すべきである。

2. 製品 3 R システム高度化の方向性

ライフサイクルを考慮した環境配慮設計（Design for Environment）

製品の設計・製造段階での環境配慮設計の対象となる製品分野や具体的な対応については、リデュース・リユース・リサイクルの順に考慮され、制度的なりサイクルの在り方等、製品の社会的なライフサイクルを踏まえたものであるべきである。

対象となる製品分野

制度的に 3 R 対応を求めるべき際の考え方を基本としつつ、サプライチェーンの裾野の広い産業分野のうち製造事業者等の対応可能性、国際的な検討状況等を勘案し、当面は回収・リサイクルの十分な実績がある家電製品やパソコン等を念頭に検討すべきである。その他の製品への拡大は中長期的な課題として引き続き検討すべきである。

環境配慮設計の具体化・統一化

特に具体化・統一化が求められている、3 R 配慮設計・製造の推進、製品含有物質への対応について具体的措置を検討すべきである。これらの措置に係る環境配慮情報を社会全体として活用していくために、製品のライフサイクルにおける各主体が活用しうる表示ルール、情報共有の具体的な措置を講じていくことが重要である。

2 - 1 . 環境配慮設計措置の具体的事項

3 R 配慮設計・製造の推進

家電リサイクル等の進展も踏まえ、製品における環境配慮性を再生資源の活用という観点から適正に評価するために、製品の新たな評価軸として、再生プラスチック類等の再生資源利用率を定義し、この表示を求めることが必要である。また、使用済製品からの資源の有効利用を促進するため、特に再生プラスチックの材質表示、ネジ位置や解体位置等の表示の統一化を図るとともに、再生プラスチック材料やそれを使用した部品の品質基準等について、関連メーカー間の共働を進めるべきである。

製品に含有される物質への対応

リユース・リサイクル段階において適切に分別管理することにより、環境への排出抑制、リユース・リサイクル工程の効率化やリサイクルされた再生資源の品質向上に繋がる可能性が高いことから、製品に含有され、希少性・有用性・有害性を持つ特定の物質の情報をサプライチェーンの中で管理し、当該物質情報を開示・モニタリングする仕組みを目指すべきである。

これらの物質の情報開示方法については、情報開示の相手方に応じて、例えば以下のような方法が考えられる。

製品本体や包装箱における対象物質の含有マーク表示

製品カタログや取扱説明書、当該製品のウェブサイトにおける対象物質の含有マーク、含有箇所、含有量等の表示

当面の措置

資源有効利用促進法を活用して、まずは製品に含有される物質への対応から着手するべきである。具体的には、製造事業者に加え輸入販売事業者に対して、以下の6物質を管理の対象とし、指定再利用促進製品のうち以下の製品について対応を求めることとするのが適当である。

【対象物質】

鉛及びその化合物 水銀及びその化合物 六価クロム化合物

カドミウム及びその化合物 ポリプロモビフェニル

ポリプロモジフェニルエーテル（デカプロモジフェニルエーテルを除く。）

【対象製品】

パーソナルコンピュータ ユニット形エアコンディショナ テレビ受像機

電気冷蔵庫 電気洗濯機 電子レンジ 衣類乾燥機

製品含有物質への対応以外の措置については、現在、国内において規格化に向けた取組が進められていることを踏まえ、今後の国際標準化に向けた内外の動向等を勘案して、引き続き検討していくのが適当である。

2 - 2 . 環境配慮情報の活用の方向性

グリーン・プロダクト・チェーンの中での消費者・需要家の役割

環境配慮製品を選択的に購入すること、購入した製品の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を心がけること、使用済となった段階で使用者として適切な排出を行うこと、等の役割を通じてライフサイクル・シンキング型社会への積極的な貢献が求められる。

消費者・需要家に対する環境配慮情報提供の在り方

消費者・需要家が「グリーン・プロダクト・チェーン」の中で、製品の環境配慮性を分かりやすい形で判断しうるような方法を模索することが必要であるとともに、今後、3Rの取組に併せ省エネ性等のその他の環境配慮情報についても総合的に配慮し

た手法を検討していくことが重要である。また、ユーザーサイドからの評価を製造事業者サイドにフィードバックしていく等、「グリーン・プロダクト・チェーン」における環境コミュニケーションを促進していくべきである。

サプライチェーン間の情報提供

法的枠組みによる措置をサプライチェーン全体にわたって講ずることは不要であるが、環境情報が可視化されて流通し、その効率性や信頼性が向上するよう、含有情報等を提供すべき対象物質については必要事項の明確化を図ると共に、提供方法等の技術的な含有物質開示手順については、知的財産保護や国際的な整合性の確保や規格の活用を含め、共通化を促進すべきである。

3 . 国際整合性の確保

J I S 等の規格の活用と国際的な整合性の確保

表示の方法といった技術的な事項に属するものについては、機動的な対応を確保する観点からも J I S 等の規格を引用すべきである。さらに、I E C 等での国際的な標準化に向けた対応を産業界や政府が連携・共創して積極的に行うべきである。

容器包装リサイクル法の実施状況について

1. 分別収集及び再商品化の状況	1
品目別の再商品化量推移及び実施市町村数推移(グラフ)	2
2. 再商品化に係る特定事業者の費用負担等(指定法人ルート)	8
3. 指定法人ルートの再商品化事業者の動向	10
4. ガラスびんのリサイクル状況	11
5. ペットボトルのリサイクル状況	14
6. プラスチック製容器包装再商品化製品の用途別利用状況(指定法人ルート)	16
7. 紙製容器包装再商品化製品の用途別利用状況(指定法人ルート)	17
別添: 容器包装リサイクル法の評価・検討に関する審議状況	18

1. 分別収集及び再商品化の状況(総括表)

市町村等が分別収集計画に基づき分別収集した総量は2,657,803トンであり、対前年度比は1.01倍となった。分別収集量及び再商品化量については、ペットボトルとプラスチック製容器包装で伸びが大きく、他の品目についてはほぼ横ばいの傾向となった。また、特にプラスチック製容器包装については指定法人引き取り実績も過去からの大幅増の傾向は変わっていない。

		市町村の分別収集・再商品化の実績			指定法人の引取り及び再商品化実績		
		分別収集 市町村数	分別収集量 t	再商品化量 ^() t	引取 市町村数	市町村からの 引 取 量 t	再商品化製品 販売量 t
ガラスびん(無色)	H 9	1,610	292,775	275,119	525	52,452	44,905
	H 10	1,862	322,284	303,240	642	60,167	57,425
	H 11	1,991	326,110	307,237	751	66,063	63,838
	H 12	2,618	352,386	334,549	1,091	79,836	73,804
	H 13	2,725	355,157	339,443	1,365	97,100	90,333
	H 14	2,795	348,698	337,888	1,433	102,788	94,341
	H 15	2,911	356,977	345,208	1,580	109,086	104,672
	H 16	2,815	346,971	334,659	1,555	109,932	101,566
ガラスびん(茶色)	H 9	1,610	243,916	228,170	556	61,130	46,374
	H 10	1,866	274,374	256,227	708	75,621	70,157
	H 11	1,992	290,127	272,559	811	87,698	88,532
	H 12	2,631	312,539	294,959	1,201	111,199	103,701
	H 13	2,737	311,993	298,785	1,470	129,892	121,696
	H 14	2,807	304,172	293,240	1,504	130,311	123,439
	H 15	2,922	309,857	297,510	1,631	130,274	119,042
	H 16	2,826	301,262	291,868	1,605	129,539	121,707
ガラスびん (その他色)	H 9	1,535	107,533	95,190	633	34,781	26,531
	H 10	1,784	136,953	123,227	836	52,483	53,564
	H 11	1,915	149,332	134,084	886	65,607	58,936
	H 12	2,566	164,551	150,139	1,341	89,843	87,183
	H 13	2,706	162,481	152,965	1,585	98,352	92,735
	H 14	2,740	163,903	156,856	1,669	105,940	100,037
	H 15	2,872	165,011	157,217	1,811	101,285	94,051
	H 16	2,788	166,076	157,145	1,800	104,975	97,205
ペットボトル	H 9	631	21,361	19,330	443	14,014	8,398
	H 10	1,011	47,620	45,192	764	35,664	23,909
	H 11	1,214	75,811	70,783	981	55,675	39,605
	H 12	2,340	124,873	117,877	1,707	96,652	68,575
	H 13	2,617	161,651	155,837	2,042	131,027	94,912
	H 14	2,747	188,194	183,427	2,186	153,860	112,485
	H 15	2,891	211,753	204,993	2,348	173,875	124,298
	H 16	2,796	238,469	231,377	2,315	191,726	147,698
プラスチック製 容器包装	H 12	881	100,810	77,568	435	67,080	43,830
	H 13	1,121	197,273	180,306	673	168,681	118,470
	H 14	1,306	282,561	268,640	815	259,669	180,162
	H 15	1,685	401,697	384,865	1,222	368,005	256,150
	H 16	1,757	471,488	455,487	1,317	446,912	309,537
紙製容器包装	H 12	343	34,537	26,310	83	11,243	10,230
	H 13	404	49,723	44,675	131	21,685	20,793
	H 14	525	57,977	54,145	143	24,687	24,358
	H 15	748	76,878	69,508	243	30,652	29,881
	H 16	772	69,197	59,668	250	28,111	27,163

出所：環境省、(財)日本容器包装リサイクル協会

()再商品化計画に基づき、再商品化を行う事業者に市町村が引き渡した量

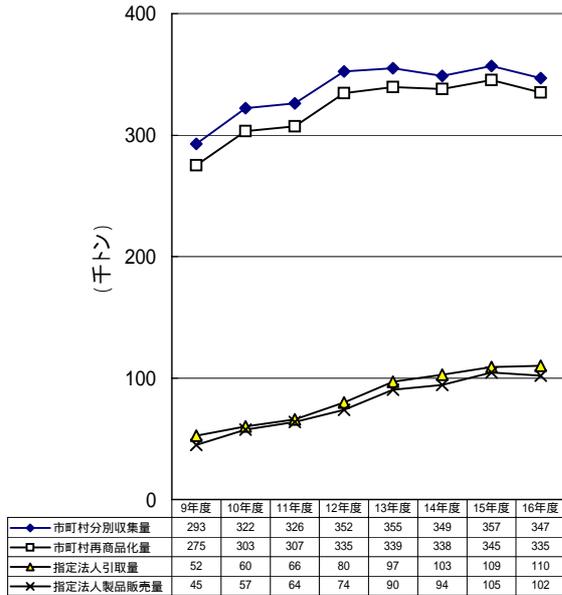
品目別の再商品化量推移及び実施市町村数推移(グラフ)

1. ガラスびん(無色)

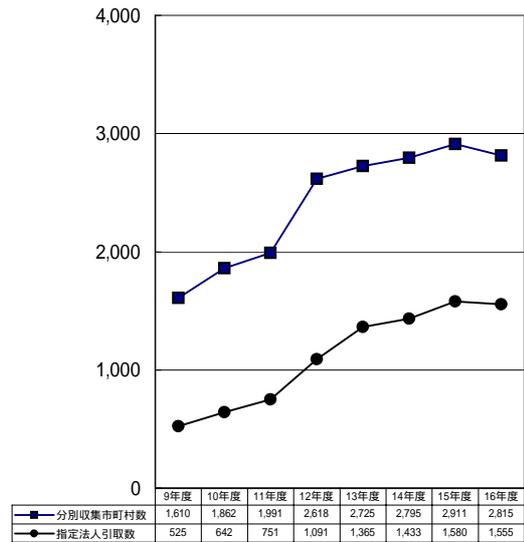
制度開始当初から、随意契約による市町村独自再商品化量(市町村再商品化量と指定法人引取量の差)が再商品化量の大宗を占めている。

平成9年度に19%であった指定法人引取量の割合(=指定法人が市町村から引き取った量÷市町村の再商品化量)は、平成14年度に30%まで上昇。その後も増加傾向にあり、平成16年度には33%に達している。

[再商品化量推移]



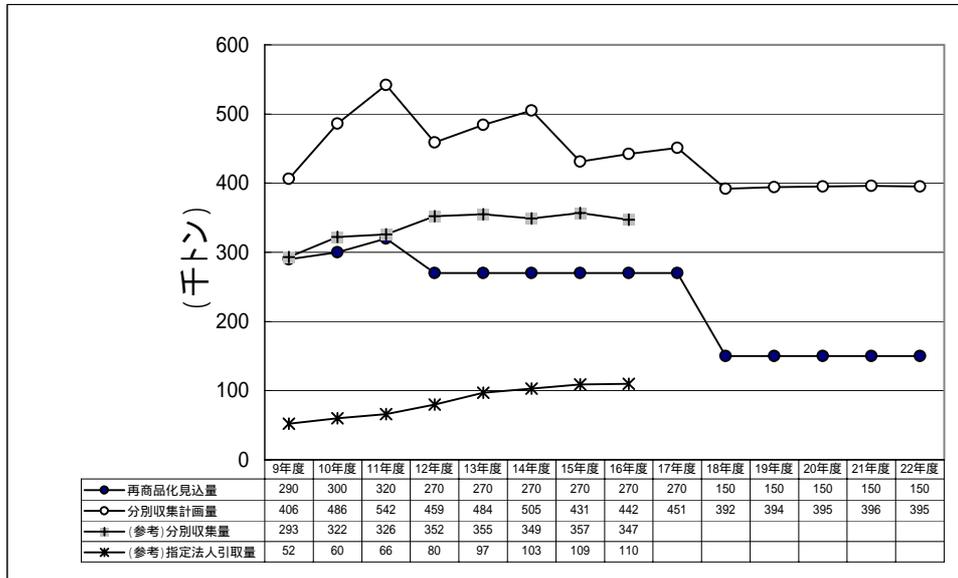
[実施市町村数推移]



再商品化量推移グラフの見方のポイント

- - と - - の差: 市町村が分別収集した容器包装廃棄物のうち、再商品化以外の独自処分量
- - と - - の差: 随意契約等による市町村独自再商品化(再商品化事業者引渡)量
- - と - x - の差: 指定法人ルートでの再生処理において発生する残渣量(x / が指定法人ルートの収率)

(参考)再商品化見込量、分別収集量の推移



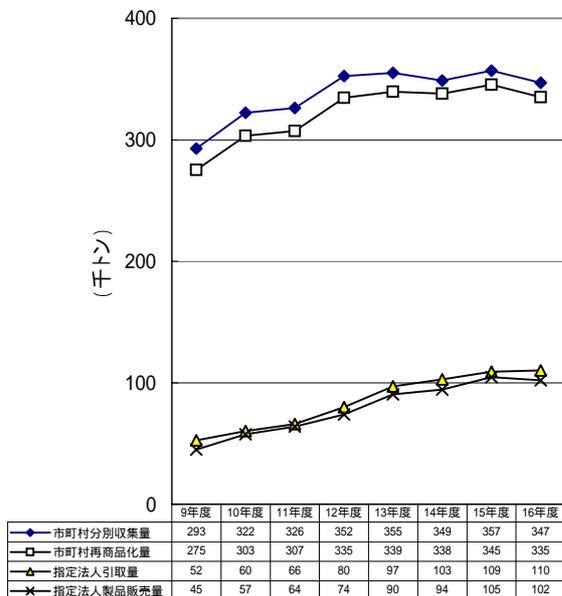
* 18年度以降の再商品化見込量、分別収集計画量は告示予定の数値

2. ガラスびん(茶色)

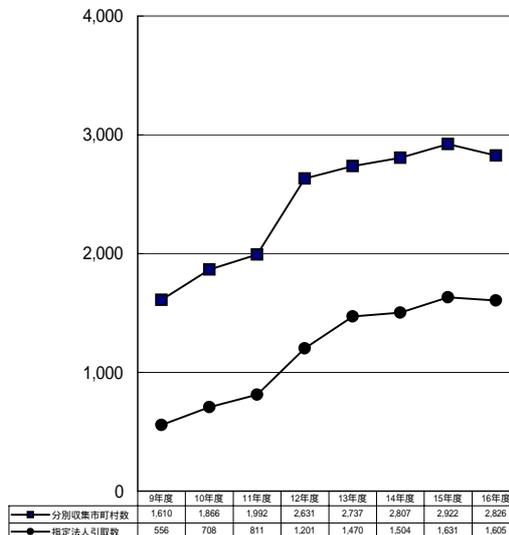
ガラスびん(無色)と同様の傾向を示しているが、無色よりも指定法人ルートの引取量の割合が大きい(平成9年度:27% 平成16年度:44%)。

分別収集を行っている市町村数が無色、その他色に比べてわずかに多い。

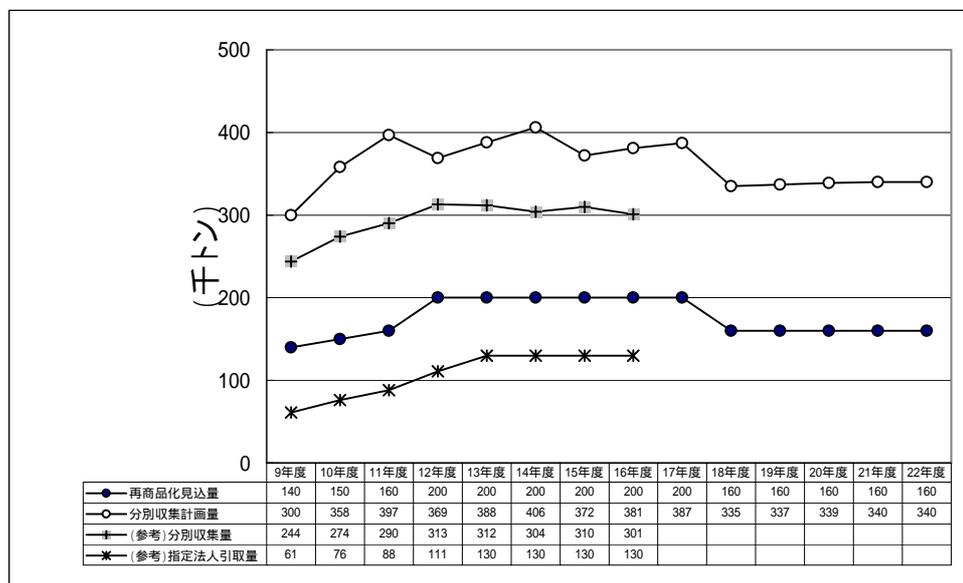
【再商品化量推移】



【実施市町村数推移】



(参考)再商品化見込量、分別収集量の推移



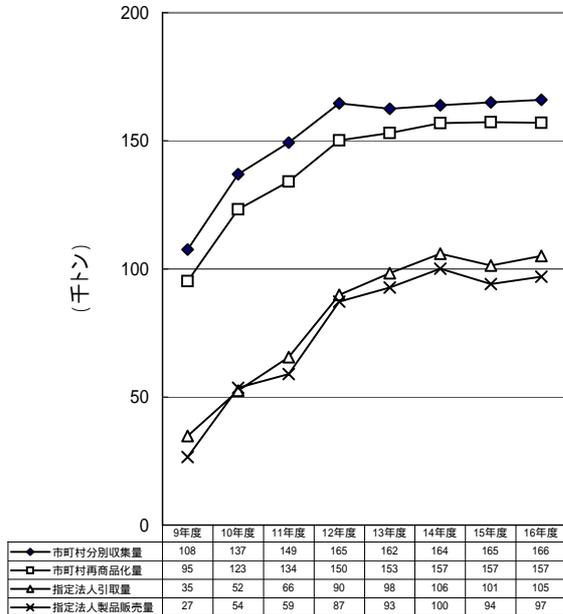
* 18年度以降の再商品化見込量、分別収集計画量は告示予定の数値

3. ガラスびん(その他色)

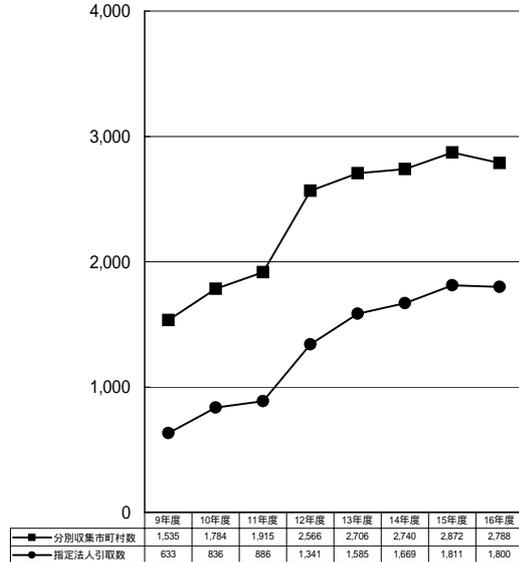
傾向としては、無色、茶色とほぼ同様であるが、指定法人ルートによる引取量の割合が最も大きい(平成9年度:39% 平成16年度:67%)。

3色中、指定法人ルートを活用して再商品化を行う市町村数が最も多い。

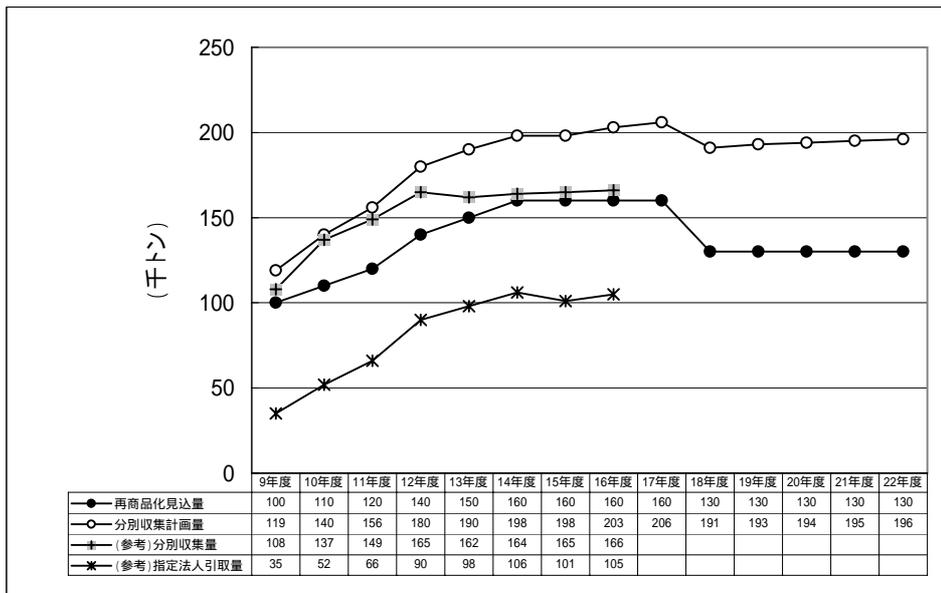
〔再商品化量推移〕



〔実施市町村数推移〕



(参考)再商品化見込量、分別収集量の推移



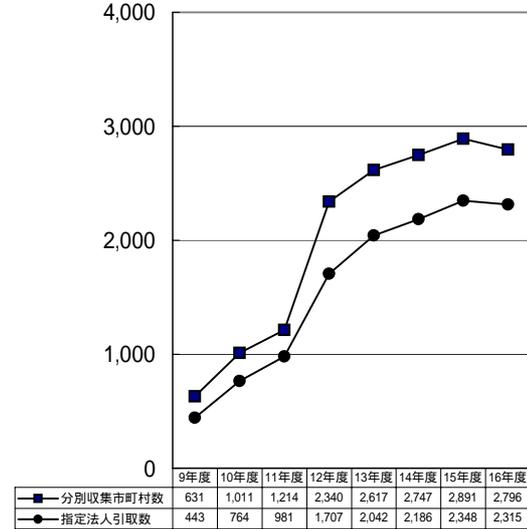
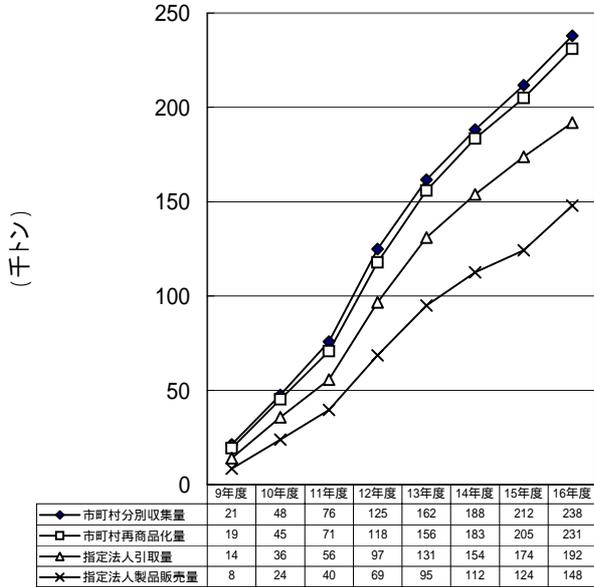
* 18年度以降の再商品化見込量、分別収集計画量は告示予定の数値

4. ペットボトル

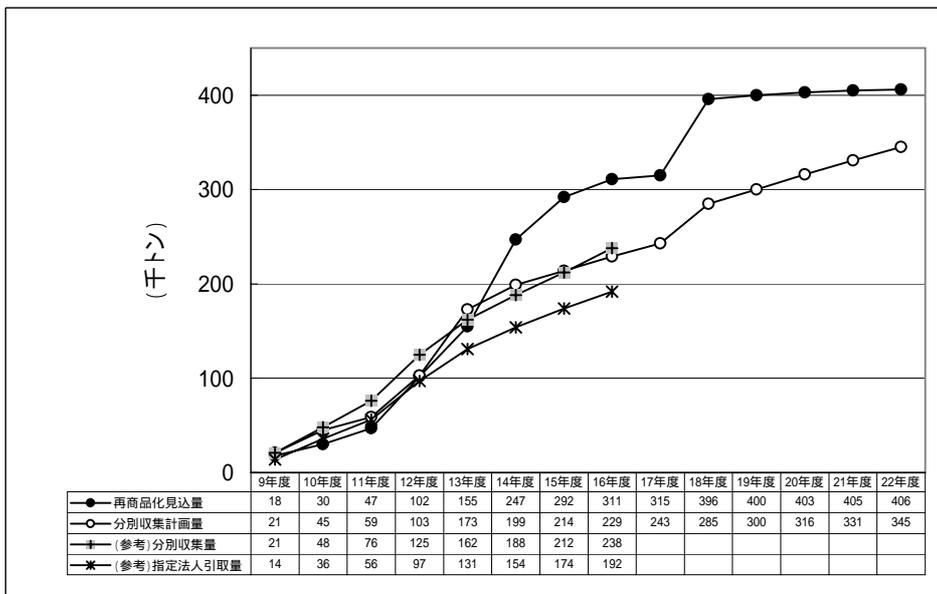
平成9年度の施行後、再商品化量、実施市町村数とも急激に増加しているが、独自処理が行われる量も増加傾向にある。平成9年度に73%であった指定法人ルートでの引取量の割合は平成16年度には83%になった。収率(製品販売量/引取量)は同時期の比較で60% 77%の1.3倍になり特定4品目の中では最も大きな伸びを示しており、再商品化効率が図られてきたと言える。

〔再商品化量推移〕

〔実施市町村数推移〕



(参考)再商品化見込量、分別収集量の推移

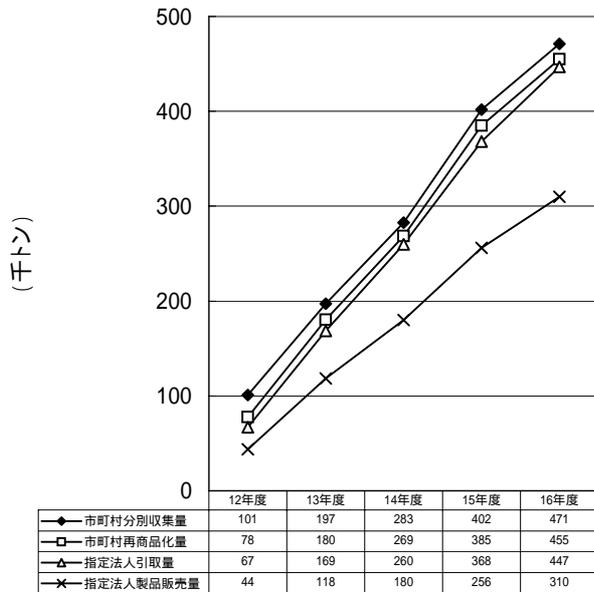


* 18年度以降の再商品化見込量、分別収集計画量は告示予定の数値

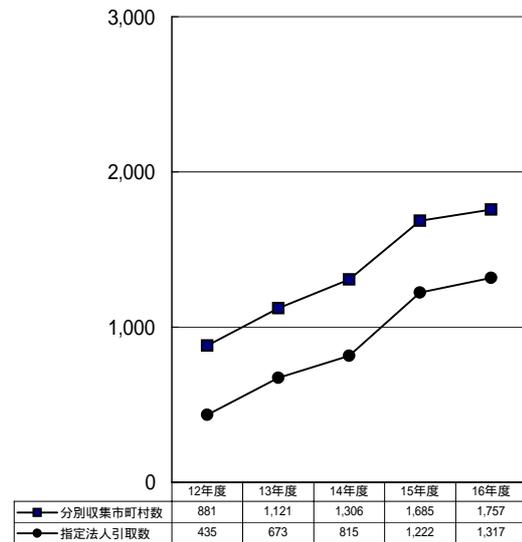
5. プラスチック製容器包装

平成12年度の施行後、毎年10万トン規模で増加している。市町村が分別収集したもののほぼ全量が指定法人ルートで再商品化されている(平成14年度の指定法人ルートの割合は98%)。実施市町村数は多くないが、増加傾向にある。

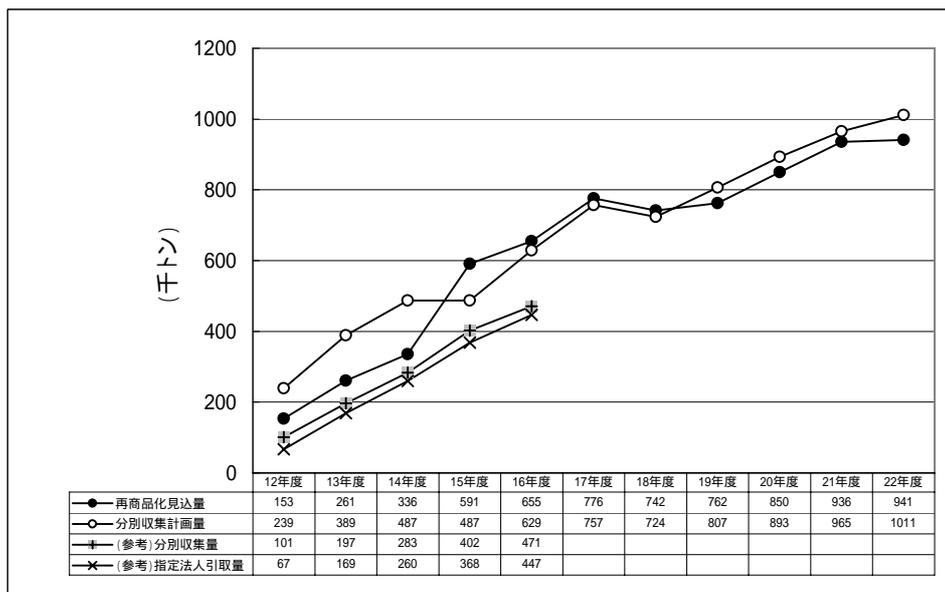
〔再商品化量推移〕



〔実施市町村数推移〕



(参考)再商品化見込量、分別収集量の推移

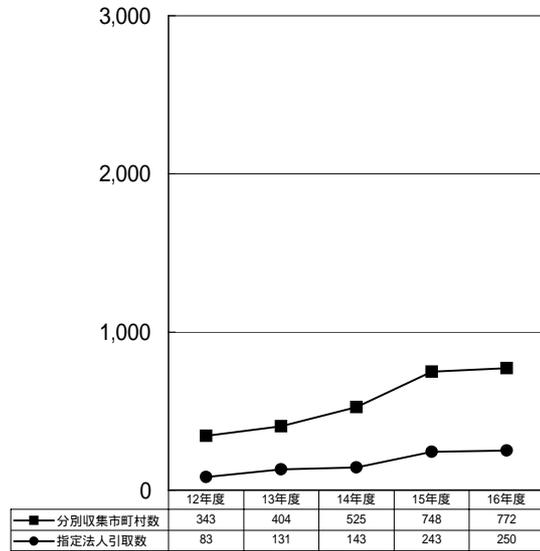
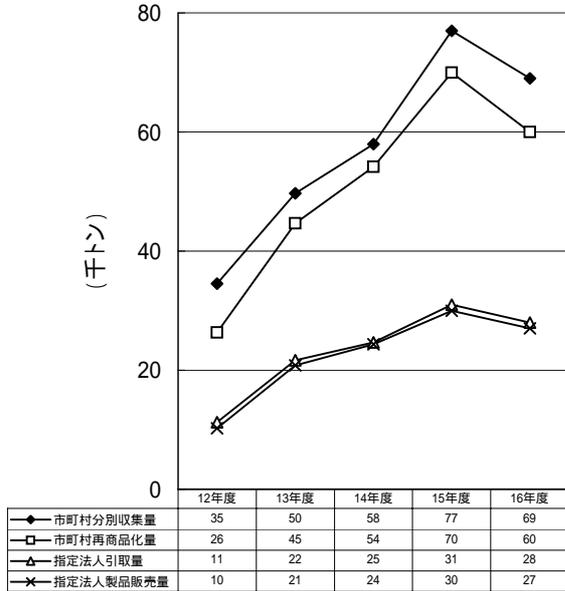


* 18年度以降の再商品化見込量、分別収集計画量は告示予定の数値

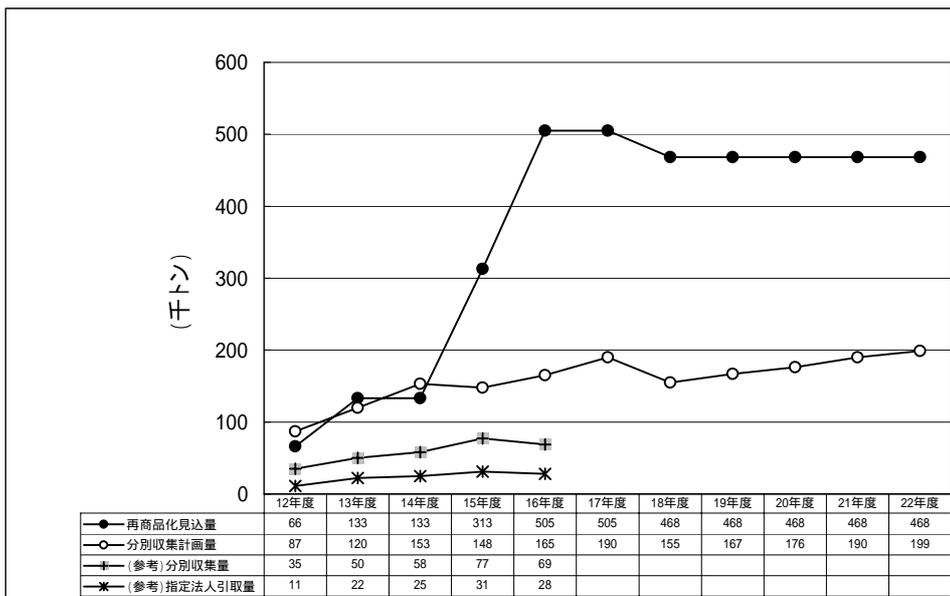
6. 紙製容器包装

分別収集を行っている市町村数、指定法人へ引き渡している市町村数、ともに特定4品目中最も低いが増加傾向にはある。

ガラスびんと同様に、市町村独自再商品化の割合が多い(平成16年度市町村独自再商品化割合は54%)。
 [再商品化量推移] [実施市町村数推移]



(参考)再商品化見込量、分別収集量の推移



* 18年度以降の再商品化見込量、分別収集計画量は告示予定の数値

2.再商品化に係る特定事業者の費用負担等(指定法人ルート)

再商品化実績単価については、再商品化事業者間の入札による競争の影響もあり総じて減少基調にある。

特定事業者の再商品化費用の負担額を見ると、プラスチック製容器包装については、市町村による分別収集量の増加に伴い、大きく増加している。一方、その他の品目は、分別収集量が減少又は伸びが少ないこと、再商品化単価が低下していることなどから、横這い又は減少傾向を示している。

なお、容リ法完全施行時に59,449であった指定法人と再商品化契約を締結した特定事業者の数は、平成16年度には69,648と年々増加している。

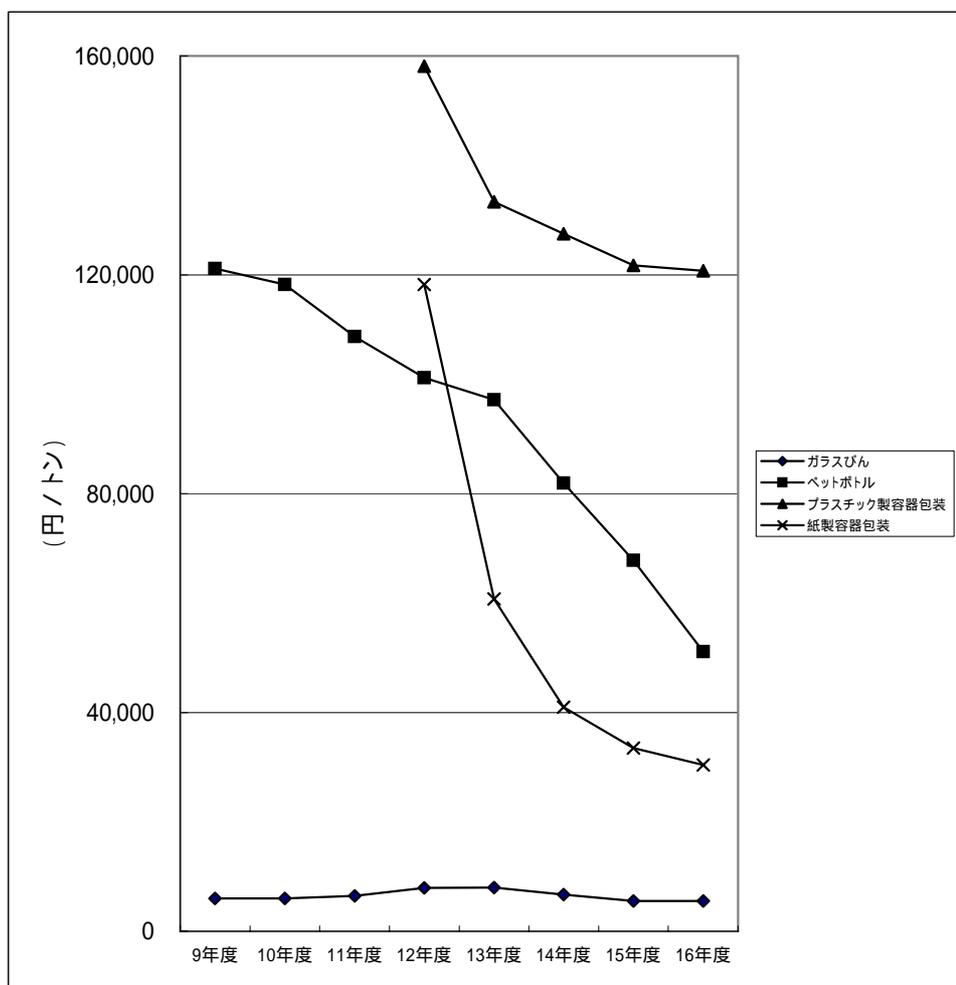
(1)再商品化実績単価

単位:円/トン

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
ガラスびん	5,984	6,039	6,477	7,961	7,978	6,725	5,544	5,550
ペットボトル	121,147	118,197	108,680	101,173	97,157	81,941	67,804	51,143
プラスチック製容器包装				158,147	133,320	127,473	121,740	120,724
紙製容器包装				118,202	60,719	40,950	33,497	30,412

出所:(財)日本容器包装リサイクル協会

注1:再商品化実績単価 = 受託料(特定事業者 + 市町村) / 再商品化製品販売量

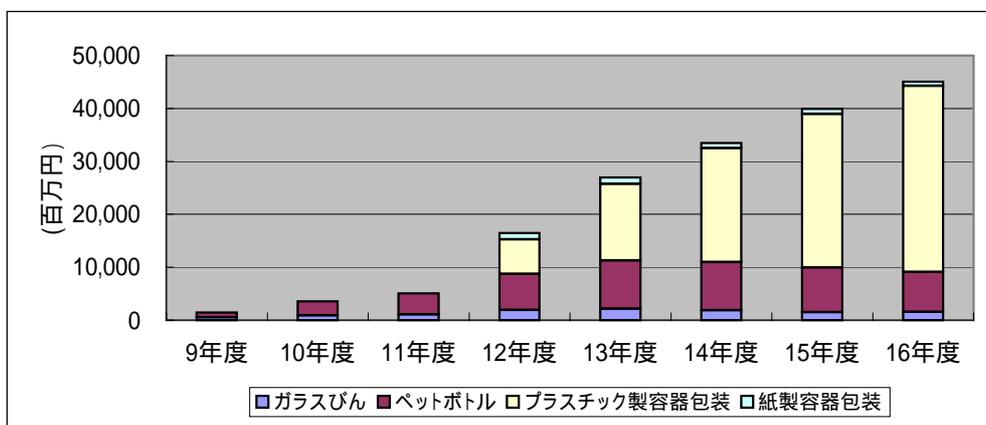


(2) 特定事業者の再商品化費用負担総額

単位:百万円

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
ガラスびん	565	905	1,070	1,901	2,186	1,873	1,523	1,564
ペットボトル	867	2,662	4,021	6,850	9,104	9,096	8,418	7,529
プラスチック製容器包装	-	-	-	6,526	14,486	21,550	29,046	35,198
紙製容器包装	-	-	-	1,170	1,174	925	941	785
合計	1,432	3,567	5,091	16,447	26,950	33,444	39,928	45,076

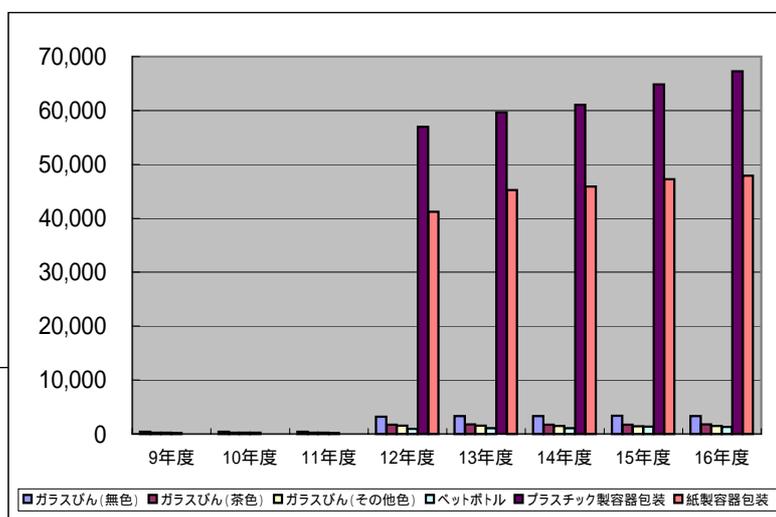
出所:(財)日本容器包装リサイクル協会



(3) 指定法人と再商品化契約を締結した特定事業者数

出所:(財)日本容器包装リサイクル協会

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
ガラスびん(無色)	407	423	420	3,208	3,337	3,325	3,350	3,288
ガラスびん(茶色)	241	241	248	1,722	1,798	1,707	1,714	1,776
ガラスびん(その他色)	209	216	214	1,548	1,552	1,508	1,431	1,467
ペットボトル	198	211	201	962	1,088	1,087	1,377	1,311
プラスチック製容器包装	-	-	-	56,944	59,609	61,067	64,861	67,291
紙製容器包装	-	-	-	41,206	45,262	45,878	47,281	47,927
総数	500	521	519	59,499	62,057	63,595	67,196	69,648



3. 指定法人ルートでの再商品化事業者の動向

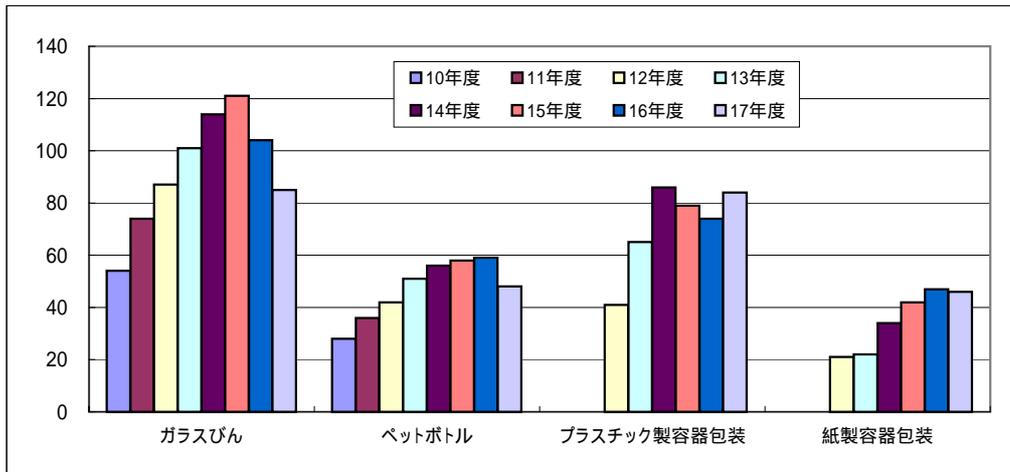
指定法人と契約する再生処理事業者数については、各品目とも制度開始時に比べて増加の傾向を示している。

再商品化落札単価(加重平均)については、再商品化事業者間の入札による競争の影響もあり総じて減少基調にあり、特にPETボトル、紙製容器包装で顕著に減少している。

(1) 指定法人が再商品を委託した再生処理事業者数

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
ガラスびん	39	54	74	87	101	114	121	104	85
ペットボトル	29	28	36	42	51	56	58	59	48
プラスチック製容器包装	-	-	-	41	65	86	79	74	84
紙製容器包装	-	-	-	21	22	34	42	47	46

出所：(財)日本容器包装リサイクル協会

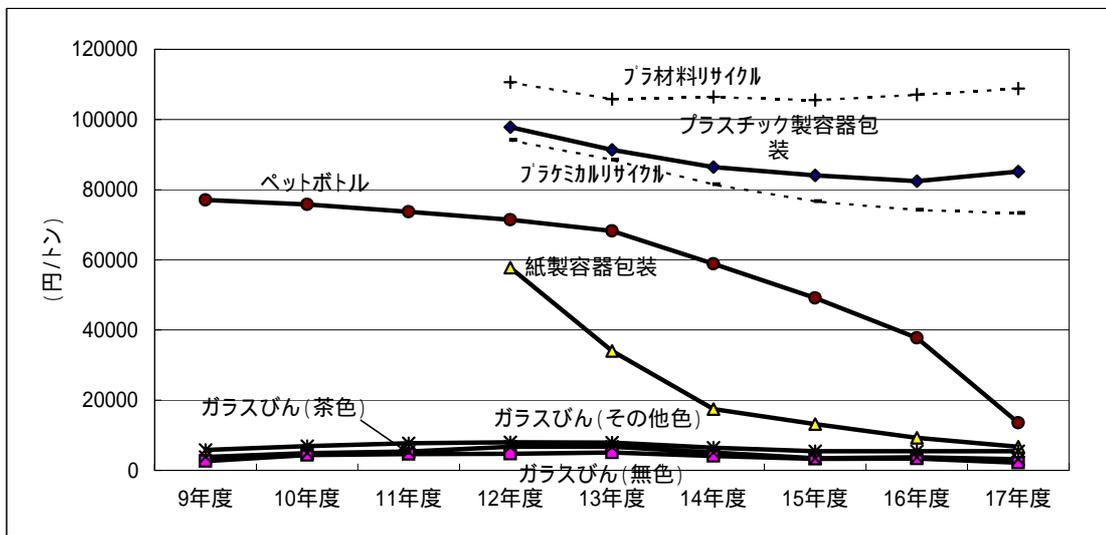


(2) 再商品化落札単価(加重平均)

(単位: 円/トン)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
ガラスびん(無色)	2,600	4,400	4,600	4,700	5,100	4,100	3,300	3,400	2,200
ガラスびん(茶色)	3,800	4,900	5,400	6,700	6,700	5,100	3,500	3,700	3,200
ガラスびん(その他色)	5,800	6,900	7,700	8,000	7,900	6,500	5,500	5,500	5,500
ペットボトル	77,100	75,800	73,700	71,400	68,200	58,900	49,100	37,800	13,600
プラスチック製容器包装				97,800	91,300	86,400	84,100	82,400	85,200
材料リサイクル				110,600	105,800	106,400	105,500	107,100	108,800
ケミカルリサイクル				94,200	88,500	81,500	76,700	74,200	73,300
紙製容器包装				57,800	34,000	17,500	13,200	9,300	6,700

出所：(財)日本容器包装リサイクル協会



4. ガラスびんのリサイクル状況

ガラスびんの生産が減少基調にある中、分別収集されたガラスびんから再商品化されたカレットの利用量はほぼ横這いとなっており、これによりカレット利用率は微増傾向にある。

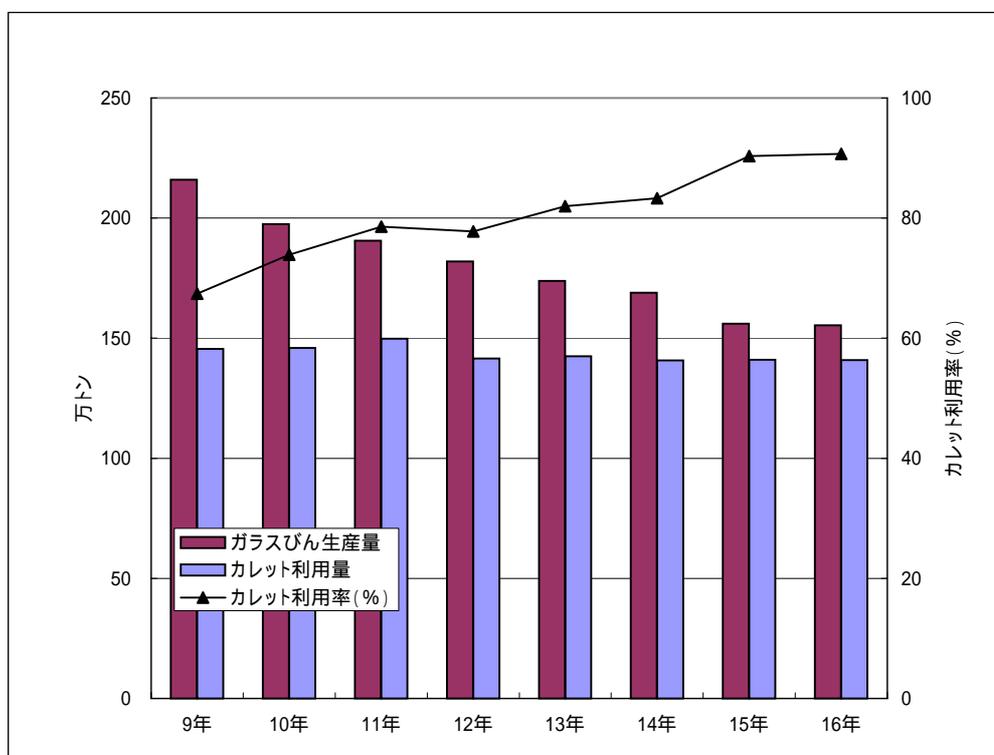
指定法人ルートのカレットの用途については、平成14年度まで減少に転じていたびん原料向けが15年度に回復し、16年度においても増加傾向にある。

(1) ガラスびんの生産量及びカレットの利用量・率

単位：万トン

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
ガラスびん生産量	216.0	197.5	190.6	182.0	173.8	168.9	156.1	155.4
カレット利用量	145.6	145.9	149.8	141.6	142.5	140.8	141.0	140.9
カレット利用率(%)	67.4	73.9	78.6	77.8	82.0	83.3	90.3	90.7

出所：雑貨統計、日本ガラスびん協会、ガラスびんフォーラム



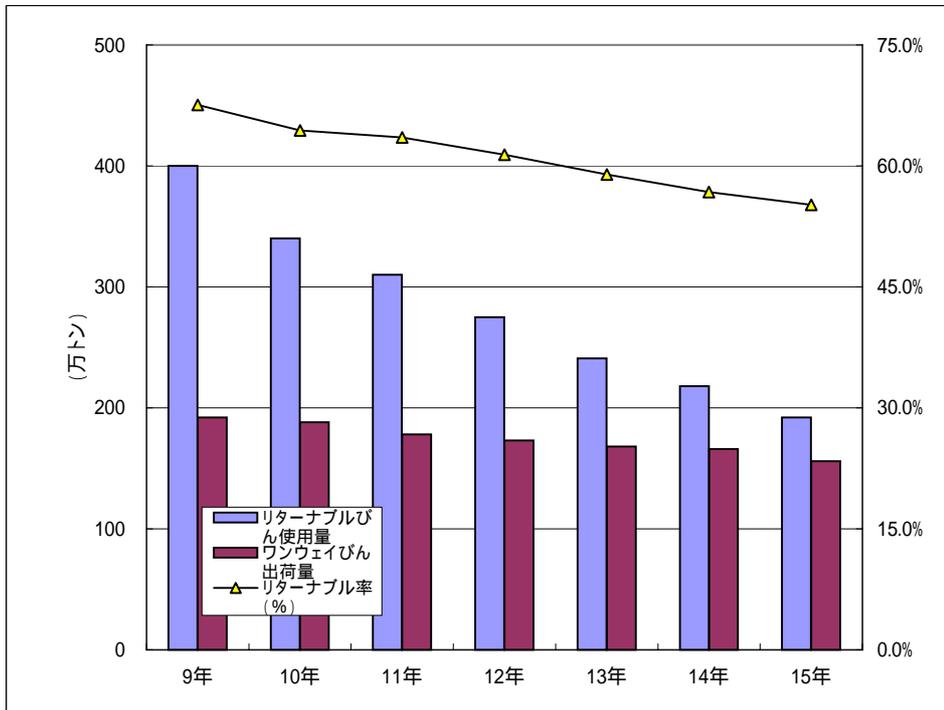
(参考)リターナブル率の推移

単位:万トン

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
リターナブルびん使用量	400	340	310	275	241	218	192
ワンウェイびん出荷量	192	188	178	173	168	166	156
リターナブル率 (%)	67.6%	64.4%	63.5%	61.4%	58.9%	56.8%	55.2%

出所: ガラスびんリサイクル促進協議会

注: リターナブル率 = リターナブルびん使用量 / (リターナブルびん使用量 + ワンウェイびん出荷量)



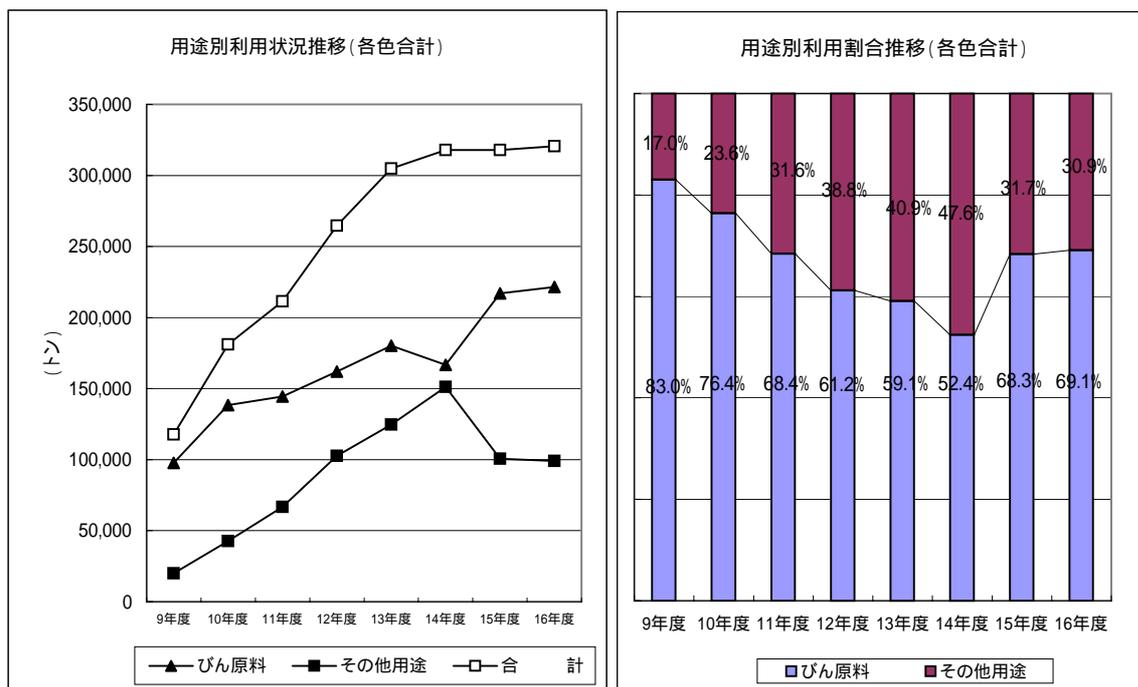
(2) カレットの用途別利用状況(指定法人ルート)

用途別利用状況推移(各色合計)

単位:トン

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
びん原料	97,806	138,383	144,485	161,988	180,083	166,653	217,118	221,449
その他用途	20,005	42,764	66,821	102,700	124,681	151,164	100,648	99,029
合計	117,811	181,147	211,306	264,688	304,764	317,817	317,766	320,478

出所:(財)日本容器包装リサイクル協会



色別「びん原料」利用割合推移

単位:%

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
無色	97.8	99.9	97.9	95.4	96.8	80.4	90.8	90.5
茶色	97.0	96.0	82.9	81.3	71.9	68.0	89.9	90.2
その他色	24.4	22.0	14.6	8.4	5.6	4.2	16.0	20.4

出所:(財)日本容器包装リサイクル協会

5. ペットボトルのリサイクル状況

ペットボトルは、生産量が増加しているものの、分別収集量も着実に増加している。市町村によるペットボトルの収集量は、容リ法による再商品化が開始された平成9年度には生産量の9.8%に過ぎなかったが、平成16年度には、市町村収集量に事業系収集量(ペットボトル推進協議会調べ)を加えた回収率は62.3%まで至っている。

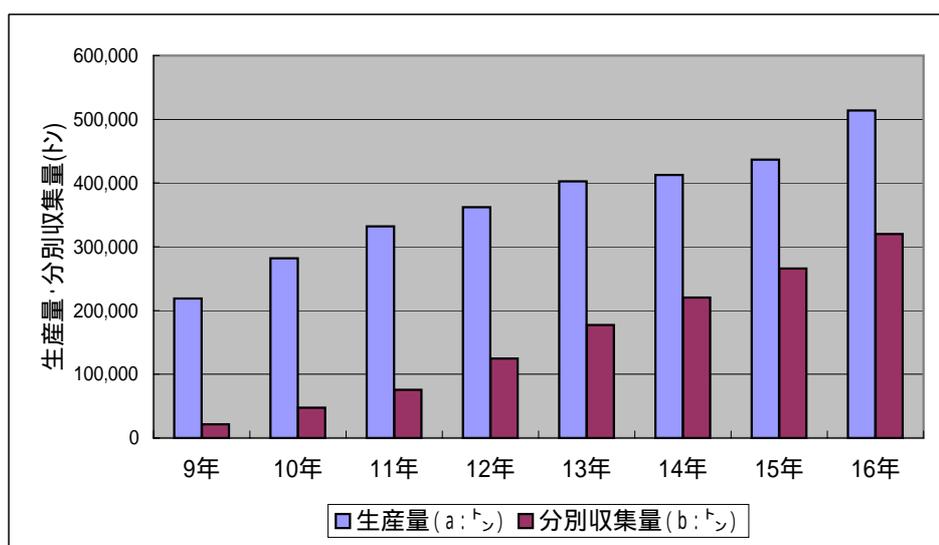
指定法人ルートの再商品化製品用途については、平成15年にBtoB事業者が新規参入した影響もあり、繊維、成型品、その他向けが一次減少となった一方、ボトル向けが大幅に伸びている。また、シート向けについても底堅い需要が続いている。

(1) ペットボトルの生産量と分別収集量の推移

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
生産量(a:トン)	218,806	281,927	332,202	361,944	402,727	412,565	436,556	513,712
分別収集量(b:トン)	21,361	47,620	75,811	124,873	177,186	220,256	265,753	319,880
市町村収集量(トン)	21,361	47,620	75,811	124,873	161,651	188,194	211,753	238,456
事業系回収量(トン)	-	-	-	-	15,535	32,062	54,000	81,424
回収率(b/a:%)	9.8	16.9	22.8	34.5	44.0	53.4	60.9	62.3

出所：PETボトル協議会、環境省、PETボトルリサイクル推進協議会

事業系回収量はPETボトルリサイクル推進協議会の調査による値(15年の54,000トンは速報値)

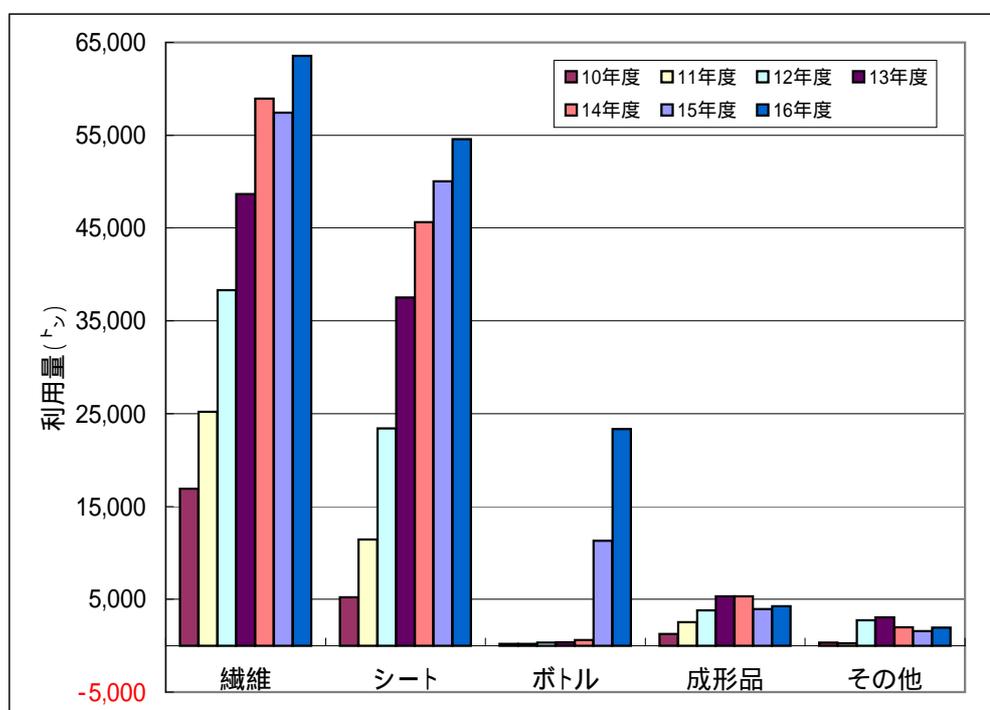


(2)再商品化製品の用途別利用状況(指定法人ルート)

単位:トン

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
繊維	6,077	16,895	25,188	38,317	48,659	58,940	57,445	63,554
シート	1,112	5,218	11,450	23,407	37,510	45,632	50,021	54,589
ボトル	756	211	179	326	381	606	11,312	23,351
成形品	366	1,265	2,530	3,802	5,330	5,314	3,944	4,239
その他	87	320	258	2,723	3,032	1,993	1,576	1,965
合計	8,398	23,909	39,605	68,575	94,912	112,485	124,298	147,698

出所:(財)日本容器包装リサイクル協会



6. プラスチック容器包装再商品化製品の用途別利用状況(指定法人ルート)

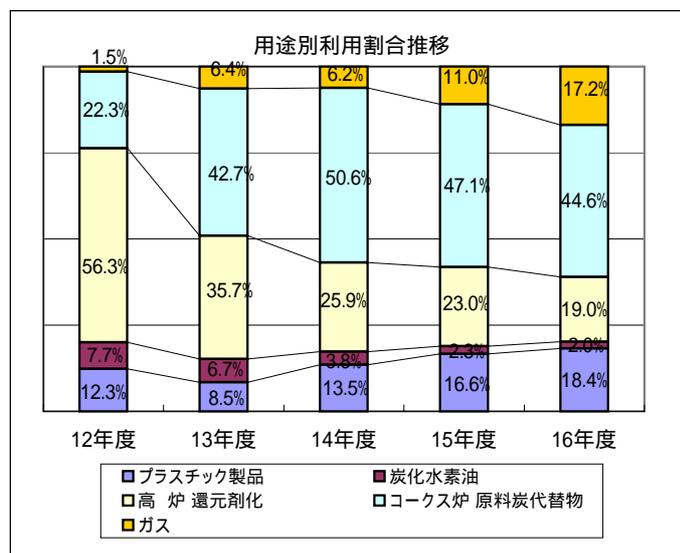
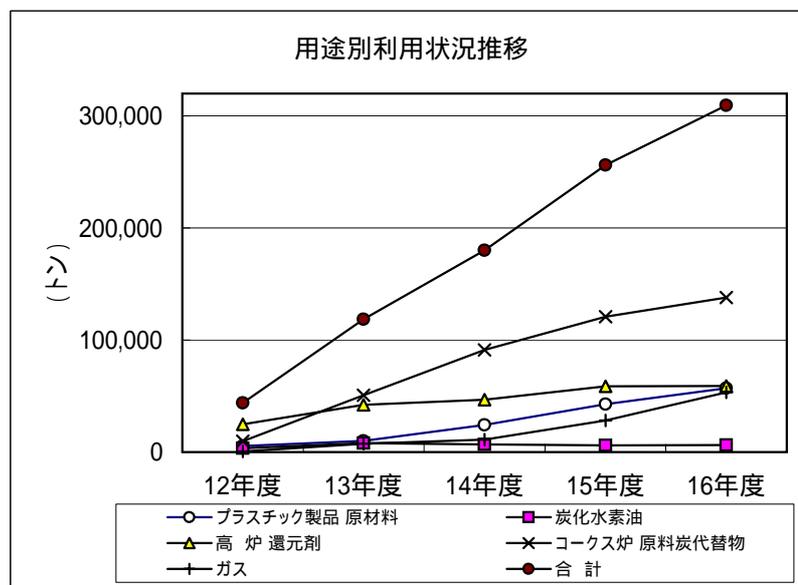
水素及び一酸化炭素を主成分とするガス化の伸び率が目立っており、炭化水素油を除き何れの用途も増加している。

分別収集量の増加に伴い、全体に増加傾向にある。

単位:トン

	プラスチック製品 原材料	炭化水素油	高 炉 還元剤	コークス炉 原料炭代替物	ガス	合 計
12年度	5,402	3,361	24,656	9,771	638	43,830
13年度	10,023	7,981	42,306	50,631	7,529	118,470
14年度	24,347	6,831	46,621	91,175	11,188	180,162
15年度	42,648	5,847	58,811	120,767	28,076	256,150
16年度	57,058	6,246	58,870	137,980	53,203	309,537

出所: (財)日本容器包装リサイクル協会



7. 紙製容器包装再商品化製品の用途別利用状況(指定法人ルート)

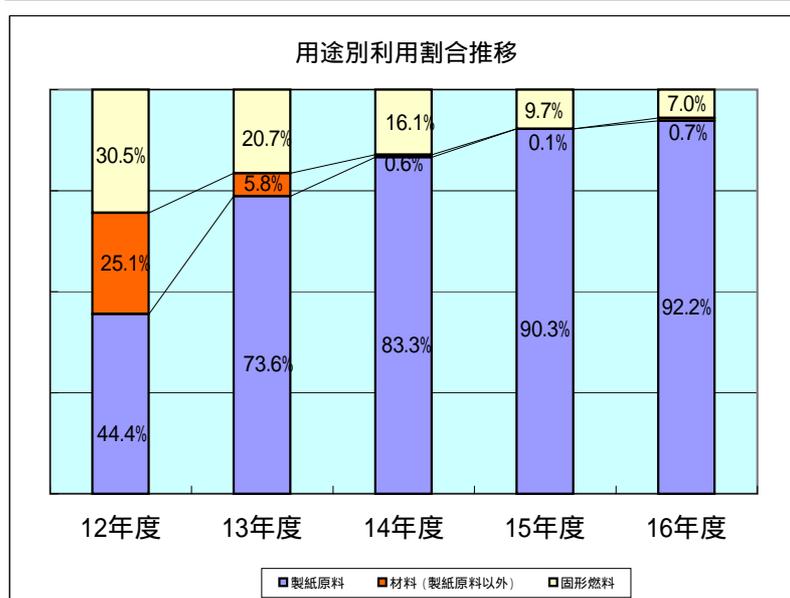
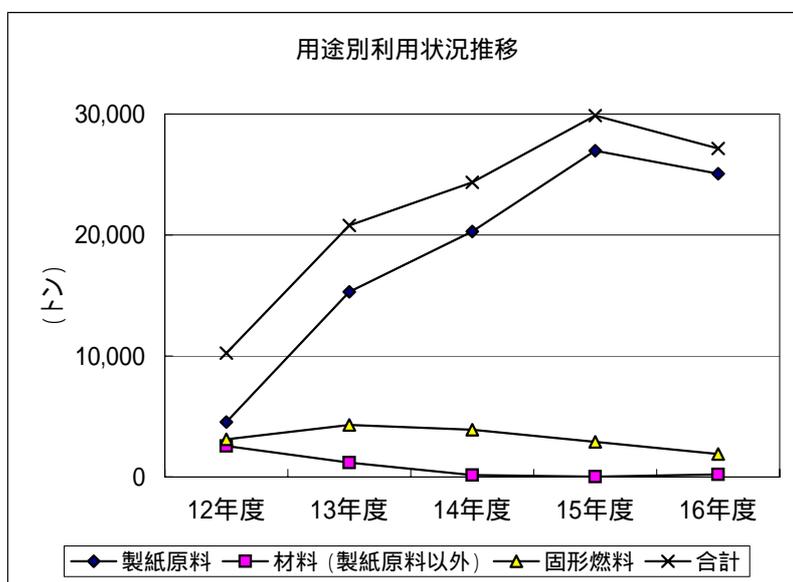
製紙原料以外の材料向け及び固形燃料向けが減少基調にある一方、製紙原料向けが一貫して増加を続けている。

これにより、平成12年に44%であった製紙原料向けの割合が、平成16年度には92%となり、再商品化用途の大宗を占めることとなった。

単位:トン

	製紙原料	材料 (製紙原料以外)	固形燃料	合計
12年度	4,546	2,566	3,118	10,230
13年度	15,301	1,196	4,295	20,793
14年度	20,284	157	3,917	24,358
15年度	26,969	15	2,897	29,881
16年度	25,053	203	1,907	27,163

出所:(財)日本容器包装リサイクル協会



容器包装リサイクル法の評価・検討に関する審議状況

容器包装リサイクル法については、法律の附則により、法施行後10年を経過した後に必要な検討を行うこととされており、これを受け、廃棄物リサイクル小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループにおいて容器包装リサイクル法の評価・検討に関する議論を行っているところである。本年6月には中間取りまとめを行い、容器包装の3Rを促進するための施策の方向性についてまとめている。こうした中間とりまとめについて、7月にはパブリックコメントを実施し、2,245件の意見提出があった。

現在、更に具体的な制度のあり方などについて審議を行っているところであり、本年中を目途にとりまとめを予定しているところである。

< 審議状況 >

廃棄物リサイクル小委員会

平成16年 5月27日 容器包装リサイクル法の評価・検討に関する審議を開始することについて承認。

容器包装リサイクルワーキンググループ

8月4日 評価・検討に関する審議開始。

産業構造審議会・中央環境審議会合同による関係者ヒアリング

< ヒアリング団体等 >

8月31日 (財)日本容器包装リサイクル協会
(社)全国都市清掃会議
名古屋市
立川市

9月28日 豊科町
アルミ缶リサイクル協会
スチール缶リサイクル協会資料
段ボールリサイクル協議会
ガラスびんリサイクル促進協議会資料

- 10月14日 慶應義塾大学 経済学部 山口光恒教授
 全国牛乳容器環境協議会資料
 PET ボトルリサイクル推進協議会資料
 紙製容器包装リサイクル推進協議会資料
 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会資料
- 10月21日 国際連合大学 安井至 副学長
 筑波大学附属小学校 勝田 映子 教諭
 日本チェーンストア協会
 オール・ウエスト・リサイクル株式会社
 株式会社広島リサイクルセンター
- 11月11日 JFE スチール(株)
 福井環境事業(株)
 福田三商(株)
 日本廃棄物団体連合会
- 12月 2日 FoE Japan
 全国牛乳パックの再利用を考える連絡会
 全国生活学校連絡協議会
 びん再使用ネットワーク

容器包装リサイクルワーキンググループ

- 平成17年 容器包装リサイクル制度に係る論点整理
 1月26日 (中環審と合同開催)
- 2月28日 容器包装リサイクル制度見直しの基本的考え方
 排出抑制及び再使用
- 3月17日 再商品化手法のあり方及び再商品化製品の販路拡大について
 再商品化義務量のあり方について
 再商品化に適した容器包装の設計、素材選択について
- 3月29日 市町村及び事業者の責任範囲について
 店頭回収・集団回収の位置づけについて
 分別基準適合物の品質向上について
- 4月 8日 個別論点について

- 4月21日 容器包装リサイクル制度の評価と見直しの考え方
役割分担や主体間連携の考え方
プラスチック製容器包装の再商品化手法のあり方について
分別基準適合物の品質向上
- 5月19日 プラスチック製容器包装の再商品化手法のあり方について
分別基準適合物の品質向上について
リデュース・リユースについて
個別論点について
- 5月29日 個別論点について
分別収集から再商品化にいたるプロセスの役割分担と主体間
連携について
これまでの議論の整理
- 5月30日 容器包装リサイクル法の見直しに関する論点について
(中央環境審議会と合同開催)
- 6月9日 「中間取りまとめ」に向けたたたき台
- 6月16日 容器包装リサイクル制度の評価・検討に関する中間取りまと
め(案)

パブリックコメント

- ・ 意見募集対象：中間取りまとめ
- ・ 意見募集期間：平成17年7月1日～8月1日
- ・ 意見提出総数：2,245件

容器包装リサイクルワーキンググループ

- 9月20日 中間取りまとめに対して寄せられた意見の概要
再商品化手法について
- 10月6日 容器包装リサイクル法の役割分担と義務者の考え方について

容器包装リサイクル法の見直しの論点

～ 1月26日産構審・中環審合同審議資料～

関係者ヒアリングを踏まえた容器包装リサイクル制度見直しの主な論点

容器包装リサイクル法の評価と見直しの基本的方向

個別課題

- 1 排出抑制及び再使用
 - 排出抑制のために各主体が果たすべき役割
 - リターナブル容器の利用促進
 - その他の排出抑制策

- 2 分別収集
 - 市町村及び事業者の責任範囲
 - 分別基準適合物の品質向上
 - 店頭回収や集団回収の位置付け

- 3 再商品化
 - 再商品化手法（特にプラスチック製容器包装）
 - 再商品化製品の販路拡大
 - 再商品化義務量のあり方
 - 再商品化に適した容器包装の設計、素材選択

- 4 その他
 - 容器包装の範囲
 - 事業系容器包装廃棄物の取扱
 - 紙製容器包装の取扱
 - 小規模事業者の適用除外
 - ただ乗り事業者対策
 - 指定法人のあり方
 - 容器包装廃棄物の輸出の位置付け
 - 識別表示のあり方
 - 普及啓発・環境教育

容器包装リサイクルWG 中間取りまとめ（概要）

第1章 容器包装リサイクル法の評価

1. これまでの評価

(1) 容器包装リサイクル法の制定時における課題への対応

容器包装リサイクル法の施行により、分別収集が加速され、最終処分場の残余年数の増加（H7：8.5年 H14：13.1年）に貢献した。

(2) 市民意識の向上

日々の分別排出習慣の定着を通じて、市民の環境意識の向上にも寄与をしている。

2. 今後の課題

(1) 最終処分場制約への対応

(2) 更なる資源の有効利用の必要性

(3) 市民の環境意識の向上

(4) 社会的コストの低減の必要性

第2章 容器包装リサイクル制度の見直し

1. 主要な観点

一般廃棄物最終処分場の制約：量的観点の重要性

引き続き容器包装のリサイクルなどを通じて、一般廃棄物処分場の制約緩和に貢献する。

資源の有効利用：質的観点の重要性

資源の有効利用のためには、リサイクルに回される量だけではなく、「質」の向上も必要不可欠。

市民の環境意識の向上：行動変革の重要性。

市民に分別排出への参加を通じた環境意識向上の機会を提供。

2. 見直しの基本的考え方

目的

循環型社会作りを推進し、資源の有効利用を最大化し、環境負荷の少ない社会を目指すこと。そのために最適なシステムを選択すること。

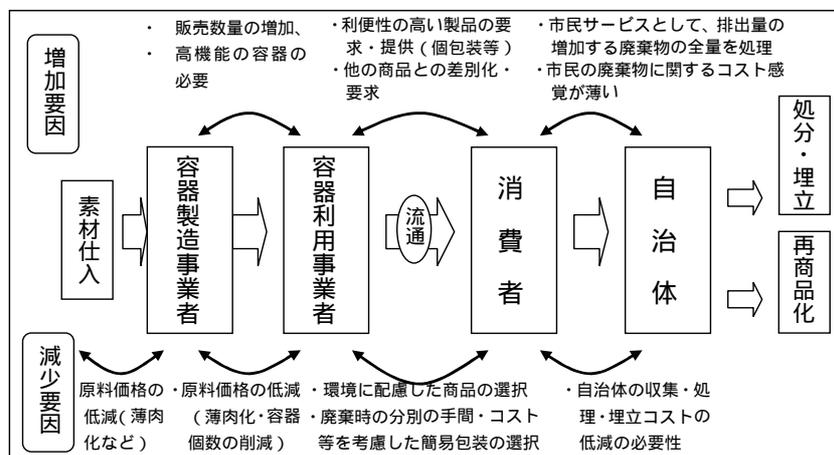
考慮すべき事項

- ・ 容器包装に関係する全ての主体に対して容器包装の3Rを促す制度
- ・ 社会全体のコストが低減されるものであること。
- ・ 市民に分かりやすく市民に環境配慮の意識の向上を促す制度であること
- ・ 各主体が様々な創意工夫や連携を行うことが可能な制度であること

第3章 具体的な見直しの方向性

1. リデュース・リユースの推進

効率的なリデュース・リユースを図るため、特定の主体だけではなく、事業者、市民・消費者、自治体のそれぞれに容器包装の使用削減を促す施策を行う。



(1) 事業者にリデュース・リユースを求めるために以下の取組を検討

事業者の取組を進めるために、容器包装のリデュース・リユースのために、自主的な削減計画の策定や法律に基づく計画、行政による容器包装の削減のガイドライン、主務省庁への取組の報告制度の導入などについて検討。

(2) 自治体にリデュース・リユースを求めるために以下の取組を検討

自治体における容器包装廃棄物のリデュースのベストプラクティスを広めることや、住民一人当たりの排出量の削減計画や排出目標、公的施設などでのリデュース・リユースの率先実施などについて検討。

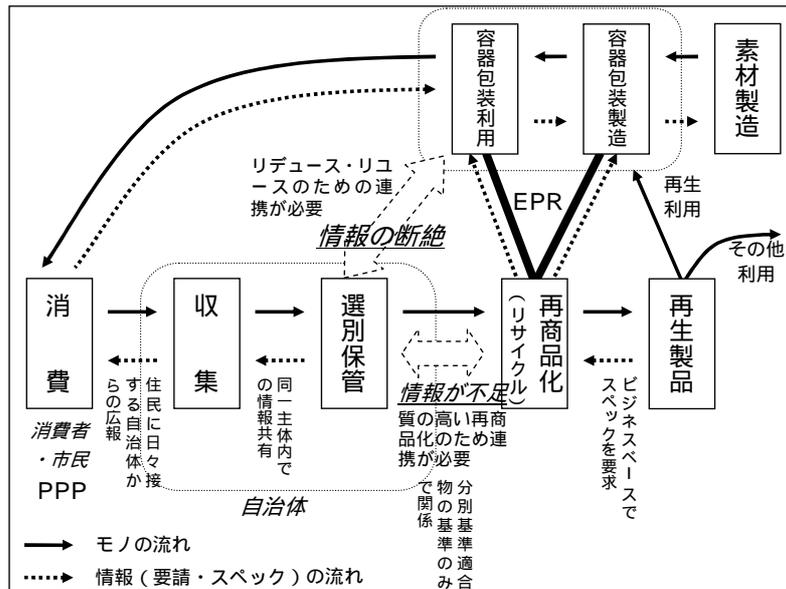
(3) その他の仕組み

- ・ 自主回収認定の要件の見直し。
- ・ レジ袋削減に関する取組：事業者の努力などを後押しし、有料化などを通じて削減する方策について検討。

2. 分別収集から再商品化に至るプロセスの高度化

(1) リサイクルの質的向上などに向けた方策

現在の容器包装リサイクル法は、ペットボトルのリサイクル率がほぼゼロから61%に上昇するなど、リサイクルの量的な促進の面では大きく前進したが、今後、更にリサイクルの質の向上やリデュース・リユースを目指す観点からは、役割の見直しも必要ではないかと考えられる。消費者・自治体・事業者の3者が連携し、質の向上などの方向に向けた取組を強く指向するような仕組みが必要。この際に、相互の連携に努めるサプライチェーン的考え方が重要。

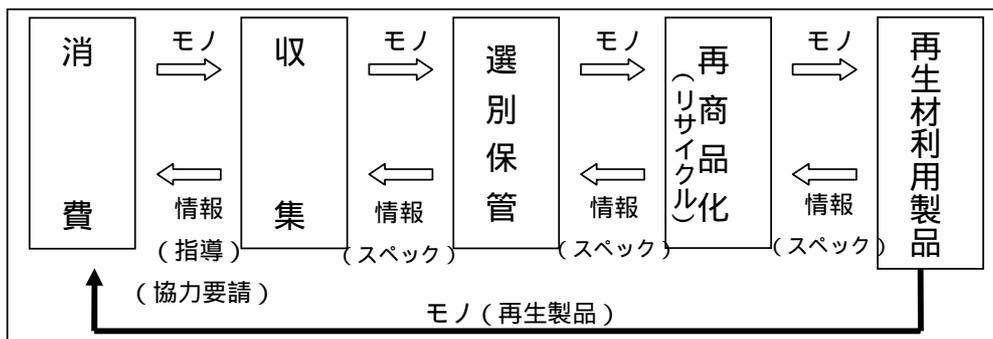


(2) 新たな役割分担の考え方

容器包装リサイクル法のこれまでの成果の上に立ち、従来の役割分担では達成できなかった主体間の連携を促す仕組み作りを促すことが必要。

- ・ 自治体：自治体が、公衆衛生・住民サービス等の観点から、使用済容器包装の分別収集・選別保管に対して果たすべき役割については引き続き存在する。
- ・ 事業者：使用済容器包装の分別収集・選別保管のうち、公衆衛生等の観点を超え資源有効利用に必要と考えられる分に関して一定の役割を果たすべき。

< リサイクル過程におけるサプライチェーン管理 >



< 新たな役割分担を考えるに当たっての前提 >

上記のような役割分担を考えるに当たっては、自治体の自治体の清掃部門の公会計が、企業会計の観点も踏まえて事業会計として整備され、コストの内訳が明確化・透明化された上で、新たな役割分担がリサイクルの質の向上等の効果が期待できるものである必要がある。

(3) 回収ルートが多様化

住民のリサイクルの機会の確保などのために、店頭回収や集団回収などを容器包装リサイクル法の回収ルートとして位置づけることを検討。

3．再商品化手法の合理化・高度化

容器包装に係る資源の有効利用を最大化する観点から、マテリアルリサイクルの質の向上や残渣の有効利用、再商品化能力の確保に対応する必要がある。

- ・ 再商品化手法の多様化（新たなガス化手法、燃料化等）
- ・ 入札手法の検討
- ・ 再商品化製品の品質基準の検討
- ・ プラスチック製容器包装の再商品化に適した新たな分別区分の検討

4．その他

ただ乗り事業者対策のために、現在50万円以下となっている罰則の強化を検討。

家電リサイクル法の施行状況について

1 . 家電 4 品目の引取状況	1
2 . 再商品化実績	5
3 . 家電 4 品目の使用年数の変化	8
4 . 家電 4 品目の不法投棄	9
5 . 市区町村における家電リサイクル法への取組み状況	11
6 . 普及啓発・調査	12
7 . 3 R 及び環境配慮設計等の推移	14

平成 17 年 10 月
経 済 産 業 省
情 報 通 信 機 器 課
環 境 リ サ イ ク ル 室

1. 家電4品目の引取状況

(1) 概況

平成13年4月から施行された家電リサイクル法は、廃家電4品目（エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機）について、消費者による適正排出、小売業者による消費者からの引取り、製造業者等による指定引取場所における引取り及びリサイクル施設における再商品化等を推進している。

平成16年度は約1,120万台がリサイクル処理され、法定基準を上回る再商品化率が達成される等の成果をあげている。

なお、平成16年4月より、電気冷蔵庫に加え、電気冷凍庫が同法の対象に加わった。

(2) 引取の状況（詳細：別紙1-1参照）

平成16年度（平成16年4月～平成17年3月）に、全国の指定引取場所が引取った廃家電4品目は、合計約1,122万台（前年度比75万台増）。

平成17年8月に全国の指定引取場所が引き取った廃家電4品目は、137万台（前年度比12%増）であった。

平成17年4月～17年8月に指定引取場所が引き取った廃家電4品目は、延べ560万台（前年度比4.7%増）であった。

(3) 家電リサイクルプラントの状況（詳細：別紙1-1及び1-2参照）

平成16年度において、指定引取場所から全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電4品目は、合計約1,121万台（前年度比70万台増）。

平成17年8月に指定引取場所から全国のリサイクルプラントに搬入された廃家電4品目は、合計約137万台（前年度比11%増）であった。

平成17年4月～17年8月にリサイクル施設が引き取った廃家電4品目は、延べ559万台（前年度比4.9%増）であった。

家電リサイクルプラントは現在45プラントが稼働しており、法施行後、これらのプラントにおいては、約2,300人の雇用が発生。

(4) 家電リサイクル券システムの状況

家電リサイクル券システムは順調に稼働しており、消費者は、（財）家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp> の「排出者向け引取り状況確認」機能を利用して、自分が排出した家電製品の状況を確認可能。

(別紙1 - 1)

家電リサイクル法施行状況 (指定引取場所、リサイクルプラントにおける引取台数)

1. 全国の指定引取場所における引取台数(4品目合計)

(単位:千台)

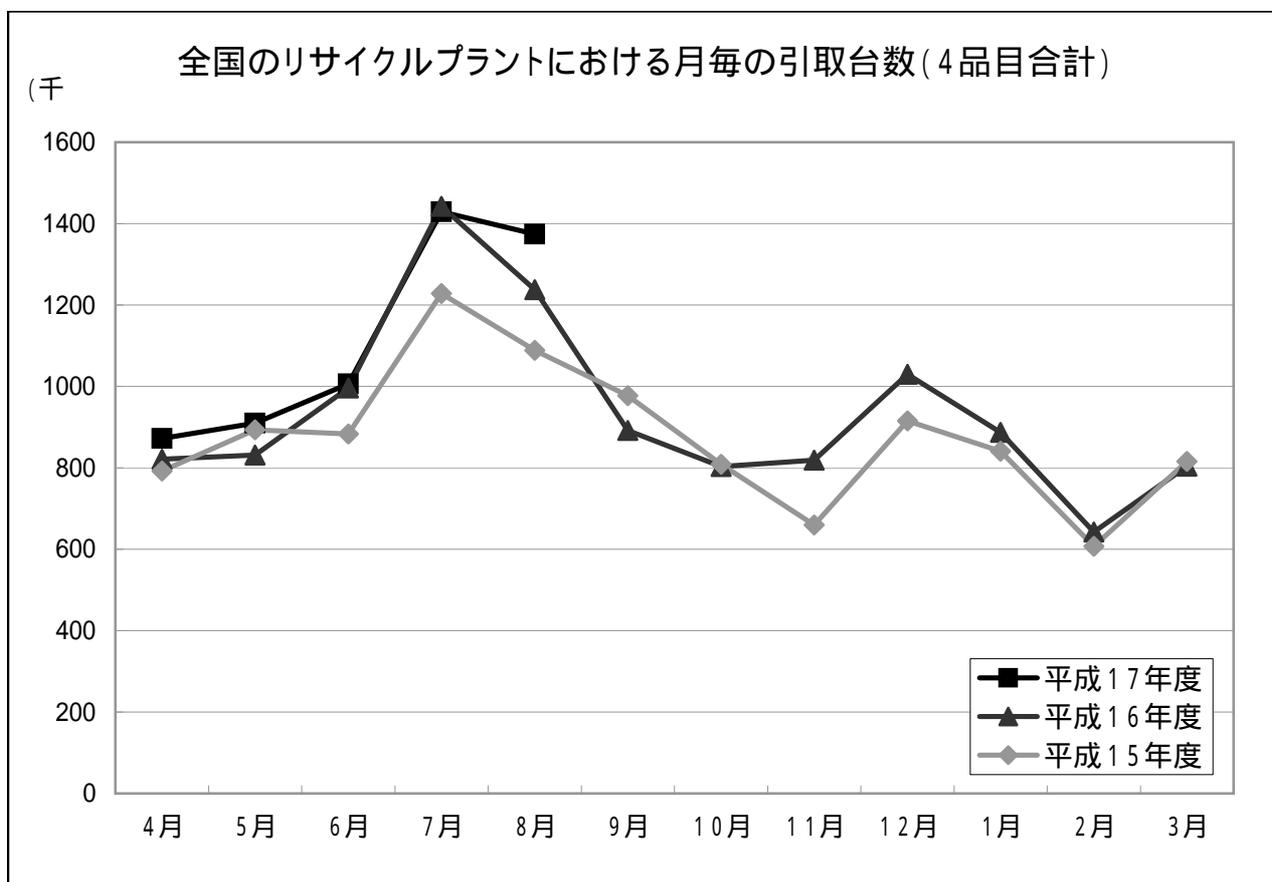
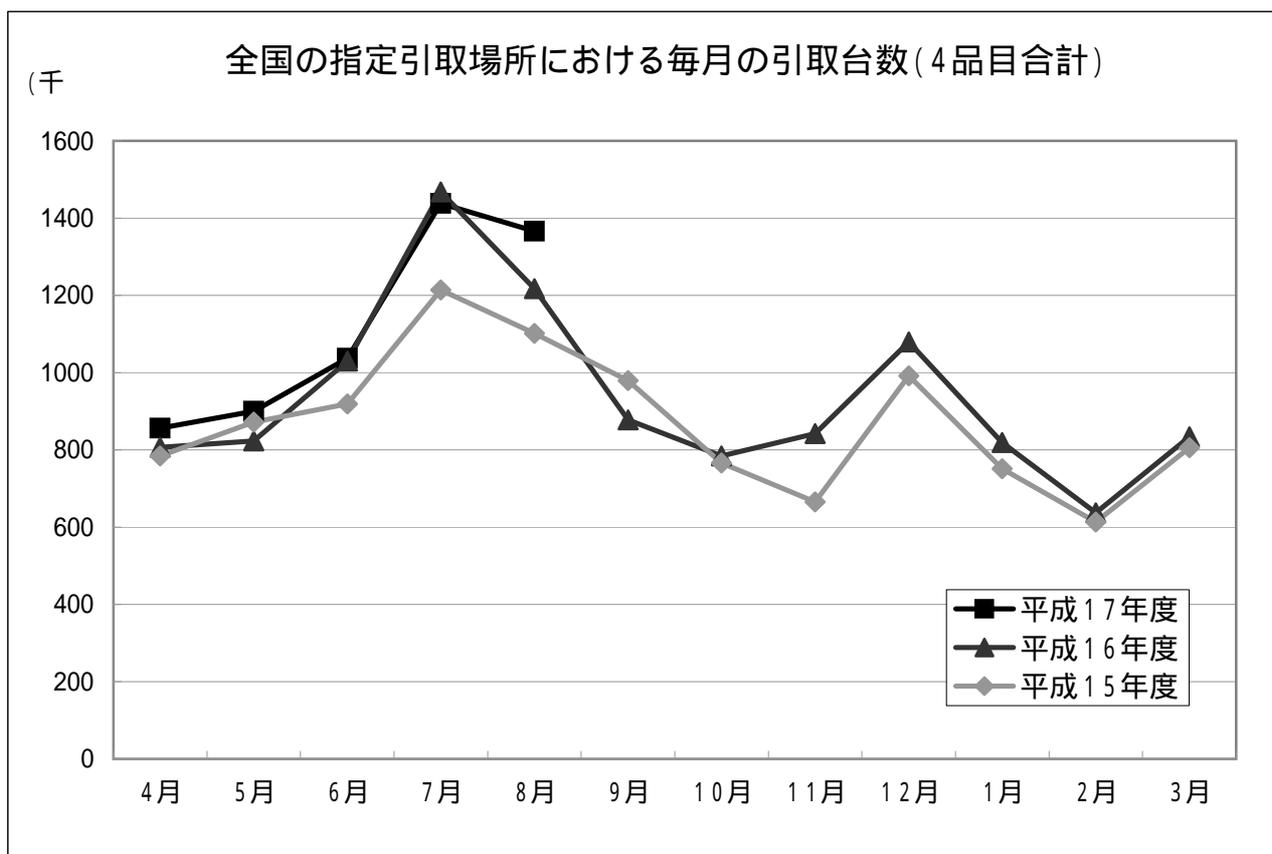
	平成15年度	平成16年度	平成17年度				
	4品目合計	4品目合計	4品目合計	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機
4月	784	807	856	97	295	215	250
5月	872	823	900	144	286	235	235
6月	919	1,030	1,037	246	279	278	235
7月	1,214	1,468	1,438	456	338	372	273
8月	1,102	1,217	1,366	350	368	378	270
9月	979	878					
10月	766	784					
11月	665	842					
12月	992	1,079					
1月	751	819					
2月	613	637					
3月	806	834					
合計	10,462	11,216	5,598	1,291	1,565	1,478	1,263

2. 全国のリサイクルプラントにおける引取台数(4品目合計)

(単位:千台)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度				
	4品目合計	4品目合計	4品目合計	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機
4月	792	821	872	97	304	215	256
5月	893	831	910	141	293	237	239
6月	883	996	1,006	227	275	271	233
7月	1,228	1,442	1,429	450	335	372	272
8月	1,089	1,238	1,374	360	365	381	267
9月	977	892					
10月	809	803					
11月	660	819					
12月	915	1,030					
1月	841	887					
2月	607	642					
3月	816	804					
合計	10,511	11,206	5,591	1,276	1,572	1,476	1,267

いずれも暫定集計値で今後修正があり得る。
四捨五入の関係で合計値が異なる場合がある。



家電リサイクルプラント一覧

平成17年6月1日現在

委託先名	施設所在地	
北海道エコリサイクルシステムズ(株)	北海道苫小牧市	1
(株)鈴木商会 発寒リサイクル工場	北海道札幌市	2
(株)鈴木商会 石狩工場	北海道石狩市	3
東北東京鉄鋼(株)	青森県八戸市	4
東日本リサイクルシステムズ(株)	宮城県栗原市	5
(株)エコリサイクル	秋田県大館市	6
(株)釜屋 リサイクルセンター	福島県岩瀬郡鏡石町	7
関東エコテクノロジー(株)	茨城県稲敷市	8
NNY(株) 那須事業所	栃木県大田原市	9
(株)関東エコリサイクル	栃木県下都賀郡大平町	10
中田屋(株) 伊勢崎工場	群馬県伊勢崎市	11
中田屋(株) 加須工場	埼玉県加須市	12
(株)ハイパーサイクルシステムズ	千葉県市川市	13
中田屋(株) 千葉工場	千葉県千葉市	14
フェニックスメタル(株) 市原事業所	千葉県市原市	15
東京エコリサイクル(株)	東京都江東区	16
(株)フューチャー・エコロジー	東京都大田区	17
(株)テルム	神奈川県横浜市	18
JFEアーバンリサイクル(株)	神奈川県川崎市	19
(株)豊和商事 三条支店	新潟県三条市	20
(株)豊和商事 本社	新潟県長岡市	21
ハリタ金属(株)	富山県西砺波郡福岡町	22
中田屋(株) 富士工場	静岡県富士市	23
(株)富士エコサイクル	静岡県富士宮市	24
グリーンサイクル(株)	愛知県名古屋市	25
豊田メタル(株)	愛知県半田市	26
トーエイ(株)	愛知県知多郡東浦町	27
中部エコテクノロジー(株)	三重県四日市市	28
(株)ハイパーサイクルシステムズ京都分工場	京都府長岡京市	29
サニーメタル(株)	大阪府大阪市	30
関西リサイクルシステムズ(株)	大阪府枚方市	31
(株)松下エコテクノロジーセンター	兵庫県加東郡社町	32
(株)アール・ビー・エヌ	兵庫県姫路市	33
平林金属(株) 港工場	岡山県岡山市	34
平林金属(株) 御津工場	岡山県岡山市	35
九州メタル産業(株)	福岡県北九州市	36
西日本家電リサイクル(株)	福岡県北九州市	37
九州メタル産業(株) 鳥栖営業所リサイクルセンター	佐賀県鳥栖市	38
熊本新明産業(株)	熊本県熊本市	39
アクトビーリサイクリング(株)	熊本県水俣市	40
太信鉄源(株)	宮崎県宮崎市	41
(株)荒川商店	鹿児島県鹿児島市	42
(株)拓琉金属	沖縄県浦添市	43
(株)拓琉リサイクル研究センター	沖縄県沖縄市	44
拓南商事(株)	沖縄県うるま市	45

上記プラントにおける雇用者数:約2,300人

2.再商品化実績

- (1)家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は、リサイクル処理によって鉄、銅、アルミニウム、ガラス等が有価物として回収され、法定基準を上回る再商品化率が達成されました。また、エアコンや電気冷蔵庫・電気冷凍庫に冷媒として用いられているフロン類も回収、破壊され、また、平成16年度から電気冷蔵庫・電気冷凍庫の断熱材に含まれるフロン類も回収、破壊しました。
- (2)(財)家電製品協会から、我が国全体の家電リサイクル実績等を取りまとめた資料がホームページに公開されています(別紙2-1)。
- (3)また、これら平成16年度のリサイクル実績等は、各家電メーカーにより、ホームページ等を通じて公表されています(別紙2-2:各家電メーカーURL一覧)。

平成16年度

特定家庭用機器再商品化法に基づき、製造業者等及び指定法人が1年間(平成16年4月1日～平成17年3月31日)に再商品化等を実施した総合計の状況。

特定家庭用機器廃棄物実施状況の総括(総合計)

		エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機
指定引取場所での引取台数	[千台]	1,814	3,786	2,801	2,813
再商品化処理台数	[千台]	1,809	3,777	2,807	2,791
再商品化等処理重量	[トン]	79,044	103,200	161,131	85,764
再商品化重量	[トン]	64,939	83,868	103,546	58,710
再商品化率	[%]	82%	81%	64%	68%

* 再商品化処理台数及び再商品化等処理重量は平成16年度に再商品化等に必要な行為を実施した特定家庭用機器廃棄物の総台数及び総重量

* 値は全て小数点以下を切り捨て

* 上記の指定引取場所での引取台数及び再商品化処理台数には、管理票の誤記入等により処理すべき製造業者等が確定していないものは含まれない

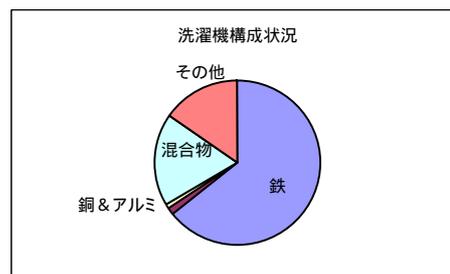
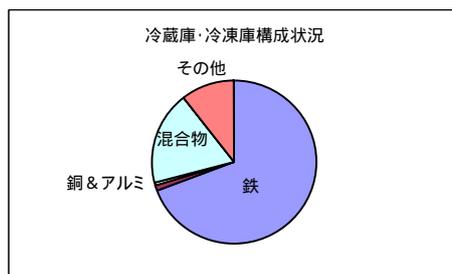
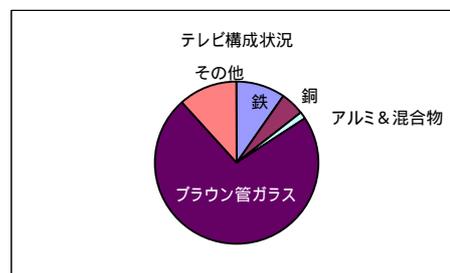
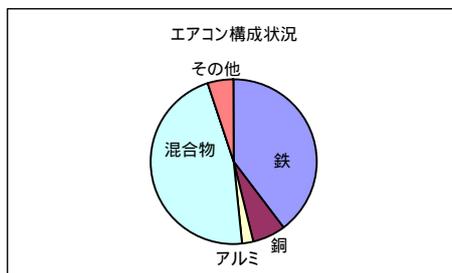
施行規則第47条第1号に基づく総括(総合計)

製品の部品または材料として利用するものに有償または無償で譲渡しようとした場合の当該部品および材料の総重量

		エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機
鉄	[トン]	25,878	8,167	71,608	37,668
銅	[トン]	4,137	3,835	1,267	789
アルミニウム	[トン]	1,340	123	380	455
非鉄・鉄など混合物	[トン]	30,396	1,100	19,401	10,893
ブラウン管ガラス	[トン]		60,818		
その他の有価物	[トン]	3,185	9,823	10,888	8,903
総重量	[トン]	64,939	83,868	103,546	58,710

* 値は全て小数点以下を切り捨て

* 「その他の有価物」とは、プラスチック等である。



冷媒として使用されていたフロン類の回収重量、破壊重量

		エアコン	冷蔵庫・冷凍庫
冷媒として使用されていたフロン類の回収重量	[kg]	994,732	310,915
冷媒として使用されていたフロン類の破壊重量	[kg]	976,479	312,257

* 値は全て小数点以下を切り捨て

断熱材に含まれる液化回収したフロン類の回収重量、破壊重量

		エアコン	冷蔵庫・冷凍庫
断熱材に含まれる液化回収したフロン類の回収重量	[kg]		625,490
断熱材に含まれる液化回収したフロン類の破壊重量	[kg]		616,176

* 値は全て小数点以下を切り捨て

各家電メーカーURL一覧

以下のURLに、各メーカー毎の家電リサイクル法に基づく平成16年度リサイクル実績等が掲載されています。

NO	会社名	URL
	財団法人家電製品協会	http://www.aeha.or.jp
1	松下電器産業株式会社	http://panasonic.co.jp/eco/index.html
2	株式会社東芝	http://www.toshiba.co.jp/kdnrc/
3	東芝キャリア株式会社	http://www.toshiba-carrier.co.jp/
4	東芝コンシューママーケティング株式会社	http://www.toshiba.co.jp/tcm/
5	ダイキン工業株式会社	http://www.daikin.co.jp/kankyo/index.html
6	日本ビクター株式会社	http://www.jvc-victor.co.jp/
7	エルジー電子ジャパン株式会社	http://jp.lge.com/index.do
8	エレクトロラックス・ジャパン株式会社	http://www.electrolux.co.jp/
9	大阪ガス株式会社	http://www.osakagas.co.jp/kankyo/environmental/index.html
10	クリナップ株式会社	http://www.cleanup.jp/
11	株式会社コロナ	http://www.corona.co.jp/
12	ジーイー・エンジンサービス・ディストリビューション・ジャパン株式会社	http://www.gejapan.com/
13	高木産業株式会社	http://www.purpose.co.jp/
14	東京ガス株式会社	http://www.tokyo-gas.co.jp/env/
15	東邦ガス株式会社	http://www.tohogas.co.jp/
16	日本サムスン株式会社	http://www.samsung.com/jp/index.htm
17	森田電工株式会社(株式会社エポテック)	http://www.moritadenko.co.jp/
18	ドメティック株式会社	http://dometic.co.jp/
19	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	http://www.yanmar.co.jp/
20	日立ホーム&ライフソリューション株式会社	http://www.hitachi-hl.com/
21	シャープ株式会社	http://www.sharp.co.jp/corporate/eco/index.html
22	三菱電機株式会社	http://www.mitsubishielectric.co.jp/
23	三洋電機株式会社	http://www.sanyo.co.jp/
24	ソニー株式会社	http://www.sony.co.jp/SonyInfo/Environment/index.html
25	株式会社富士通ゼネラル	http://www.fujitsu-general.com/jp/
26	三菱重工空調システム株式会社	http://www.mhi.co.jp/aircon/cs/
27	株式会社長府製作所	http://www.chofu.co.jp/
28	株式会社トヨタ	http://www.toyotomi.jp/kankyo/kankyo_index.html
29	株式会社ノーリツ	http://www.noritz.co.jp/
30	パイオニア株式会社	http://www.pioneer.co.jp/
31	船井電機株式会社	http://www.funai.jp/
32	リンナイ株式会社	http://www.rinnai.co.jp/
33	三洋セールス&マーケティング株式会社	http://www.sanyo-ssm.com/company/resycle.html
34	三洋ハイアール株式会社	http://www.sanyohaier.co.jp/
35	岩谷産業株式会社	http://www.iwatani.co.jp/
36	小泉成器株式会社	http://www.seiki.koizumi.co.jp/download.htm
37	ジーエーシー株式会社	http://www.gacjp.com/
38	株式会社ソーコー	http://www.k-k-soko.co.jp/
39	双日マシナリー株式会社	http://www.forster.jp/
40	ミーレ・ジャパン株式会社	http://www.miele.co.jp/indexa.html
41	吉井電気株式会社	http://www.yoshii-e.co.jp/
42	燦坤日本電器株式会社	http://www.tsannkuen.jp/
43	株式会社エコ・トゥエンティワン	http://www.eco21.co.jp/
44	三ツ星貿易株式会社	http://www.mitsuboshi-boeki.co.jp/
45	株式会社ダイレイ	http://www.dairei.co.jp/

3. 家電4品目の使用年数の変化

1. 経済産業省が、家電リサイクル法施行後3年目の平成15年度において、指定引取場所に引き取られた使用済み家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）の使用年数について委託調査した結果を、平成9年時点の推定平均使用年数と比較すると、次のとおり。

	平成9年時点での推定平均使用年数	平成15年度時点での平均使用年数	平均使用年数の増減
エアコン	15.6	13.9	1.7
テレビ	11.8	12.5	+ 0.7
冷蔵庫	12.1	14.5	+ 2.4
洗濯機	10.9	11.2	+ 0.3

（注1）平成9年時点での推定平均保有年数は、約4,700の（家庭又は事業所からの）回答から得られた対象機器の保有状況から残存率を推計し、これをワイブル分布関数の計算式に当てはめて、出荷された製品の半数が廃棄されるまでの年数を求めたもの。

（注2）平成15年度時点での平均使用年数は、家電リサイクル法施行後に指定引取場所に実際に引取られた使用済み家電4品目各約2,000台（合計約8,000台）について、出荷時点からの年数を調査した結果。

2. また、内閣府の消費動向調査による買い替え時の平均使用年数の調査結果は次のとおり。

	平成10～12年度平均使用年数	平成16年度平均使用年数	平均使用年数の増減
ルームエアコン	11.87	10.30	1.57
カラーテレビ	9.78	9.40	0.38
電気冷蔵庫	11.71	10.50	1.21
電機洗濯機	9.15	9.00	0.15

（注1）全国約5,000世帯を選定し、調査客体となった世帯が回答を記入。平均使用年数は、買い換え時における買い換え前に使用していたものの使用年数の平均。

（注2）消費動向調査は、平成15年度までは、四半期毎に実施しており、平成10～12年度の数字は、四半期毎の平均使用年数の調査結果を単純平均したもの。平成16年度の数値は、平成17年3月実施の調査結果。

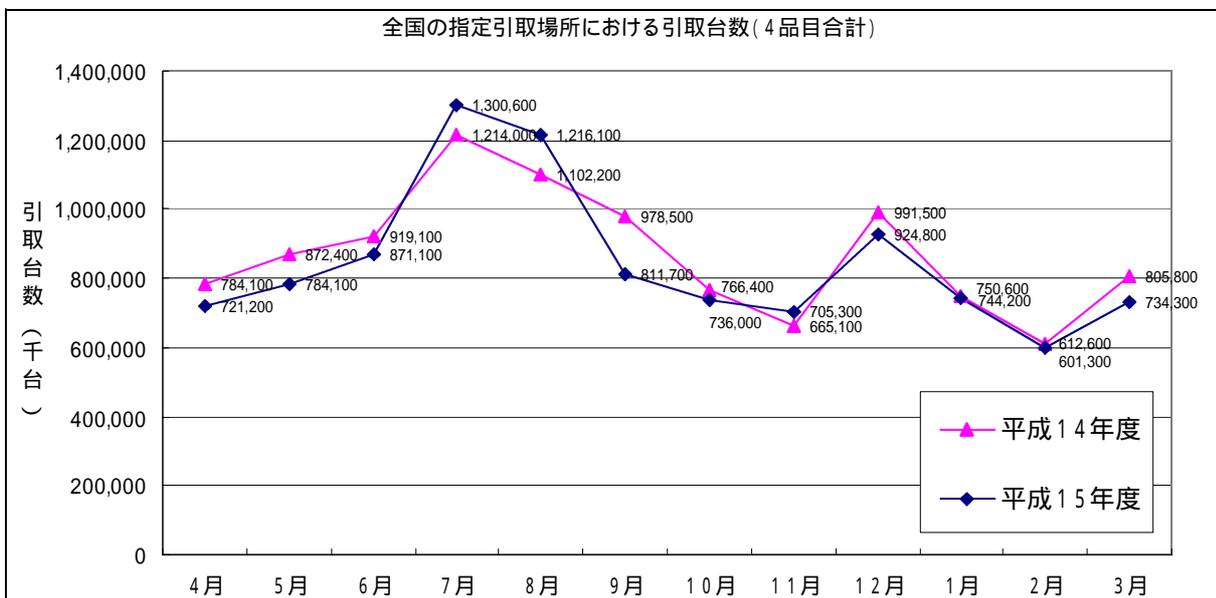
3. 上記1.によれば、家電リサイクル法施行後、エアコンは平均使用年数が短くなっているが、テレビ、冷蔵庫、洗濯機については、平均使用年数が延びており、特に冷蔵庫は2年強も伸びている。一方、上記2.の結果では、全品目とも平均使用年数が減少しており、当省の調査結果と調査年度は異なるものの、逆の傾向を示しており、本年度も引き続き実態把握に努める。

4. 家電4品目の不法投棄

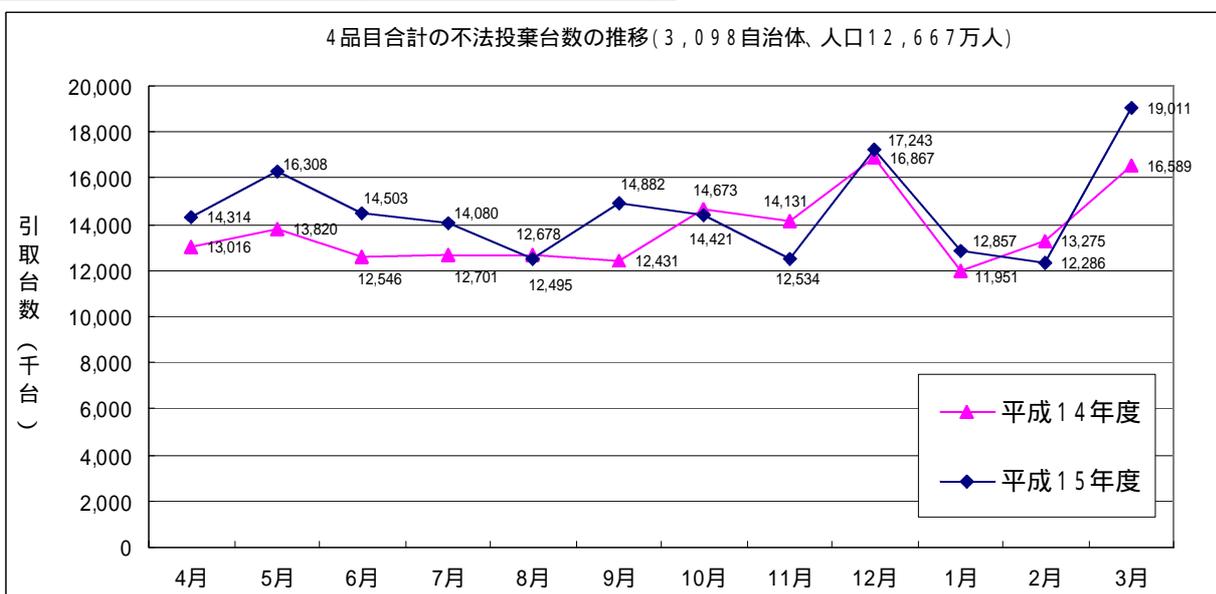
環境省の調査結果をもとに分析すると次のとおり。

- (1) 平成15年度の不法投棄台数(3,098自治体、人口12,667万人(総人口の99%)は、4品目合計で174,980台(前年度比6.2%増)である。
- (2) 家電リサイクル法に基づき、指定引取場所に持ち込まれた廃家電も1,046万台と増加(前年度比3%増)したことから、引取等台数(=引取台数+推定不法投棄台数)に対する不法投棄台数は1.66%と前年度の1.61%とほぼ同様の水準である。
- (3) 家電リサイクル法に基づく引取台数も増えている傾向にあるが、不法投棄台数が増加していることは誠に遺憾であり、引き続き実態を注視していく必要があると考えられる。

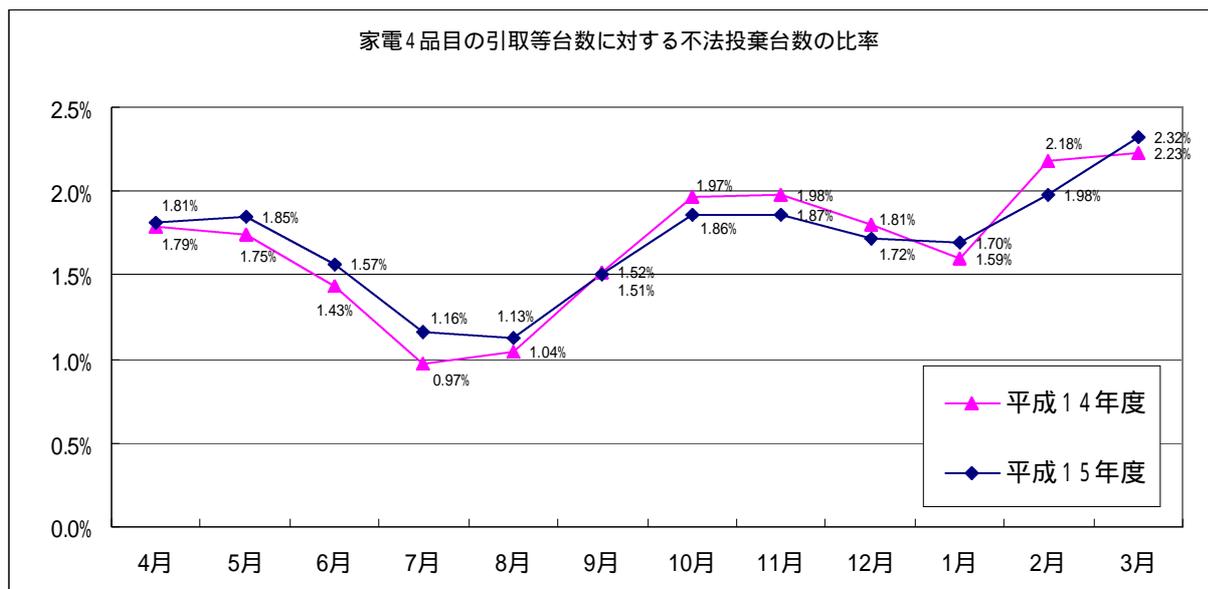
指定引取場所での引取台数の推移



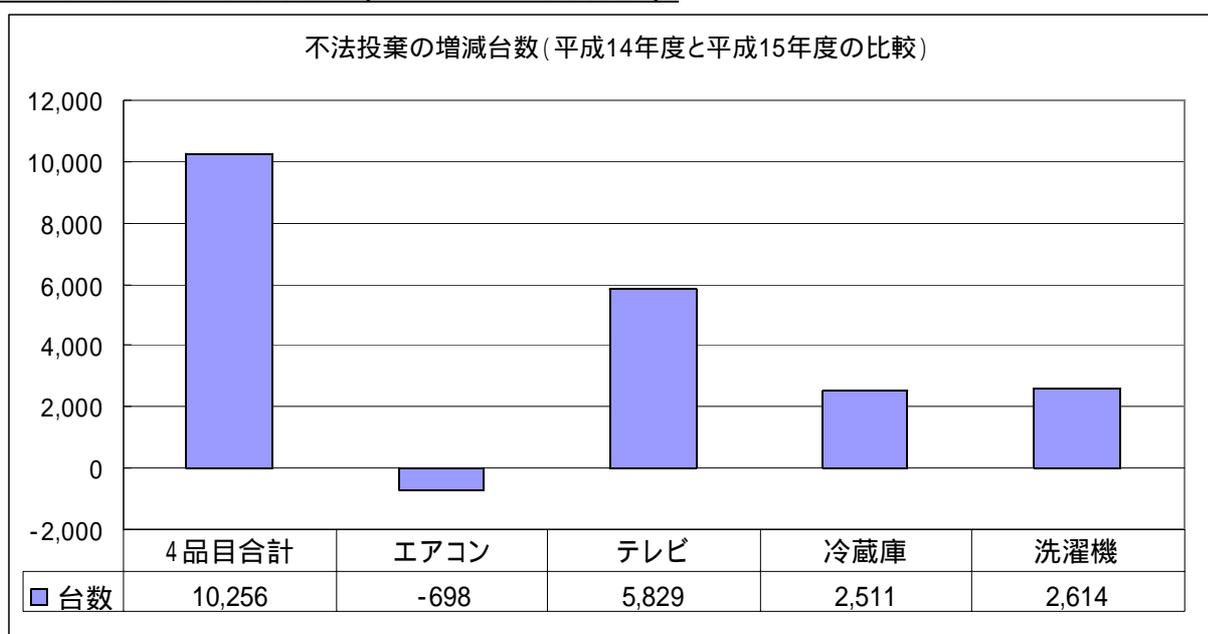
不法投棄台数の推移(3,098自治体)



4品目の廃棄台数全体に占める推定不法投棄台数の比率



不法投棄の増加台数（3,098自治体）



不法投棄台数（3,098自治体）

（台）

	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	合計
14年度	17,835	82,465	35,493	28,885	164,678
15年度	17,137	88,294	38,004	31,499	174,934
増加台数	-698	5,829	2,511	2,614	10,256
対前年度比	-3.9%	7.1%	7.1%	9.0%	6.2%

5. 市区町村における家電リサイクル法への取組み状況

環境省の調査結果から、次のような状況にあると考えられる。

- (1) 7割を超える市区町村が家電リサイクル法施行状況について、概ね順調に推移していると肯定的に評価している。
- (2) その一方で、不法投棄の増加を施行上の問題としている市区町村が8割、新たな費用負担に対する住民の不満を施行上の問題としている市区町村が5割であった。
- (3) 平成12年度と家電リサイクル法施行後の13年度の市町村による回収量を比較すると、約1.3%程度(対前年度比98.7%減)と大幅に減少しており、調査対象市町村数等が異なることから単純に比較はできないものの、15年度も14年度及び13年度に引き続き大部分の廃家電が家電リサイクル法に基づき引取られたと考えられる。

<注> 以下の表は、平成15年7月17日及び平成16年8月6日に環境省が公表した「市区町村における家電リサイクル法への取組み状況について」より、抜粋。

平成15年度の行政回収の実績台数

(市区町村数765、人口3,838万人)

	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	合計
平成15年度	13,047台	55,437台	32,254台	28,188台	128,926台

(平成16年8月6日環境省公表資料より)

平成14年度の行政回収の実績台数

(市区町村数843、人口3,797万人)

	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	合計
平成14年度	12,849台	53,357台	32,874台	29,184台	128,264台

(平成15年7月17日環境省公表資料より)

平成12年度、13年度、14年度の行政回収の実績台数の比較

(市区町村数620、人口5,078万人)

	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	合計
平成12年度	311,890台	1,334,838台	621,326台	547,056台	2,815,110台
平成13年度	5,457台	17,263台	10,937台	9,685台	42,342台
平成14年度	5,799台	21,465台	11,979台	11,121台	50,364台

(平成15年7月17日環境省公表資料より)

6 . 普及啓発・調査

平成 17 年度に実施する予定の普及啓発事業、情報提供事業は下記のとおり。

1 . パンフレットの作成、配布

家電リサイクル法の仕組み、リサイクル処理工程、実績データ、法の効果等を中心に掲載。また、パソコン、携帯電話、二次電池、自動車バッテリー等の話題性の高い品目のリサイクル状況等について掲載予定。

2 . 環境教育マニュアル・ツールの開発・活用

家電リサイクル法関係の周知が進み、制度が概ね定着してきている一方で、不法投棄が依然として後を絶たない状況にあり、最終処分場の逼迫や有用な資源の枯渇をはじめ、地球温暖化、オゾン層の破壊、有害物質による環境汚染等、様々な解決すべき課題に対する国民、事業者等の理解を増進するための地道な啓蒙活動が重要との指摘が、自治体から寄せられている。

このような国民、事業者等の理解を増進するための自治体による地道な啓蒙活動の一助となるよう、環境教育マニュアル・ツールを開発し、活用を図る予定。

3 . ホームページの活用

4 . 家電リサイクルプラントの見学受入の実施（別紙 6 - 1）

（ご参考）平成 16 年度に実施した事業

パンフレットの作成、配布（3 種類、約 20 万部）

ホームページの活用

広報マニュアル・広報ツールを開発、自治体へ配布（4000 部）

ポスターの作成、配布（8000 部）

ポスターの駅貼り（100 部）

家電リサイクルプラントの見学受入の実施（別紙 6 - 1）

「家電リサイクル法相談窓口」における問い合わせ対応

家電リサイクルプラントにおける見学受入一覧表

	リサイクルプラント名	所在地	受入日 (曜日・時間 等)	最大受 入 可能人	所要時間	申込先 (電話番号、FAX番号 等)	平成16年度 見学受入 総数(人)
1	(株)鈴木商会 発寒リサイクル工場	札幌市西区発寒15条13丁目3番45号	火・水	座席42 席 立席含	40分～1.5 時間	TEL : 011-676-2770 FAX : 011-676-2773	470
2	北海道エコリサイクルシステムズ(株)	北海道苫小牧市字柏原6番269	火・水・木10:00 ～11:30 13:30 ～15:30	50	1時間	TEL : 0144-53-9307 FAX : 0144-53-1699	859
3	(株)エコリサイクル	秋田県大館市花岡町字堂屋敷30-2	月～金9:30～ 11:00 13:00～ 16:30	30	1時間	TEL : 0186-47-1001 FAX : 0186-47-1002	1,568
4	東日本リサイクルシステムズ(株)	宮城県栗原市鶯沢南郷南沢82-2	水、木13:00～ 16:00	40	1時間	TEL : 0228-57-1015 FAX : 0228-57-1016	886
5	(株)関東エコリサイクル	栃木県下都賀郡大平町富田800	火、木9:30～ 11:30 13:30～ 16:00	25	0.5時間	TEL : 0282-43-1122 FAX : 0282-43-1115	1,308
6	(株)ハイパーサイクルシステムズ	千葉県市川市東浜1-2-4	火・木9:00～ 17:00	40	1.5時間	TEL : 047-327-5860 FAX : 047-327-5861	936
7	東京エコリサイクル(株)	東京都江東区若洲38番	水・木14:00～ 15:00	24	1時間	TEL : 03-3522-6690 FAX : 03-3522-6688	358
8	(株)テルム	神奈川県横浜市鶴見区寛政町20-1	火曜・木曜 10:00～11:30 13:30～15:00	50	1時間	TEL : 045-510-6830 FAX : 045-506-7978	6,216
9	J F E アーバンリサイクル(株)	川崎市川崎区水江町6番1号	火・水・木 10:00～16:00	10	2時間	TEL : 044-322-1654 FAX : 044-322-1523	958
10	(株)富士エコサイクル	静岡県富士宮市山宮3507番地19	火、木10:30～ 11:30 13:30～ 14:30 14:30～	20	0.75時間	TEL : 044-861-9846 FAX : 044-861-9891	485
11	グリーンサイクル(株)	愛知県名古屋市中区昭和町13番地	火～金10:00～ 12:00 13:30～ 16:30	75	1.75～2時 間	TEL : 052-613-5714 FAX : 052-613-5799	1,237
12	関西リサイクルシステムズ(株)	大阪府枚方市春日北町2丁目28-1	水・木10:00～ 13:00～	50	1.5～2時 間	TEL : 072-808-9888 FAX : 072-808-9889	1,621
13	(株)アール・ピー・エヌ	兵庫県姫路市飾磨区中島3059番地20	火・水・木 10:00～14:00～	40	1時間	TEL : 0792-43-1200 FAX : 0792-43-1202	299
14	(株)松下エコテクノロジーセンター	兵庫県加東郡社町佐保50	水・木・金 10:00～11:30 13:30～15:00	50	1.5時間 (Q&A含む)	TEL : 0795-42-8570 FAX : 0795-42-8580	11,425
15	平林金属(株)御津工場	岡山県岡山市御津高津120-13	月～金 9:30～16:30 (12:00～13:00)	50	1.5時間	TEL : 0867-24-0505 FAX : 0867-24-9696	1,685
16	西日本家電リサイクル(株)	福岡県北九州市若松区響町1丁目62番地	火(午前) 金(午前・午後)	50	1時間	TEL : 093-752-2881 FAX : 093-752-2883	8,592
17	アクトピーリサイクリング(株)	熊本県水俣市塩浜町278-6	月～金 9:00～17:00	30	1時間	TEL : 0966-62-3300 FAX : 0966-62-3338	622
18	(株)拓琉金属	沖縄県浦添市港川495-9	水午後	5	0.5時間	TEL : 098-876-3548 FAX : 098-876-5849	113
19	(株)拓琉リサイクル研究センター	沖縄県沖縄市登川3513-1	水午後	5	0.5時間	TEL : 098-876-3548 FAX : 098-876-5849	80
合 計							39,718

7. 3 R 及び環境配慮設計等の進捗

家電リサイクル法の施行に伴い、家電メーカーにおいては、手解体工程の見直し等による再商品化率の更なる向上や製品アセスメントへの取組み等、さまざまな取組みが進められている。具体的な事例は以下のとおり。

1. リサイクルへの取組み

家電メーカー等では、再商品化率の更なる向上を目指してプラスチック等の徹底的な選別・分別を実施するなど、手解体工程の見直し等に取り組んでおり、廃棄物として扱っていたものを取組み強化により有価物に転換させたり、プラスチックをサーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへ変更させた事例等がある。

(再商品化への取組み例)

ブラウン管ガラスを再びブラウン管ガラスの材料に使用
再生プラスチックを新商品（エアコン、冷蔵庫、洗濯機）に採用
銅、アルミをエアコンの室内機及び室外機の熱交換器に再利用
鋳物鉄をエアコン（室外機）のコンプレッサーの鋳物部品に再利用
廃洗濯機のPP樹脂製水槽を、新商品の水槽に再生する技術の実用化

2. 製品アセスメントへの取組み

家電メーカーでは、リサイクル処理の容易性を高めるため、ネジ止め箇所の削減、プラスチック素材の種類削減、外しやすいネジ等の開発等の環境配慮設計に取り組むとともに、製品の設計段階で、生産・流通・使用・再商品化・処分のライフサイクルの各段階の安全や資源、環境への影響を調査して予測・改善を行い、製品のライフサイクル全般の環境負荷低減に努めている。

なお、家電メーカーの製品アセスメントへの取組みについて、(財)家電製品協会ホームページ <http://www.aeha.or.jp/assessment> において公開している。

3. 特定の化学物質等への対応

(1) 特定の化学物質（鉛、カドミウム等）

各家電メーカーは、無鉛はんだの導入、六価クロム、水銀、カドミウム、特定臭素系難燃剤（PBB、PBDE）等蓄積性があり、人体に影響を及ぼすとされる特定の化学物質の使用の大幅な削減について、環境報告書等で具体的な計画を掲載し、積極的に取り組んでいる。

(2) フロン、代替フロンへの対応

平成14年1月からノンフロン冷蔵庫の発売が開始され、現在に至っては数多くの機種が販売されており、ノンフロン冷蔵庫への転換が着実に進展している。

自動車リサイクル法の施行状況について

平成 17 年 10 月
経済産業省製造産業局自動車課

1. 施行状況全般

経済産業省と環境省は、自動車リサイクル法（平成 14 年 7 月制定）について、制定後 2 年半ほどの間、自動車メーカー、関係事業者、関係自治体などとともに施行の準備を行ってきたが、同法は本年 1 月 1 日から本格的に施行。

本格施行以降、10 万以上の関係事業者は「自動車リサイクルシステム」を利用して、リサイクル料金の支払い、使用済自動車の引取・引渡等に関して原則パソコンからインターネットを経由して（財）自動車リサイクル促進センターに対し報告を実施。

自動車リサイクルシステムは、（社）日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合が自主的に費用負担し、開発を行ってきた情報処理システム。同システムの運用は、自動車リサイクル法における中核業務を担う（財）自動車リサイクル促進センターが中心となって担当しており、概ね順調に稼働中。

2. 関係事業者の状況

(1) 解体業者等の関連事業者

自動車リサイクル法に基づき、引取業者・フロン類回収業者は自治体の登録を、解体業者・破砕業者については自治体の許可を受ける必要あり。

< 関係事業者の許可登録状況（本年 3 月末現在） >

関連事業者	事業者数
引取業者	85,144
フロン類回収業者	22,661
解体業者	5,490
破砕業者 （プレス、せん断のみ）	1,166 （1,043）
（シュレッダー）	（123）
計	114,461

上記の自治体への登録・許可とは別に、電子マニフェストや預託関連の実務を行うための自動車リサイクルシステムへも登録が必要。

(2)自動車メーカー、輸入業者

自動車メーカー等は、シュレッダーダスト（ASR）、エアバッグ類、フロン類を引き取り、達成すべきリサイクル率の水準に従ってリサイクルを実施（フロン類については破壊）。

シュレッダーダストのリサイクル水準

2015年度以降	70%以上
2010年度以降	50%以上
2005年度以降	30%以上

自動車メーカー等は、法律施行後のリサイクルの実施状況について、年度毎に公表する義務があり、既に全ての自動車メーカー等が公表済。2004年度はシュレッダーダストの引取量が少ないため評価できる段階にないが、各社ともに、基準を上回るシュレッダーダスト及びエアバッグ類のリサイクル率を達成。

シュレッダーダストのリサイクルについては、規模の利益によるコスト削減、破砕業者の業務円滑化を背景に、ある程度グループを組んで共同で対処することとし、日産、三菱、マツダを中心とするグループ（ART：Automobile shredder residue Recycling Team）と、トヨタ、ホンダを中心とするグループ（THチーム）が競争しつつリサイクルを実施。

フロン類及びエアバッグ類については、関連事業者の利便を考慮し有限責任中間法人自動車再資源化協力機構を設立し、同機構が自動車メーカー等から委託を受け、一元的にフロン類、エアバッグ類を引き取り、リサイクル及び破壊を実施。

リサイクル料金は、シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金の3種類から構成され、それぞれ適正コストを踏まえ、自動車メーカー等が独自の判断の下、設定・公表するもの。また、リサイクル料金に加え、情報管理料金、資金管理料金も合わせてお支払い頂くこととなっている（後述）。

<リサイクル料金の水準>

自動車の種類	リサイクル料金の合計額の水準
軽・小型乗用車（コンパクトカー） エアバッグ類4個、エアコン有り	7千円～1万6千円程度
普通乗用車 エアバッグ類4個、エアコン有り	1万円～1万8千円程度
中・大型トラック エアバッグ類2個、エアコン有り	1万円～1万6千円程度
大型バス エアバッグ類2個、エアコン有り	4万円～6万5千円程度

(3)リサイクル料金の管理業務

原則新車販売時に徴収するリサイクル料金は、当該車両が廃車となる平均10年後まで、資金管理法（（財）自動車リサイクル促進センターを主務大臣が指定）において安全・確実に管理（管理総額は、約8千億円の規模）。

資金管理の方針は、有識者・消費者代表から構成される第三者委員会の審議を経た上で決定。運用対象資産は法律でも限定されており、元本確保を原則とし、原則国債、地方債を対象。また、消費者の信頼を得るべく、運用の状況は四半期ごとに公開するなど積極的な情報公開を実施。

リサイクル料金の具体的な徴収は、以下のとおり。

新車（制度施行後に販売）

新車購入時に新車ディーラーを通じて支払い。

既販車（制度施行前に販売）

- ・車検時に運輸支局等に設置された専用端末機に車台番号等を入力することで、リサイクル料金の請求書が印刷され、これを近傍の窓口に表示し、リサイクル料金の支払いを行う方式が基本。
- ・一方、大口整備事業者は、手元のパソコンを利用し、リサイクル料金の支払い業務を行うことも可能（金融機関口座引き落とし等により支払う）。
- ・リサイクル料金の支払いを確認した上で、運輸支局等が車検証の交付を行うこととなっており、リサイクル料金が支払われていない場合は車検が通らない制度となっている。

制度施行後車検を受けずに廃車になるもの

廃車として引き取られる段階で引取業者（新車・中古車ディーラー、整備事業者等）を通じて支払い。

自動車メーカー等の設定するリサイクル料金の支払いに伴い、（財）自動車リサイクル促進センターにおけるリサイクル料金の管理に要する費用として資金管理料金を、廃車の情報管理に要する費用として情報管理料金を、自動車所有者に支払っていただくことが必要。

資金管理料金	新車購入時の場合	380円
	車検時・廃車時の場合	480円
情報管理料金		130円（一律）

(4)電子マニフェスト等の電子情報システム構築

関係事業者は、廃車1台ごとの引取・引渡の状況に関し、原則パソコンによりインターネット経由で報告を実施（電子マニフェスト制度）。パソコン操作は可能な限り簡便なものとするとともに、操作方法の詳細マニュアルも全ての事業者配布。

3. リサイクル料金の預託及び移動報告の状況

(リサイクル料金預託状況)

預託時別	預託台数(台)		預託金額(億円)	
	4-9月計	施行後累計	4-9月計	施行後累計
新車新規登録時	2,827,768	4,442,597	310	485
車検時	15,616,556	23,477,764	1,443	2,178
引取時	1,267,420	1,717,602	100	136
合計	19,711,744	29,637,963	1,853	2,799

(工程別引取・引渡報告(電子マニフェスト)実施状況)

工程種別	引取報告(件)		引渡報告(件)	
	4-9月計	施行後累計	4-9月計	施行後累計
引取工程	1,437,034	1,908,091	1,452,596	1,901,906
70ㄱ類回収工程	1,196,375	1,579,718	1,205,097	1,565,299
解体工程	1,519,522	1,945,162	1,510,783	1,885,762
破砕工程	2,349,110	2,891,835	2,376,709	2,831,615

フロン類を搭載していない車は引取工程から直接、解体工程に流れる。
解体工程、破砕工程では同工程間での移動が可能。

4. 施行状況の評価

施行後1月から9月までの累計で、190万8千台の廃車が正規の自動車リサイクルのルートに乗っているが、年間の廃車発生台数を400万台程度と想定していたところ、当初想定を下回る水準にある。これは、制度施行前のいわゆる「駆け込み廃車」が相当数に上ったと見込まれること、

平成16年の中古車輸出台数も前年比17.5%増になるなど中古車輸出が増加傾向にあり、そもそも国内廃車発生台数が400万台に達しているのか不明であること、などが要因として考えられる。

「駆け込み廃車」が一段落したと思われる4月以降は、平日一日あたり1万台程度の使用済自動車が安定的にリサイクルシステムに乗っており、さらに上記の中古車輸出の要因を考え合わせると、今のところ特に問題となるような状況とは言えないが、今後の動向を注視することとしている。

一方で、個別の事業者レベルにおいて、違法行為や不適正な行為が行われたり、正規ルート以外に廃車が流れたりすることのないよう引き続き措置することが重要である。このような違法行為が行われるとしたら、事業者の適正な競争環境の維持の面から不適切である。これまでも自治体、関係団体とも

連携しつ、行政処分等の指針の作成等を実施してきたところ。また、各自治体においては、立入検査を計画的に行うなど、厳正な法の執行を実施。

5. その他

離島からの使用済自動車の運搬等の離島対策については、(財)自動車リサイクル促進センターにおいて自治体とも相談しつつ準備をすすめ、本年10月1日から事業開始。不法投棄された自動車の処理等の不法投棄対策の運用についても、具体的な事案が発生した場合に対応できるよう(財)自動車リサイクル促進センターにおいて実務を準備済。

自動車リサイクル法の円滑な施行に資するものとして、自動車リサイクル部品の活用促進策について、関係事業者と引き続き検討中。特に昨年度からグリーン調達法の対象物品に新たに自動車中古部品を加えたところであり、各政府機関は中古部品を優先的に購入していくこととなっている。

6. 制度の普及・広報

(1) 関係事業者向け

施行前、これまで計3回にわたり、それぞれ全都道府県(約50カ所)において、全業種の関係事業者向け全国説明会を実施。

これに加え、下記のとおり各業種別の説明会も適宜開催し、きめ細かく説明。延べ5万人以上が参加。また、各事業者団体内部でも、会員向けの説明会を精力的に開催。

説明会	時期	開催場所数	対象事業者数 / 参加者数
シュレッダー事業者及びプレス・せん断処理業者向け	昨年2~3月	全国8カ所	約1,400社 / 約1,900名
リサイクル料金徴収事業者(整備事業者)向け	昨年2~3月	全国54カ所	約17,000社 / 約20,000名
並行輸入業者向け	昨年9月	全国3カ所	約250社 / 約300名
整備関係指導員向け	昨年9~11月	全国17カ所	整備振興会・自販連事務局 / 約1,000名
車検場団体向け	昨年10月	全国10カ所	約450団体 / 約500名
中古車ディーラー等向け(第一回)	昨年10~11月	全国50カ所	案内送付先約60,000社 / 約11,000名
解体業者向け	昨年11~12月	全国14カ所	約5000社 / 約7,500名
中古車輸出業者向け	昨年11~12月	全国5カ所	約800社 / 約1,400名
中古車ディーラー等向け(第二回)	本年1~2月	全国50カ所	案内送付先約60,000社 / 約8,000名

本年度においても、引き続き、各業種別に説明会を各地で実施（解体業者向け約 15 回、引取業者向け約 20 回）。今後とも、施行状況に応じて説明会を実施していく予定。

また、コールセンターを設置し、関係事業者からの質問等に電話対応できるよう措置（一般ユーザーからの問い合わせにも対応）。

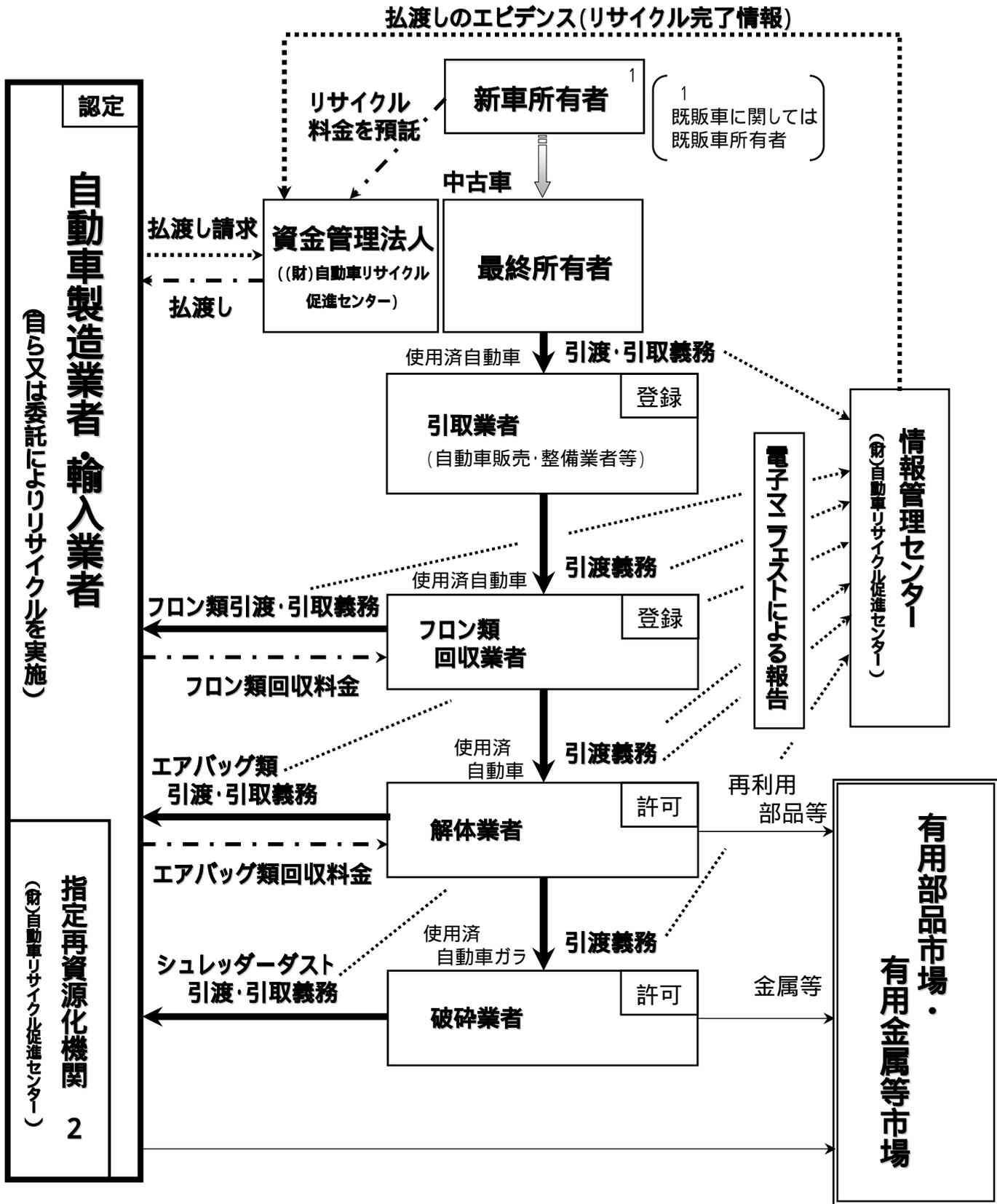
(2)一般ユーザー向け

自動車リサイクル法の円滑な立ち上げのためには、一般ユーザーの理解度向上が極めて重要との認識に基づき、昨年は、施行直前を中心としてテレビ・ラジオCM、新聞・雑誌広告、リーフレットの配布等を実施。結果として、自動車リサイクル法の認知度は90%を越える状況となっている。

今年度も引き続き、一般ユーザーの理解促進を図るため、9月上旬に実施したテレビCMや、7月からのラジオ放送を始めとして、各種媒体を効果的に活用し、理解普及活動を行っていく予定。

媒体	内容
テレビCM	・ 9月上旬に集中的に実施 ・ 概ね5～10本/1日程度放映
ラジオCM	・ 7月から放送開始 ・ 長時間CMや時報を利用した定期的な放映
新聞広告	・ 9月下旬に5段広告を掲載予定
雑誌広告	・ 幅広いジャンルの雑誌への広告掲載を実施
リーフレット	・ 9月より約1,000万枚配布
ポスター	・ 9月より約15万部配布
その他	・ 東京モーターショー、各自治体による環境イベント等に出展

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図



2 リサイクル義務者が不存在の場合等につき指定再資源化機関が対応。その他離島対策、不法投棄対策への出えん業務も実施。